

平城宮発掘調査報告Ⅱ

奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所10周年記念学報（学報第15冊）

平城宮発掘調査報告Ⅱ

官衙地域の調査

奈良国立文化財研究所

1 9 6 2

序

奈良国立文化財研究所では現在その仕事の重点を諸々の文化財の基礎調査と綜合研究とに置いている。ここに基礎調査というのは、例えばどこかの寺院にある建築とか彫刻とか絵画とか工芸とかを、それぞれ一つ残さず小さな断片までも精密に調べあげて、それ等にはほどんなものがあるかということを明らかにするもので、これまでにこの研究所で実施した基礎調査の主なるものに、唐招提寺における建築、彫刻、絵画、工芸、古文書等の調査や、西大寺の絵画、古文書類の調査などがある。また綜合研究とは、一つの研究題目に建造物や美術工芸や歴史等の各部門のもの達が寄り集つて、これを各方面から考究するもので、これまでの綜合研究には、東大寺大和尚南無阿弥陀仏重源に関する研究や、西大寺興正菩薩観音の研究などがある。そしてこれ等の基礎調査と綜合研究とを兼ね合わしたものに、飛鳥寺、川原寺の調査研究や、平城宮跡の発掘調査などがある。これ等の調査なり研究なりは、奈良という文化財の宝庫のまん中にある研究にしてはじめてなし得られるものであるから、こんなやり方は今後ともずっと続けてゆきたいものと念願している。

ただこうした研究の成果を世に問うための学報なり史料集なりの出版については、これ等があまりに地味なものだけに、なかなか思うようにいつていなかつたといつてよい。ところがこの五月十二日

における研究所の十周年記念式典に際して会長中山正善氏、副会長赤坂頼磨氏、同越智岩太郎氏、同橋本凝胤師、幹事長和田軍一氏等による奈良国立文化財研究所十周年記念事業後援会の絶大な援助によつて、たまたま研究の各研究室すでにでき上つていた四篇の研究を一度に出版することができたのは、まことに喜ばしい限りといわなければならぬ。たしかにこれ等の研究は、それぞれの専門分野において必ずやその並々ならぬ努力のほどが認められるものと信じて疑わないし、またそれは後援会を通じてこの記念事業に協賛された方々の要望にも応えることができるものと自負している次第である。

因みにこれ等の学報がこうして出版されたについては、そこに天理の養徳社のまつたく厚意そのもののような献身的な努力があつたことを、とくに申し添えて置きたいと思う。そしてこれ等の学報の内容なり出版なりについて何かと御心添を賜つた方々に心から御礼を申し述べる。

昭和37年4月10日

奈良国立文化財研究所長

小林剛

例　　言

1 本学報第15冊は奈良市佐紀町の特別史跡「平城宮跡」における第2・4・5・6次発掘調査の報告であって、平城宮調査に関する学報としては第2冊目にあたる。

2 平城宮の発掘調査は、歴史研究室と建造物研究室を中心に研究所が総力をあげておこなっている事業であるが、さらに文化財保護委員会をはじめ東京国立文化財研究所、奈良国立博物館、正倉院事務所、京都大学人文科学研究所、奈良県教育委員会その他の協力援助をうけて調査の万全を期している。また発掘調査を進める上に地元佐紀町の方々には多大の御迷惑をかけているにかかわらず、深い御理解のもとに絶えざる御協力をえている。ここに厚く感謝申し上げたい。

3 本報告書の作製には歴史・建造物両研究室の全員が分担してこれに当ったが、上記諸機関のほか特に岸後男、直木孝次郎、阪倉篤義、小原二郎、布目順郎、丹信実、西村兵部、植崎彰一、松岡樹、木村捷三郎氏等の御助力をえたことを銘記して謝意にかえることとする。

目 次

第 I 章 序 言	1
1 調査事業の発足	1
2 調査計画と組織	3
第 II 章 平城宮の沿革と現状	5
1 沿 革	5
2 遺跡の現状	10
第 III 章 調査経過	13
1 概 要	13
2 発掘経過	15
3 調査日誌	19
第 IV 章 遺 跡	24
1 発掘遺跡の概観	24
2 造営期別の遺構	37
第 V 章 遺 物	50
1 木 簡	50
2 瓦 塼	58
3 土 器	63
4 金属製品その他	74
第 VI 章 考 察	78
1 遺 跡	78

2 遺物	84
3 造営期の年次と官衙の比定	96
第VII章 平城宮の諸問題	99
1 平城宮の四至と条坊	99
2 宮内諸建造物の機能と位置	103
付 章 遺跡・遺物の分類標示方法	114
別 表	
1 建物別寸法一覧表	120
2 SK 219 出土自然遺物分類表	121
3 軒丸・軒平瓦分類表	122
4 平城宮主要殿舎の文献記載度数表	126
5 平城宮殿舎の主な利用事例一覧表	128
English Summary	ix

図面目次

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 平城宮跡地形図 | 7 K・L地区実測図 |
| 2 6ABO区遺構配置図 | 8 M・N地区実測図 |
| 3 第2・4・5・6次発掘全城実測図 | 9 W・Q地区実測図 |
| 4 A・I地区実測図 | 10 O・R地区実測図 |
| 5 C・J地区実測図 | 11 造営期別分類配置図 |
| 6 K・M地区実測図 | 12 SE 168井戸詳細図 |

図版目次

- | | | | |
|---------------|--|--------------------------|--|
| 1 平城宮跡航空写真 | 9 6ABO-R区 | 1 SB 131建物, SB 145
建物 | |
| 2 6ABO区全景 | 1 全景 | 2 SB 145建物, SB 146
建物 | |
| | 2 N・O地区 | 3 O地区南半
建物 | |
| | 3 O地区北半 | 3 SB 146建物 | |
| 3 6ABO-O区 | 1 SB 116建物 | 10 6ABO-V区 | 1 全景 |
| | 2 SB 116建物 | 2 SB 145建物 | |
| 4 6ABO-O区 | SB 116建物 | 3 SA 109七塗 | |
| 5 6ABO-O区 | 1 柱穴重複状況, SB 112
116建物, SA 120-121.
130柵 | 11 6ABO-O区 | 1 SK 140土壤全景
2 SK 140土壤部分
3 SK 148土壤
4 SK 134土壤 |
| | 2 SB 116-131建物, SA
130石数 | 12 6ABO-K・L・M区 | 全景 |
| | 3 SB 135建物 | 13 6ABO-K区 | 1 全景
2 全景 |
| 6 6ABO-O・Q・W区 | 1 SB 116-131建物, SA
130石数 | 14 6ABO-K区 | 1 SB 177建物
2 柱穴重複状況, SB 176
177建物 |
| | 2 SB 143建物 | 15 6ABO-K区 | 1 SB 177建物
SG 180池 |
| 7 6ABO-Q・W区 | 1 SB 143建物 | | 2 SB 176建物 |
| | 2 SB 143建物 | | 3 SB 176-177建物 |
| | 3 SB 143建物, SK 148
土壤 | 16 6ABO-K・M区 | 1 SB 194建物 |
| 8 6ABO-N区 | 1 全景 | | |
| | 2 SA 109土壤 | | |
| | 3 SD 106柵 | | |

	2 SD 126萬	SB 191	3 SK 219土城	発掘後
	194建物		27 6ABO-A・B・C・I区1	SD 141萬
	3 SB 191建物			2 SD 126萬
	SG 180池			3 SA 203樽
17 6ABO-K・L区	1 SB 170建物	28 6ABO-I区	1 SA 233樽	
	2 SB 170建物		2 SA 233樽南部	
	3 SB 170建物と SB 176		3 SB 236建物	
	177 建物市半の複合状況	29 木	箇	1, 2
		30 木	箇	3, 4, 7, 30, 32, 33
18 6ABO-K・M区	1 SB 186建物	31 木	箇	5, 6, 8, 25, 26
	2 SB 186建物	32 木	箇	10~14
	3 SB 186建物四半部	33 木	箇	15~19, 22, 24, 27, 29, 木札2
19 6ABO-L区	1 全景	34 木	箇	20, 21, 23, 28
	2 SB 182建物	35 木	箇	9, 31, 34~41
	SB 113建物	36 軒丸瓦・軒平瓦		
	3 SB 116建物	37 軒 丸 瓦		
	SA 130石敷	38 軒 丸 瓦		
20 6ABO-L区	1 SE 168井戸	39 軒 丸 瓦		
	2 SE 168-C井戸	40 軒 丸 瓦		
	3 SE 168-B井戸	41 軒 平 瓦		
21 6ABO-L区	1 SE 168-A井戸	42 軒 平 瓦		
	2 SE 168-A井戸	43 軒 平 瓦		
	3 SE 168-A井戸鉢	44 鬼瓦・製作手法		
22 6ABO-L区	1 SE 168-A井戸鉢周回	45 SK219出土土師器		
	2 SE 168-A井戸鉢南面	46 SK219出土土師器		
	3 鉢上面の心墨	47 SK219-217出土須恵器		
	4 井戸鉢組み状況a	48 土 師 器		
	5 井戸鉢組み状況b	49 土 師 器		
23 6ABO-L区	井戸鉢番付墨書	50 須 恵 器		
24 6ABO-A・B・C・I区1	全景	51 須 恵 器		
	2 北半部全景	52 土師器の手法各種		
	3 SB 205建物	53 墨書土器・土器類		
25 6ABO-A・B区	1 SB 211建物	54 墨書土器・施釉陶器等		
	2 SB 211建物	55 銅 錢・木製品		
	3 SB 211建物部分	56 油製品・麻 布		
26 6ABO-B区	1 SK 219土城	57 自然 遺 物		
	2 SK 219土城	58 参考 資 料		

挿 図

1 地区割および発掘断面図	15	16 平城宮廃絶後の土器実測図	73
2 遺構複合状態詳細図-1	27	17 木製品実測図	75
3 遺構複合状態詳細図-2	29	18 たきぎ・木 炭	76
4 N地区南部地層南北断面図	30	19 第Ⅱ-2期遺構配置図	82
5 N-W地区地層東西断面図	31	20 野丸瓦瓦当厚指数量式別変遷図	89
6 遺構複合状態詳細図-3	34	21 奈良市中山町瓦窯跡出土軒瓦	89
7 6ABP-F・I地区実測図	36	22 上御器杯AI口縁部比較図	91
8 素地層模式断面図	38	23 土器様式変遷図-1	92
9 SD 130 詳細図	41	24 土器様式変遷図-2	93
10 遺構複合状態詳細図-4	42	25 上縁様式変遷図-3	93
11 独立柱穴詳細図-1	44	26 平城宮跡東南付近条坊痕跡	100
12 独立柱穴詳細図-2	44	27 平城宮周辺条坊復原図	101
13 八角柱蓋石実測図	48	28 平安宮 宮城図	112
14 井戸出土軒瓦用古材実測図	49	29 遺跡記録カード	117
15 SK 140 実測図	71	30 造物記録カード	118

表

1 調査期間と発掘面積	14	8 屋付建物柱間寸法一覧表	79
2 1a 当りの所要人員	14	9 時期別軒瓦出土個体数量表	88
3 調査期別遺構分類対照表	18	10 上御器杯AI口縁部外傾指数量表	91
4 A~J 地区整地層高低表	33	11 造営期年次比定表	97
5 造営期と遺構群の分類対照表	39	12 遺跡名標示の項目別内容分類表	115
6 造営期別遺構分類表	39	13 遺構・造物記号表	116
7 SK219出土土器個体別数量表	64		

平城宮発掘調査報告II

官衙地域の調査

第I章 序 言

平城宮跡は、奈良市佐紀町に位置し、奈良時代の大内裏の跡として特別史跡に指定されている。奈良国立文化財研究所は、昭和30年夏以来、文化財保護委員会および奈良県教育委員会の援助のもとに、その一部の発掘調査をおこなってきた。本報告書は、昭和34年夏の第2次、昭和35年夏の第4次、昭和35年冬の第5次および昭和36年春の第6次の4回にわたって調査したたがいに隣接する地域の発掘成果を一括収録したものである。

1 発掘調査事業の発足

平城宮跡は大正11年以来史跡に指定されていたが、昭和27年3月新しい文化財保護法第69条第2項の規定によつて特別史跡に指定された。この指定地内の北部を東西に貫通する法華寺と西大寺を結ぶ狭い道路の拡幅工事が、昭和28年秋におこなわれることになった。これは当時法華寺北方にあつた米軍キャンプの要求で、日米行政協定によるものである。これに対して文化財保護委員会は、施工にあたつて路面を削らぬこと、万一遭損を検出した場合工事を一時中断して指示をまつことを現状変更の条件とした。工事の開始にともなつて、遭損の存在を注意していたところ、11月末に道路の側溝工事掘りかた中に掘立柱の痕跡を検出した。そこで文化財保護委員会は一時工事を差し止め、奈良県教育委員会に命じて調査をおこなわせたところ、遭損は東西に長く側溝にそつて存在することがあきらかになつた。この調査の重要性にかんがみ、急遽原田淑人を団長とする平城宮跡発掘調査会が組織され、科学研究費の交付を受けて国営発掘をおこなうこととなつた。平城宮跡の大規模な発掘調査はここにはじまつたといえる。

調査は昭和29年1月11日から26日まで、道路予定地0.1haについておこなつた。その結果、現在国有地になつてゐる朝堂院跡の北方地域に、東西100mをこえる回廊状の遭損が、同じ位置で3回以上にわたつて復復していることが明らかになり、平城宮跡発掘調査の必要をあらためて認識させることとなつた。またこの調査に関連して平城宮跡の正確な実測図の作成が企画され、東京大学生産技術研究所、地理調査所の協力をえて、航空測量によるわが国ではじめての千分ノ一大梯尺地図が作成された。これは史跡保存の目的で航空測量を利用したはじめての例である。

昭和29年の調査の結果、平城宮跡の調査ならびに保存の必要性が痛切に感ぜられ、この調査事業の援助を目的とする「飛鳥・平城宮跡保存会」が地元を中心に結成され、調査の実務は奈良国立文化財研究所を中心にして、進めることになつた。そして昭和30年から10カ年にわたる宮跡全域の調

後調査の
発端

昭和29年の
調査

平城宮発掘調査報告 Ⅰ

査計画がたてられたが、この頃農林省によつて大和平野農業用導水路の開整がおこなわれることとなり、ここでも重要な遺跡をいそぎ調査する必要にせまられるにいたつた。そこで両者を総合した大規模な調査計画を立案したが、当局の認めるところとならず、昭和30年度は科学的研究費の交付をうけて、平城と飛鳥岡地区の調査をおこなうこととなつた。

第1次調査 研究所としての平城宮跡の第1次調査はこの科学的研究費によつたもので、昭和30年8月に大極殿回廊の東南隅の発掘がおこなつた。^{*}この調査はごく小規模なものであつたが、平城宮大極殿の一廓が、今までに古図などから復原されていた平安宮のそれとかなり異なるものであることを明らかにして、平城宮の解明に貴重な資料を提供した。しかし平城宮跡の調査はここで一度中止され、急をつける飛鳥地方の調査に主力を注がざるをえないこととなつた。

昭和32. 33
の行政調査

この間行政協定により拝仙整備された道路は、米軍キャンプの廃絶後も一般の利用度が高まり、佐紀町の住民で、道路ぞいのより便利な地へ進出を希望するものが続出するにいたつた。その第一として昭和32年にこの通称一条通りから佐紀東町に分岐する道路の角地に、住宅を建設するための現状変更申請が提出された。この位置は昭和29年の発掘で検出された回廊の東端にあたる。文化財保護委員会はこの地の事前調査を奈良県教育委員会に命じ、県教育委員会はこれを研究所に依頼したが、当時研究所は飛鳥寺の調査をおこなつていたため、この依頼に応じえなかつた。そこで県教育委員会による短期間の発掘がおこなわれたが、その結果凝灰岩雨落溝の一部や、その他に掘立柱1カ所、細い2条の溝などが発見された。しかしこれだけではなお結論をえられなかつたので、8月末にあらためて浅野清を主査として研究所員が参加し、1週間の調査がおこなわれた。その結果、凝灰岩の雨落溝や、2条の細い溝の状況が明らかにされたほかに、幅2mほどを玉石で葺いた池の東岸が発見された。池はこの地区から西北にひろがる大きなもので、時期的に一番古く、それを埋めて、何回かにわたる建物が造営されたものである。これは29年調査の東端地区に新知見を加えたもので、平城宮跡遺構の複雑性をより強く教えたものであつた。^{**}

この調査の結果、現状変更が許可されたために、地元の人々は、一条通りぞいの地域でも建築が許可されるものと解し、次々とこの地区的現状変更申請を提出するにいたつた。昭和33年1月に、昭和29年調査地区の西方、関野貞が内裏と推定した地域の道路ぞいに、3件の現状変更申請が提出された。文化財保護委員会は、ふたたび県にこの3件の地区的事前調査を命じ、県教育委員会はまたこれを研究所に依頼した。研究所は同年9月1日から2週間にわたつて、発掘調査をおこなつたところ、3件のうち東端の地区では、南北方向の土塁状遺構が検出され、これがこのブロックの東縁にあたることを明らかにした。一方、西方の2地区では3列の掘立柱列が東西に通り、両地区が一連の遺構であると判断されるにいたつた。この結果は内裏推定地域に、かなり大規模な遺構が存在することを確認したのであつたが、こうした小範囲の調査では、その全般的な性格を究明するにいたらないことが痛感された。そして大規模な発掘によって、半急に遺跡の解明をおこなうべく、文化財保護委員会でもその計画を推進することとなつた。

地元の要請

ところが地元では、急速な農村の都市化につれて、史跡指定地域外の地盤が刻々に高騰して、多大の利益をうけつつあるに比べて、指定地内は現状変更をなし難いといいう制約でこの光景も所有者の意にまかせられない点が大きく問題となり、土地所有者の間に、町の発展が阻害され、彼等だけ

* 「平城宮跡第1次発掘調査報告」(奈良国立文化財研究所学報第10冊) 誌36

** 梶野清・伊達京泰「平城宮跡」(奈良県文化財調査報告、理賛文化財集2) 誌33

が周辺の発展からとり残されてゆくのではないかの不安感が強まつた。そして前記3件の小地域の現状変更にも、1年近くの年月を要する事務手続の繁雑さにくわえて、調査によつて自家の土台を掘り返される現状を目のあたりにしては、その不満がさらに強まつた。ついに半をこえた昭和34年1月11日に、佐紀町々民150名による町民大会が開かれた。町民大会では史跡解除促進の旗が打ち出され、史跡解除要望の決議書が、この大会にまねかれた県文化財保存課長に手渡された。同時に史跡解除促進小委員会が結成され、6人の対策委員を選任した。

このころにいたつて、昭和34年度に平城宮跡発掘調査費の認められることが判明して1月末、研究所と地元委員との懇談会を、県教育委員会の斡旋でひらいた。この席上で発掘事業の内容、時期、人夫および、発掘地の土地補償費の算定規準などについての説明をおこない、これに対する地元の要望を聞いた。当初地元は要望の目的は解除にあつて、調査の協力など考えられぬとして強硬であつたが、数次にわたる県文化財保存課長の説得により、3月にいたつて、解除するかどうかの資料を得るためにも、まず調査に協力すべきであるとの結論が出され、また発掘調査は道路の北側の、現状変更申請の多く出る可能性のある地区からおこなわたい、という地元の要望が伝えられた。これはまた、現状変更申請に対して、行政的判断を下す資料を求めた文化財保護委員会からの要請にも合致し、その具体案は研究所によつて立てられることとなつた。

2 調査計画と組織

調査は平城宮跡内の通称一条通りにそつた、東西1.2kmにわたる地域、約12haを、5カ年で発掘する計画で実施した。この地域は、昭和29・32・33年の発掘資料から、種々の遺物が複雑に重なり合つて存在することが予想されながら、それがどの程度の規模のものかの判断もついていない。そのために最低限全域の30%を発掘するのでなければ、遺構の性質についての責任ある判定も不可能であり、この面積を5カ年で調査し、妥当な判断を下すには年間約0.7haの発掘が必要と考えられた。この計画の遂行には多額の予算と調査人員を必要とし、その要求をしたのであるが、金額は認められるところとならず、初年度は発掘調査を遂行する程度の額にとどまつた。この点で調査は当初の予測とくいもがい、あらゆる面で困難が生じたが、とりあえず初年度は調査事務所の現地開設などの計画を放棄し、すべてを発掘調査に投入することとなつた。3月末に文化財保護委員会事務局との打合せにあたつて、地元の要望をいれて道路の北側を調査する場合に、指定地域の東西いずれから始めるかが問題となつたが、事務局記念物課からは、西側から始めたい希望がのべられ、その理由は東半では29年の調査の知見がありえずみられるのにたいして、西側の内裏推定地は33年調査の結果だけだとその概況さえ全く不明なためであつた。また、発掘実施の技術的な面でも夏期は特に排水の便が第一の条件となり、この2点を考慮にいれると、西に佐紀池がある内裏推定地西端部が適当と考えられ、この地域から発掘を行うこととした。

またこの調査を推進するために、遺跡の重要性にかんがみて、重要事項を調査審議する諮問委員会を研究所内に組織することとなつた。昭和34年5月22日、東京において第一回の「特別史跡平城宮跡調査委員会」が開催され、委員長は伊藤によつて原田滋人、委員長代理に藤田亮策を選任し、委員には下記の12名を委嘱した。

調査計画

平城宮跡調査委員会

平城宮発掘調査報告 Ⅱ

委員長(文化財専門審議会第1・第3分科会専門委員)	原田 淳人
委員長代理(同 第1・第3分科会専門委員)	藤田 亮策
委員(同第1・第3分科会専門委員) 石田 茂作	(同第1・第3分科会専門委員) 梅原末治
(同第1分科会専門委員) 宮永 雅雄	(同第1分科会専門委員) 水野清一
(同第2・第3分科会専門委員) 藤島亥治郎	(同第2分科会専門委員) 村田治郎
(同第2分科会専門委員) 大岡 実	(同第2分科会専門委員) 関野 克
(同第2分科会専門委員) 福山 敏乃	(同第3分科会専門委員) 収本 太郎

この委員会に5カ年計画および昭和34年の第2次発掘調査の具体案、調査実施要項、調査員の組織などの諸案件が上程され、委員会の了承を得た。ここにおいて発掘調査は、研究所員を主体とし、これに昭和29年以来の発掘調査員の参加を求めて、昭和34年7月17日から開始することとなつた。7月21日現地において鉱入式がおこなわれ、河井文化財保護委員長、調査委員会の原田委員長、藤田委員長代理、村田、藤島、末永の各委員、田崎記念物館長補佐、石田研究所長事務取扱、小京奈博学芸課長、県会議長、教育委員長代理、市会議長、薬師寺管長、廣招提守長老ら約70名の参列があつた。式後佐紀町公民館で簡単な祝宴がひらかれた、そこで平城宮跡調査5カ年計画が正式に発表された。第2次調査から第6次調査にいたる調査員は次のとおりである。

調査員	調査責任者	奈良國立文化財研究所長	藤田 亮策
	同所長事務取扱	石田 茂作	
調査員	歴史研究室	橋本龟治郎	坪井満足
		岡田虎弘	山中 稔
	建造物研究室	森 薫	狩野 久
		工藤圭一	河原純之
		牛川喜幸	寺田崇彦
			杉山信三
			鈴木嘉吉

第2次調査には奈良國立博物館 小堀順夫、福嶽晋也、奈良県教育委員会 日名子元雄、小島俊次、溝辺文和、伊達宗泰、糸干善教、および釣田正哉、第4次に吉山賢信の諸氏が参加された。

叶面変更と今後の予定

当初の5カ年計画には、後に多少の修正が加えられた。それは予算額から云つても、発掘地域を指定地域にかぎらざるを得ないと考えられたからで、まず一条通りぞいでも四方にある未指定部は、計画からはずすことを余儀なくされた。そこで新しく調査予定地域を、指定地内道路ぞいの南北各100m幅の地域としたが、この面積は10haに及ぶ。しかも第2次調査では予期以上に錯綜した遺構が検出されたので、この全域の60~70%までは発掘しなければ、遺跡の性格が明らかにされないと考えられ、年間1.2~1.5haを調査することとした。この計画は第2年度でも十分な予算上の裏付けを得るに至らず、昭和35年度発掘面積は47haに止まつたが、漸次拡張されて、昭和37年度には1haを予定している。これでもなお当初計画地域は、5カ年内に完了しないことが明らかであるから発掘地域を一条通り北側のみに設定して、地元からの要望が最も強いこの地域だけは、計画年次内に終了する予定である。こうした当初計画の遅れと、さらにこの間にも急速に開発されてゆく平城宮跡内の他の地域の問題をふくめて、平城宮全域の保存計画に対応する長期の調査計画の必要が認識され、緊急調査計画を第1次とする前後15年の3次5カ年計画によつて、全域の調査をすすめる案が立てられている。第2次計画では平城宮の宮域を確認するために、朱雀門以下の諸門とそれに関連する外郭地域の調査をおこない、第3次計画では中央部の主要遺構を調査し、15年間に30haの発掘を予定している。

第Ⅱ章 平城宮の沿革と現状

1 沿 革

A 平城宮の造営

平城遷都が行われたのは和銅3年(710)3月のことである(統紀)。これよりさき和銅元年(708)2月遷都の詔が発せられ、平城の地が「四禽園に叶い、三山鎮を作し、亀筮並び從う」絶好の場所であることを賞し、また「制度の宜しき、後に加えざらしめよ」と都城の計画的な造営が進示された。ついで同年9月造平城京司長官以下が任命されている。「長官」正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂、從四位下多治比真人守、「次官」從五位下中臣朝臣人足、小野朝臣弘人、小野朝臣馬逸、「大匠」從五位下坂上忌寸忍能、ほか判官7人、主典4人である。これらの中、阿倍朝臣宿奈麻呂が押勝伝に「大納言阿倍少麻呂に従つて算を学ぶ」(統紀卷8・9)とあるように算術にたけた人物であったことは注意されるし、また次官の中に小野氏が2人もはいつているのは風例のことである。^{*} 半俊男はその理由を小野氏はワニ氏と同族であるから、平城宮の地に特別な関係(本貫地?)があつたことによるとした。^{**}

平城遷都を策したものはよくいわれる如く当時右大臣の地位にあつた藤原不比等である。大宝律令の編纂に象徴的にみられる律令体制の確立とそれをおしすめる新興貴族の抬頭、その最高点に位していたのが不比等であつた。

飛鳥古京を去つて、平城に都城が造営されることには大和旧氏族の激しい抵抗があつたと推測されるだけに、平城遷都のもつ革新的意義は高く評価しなければならない。当時漸く全国的な視野にたつ都城が要請されていたのである。調査物の收取一つをとつて考えても、畿内にしか交通網をもたない陥落の飛鳥では、その貢送は不便極まるものであつたが、淀川・泉川の2大河川を利用することによつて、平城京は全國の交通路と結びつくことができたのである。和銅4(711)・5年(712)の両年にわたつて、律令制度の徹底化を示す詔が発せられていることも偶然なことではなかろう。(統紀和銅4・7、和銅5・5)

造平城京司は、都城の設定・整地・街路網などをつかさどつた臨時の官である。和銅元年(708)造平城京司11月宮城内に入る菅原の地の民90余家を遷しているなどは、造京司の仕事である。これに対して宮殿の造営・修理をつかさどるのが常儀の造宮官(職・省)である。^{***} 造宮官が活動を開始したのは、平城宮地の鎮祭が行われた元年(708)12月以後のことであろう。

2年(709)に入つて8月から9月にかけ平城宮行幸のことがあり、造宮に関係したものに授位賜物のことがみえるから、この頃におそらく内裏に開いた建物は一部できあがつていたのであろう。

* 佐造司職にも小野朝臣牛斐が任ぜられている。
(統紀天平2・9)

** 半俊男「ワニ氏に関する基礎的研究」大阪歴史学

会纂『律令国家の基礎構造』附36

*** 井上篤「造宮官と造宮官」「日本古代の政治と宗教」附36

平城遷都

不比等と平
城京

2年(709)12月再び平城宮行幸があつて還幸のことがみえないことをもつて、翌3年(710)の元旦朝賀につかわれた大極殿を平城宮のものとする説があるが^{*}、僅々1年程で大極殿・朝堂の竣工を考えることは無理ではあるまいか。和銅3年(710)3月遷都後、大極殿のみえる最初の記事が、下つて和銅8年(聖武天皇715)元日朝賀であることも参照すべきである。和銅4年(711)9月の「今宮垣未だ成らず、防守備らず」とか、和銅5年(712)正月の「諸國の役民郷に還るの日云々」という続日本紀の記事や三代実錄元慶8年(884)5月29日条に引用されている和銅6年(713)11月の官宣などを参照すると、大極殿・朝堂の竣工は和銅5年(712)頃とすべきであろう。

聖武朝の平城宮

宮殿の整備にともない、儀式における殿舎利用が多様化してくるのは聖武朝以後である(別表5参考)。元旦饗宴に中宮と朝堂が併用され、前者では侍臣以上の賓が、後者ではその他の五位以上の賓が行われ、曲水宴(3月3日)騎射(5月5日)に多く松林苑が使われ、冬夜宴に南苑が利用されるなど、天平期の平城宮殿舎利用には或る程度の定式化がみられるのである。

B 平城宮の中斷

天平12年(740)10月九州に起つた広嗣の乱の最中、聖武天皇は突如關東出幸の勅を差して平城宮を去つた。伊賀・伊勢から美濃・近江と転じてその年の暮近く、右大臣橘兼兄の別業のある山背国恭仁郷に都城を造営する旨を詔した。これは明らかに広嗣の乱に影響されたものであり、同時にこれを契機に兼兄が勢力伸長をはかつたものであろう。天平12年(740)平城宮の大極殿と歩廊を壊して恭仁宮にもち運んだが、恭仁宮大極殿が竣工したのは、遷都3年目の天平15年(743)のことである。14年(742)8月には甲斐難宮が造営されたが、16年(744)2月難波に遷るまでこの地に都城が營まれた。この間の平城京の施設ぶりは万葉集にもみえているところである(1044~49)。天平17年5月、再び平城に還都するまで平城宮宿守がおかれていが、漸次留守官人の帶する官職と位階が低下していく。この時期の平城宮の地位と比重を物語るものとして興味深い。天平17年(745)5月、4年半ぶりに平城宮に還幸なつて中宮院を御在所とした。

C 平城遷都とその後(孝謙朝)

孝謙朝の宮城復興

遷都後3年の天平20年(748)の元旦饗宴に朝堂が使用されているところをみると、朝堂一郭もこの頃にある程度復興されたらしい。しかし、恭仁遷都によつて、大極殿および歩廊がもち運ばれた事柄を考慮すると、これが大極殿も含めた朝堂全域の完成であるか否かは疑わしい。大極殿は天平勝宝元年(749)7月の孝謙天皇即位にみえるから、この時には大極殿も出来上つていたものであろう。しかし、その後孝謙朝において大極殿が本来使用されるべき元旦朝賀に一度もその用例がみあたらないのはどうしたわけであろうか。天平勝宝7年(755)・9年(757)の諱開慶朝(宮子太皇后・聖武太上天皇の崩御による)、5年(753)の廢朝(理由不明?)、大安藏において朝賀の行われた2年(750)、大宮改修中の天平宝字2年(756)を除く天平勝宝3年(751)・4年(752)・6年(754)・8年(756)の元旦朝賀は全くその記述を欠いているのである。単にこれを続日本紀の記事の省略と解するよりは、のちにのべるように孝謙朝において全局的に殿舎利用が不安定なことを考慮に入れると、やはり異例の事態であり、宮城内復興が全体的に著しくたちおかれていることの反映とすべきではなかろうか。

* 大江重二郎『上代の帝都』昭19、福山敏男『大極殿の研究』昭31

大極殿出御を通例とする元日朝賀が大安殿で行われ（この大父殿と宝字9年（765）の西宮前殿が奈良時代を通じて元朝出御の場所が大極殿でない、2つの例外である。別表5参照），朝堂・内裏で行われるべき元日饗宴が中務南院で行われていること（勝宝5年），さらに朝堂についてみても，これが常例の儀式。饗宴に用いられたことではなく，孝謙朝にみえる2例の朝歌は，新羅・渤海使など外国使節饗宴の場合である（勝宝4・6，同5・5）。純日本紀編者は外国使節を處する場所として慣例的に朝堂と表現したもので，この特殊な用例をもつて，この時期に朝堂が廢止されたものとすることはできないであろう。むしろ孝謙朝に集中的に大極殿南院（或は単に南院）という用語のみえていたことに注したいのである。これを朝堂域の別称とすれば完成した形の朝堂が存在しなかつたために，このような変則的な用語が生まれたものであろう。

孝謙朝において，このように殿舎利用が不安定であるのは何故か。孝謙天皇の即位には大極殿が使われているから，聖武天皇には大極殿は完成をみたものであろう。ところがさきに述べたようにその後の光明に大極殿は利用されず，淳安2年（780）に大安殿で朝賀を受けていることからすれば，孝謙天皇は京都後醍醐天皇に改修した殿舎をそのままうけつがなかつたのではないかろうか。また天皇の背後には太上天皇・皇太后がおり，中でも政治上の実権は光明皇后・紫微中台（仲麻呂）が握っていたから，天皇の御所はむしろかつての東宮ではなかつたかとおもわれる。このような変則的事態が，孝謙朝の殿舎利用を不安定にした理由であろう。孝謙朝末年，仲麻呂の主導ではじめられる天平宝字の改修が，聖武太上崩御の翌年であることは上の事柄を裏書きするものである。

復興朝廷の事情

D 天平宝字年間の改修

いわゆる天平宝字の改修とは，統紀に2度にわたつてつぎのようにみえることを指す。*

1 勝宝9年（767）5月辛亥条「天皇（孝謙）田村宮に移御す，大宮を改修せんが為なり。」

2 宝字5年（761）10月己卯条「平城宮を改め作る為に，暫く近江國保良宮に移御す。」

1について。田村宮はいうまでもなく，仲麻呂の私宅田村第を，仮宮にしてたものである。当時仲麻呂は右大臣の元豊成について大訪書の地位にあり，皇太后宮=紫微中台の長官さらに中納門將を兼任していた。前年（758）5月聖武太上崩じ，その詔旨によつて新田部親王の王子道祖王が皇太子の位についたが，仲麻呂はこの道祖王を9年（757）3月に至つて「身鎧闇に居て志淫縁に在り，教勅を加うと雖も善つて改め悔ゆることなし」との理由で廢し，直ちに以前から私宅（田村第）に住まわせていた舍人親王の王子大炊斗を立太子させた。しかも田村宮に移つて半月後に，仲麻呂は内外諸兵事を掌握し，大臣に達する紫微内相の地位についた。やがてこれが橘奈良麻呂の乱を誘発し，豊成の排斥，孝謙天皇の譲位，大炊王の受禪即位となつて，仲麻呂の専斷政治に道を拓いていくのである。大宮改修はこのようなあわただしい政情の中で行われた。この改修を主導したのもおそらく仲麻呂であり，彼が擁立した源仁の立太子にともなつて，孝謙へ奉仕したものと解されないのであろうか。大宮は内裏を指すと考えられるから，この改修は朝堂には関係しないものであろう。また，改修という表現からすれば，新造ではなく既存殿舎の修理であつたと思われる。**

大宮改修

* 平城宮改修を伝える数少い文献が幾種類として，早くから重要視されているものである。しかし宮跡の発掘が進行するにしたがつて，文献には示されない宮内遺跡が発掘されてきた現在，平城宮改修をこの

時期にのみ限らざることはできない。（この点の詳細は第2章にゆずる）

** 當初令私邸宅苑の「營造」と「修理」を，集解古記は「新造」「旧造」と解している。

平城宮改作

2について。1が内裏の修理にとどまる程度のものに対し、この場合が「平城宮改作」と表現されるように、宮城内全域にわたる改造であることは、つぎのような諸事実によつても証明される。第1は、その時に東朝集殿が唐招提寺に移建されているから、*少くとも朝堂に関してはその全面的な改修が行われたことを推測させる。第2に、工事の開始は宝字4年(760)の後半と推定されるから、**保良修葺にさきだつ4年(760)8月の小治田岡本宮の遷座もこの時期の造営に關係したもので、諸國当年の調査を便宜上、小治田宮に収納するように命じていることからすれば、諸官衙にも及ぶ規模の大きなものであつたことが推定される。工事が宝字4年(760)後半に始められているとすれば、光明皇后の崩御直後にかかり、先の内裏修理が聖武天皇の崩御の翌年におこなわれたこととあわせて、興味深いことである。

仲麻呂の発議にもとづく宝字年間の改修は、孝謙朝に造営の著しくおくれていた宮城内を、ほとんど根本的に改修し直したものである。宝字7年(763)の元日受朝に大極殿が使われているから、少くとも大極殿・朝堂は6年中には完成をみたものであろう。同年(762)5月、高野天皇と淳仁天皇は宮内造営のため遷御してはいたが、これは工事の終了を待つて行われたものではない。この事情を続日本紀は伝えて、「高野天皇、帝と際有り、是に於て車馬平城宮に遷る」(宝字6・5)としている。帝(淳仁天皇)は中宮院に、高野天皇は法華寺に入つて各々御在所とした。間断をおかず高野天皇は、朝堂に五位以上の官人を集め、別宮すなわち法華寺に居なければならぬ特別な事情を説明して、政治の大権(国家の大事・賞罰)は自分が握り、つねの小事のみ帝が行えればよいという眞常事態を宣言した(宝字6・6)。法華寺は周知の如く光明皇后の官邸であり、2年前の宝字4年末には、光明皇后御顯にかかる阿弥陀淨土院が、寺内西南角に華麗な裝いをこらして建てられていた。***

平城遷都の時には、大極殿・朝堂など中心建物の大部分は、完成されていたであろうが、諸官衙群の造営はなお終らなかつたであろう。高野天皇と淳仁天皇の対立事態は、ついに解消されることなく、2年後の宝字8年(764)9月、高野天皇はまず淳仁天皇と結ぶ仲麻呂を放逐し、翌月中宮院に淳仁天皇を閉んで施位させ、みずから重祚して帝位についた。高野天皇がその期間中法華寺に留まつたと推定される点は後述する。****

E 称 德 帜

保良官遷御中、高野天皇の信任をうるようになつた内造場の僧道鏡は、仲麻呂が失脚するや直ちに大駁御師の位につき、翌年には治部省の印の代りに道鏡の印を用いることによって教界の支配権を握り、ついで太政大臣御師に任せられて俗世内外の最高位についた。天平神農元年(765)寺院以外の盤田私有を全面的に禁止するなど僧侶の勢力によつて貴族の立場を圧倒した。

称徳朝の内
裏

この時間の段階のあらわれ方は、前後にその類をみない特異なものである。内裏関係については

* 沢野清「平城宮舊集殿の復原」(『大極殿の研究』
p.32)

** ①東朝集殿入時期は、移庭別当文屋貴人御跡の
出家(辨名・淨三)年跡からして、天平宝字4年6
月から5年正月の間である(続紀)②當時武當中で
あつた法華寺河陀院淨土院の造営料施入物中、内裏
おこび坤宮宮からの施入が天平宝字4年5月乃至7

月以後なくなる。(福山敏男『日本建築史の研究』
p.219)

*** 福山敏男前掲書 p.207

**** 或は今少し早く、宮城内に入つたのではないか
とも考えられるが、天平宝字の改修が、淳仁—仲
麻呂の縁ですすめられたものであることから考えて
無理であろう。

東院・東内・西宮がみえ、神護3年(767)4月には、瑠璃瓦を葺いた東院天殿が竣工している。東院が表向きの儀式に利用されるのに対して、西宮は天皇の居所としての私的な場所である。東院・西宮は、文字通り宮城内の東あるいは西に位置するものであろうが、これが以前の内裏と事実上連続するのか、或は全く別のものなのかは、なお慎重な検討を必要とする(第Ⅱ章参照)。

F 光仁・桓武朝

称徳天皇が崩御すると、皇嗣が定まつていなかつたので、藤原百川は承手や良繼とはかつて、天智の孫にあたる白壁王の立太子を強行し、やがてこれを即位させた(光仁天皇)。道鏡は称徳天皇の崩御まもなく、造下野薬師寺別当に追放された。光仁・桓武朝は官制の整備と農民負担の緩和策に示されるように、律令制の全般的な再建を目指しているところにその特色がある。^{*}しかしそれは以前の伴合制そのままの再興ではなくその縮少版である。

この時期の設会利用は、別表5にみる如く全体的にきわめて安定している。元日饗宴に内裏、前殿、朝堂が使われていることは、天平期の場合と同じである。元日朝賀の大庭殿出御が宝龟5年～8年(774～777)をのぞいて全般的にみられるほか、節宴・儀式が常例化し、それぞれに使う場所が定まつてくる。延暦元年(782)4月、「今は宮宿居に堪え、服瓶用いるに足る(中略)。宜しく造宵・勅旨の二省を置むべし」(統紀)と記されていることによつても、宮城の安定した状態を推察することができる。

安定した設会利用

ところがこの詔の発せられた翌々年(784)、突然平城京は魔され、山背国乙訓郡長岡に都城が造営されに至つたのである。宝龟10年(779)、光仁・桓武両天皇の推戴に尽力した藤原百川が誅殺すると、その追功により弟の田麌は大納言からさらに右大臣にすすみ、甥の新羅は一躍從三位に特進し、中納言に昇官した。このような藤原氏家の優勢は、藤原氏内部のあつれきを招き、さらには大伴・佐伯など旧氏族との対立をひきおこした。一方にまた前代、ことに道鏡の政権以来、実力を蓄えてきた平城京内宿大寺の勢力にも、あなどりがたいものがあつた。

長岡遷都

このような政治の中で、種雄はみずから造宮使長官になり、山背北部の豪族奈氏の財力に依存して長岡遷都を実行したのである。^{**}かくして7代70余年づついた平城宮の歴史も終りをつけた。

延暦10年(791)2月、越前・丹波・播磨・美作・備前・阿波・伊豫の諸國に命じて、平城宮の諸門を長岡宮に移建させた。延暦11年(792)、諸藩府に平城旧宮を守らせているところをみると(紀略)、長岡移築後も平城宮城内の建物は、全面的に移建乃至破壊されたものではなかつたのであろう。

G 平城上皇と平城宮

平城宮が内裏乃至宮城として再び史上に姿をみせるのは、平城上皇の時である。上皇は大同4年(809)末平城宮に行幸し、この地を御在所とした。これよりさき同年4月に、平城天皇は病氣を理由に皇太弟(慈藏天皇)に譲位した。この譲位はしかし、前々年の平城天皇の弟、伊予親王の謀反事件に関係があり、さらにその背景には藤原北家と式家・南家の対立が存していた。

平城遷都

上皇が移幸された大同4年末には、まだ平城宮の宮殿はできていなかつたらしく、仮りに故右大臣中臣清麻呂の家を御所とした。直ちに攝津・伊賀・近江・播磨・紀伊・阿波などの米船を遣平

* 宝龟11・3、延暦元・4(造宮・勅旨2省以下の廢止)など
** 富田貞吉『遷都』p. 227

城宮斜に充て、畿内諸国の工および夫2500人を雇つて造営を開始しているから、この再建は相当な規模の工事であったと考えられる。翌弘仁元年(810)に入り造営はかなりの進捗をみた(紀略)。この年9月、長岡京遷都の主唱者で遷都の翌年暗殺された種継の子、仲成および栗子は、勢力挽回をはかつて平城上皇をうごかし、上皇の復位をすすめたが、嵯峨天皇側の機敏な対応によって不成功におわづた。太上天皇は川口道をとつて東國に入る計画であつたが、嵯峨側の兵力にさえぎられて、平城宮にもどり、剃髪入道した(後紀)。

その後も平城宮には詔衛官人がつめているが、彼等は宿衛を勤めず(御葉田史・紀略弘仁2・7), 太上天皇は弘仁14年(823)に至り、平城宮籠可を停止する旨を伝えた(御葉田史・紀略弘仁14・4)。天長元年(824)7月太上天皇崩するに及んで事実上平城宮は終焉した(御葉田史・紀略同年同月)。

平城宮後の平城 頼兼符宣抄(第六編例)は天長2年(825)のものとして、「平城西宮事」を載せているがそれによると平城太上の親王等に意に任せて西宮を使うことを許している。この西宮が、以前の孝徳朝の西宮と同じものか否かは、わかつて断定できない(然習室參照)。

承和2年(835)には、平城宮水陸地40余町を、平坂第3子高桥親王に賜わっているから(紀略), 10年後には宮城内の一部も田畠に変つてしまつたのであろう。翌年には平城宮内空開地230町を、太皇大后朱雀院にあてている。くだつて貞觀2年(860)には、京中水田55町余を不退・超界両寺に施捨したことが三代実錄にみえ(同年10), 当時の平城京の状況を大和國司は「延暦7年長岡に遷都、その後77年、都城の道路変じて田畠となる。内藤家山160町、その外私廻の望開田往々敷あり」と伝えているほどである(三代実錄貞觀6・11)。

2 遺跡の現状

平城宮の地形 平城宮跡は、北に奈良山駄原丘陵、東に春日高円の諸峯、西に矢田山をひかえた大和盆地の北端にあつて、北から南にゆるやかに傾斜する、よく解釈された台地の周辺部にあたり、その東および南は佐保川、西は秋篠川で境される。宮跡は現在奈良山佐紀町に屬し、佐紀集落を北端とする方約1kmの地域を占めている。この地に城郭、日葉作邸2段を中心とした排列古墳群の東につらなる丘陵が南東に張り出した台地部と、西から南東にかけてのひろい平坦部からなつておらず、現在その大半は水田となつていている。この水田の畔群や道路をたどれば、平城宮跡に接する東西の一坊大路や南限の二条大路の痕跡が茫然と見られ、これにより宮の東・南・西の境界はきわめて明瞭に指摘することができる(PL.1)。宮跡内部の水田の形状からも宮内の区割の大略を知ることができるが、これとともに主要な場所には多くの土壙、土塁が遺存していて、宮内の各宮殿、官衙の位置をも推測することをたすけている。これらの事実から早く明治40年に閑野貞の復原的考察がなされ⁶、今日の平城宮跡保存の基礎がきずかれたのであるが、いま一度これを跡づけてみたい。

中央部の現状 平城宮跡の中央正面、朱雀大路と二条大路の交点にある地点に、今は用水池が穿たれ、その北岸に朱雀門が予想されるが、瓦の出土を知るのみで、地上には何らの遺構がみられない。宮跡中央部は小字荒池で、平城宮中軸線上を南北に通る小径があり、それを中心にして東西約215mの地割りが、南北約530mつらなつてある。この中軸線に対称に、東側には南北150mにわたつて一線上に土壙が並び、西側にもほぼ同じ幅の南北に細長い田がつらなつて、ここにもかつて同様な上

* 閑野貞『平城京及大内史跡』(東京帝國大学紀要工科3)明40

壇があつたことを示している。閑野はこれらの土壇から、東西に相対して並ぶ殿堂を想像し、この位置が宮城南部にあり、また平安宮豊樂院に似た配置であることから、この一郭を南苑跡と推定した。この荒池以北は小字東大宮で、二条大路の北緯から 530 m へだたつ位置で、地割りを示す両側の畔は東西幅 180 m にせばまり、この軸で東大宮地区の北端まで 280 m ほどつらなつている。この畔は東で特に顯著な土壇となつてゐる。東大宮地区北半は南半より 2m ほど高くなつた台状の地形となつておき、東大宮から北の寺前にかけての宮城中央部を、閑野はその高燥な地形から、内裏と推定した。

この中央の荒池・東大宮地区の東側に、幅 70 m の小字分田地区をへだてて、現在国有地となつてゐる神明野地区がある。この地は東西の幅が 185 m で、その中央線上、二条大路北緯より 120 m に 1 土壇があり、さらに北 130 m で今一つの土壇がある。閑野はこの南のものが平安宮の応天門に、北のものが会昌門にあたると推定した。これより北の神明野地区には、10カ所の土壇がならび、その北で一段高くなつた地域の中央に高さ 2m をこえる「大黒の芝」または「大黒殿」とよばれる大きな土壇がある。これらは十二堂と大廈殿の遺構であるとして、平城宮朝堂院跡と推定された。なおこの地区には、十二堂の外郭北半部に土壇があり、大黒の芝の東西および北に小土壇が遺存しているが、閑野はこれを東西櫻、および平安宮の小安殿にあたる後殿とした。大極殿周辺地区の一部では、大正13年の平城宮跡保存準備工事による刷漆開鑿に伴つて遺構が発見され、大極殿周囲の回廊雨落溝が発掘されて、閑野の推定を裏付けた。^{*}この朝堂院跡北方の木本地区は、東大宮北半と同じく 1.5 m ほど高くなつた地で、その西側には土壇が残つてゐる。この木本やその北の松木の両地区は、地形上からは他になんの遺構も予測できないが、宮内に占める位置から、閑野はこれを東院の地に比定した。木本地区的東西では、同様大正13年の工事で数個の礎石が発見されている。

これらの土壇や土堤および畔から知られる頗著な 2 畔の遺構に対して明瞭な遺構の指摘できぬい広い地域が西方にある。その西端の通称一条通りの南の一割は、「大り宮」とよばれ、称徳天皇の西宮に關連があると推定されるが、この地区には旧一切大路に接して、二条町の「弘法井戸」から南 100 m の地点に、1 土壇がみられる他は、日立つた遺構はない。この土壇は宮門の一つと考えられる。ところがこの地域も畦畔によると、西縁には幅 120 m の山が南北につらなり、東縁の地域とも似た地割りであることが知られる。このことは創薬院、内裏をめぐる官衙地域の地割りの名残りを示すものと考えられよう。

このほか 2 箇所に相対する頗著な土壇が、宮城の東南隅の一割にみられるが、後述するようにこの附近が太政官院の跡と推定されるので、これに關連ある遺構であろう。また宮城東縁の小字木本と小字石田の中央に、2 枚の山が南北に細長くつながつた地割りがある。この細長く連続する 2 枚の山は、北の水上池に連なつておき、その東側の田から昭和 3 年に玉石積みの溝が発見された。^{**} この地割りは、東面地区的官衙の区割りを示すものとして、重要な意味をもつ。

また宮城の西南の隅に、小字谷田とよばれる秋篠川の氾濫痕跡を示す地形がある。この一部の金池の地を、閑野は「西南の池亭」にあてた。この付近で周辺より一段低くなつた現在の地形は、宮の施設後の氾濫で、その部分の遺構が削られた可能性のあることを示している。

このほか宮城の中央西北に占くからある御前池の中には、十畳状の地形が残つてゐるが、これが

^{*} 上田三平『史蹟名勝調査報告』(史蹟調査報告 2)
閑野10

^{**} 岸信吉「平城宮遺構及遺物の調査報告」(奈良船
史蹟名勝天然記念物調査報告 12) 閑野 9

東に断続的につらなる状況は、喜田貞吉によつて平城宮の北限を示すものと指摘されている。⁶また御前池の堤防には、造り出しをもつた10数個の凝灰岩製從石が存在することも、周知の事柄である。このほか宮域内各所に凝灰岩切石が整然とならんでいることを、耕作者が伝えているが、佐紀池と道路をへだてた南側で、東大宮に西接した未指定地内の田から、大きな凝灰岩切石が掘り出されたことなどは、そのなかでも顯著なものである。また佐紀池・二条町集落の中央を南北に流れる小川と、通称一条通りとの交点からも、地覆石状のものが地下約2mから発見された。

現状と遺構の関連

現状で知られる平城宮の遺跡は以上のようにあつて、今回発掘された諸遺構は全く地形上からは予測できないものであつた。ところが大極殿周辺の一軒では、発掘調査によつて発見された遺構と現状が示す地形とは、かなり衝撃的な関連があることがわかつた。例えば、門木地区西辺の土器は大正13年の発掘でしられた礎石列の延長に当つており、昭和35年の発掘で、この礎石列のある土器は築地回廊を構成するものと考えられるに至つた。その結果、方約170mの回廊が門木地区を取囲むように組つて、ここが内裏であることが判つてきた。また大極殿前面では、旧回廊の規模をそのまま伝える形状で、土壇が屈曲している点も、昭和30年の発掘によつて確かめられた。これは現状で認められる地形と遺構の関連を、等閑視しないことを教えたものであるが、實にそれだけ平城宮跡が現在までよく保存されていることを示している。したがつて宮城内で前述のように推測される各地区の遺跡からも、発掘調査による重要遺構の検出は、十分に期待できるといえる。

⁶ 喜田貞吉「平城京及大内裏考辨論」(歴史地理12-5) 判41

第III章 調査経過

1 概要

今回報告する発掘調査は、特別史跡「平城宮跡」の一部、奈良市佐紀町字寺前の地で行われたもので、5カ年計画による継続調査として、昭和34年度より開始された。

調査が行われた6ABO区は、この南に接する東大宮の地と合わせて、前述のように、関野貞によつて、内裏跡と推定されており、宮城内でもかなり重要な位置を占めている。この地域は通称一条通りと佐紀町に挟まれる南北80m東西210mほどの水田地帯で、西は佐紀池に接し、区域南端は一条通りに沿つて東西に住宅が並び、北端は道路および灌漑用水路で限られる。中央を南北に通る道が、ほぼ宮城全体の中心線と一致し、6ABO区はこの道によつて東西の2地区に分けられる。両地区的地形はやや異なり、東半地域がほぼ平坦な水田の連続であるのに對して、西半地域は水田一筆ごとに段があり、東から西に進むにつれて、順次低くなる。地形を隣接地との関係でみると、北に接する6ABN区は6ABO区より全体として一段高まつており、南の6ABP区は6ABO区とほぼ似た状況にある。

6ABO区の発掘に當つては、遺構の所在を全く予見することができず、また小範囲の調査ではその性格を明らかにすることが到底不可能なので、毎次少なくとも30aを全面にわたつて発掘する計画を立てた。発掘期間については、発掘に就労する人夫の確保に地元農家の協力を必要とするので、換算期を避け夏冬の2回が計画された。発掘作業の進行には排水の便が大切であり、調査は佐紀池に接する地区より漸次東進することになった。

昭和34年度は、同年春に飛鳥坂蓋宮の発掘調査をおこなつたため、経費の上から夏期の調査のみに限られた。この第2次調査では6ABO区N～W地区を発掘した。最初の発掘でもあつたため、遺構の検出に至るまで長時日をついでし、実測を終えて埋め戻し開始までにはほぼ90日を要した。発見した主な遺構は、獨立柱建物8棟・溝6条・獨立柱斜材2列・池1所・遺物の堆積した土壠敷所などであり、それぞれの重複關係を検討して、これらが前後7回にわたつて造営されたものと認められた。さらに6ABN-V地区も一部を発掘したが、遺構は検出されなかつた。この第2次調査の結果、遺物が多數出土し、その整理と保管のための場所が必要となり、それに加えてその後の調査は年間を通じてほとんど継続されるため、現地に調査事務所が建設されることになつた。

昭和35年度には、春・夏・冬3回の調査を行つた。春の第3次調査は事務所建設予定地の事前調査として、国有地東北隅の6AAQ-A地区で始められた。発見遺構は獨立柱建物3棟と築地回廊である。この築地回廊は昭和29年冬、一条通り改修工事の際に発見された遺構と一連のものと判断され、古圖に示される平安宮内裏の回廊と精造・規模が近似するので、この築地回廊でかこまれた地区を第2次内裏跡と推定するに至つた(PLAN 1)。

夏の第4次調査は第2次調査地の東に隣接する6ABO区K～M地区で行われ、これで6ABO

6ABO区

昭和34年度
調査

昭和35年度
調査

平城宮発掘調査報告書

区西半地域の調査は終了した。あらたに発見した遺構は掘立柱建物9棟・溝1条・井戸1所・遺物出土の土壙数ヶ所で、これらは8期にわたって造営されたと認められた。これを第2次調査の結果と対比検討して、6ABO区西半部においては10期の造営があつたと考えられた。冬の第5次調査は6ABO区の北部西半のA~C地区一部とI地区で行つた。新しく発見した遺構は掘立柱建物9棟・掘立柱溝1列・遺物を含む土壙数ヶ所で、このうち1土壙より41点の木筒が出土した。木筒には宝字5・6年の鉢をもつたものもあつて、遺構や遺物の実年代を決める手がかりとなり、また記載の内容によつて、この地区にあつた官衙の名称をも想定し得るに至つた。その点で、この発掘の成果は劃期的なものといえよう。また構の発見と隣接する地区的遺構や遺物の出土状況から6ABO区中央に道路の存在が推定され、官衙群の区画が考えられるようになつた。

昭和36年度
調査

昭和36年度の調査は前年度同様春・夏・冬の3回行つた。春の第6次調査は6AAQ-A・C地区と6ABO-J地区で行つた。前者は遺物保管合庫建設予定地の調査で、事務所西隣りを発掘した。発見遺構は築地垣廊に取付き内裏中心南側を斜めに走る掘立柱回廊の一部と5列の掘立柱列である。第3次調査とこの調査と合わせてもこの地区的発掘面積は広いものとはいえないが、発見遺構は全く想像もできなかつたもので、この地区的造跡の重要性を改めて認識させるに至つた。6ABO-J地区の発掘は、第5次調査終了のI地区と同一の水田の南半部で、排水の便を考え夏季の調査に先立つて行つたが、掘立柱建物1棟と曲折する石敷溝1条、遺物出土の土壙等が発見された。

ついで夏の第7次調査では、6ABO区東半地域の南部D・F・G地区を発掘して、掘立柱建物15棟・掘立柱溝1列・井戸2所を発見した。このうち遺物には身舎の梁間3間のものや、側柱通りの柱間3間分を開放にしたものなど、異例の規模のものがあつた。井戸からは平城上皇時代の平城宮に関連すると思われる遺物を検出し、平安時代の平城宮を遺跡の上ではじめて確認した。また6ABN-M地区の一部を、史跡地現状変更の申請にもとづく事前調査として発掘した。この地区では遺構は検出されず、構は北に延長しないことが判明した。なお、現在第8次調査が、6ABO区A~C地区において行われつつある。

今までに行われた発掘調査の概要は、以上のとおりであるが、今回の報告では主として昭和34・35年度の6ABO区の調査の結果を収め36年度の第6次調査の一部もこれと密接な関係があるので一括した。各調査地域の発掘期間と面積はTab.1のとおりである。

調査方法と
作業能率

これらの調査を通じた発掘方法として、発掘開始前に先立ち遺構・遺物の出土地点標記のため3m方張で地区を設定し、各水田毎に9~12mの間隔で土層範囲の耕作を廻し、その後はかは全面にわたつて掘り下げる。

調査面積は当然経費に制約されるが、他方全面発掘するので耕土の集積場所にも影響された。また発掘作業は、水田耕土・床土・各盛土層を順次平面的に復元して掘り下げる方法をとつたので、作業能率は専ら耕土の深さに左右された。耕土の逐段法として試みたのは、ブルドーザー、ベルトコンベア、ト

Tab.1 調査期間と発掘面積

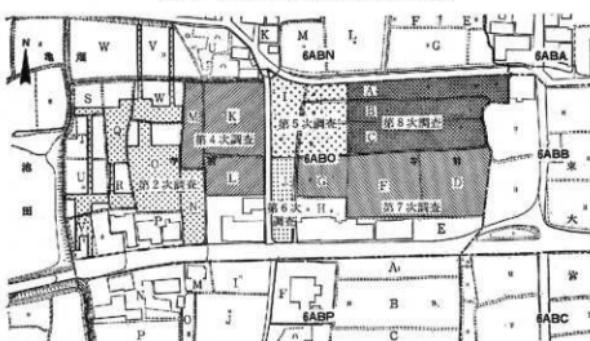
6ABO区	調査期間	発掘面積
第2次調査	34.7.17~34.12.20	133
第4次調査	35.7.11~35.10.20	88
第5次調査	35.11.21~36.3.10	79
第6次調査	36.4.1~36.6.15	39
		29.7
		27.0
		13.4
		5.9

Tab.2 1a当りの所要人員

人/a	全期間	耕土除去	埋戻し
第2次調査	83.4人	—	242人
第4次調査	75.5	1.2	24.8
第5次調査	73.7	0.8	33.5
第6次調査	70.8	1.0	21.3
第7次調査		0.8	—

○ 第2次の
耕土除去は
ブルドーザー
一使用のた
め除外した

Fig. 1 6ABO 区地区図および発掘経過表示図



ロッコの機械の導入であるが、ブルドーザーは遺跡破壊の難点があり、トコッコ敷設には地層観察のために残す壁面が障害になつた。そのため現在ではベルトコンベアーラを使用している。

各調査の発操作業員の 1a 当りの比率は Tab. 2 のとおりである。これには遺物整理等の人員は含まれていない。但し、第5次埋戻しには、土壤発掘の人員が重複している。

2 発掘経過

A 第2次調査

第2次発掘調査は 6ABO 区における最初の発掘であり、当然遺構の所在、埋没状況は予測できなかつた。そこで調査方針としては、調査地全域にわたつてトレントを設け、その知見にもとづいて発掘を拡大していくことにした。このうち M-N 地区は南北に細長く続く水田であつて、この地形は遺跡と関連するものでないかと考えられ、さらに前年の 6ABP-I 地区の検出遺構とどのように関連するかも問題であつた。そこで N 地区については当初から全面発掘することに決した。また S-V 地区は閑野貞が推定した内裏跡の西端であり、東端の 6ABP-A 地区に前年の発掘で発見された土器がこの地区にも対称的に存在することが予想されたので、V 地区も全面発掘する予定であつた。

まず調査地各地区を通るように、東西方向に 2、南北方向に 6 のトレントを設けた。遺跡全般の傾向としては、水田床下に人工的な盛土層がみられたが、この層は南西に進むにつれて厚さをます。そして東北では地山が高くなり、6ABN-V 地区は水田床下の下に直接地山であつた。

トレントではじめて発見した遺構は、W 地区南部の SA 121 捕立柱列北端の柱穴である。当初は盛土層上でやや異なる土質のものとして認められ、捕立柱掘りかた（以下柱穴と略記する）の輪郭は不明瞭であつたが、この地区的盛土層がごく薄く、すぐに地山になつたので地山まで削り下げ、柱穴輪郭を確認することができた。結果的にみればこのトレントは偶然 SA 121 の捕立柱列と同位置にあつて、当然南の O 地区でも柱穴を発見した筈だが、トレント内にところどころ異質土を認めて、明確に柱穴と決定することができなかつた。O 地区北西部では、土器片が混入する異質土

調査計画

トレント調査

を広範囲に認めたのでトレントを抜け、多量の土器が埋没したSK 140の土壇を発見した。またV地区南部は北から掘り下げ、東西方向の2条の溝を発見した。溝の西側は佐紀池に続いて地盤が低下し、当初予想した南北方向の土星がないことを確認した。南端は近世の厚い堆積を認めたので掘り下げなかつた。上記のようにトレント調査で遺構検出面が判明したので、最初に予定したN・V地区とともに、検出面が高くて、遺構が存在しそうなO・W地区を全面発掘することにした。W地区ではSA 121の柱穴を手掛かりに、この検出面を掘り下げる他の遺構を探索したが発見できず、更に掘り下げてSB 143建物の東半と、SA 120掘立柱列の柱穴を発見した。

全回調査

N・O両地区では、発掘作業の能率化のため、ブルドーザーを使用して耕土を除去したが、機械の性質上、耕土と末土が攪乱され、耕土は大部分破壊されたため、水田所有者の要望により使用を中止し、末土拂土遺構検出作業はトロッコによらざるをえなかつた。床上の下の含疊茶褐色土層は、ブルドーザーのキャビラの搅乱で凹凸になつたところもあつたが、ほぼ平坦であつた。この最初の土層からは、北から続くSA 121掘立柱列の南半や灘灰岩の埋没されたSK 137・138の上塗を発見したのみである。その後、降雨に備えて東西に排水溝を掘つたところ、偶然合疊茶褐色土下からSB 116の柱穴を検出し、さらに南北にもトレントをいれてみると含疊茶褐色土下に古い旧地表面があつて、それに遺構が伴つていることが判明した。そこで、第2回目の検出作業に移り、含疊茶褐色土を削りとり、SB 112～SB 145の諸遺構の柱穴を漸く挖出はじめた。これらのうちSB 116建物の柱穴は他のものと重複することが多く、その重複状況から各建物の造営時期の先後関係を判定した。柱穴が掘られているこの土層は、上層の含疊茶褐色土と同様整地底土による人工的なもので、柱穴の埋土も同質の上であつた。そのため、一部の地区では4回に亘る削り下げの結果、漸く柱穴輪郭を明瞭にすることができた。したがつてこれらの柱穴輪郭は、結果的にみれば当然SD 130の石数と同じ高さで検出した筈であつたが、実際は更にその下まで削り下げて確認できた。特にSB 112・113建物の柱穴の識別はきわめて困難であつて、ほとんど発掘終了間際に発見できたような状況であつた。

遺構追跡

N地区南部では、上層の合疊茶褐色土面から、SD 108・SA 109の溝を発見した。SD 108の溝底では木炭の散乱層を検出し、この面から埋没された礫石を発見した。一方獨立地西南では、O地区で検出したSB 131建物を西に迫るしてR・U地区のトレントを掘り下げた。U地区では含疊茶褐色土層下の盛上からSB 131建物と並ぶ同規模のSB 145と、それに重複するSB 146建物の南壁を発見した。SB 146は西側柱を北へ迫るして北壁を検出し規模が判明したので、盛上盛土下に想定される束縛柱列の検出は行わなかつた。これと前後してW地区発見のSB 143を西に迫るしてQ地区を掘りひろげ、その西半部の柱穴を検出し、その南側柱列をS地区北部で迫求して、桁行13間になることを知つた。Q地区南北では、上層の含疊茶褐色土面に掘られた南北幅60cmの溝状遺構に、多数の瓦が堆积しているのを検出したが下層からは遺構を発見しなかつた。

地層調査

獨立地北端の6ABN-V地区は2本のトレントをいたが、なんらの遺構をも発見せず、地山が6ABOより高くなることを知つた。またT・U地区のトレント内では遺構を認めず問題がなかつたので、発掘期間の関係上掘り下げけるに至らなかつた。地層調査は、主として各遺構の柱穴検査で検討し、地山が西側にかけて低下し、その上に2回に盛上整地した盛土層があることを確認した。N地区南部では地層調査のトレント内で、現在の一条通北側溝に接してSD 106の溝と、それを埋めてその上に築成したSA 105の土壇を発見した。またSA 121の独立柱穴室では、腐植土

とその中に宿生した草木植物の茎が検出され、盛土整地前に地山が低いこの地域は、池状の湿地であつたものと推測された。

施見遺跡の造営時期の先後は、遺構検出面の層序や重複状況で決定され、重複しない建物は配置関係や柱間寸法の異同などをもとにしてまとめられて、次のA～Gの7群に分類された。*

A: SD 130,	B: SB 112・131・143・145,	C: SB 113・135,	D: SB 116,
E: SA 120,	F: SA 121,	G: SA 109・SK 137～140	

B 第4次調査

第2次調査の結果、遺構がこの地区のほぼ全域にわたって存在すると予測されたので地層統合のために柱を9～12m間隔に縦横に残すのみで、最初から全面発掘にとりかかつた。

まず調査地を南北に2分し、それぞれ東南より併行して掘りさげ、頂次柱穴を検出して13棟の建物遺構を発見した。遺跡の検出に当つては、盛土整地層上では一般に柱穴の輪郭は判然とせず、結局地山層まで削つて確認したものが多い。地山はSD 126以北は礫質であつて、順次南へ粘土質、疊質と互層に変化していた。発掘地中央部は、丁度疊質層に相当し、土上層との違いが判然とせずSB 176の南西附近の柱穴の検出は特に困難であつた。SB 176とSB 177の柱穴を検出してその重複状況を調査中、地山に掘られたSD 141の溝を発見し、これがこの地区で最も古い遺構であると認められた。建物以外の遺構としては地区中央部で径5mの坑を検出し、一部を掘り下げたところ井戸枠木材が出土しSE 168を発見した。しかし井戸の掘り下げは、掘りかたの埋土上の遮蔽処理上一時中止して、遺跡全面の撮影実測後に行うこととした。またK地区中央部でも遺物を含む大きな塙SG 180を検出した。この塙の埋土は底部に近くになると有機質を多く含む泥土となり、また、塙周辺のSB 141・177・194の建物は意識的に塙を避けて造営されているようだ、これらの建物と共に存する塙であつたと考えられた。SG 180の北では東西に走るSD 126の溝を発見し、掘り下げて底が2種にあることを認め、溝が2時期にわたることを確認した。第2次調査にSB 143の北で検出した溝はこの延長部に当る。なおSD 126の中央には、重複して中世の井戸があつた。

発掘地西南では、盛土整地層が上下に2層検出されて、第2次調査で発見したSD 130の石敷は、下層の盛土層上に設けられ東に続いているのを再確認した。下層の盛土層は西に流れに従つて厚くなるが、第2次調査と同様にこの層で柱穴の輪郭を明瞭にするのは容易でなく、やや削り下げてようやく判然と検出された。実測終了後井戸の発掘を再開し、はじめに4隅に柱を立てて方1mほどに積んだ井戸SE 168-Cを発見したが、さらにその下から、番付埋書された井戸枠を方2mの弁闇状に積んだ井戸SE 168-Aを発見した。Aの井戸は底をさらつたらしく遺物がなかつたが、Cの井戸の底では平安前期以後に属する上器片が出土した。なお、上の井戸をB・Cの2時期のものとしたのは井戸馬糞が2種あつたためである。

地層調査では、盛土整地層を3層確認した。最初の盛土整地層は調査地の東北部にのみあつて、南北には認められなかつた。第Ⅱ期盛土はほぼ全域に認められ、第Ⅲ期盛土は南西部にのみあつた。

発見された遺構は、第2次調査と同様、柱穴の重複によって造営の先後を決定できるものを基準とし、検出面の層序や配置上の類似を考慮して、8時期に分けられた。この中第2次調査のA群に属していたSA 130の石敷は、第4次調査地の第Ⅲ期底上層で検出され、第2・4次調査を比

全面調査

地層調査

* この分類は「昭和34年平成宮跡第2次発掘調査報告」(奈文研作編1960)に使用した。

較開拓させる基準となつた。以上の結果、新しく第Ⅰ期の盛土層上に造営された2群と、それ以前の地山上に直接造られた1群計3群の遺構が考えられ、第2次調査とあわせて10群におよぶ造営が行われたことが想定された。これらの遺構群を、第2次調査時の分類とあわせて示せば、Tab.3のとおりである。^{*}

Tab.3 調査期別遺構分類対照表

第2次調査		第4次調査	
代表遺構	群	群	代表遺構
—	—	1	SD 141
—	—	2	SB 176
SD 126	—	3	SD 126-A
SD 130	A	4	SD 130 SB 170
SB 112 SB 131	B	5	SB 112 SB 177-A
SB 113	C	6	SB 177-B SB 113
SB 116	D	7	SB 191
SA 120	E	8	—
SA 121	F	9	SA 233
SA 109	G	10	(SB 166)

SB 166は第4次調査時にどの群に属するかの判定ができなかつた。

C 第5次調査

全面調査

第4次調査同様地層観察の注を廃し、調査地東半部のC地区より全面の掘り下げを開始した。C地区では水田床十直下で、十器・瓦を含む堆積層を検出し、この面で遺構を検索したが、特に取り上げる必要のあるものは発見できなかつた。更にこの層を掘り下げ、下に盛土層Cを検出した。C地区南部ではこの層の下にさらに剥離する2層が認められ、その各々の剥離面をD・E面と仮称した。E面は地山面にあたる。C面では独立柱建物8棟が発見された。A・B地区ではこのC面からSK 217~226の土塊が掘られており、その北にSD 126の溝があつた。これらの場の埋土は粘土質であつたため、浸透した水によって泥化し、この間に重複する柱穴輪郭の確認は困難を極めた。D面には、SB 205があつたが、この建物の身舎内北よりも、塙を流入した盛土が認められ、この建物の掘りかたはその塙を切断して掘られていた。この他にこの面から始まる遺構はなかつた。なおSB 205がD面に属することを確認したのは地層調査の際であるが、発掘当初も柱穴重複からこの付近で最も古い遺構と認められていた。D面は北に進むにしたがい剥離しにくくなつていて。

地山面(E面)は調査地南部ではよく剥離して検出され、この面でSD 141を発見した。地山面は北のSD 126までは平坦だが、SD 126以北は20cmほど高くなつていて。またSD 141以北では地山面の剥離はよくなかつた。

I地区の発掘では、水田床土直下の盛土層で土器を埋没したSK 234・238を発見し、SK 234を掘りさらえてその下からSA 233・SB 236東側柱の柱穴を発見した。I地区も東半部同様C・D・E面と順次削り下げSD 126・SD 141が続くことを確認したが、D・E面の剥離性はC地区ほど顕著でなかつた。I地区で発見された遺構は第Ⅱ期の跡地に関係する最も新しいもので、それをさかのぼるものはなかつた。したがつてそれ以前には、I地区は南北に長い空閑地であつたと考えられ、その位置がほぼ宮城の東西中心に当ることや、後にその東辺にそつて柵が設けられたことからすると、この柵以西は地区を限る道路のような性格をもつていたと思われた。

土壌の調査

遺構実測後土壌を掘り下げて遺物の出土をみたが、そのうち特記すべきものはSK 219出土の木箇で、細片を含め墨書き有するものが41点にのぼつた。SK 219の上層埋土は全く遺物を含まず、上層を埋設するためのものと考えられ、重複して検出された柱穴はこの上に掘られていた。この埋

* 第4次調査の分類は「昭和35年平城宮跡第3・4・5次発掘調査概要」(奈文研年報1961)に用いたものである。

のを部分した。すなわちV-5-6, VI-7, VII-9-10に当り、第2次調査時の分類と異なる。

土下は檜皮片の散乱する箇所、木筒、土器、自然遺物等を含む層があつて地山にいたる。自然遺物中圓葉樹の葉身は緑色のまま検出された。木筒は空気にふれると刻々黒変し、早急な記録が必要となつたので一点毎にただちに現地事務所で写真撮影実測を行つた。この撮影ではモノクロウムフィルムと赤外線フィルムを併用したが、結果には著しい差はない。

木筒のなかに天平宝字6年の紀年銘のあるものが3点あり、箇々の事情をあわせ考えると、このSK 219の埋没時期はそれをあまり降らないと思われた。また記載事項からこの附近の建物は食物を扱う官衙の一部と推定された。発見各遺構の造営時期についてはこれまでと同様順序、重複状況、配置などから判定した。

D 第6次調査

第6次調査では、6AAQ区のほかに夏季には排水不良のため調査不能の6ABO-J地区を調査した。J地区はI地区と連なる同一水田であり、この調査は第6次というより第5次の延長としての性格をもち、遺構の出土状況も前回と全く同様であつた。

発掘はC・D・E面と順次掘り下げて行い、西側では床土直下で前回のSK 238の連続部を検出した。C面では発掘地中央でSD 244の石敷を発見し、その下から第2・4次調査で発見したSD 130の延長に当り南縁に玄石を並べた幅50cm程の溝(SD 243)を発見した。この溝はさらに幅約4mの素掘りの溝(SD 242)と北縁を同じくして複数していた。南端の発掘では、第2次調査で発見したSA 109の延長部を予想したが、その痕跡すらなく、最南端で東西6m南北2mの溝を発見した。これはSD 106の東端にあたる。遺構の造営時期については、すべてこれまでの調査で知りえた結果から類推した。

全調査

3 調査日誌

第2次発掘調査 昭和34年7月~12月

- 7・17 器具櫛付溝、地区設定。
- 7・18 砂入式場整備。
- 7・20 旗入式。終了後ただちに作業開始。S・T・U・V地区に南北トレンチ、N・O・R・U地区に東西トレンチ各幅1.5mをいれる。
- 7・21 N地区に南北トレンチ、W・Q・S地区に東西トレンチ、W・O地区東より南北トレンチ、各幅1.5mをいれる。
- 7・22 W・O地区東:トレンチ内床下挖土、床土下に隈を認めた茶褐色土である。
- 7・23 W・Q・S地区トレンチの床下は四半で合鍵茶褐色土、東半は砂又は粘土の堆山となる。
- 7・24 Q・R地区西より南北トレンチ。V地区トレンチ内北端の床下の合鍵茶褐色土で、蹲状のおもこみを検出した。西に平行にトレンチをいれ、北端で門をつなぐ。
- 7・25 Q・R南北トレンチは床下の合鍵茶褐色土に達する。W・O地区西より南北トレンチ

をいれる。

7・27 W・O地区西より南北トレンチは床下で合鍵茶褐色土に達した。O地区北端部で3m程度の範囲の土器を含む土壌SK 140を検出し、東西界隈探査のため削り取ける。V地区北端で東西に走る溝(SA 109)を確認。

7・28 O地区北部の上段SK 140は東西4.5m南北6mほどで、東に別の土壌SK 139があるらしい。V地区北端のSA 109の南へトレンチを延長。SA 109から土器出し。

7・29 O地区北部SK 140内にはほぼ完形の状態で多量の土器が埋没している。W地区南北トレンチ南より柱穴SA 121を検出し、西へ掘り取ける。V地区SA 109を西へ追跡。合鍵茶褐色土が低下して溝も浅くなる。6ABO区の西端を限る南北方向の道幅は認められない。

7・30 V地区SA 109の南は約3m程の平坦部で、その南もわずかに構造にくぼむ。西側に溝を配した土壌状遺構である。以前は合鍵茶褐色土が低くさがり、茶褐色土の下は消土状灰色泥土と

なる。

7・31 トレンチの結果、洞在予定地の北東部を除くほぼ全域に、合鍊茶褐色土が認められ、それより上の耕皮土はブルドーザーによる除去可性と判断し、導入した。土地所有者の要望により、N・O地区の耕土耕土のみをおわせた。O地区 北部 SK 140 内溝挖完了。歩道樹植、土壌取上げ開始。U地区東西トレンチで、合鍊茶褐色土上面に瓦の瓦礫やや多く、状況確認のためトレンチを拡大。

8・1 U地区トレンチ内壁張部分を合鍊茶褐色土層まで掘りさげる。

8・3 この部分の合鍊茶褐色土上面には道筋なし。V地区東西溝 SA 109 内出土の灰岩片がO地区、北側 SK 140 内土柱上層と接合し、両者が同時期のものと判明。

8・4 W地区南側の病害土を拡大。柱穴が3所東西にならぶ。U地区西トレンチを拡張。

8・5 U地区トレンチ西側張部分で合鍊茶褐色土上面に瓦を充てんする道筋 SX 155 を検出。N地区南側より出土堆土開始。

8・6~7 N地区床下直下の合鍊茶褐色土面検索。

8・8 U地区トレンチ合鍊茶褐色土上面清掃。

8・10 O地区東南隅から床土の耕土を復元。

8・11 O地区北側 SK 140 内土柱取上げ完了。ほとんど土面幅で1000mm幅以上にのぼる。N地区東辺中央より南北に病害のおちこみを検出。V地区の溝を逆流するものが見つかる。

8・12 N・O地区床土耕土。

8・17 排水溝を掘る。O地区で東西排水溝中に柱穴を検出。合鍊茶褐色土下の道筋である。

8・18 N・O地区床土耕土。

8・19 N地区中央南北よりの高の南 5m ほどにさらに2条の溝があるらしい。

8・20 N地区に3条の東西溝を確認。

8・21 N地区合鍊茶褐色土上面清掃終了。

8・22 N地区の3条の溝中、最南の溝底より礫石を検出。一層下の灰岩色土に土塊 SK 107 を穿ち埋没したもの。上層を出す。

8・24 N地区の合鍊茶褐色土西面南北小孔列 SA 111 を検出。同面上部溶削完了。

8・25 N地区東四隅掘りさげ開始。土塊出土。

8・26 O地区床土耕土完了。黒灰岩を埋めこんだ土塊 SK 137-138 検出。合鍊茶褐色土面清掃。

8・27 O地区西より南北の柱穴列 SA 121 があるらしい。

8・28 O地区合鍊茶褐色土上面を清掃すると各所に床土の落込んだ部分があるが、大部分は柱穴でないらしい。

8・29 O地区合鍊茶褐色土上面清掃完了。この面では柱穴 SA 121 と土塊 SK 137-138-139-140 のほかに遺構なし。Q地区東市尾から合鍊茶褐色土面の検索開始。

8・31 O地区に幅 1m の南北トレンチを2本いれ、合鍊茶褐色土下が黄褐色土上質土となり、その間がよく剥離することを認む。

9・1 前日の所見にもとづき、O地区東南隅より合鍊茶褐色土を除き、黄褐色土上面での道筋検出に努める。

9・2 O地区東南部に多数の柱穴を発見。

9・3~5 O地区黄褐色土上面での検査を続行。

9・7 N地区で合鍊茶褐色土層を除き始める。

9・8 N地区北西部に南北溝（後に SB 116 の南北溝と判明）あり。南では浅くなって消滅する。O地区中央西より東西にならぶ3柱穴 SB 135 を検出。

9・9 O地区東南部で、西面付南北横溝物 SB 116 の存在が確認されたが、新行間数はなお不明。その前により等大の縦を用いた東西方向の石敷 SD 130 がある。その南はバックス敷面。N地区中央附近で東西にならぶ柱穴 SB 112 を検出。

9・10 O地区南端の SD 130 は N地区にも連続して検出。O地区 SB 116 は 5m × 3m となることが確定。O地区南端に道筋が多いので、R地区のトレンチを南へ掘げる。W地区南部地山上面清掃開始。

9・11 O地区西南部に東西の柱穴列 SB 131 あり。N地区中央で 9 日検出した東西柱穴列の北约 6m にも柱穴があつて、東西横溝物 SB 112 を推定。その北側柱東よりの3所の柱穴では南に別の柱穴が重複。

9・12 R地区南部では合鍊茶褐色土に造るも道筋なく、その下層を検査し始めた。

9・14 Q地区茶褐色土上面の挖掘を開始。

9・15 W地区南部で東西 3m 間隔にならぶ 6 個の柱穴を検出。対応する北側柱列を求めて北に掘り下げた。

9・16 O地区東南隅の SB 116 に重複して2列の横列 SA 120-121 があり、それが W地区まで南北に共く続くらしい。合鍊茶褐色土上で検出された横列 SA 121 はその西のものにあたる。柱穴輪番検出段階で左側剥離。柱穴内の剥離しきが判明。

9・17 W地区で、約 6m をおいて並ぶ2列の東西の柱穴列 SB 143 が確認された。そのさらに北に幅 1m ほどの東西溝がある。

9・18 R地区南部でも柱穴を検出。

9・19 柱穴の位置によつて、O地区東南部 SB 116 が SA 120 より古いことが判明。O地区中央附近土塊 SK 134 より土塊帶出土。

9・21 W地区南部走物 SB 143 を Q 地区北部へ追出し、南側柱東にあたる 4 個穴を検出。N地区中央附近 SB 112 の内裏中央柱を検出し、柱穴の重複で SB 116 より古いことを確認。U地区南部の合鍊茶褐色土を除き始める。尖端溝面削出。

9・22 O地区西南部 SB 131 の内裏中央柱を昨

町下で検出し、東西横 5×2 間建物と判定。U 地区南部で含礫茶褐色土と下の灰褐色土の境界面で
が年適宜、神功開墾鉢計 13 枚を発見。これで含礫茶褐色土を盛した時期の上限が限定される。

9・23 R→U 地区にかけて東西柱穴列を検出し、東西横 5×2 間建物 SB 145 と推定。R 地区にはなお別な柱穴がある。

9・24→10・5 写真撮影、遺構実測、併行して細部調査を行う。

9・26 午後荒瀬原立葉谷台、台風の余波で風雨強く佐紀公民館で説明会のみ行う。

9・28 O 地区南西部 SB 131 の南側柱穴より 1・2 柱穴を検出。

9・29 N 地区中央で SB 112 の北側柱と重複した柱穴に対応する東西柱穴列を検出。SB 113。

9・30 SB 113 の西側中央柱を SB 116 の南落溝下に検出し、渠間 2 間行 2 間以上の東西横建物と判明。

10・1 O 地区中央西よりでは約 3.5 m をへだてて平行する柱穴列 2 条を検出。渠間 1 間東西横建物か。Q 地区南部の茶褐色土を除き始めた。

10・3 Q 地区で含礫茶褐色土中に J 磐塔没土壌 SK 148 と瓦を埋設した南北溝 SD 147 を検出。この盛土層の下には遺構なし。R 地区南部を精査して、南北横 5×2 間建物 SB 146 を検出。

10・5 遺構実測ほぼ完了。土層調査用のトレングを振り始める。

10・10 S 地区で SD 143 の西妻を追し、平行 13 間で終ることを確認。

10・11 N 地区南部の J レンチで現道路下に基盤状基土層 SA 105 があり。その北に茶褐色粘土質土で埋設された東西溝 SD 106 を検出。

10・13 土層実測完了。埋めもじ開始。

12・20 埋めもじ完了し、調査終了。

第 4 次発掘調査 昭和35年7月~10月

7・11~20 トロッコとベルトコンベアーを併用して耕土除去。

7・21~25 床上耕土。

7・26 L 地区南部で、床土下の含礫茶褐色土にかけられた東西の柱穴を確認。第 2 次調査地域南部の石礫の延長部分であろう。

7・27~8・2 床上耕土。

8・3 床上耕土の段階で各所に柱穴の存在を予想させる施主の乱れが認められたが、偶然とせず。L 地区南部と M 地区北部から地山面上で、遺構を検査することにした。M 地区北部は床土直下が地山で、東西にならぶ各 3 個の柱穴が 2 列検出された。これは第 2 次調査地域北部の東西横建物 SB 143 とはば柱列が通る。L 地区西南部は地山がかなり低くなっている。

8・4 M 地区北端に幅約 70 cm の東西溝あり。

SB 143 の南落溝か。L 地区西南部に柱穴らしきものを数ヵ所認めたが、盛土層上部の汚染が著しく、輪郭は不明瞭。

8・5 M 地区中央附近で 3 m 間隔で東西にならぶ各 3 個の柱穴列が、3 m において南北に 2 列あり、東面に長い造物 (SB 186 北面) か。

8・6 M 地区南寄りに 3 m 間隔で東西に 3 カ所上部のおちこんだ穴が、南北に 2 列ある (SB 186 南面)。L 地区北東部で東西にならぶ 6 個の柱穴を検出 (SB 170 南側柱列)。L 地区は中央附近より西南にかけて地山がさがり、含礫茶褐色の盛土がなくなる。

8・8 6 日に L 地区北部で検出した東西柱穴列の北約 3 m・9 m・12 m の K 地区内に、平行する 3 列の柱穴を認め、同一施主のものと考えたが、施主埋設はなお不明 (SB 170)。L 地区南西よりに東西にならぶ 3 個の柱穴が検出された。第 2 次調査発見の SB 113 の東半部分。

8・9 6~8 月間に K-L 地区で平行して発見された 4 列の柱穴は東西横 5×4 間建物 SB 170 となることを確認。その東側内側寄りに小さな柱穴が並ぶ南北横 3×1 間の構造物 SB 171 を検出。

8・12 K 地区中央に東西横 SD 141 を検出。この溝を横断して南北に 2 列の柱穴 (SB 177 西面) あり。北方では M 地区北端から続く 2 列の東西柱穴列が検出され、あわせて 6 間分が確認された (SB 194)。この京に大きな土塁 (SG 180) があるらしい。

8・13 これまでに発見した柱穴内部をすべて 20 cm ほど掘りさげる。

8・16 SD 126 の K 地区への延續を確認。

8・17 M 地区北部から K 地区北西端へ続く SB 194。京妻中央柱検出により東西横 7×2 間の建物である。その柱穴は前後 2 列のものが南北にずれて重複し、そのうち北側柱列の新しい柱穴は SD 126 を埋設した上に掘りこまれていることが判明。K 地区東半部で南北横 4×2 間建物 SB 177 を平行 5 間で確認したが、南北妻は未検出。

8・18 SB 170 四妻中央柱を検出。東西横 5×4 間建物と判明。K 地区西南部で SB 185 の東妻中央柱を検出。この建物の柱穴は北に新しいものが重複する。K 地区中央の土塁 SG 180 は、深さ 80 cm ほどなお底に達せず。

8・19 K 地区西部で SK 180 の埋土に掘りこんだ渠間 2 間の南北横建物 SB 191 を検出。

8・20 SB 186 は渠間 2 間の身合に南北溝のつく東西横建物で、その身合では同規模の新しい建物が少し北にずれて存在することが判明。

8・21 K 地区 SB 177 の南妻中央柱を検出。この南に一部重複して存在する SB 170 は、柱穴の重複で、前者より古い時期のものと判明した。また、その西に一部重複する南北横建物 SB 176 は、

平成宮発掘調査報告 Ⅰ

北面部が SG 180 で破壊されていて、規模は未確認。K 地区中央の東西溝 SD 141 で、溝と柱穴の重複から、SD 141-SB 176-SB 177 B の順に新しくことが判明。

8・23 K 地区の崩落、柱穴の掘りさげを開始。

8・24 K 地区中央東よりの SB 176 北部中央柱を、SD 126 の北で検出。建物は 9×2 間となる。

L 地区東南部で発掘地域外に古墳個列がある東円塚 5×2 間建物 SB 166 と、この附近から北へ延びる小柱穴列 SB 167 を 2 列検出。この小柱穴列中央附近で、方 5m ほどの土壇を見出したが、木材が埋設土中に突出しており、井戸と推定される。

8・25 SB 188 は M 地区を稽古し桁行 6 間まで確認したが、まだ既存中央柱を検出せず。第 2 次調査で西半部を発掘した SB 112 の東部中央柱を検出。これで桁行 7 間と確定。その北に一部痕跡する SB 113 は桁行 6 間で柱穴が終るが、西面中央性を欠く。

8・26 M 地区中央で SD 141 の西延長部分を検出したが、内より次第に深くなり消失する。

8・27 写真撮影開始。午後発掘調査報告会、来会者約 160 人。

8・28 井戸掘りさげ開始。

8・29 井戸は 4 個の柱の外に、幅 30 cm ほど厚板を井戸枠にした井戸枠を確認。古い井戸枠枠の上部をこわして、柱枠組の新しい井戸枠を内部に追ったものと推定。

9・7 新しい井戸枠を取上げたが、下に青灰色の堆積泥土があり、それをさらえた結果、当初の井戸は下部 3 段分の枠を残し、底は礫を敷いたものであることを確認。当初の井戸からの出土品は全くなかった。湧水が有る。

9・10 細部の再検討。SB 186 の西中央柱を舷壁下で検出。

9・11 井戸枠引上げ。木材の実測・写真撮影。全埋めもじし開始。

10・20 締めもじ完了し、調査終了。

第 5 次発掘調査 昭和 36 年 11 月～36 年 3 月

11・21 ドラム機路組立。洗水溝開墾。

11・22～30 耕土耕上。

12・1～2 地区設定。

12・3 耕土耕上完了。床土耕土と併行して遺構検出開始。C 地区東南部で床土直下に土器を含む遺構検出。旧地表か。

12・5 C 地区東南部床土耕上し、南北 3 列の柱

穴を検出。

- 12・6 C 地区東南部で床土直下まで土層を 2 層に検出。各土層の境界は砂が盛り、明瞭に上土の土層が判別する。各層界面を C・D・E 面と仮称。E 面は地表面にある。
- 12・7 C 地区床土耕土ほぼ完了。全面に 3 層の旧地表があるらしい。西南部に柱穴あり。
- 12・8 C 地区西南部では築堤 2 間の南北探査建物 SB 206 の北側 1 間分確認。南の木造壁地域に主体部があるらしい。他に柱穴の重複により古いことの判別する 2 列の半筋する南北柱穴列 (SB 205) あり。
- 12・9 C 地区内で SB 206 の北約 6 m に市街のある南北探査建物 SB 209 を桁行 2 間、2 列の南北柱穴列 SB 205 を 5 間検出。この 2 列の掘りかたで D 面上の高土中に廓を検出。原位置ではなく、旅土に認めて立たるもの。C 地区北端 4 m ほどの部分は E 面 (地山面) の剥離不良。
- 12・10 C 地区東部の南北の 3 列の柱穴が、各 4 カ所 2 列の古いもの (SB 200) と 1 列 5 積穴の新しいもの (SB 201) からなることを確認。
- 12・11 B 地区床土耕土。
- 12・12 早朝築堤工事撤去。雨。現場作業中止。
- 12・13～14 床土耕土。
- 12・16 C 地区西南部で、E 面から始まる幅約 1 m の東西溝 SD 141 を検出。I 地区南端より遺構検出開始。床土直下に土器を埋設した土壇 SK 234 を検出。
- 12・18 SD 141 を東端まで検出。D 面形成時盛土で埋設されている。SB 205・209 の柱穴はその埋設土を切って掘られていた。B 地区西部で SB 205・209 のもののほかに、D 面から始まるかとみられる大土器 SK 219-222-223 など柱穴 (SB 211) を検出。I 地区の SK 234 に北へ連続し、その東に 3 柱穴 (SA 233) を南北に検出。
- 12・19 B 地区に主体部のある建物 SB 211 は東西縦の身舎に附屬のつくもので、廊柱穴には浅くて石造を持つものがある。桁行間数不明。C 地区から続く SB 209 は桁行 6 間まで B 地区で検出。SB 205 は南北中央柱穴を検出せず。
- 12・20 故藤田所長の研究所席をおこなう。現場作業中止。
- 12・21 SB 211 は桁行 5 間と確定。SB 209 の南北中央柱を A 地区西部で検出。南北縦 7×2 間と確定。
- 12・22 B 地区東北部に柱穴 (SB 212・213) 検出。A 地区中央で約 1 m の溝を検出。溝以北は遺構なく地山高し。I 地区東半の SK 234・SA 233 を北端まで追跡。I 地区北端で A 地区の東西溝の連続部検出。
- 12・23 A 地区で SB 211 の北端柱穴を検出。中央の東西溝を北端まで追跡。東端部で柱穴を検出

し、B地区北東部の柱穴と共に渠間2間のおそらく東西横の2棟の建物 SB 212・213 の西側部分になると推定され、C地区東部の SB 220・221 と姿通りが一致す。I地区北の SD 126 は西端まで検出された。第4次調査K地区北部の溝に続くものであろう。なれど渠は上下2層ある。

12・26 I地区中央部でE面に掘りこまれた東西溝 SD 141 を検出し、C地区および第4次調査K地区中央の東西溝に達なる。SD 234 下に東側住跡のある南北溝 5×2間建物 SB 236 を検出。西南部道路わきに土器を埋没した土塙 SK 238 を検出。SD 234 川土土器には切高台つき直形縦剖削器が混入している。

12・27 洪壩全城E面にいたる。発掘を1月11日まで中断。

1・11～14 掘水、治癒作業。

1・15～26 午前撮影。遺構実測。土層実測。

1・23 土層検討により、E面では SD 141、D面では SD 116・SB 205 があり、SK 219 を含むその他の追跡はC面乃至それ以上から始まるものであることを確認。埋めもどし開始。

1・23～2・1 B地区西南部土塙 SK 219 を掘りさげる。

1・24 SK 219 内では遺物を含まない埋土(漸次下ほど灰色にかる赤褐色粘土質土)があり、その下に土器・木製品・自然遺物を含む灰色砂質土(厚さ 20~30 cm)と泥土(厚さ約 10 cm)がある。埋土と灰色砂質土の間に繪文がかかなり多量に存在し、灰色砂質土から木筒1を検出。

1・29 天平宝字6年銘の木筒出土。

2・1 SK 219 を掘り終った。多量の土器・自然遺物と共に紀年鉢をもつ4枚を含む木柄41枚を検出し、この地区的性格および年代決定に重要な

資料を得ることができた。

2・2~3 B地区的他の土塙 (SK 217・218・220・221・222・223) を掘りさげ、少量の土器類の出土をみた。

3・10 埋めもどしを完了して現場作業を終る。

第6次(6ABO区)発掘調査

昭和36年4月~6月

4・1~4・25 耕土耕上、山河設定。

4・26~4・29 床土耕土。

5・1 遺構検出を始め、北部で掘立柱検出。第5次調査地城で検出した C-D-E の各層はほぼ J地区にも続いているらしい。北部の掘立柱は南北溝 5×2間建物 SB 246 になることが判明。東西路ぎわに土器を埋没する土塙が南北にあるらしい。第5次発掘 I 地区西南溝の SK 238 の南への連続であろう。

5・6 南西部で東西にのびる溝 SD 239 を検出しC面形成時の盛土にはおおわれているらしい。

5・8 SD 239 は東へのびず約 6 m を越す。

5・9 南部の地域をE面までさげる。

5・11 中央南よりに幅約 4 m の東西溝 SD 242 あり。この溝を埋め、北辺にそって新たに割石のある幅約 50 cm の溝 (SD 243) が設けられているらしい。この SD 243 は第2・第4次発掘の SA 130 石敷溝の東延長上にあたる。この部分のみ構造がわかるのか。

5・14 SD 243 は東へのびる。東ではこの溝を埋没し、その上に石敷溝とバシス敷 (SX 244) が設けられている。

5・15 全域E面に達する。

5・17~18 遺構実測。

5・20~6・15 埋めもどし。調査完了。

第IV章 遺跡

1 発掘遺跡の概観

6 ABO 区の遺構は中央の道路状地区をはさんで、東西 2 帯に大別される。本報告ではその西方区(K~W 地区)と中央区(I~J 地区)を中心として扱い、東方区(A~G 地区)は一部分だけを取上げた。東方区はまだ全貌を検出し終っていないので、報告の重点を遺構の層序別分類や出土木簡の問題におき、個々の遺構やその配置などについては、A~G 地区全体として後日に改めて記したい。

A 遺構の概要

遺構の種類 6 ABO 区でこれまでに検出された遺構には、建物・井戸・樹・土塁・溝・池および各種の上塙などがある。これらの遺構は発掘地域のはば余城に分布しており、野井門やごく一部の上塙をのぞけば、その大部分が平城宮に関連するものであることは、遺構自体の建築的性格や伴出遺物によつて明瞭であった。遺構の主体をなすものは建物跡である。その規模は多様であるが、方位は大多数が真東西もしくは真南北に合つており、相当な大きさのものだけで 44 棟がこれまでに検出された。これらの建物はいずれも礎石を用いない掘立柱式で、地区によつては、何重にも重複しているが、これは何處かずつが一組になつて、数時期に分れて造営されたからで、それがこの区の遺跡の大きな特色となつてゐる。建物跡とよく似た掘立柱式遺構に櫻跡がある。これには極めて小規模で造営時期を判定し難いものもあるが、主要なものは、南北方向に走る 4 条である。これらの櫻は中央の I~J 地区を東西両区から区分するだけではなく、東西両区をも夫々 2 分して、6 ABO 区を 5 区間に仕切つている。櫻が南北方向の境界線であるに対し、東西方向の境界線と思われるものに溝及び土塁がある。溝は際敷の 1 条を除けば、すべて簡単な素掘りで、この地域の北縁に沿つて 1、その少し南方に 1、南縁に沿つて 4 の計 6 条がある。このうち南縁の 2 条は土塁の両脇に付属するものであり、際敷の溝も土塁の如きものの雨落溝と考えられる。なお、いくつかの溝は東西両区に連なり、両区の遺跡が街接関係にあることを示している。また以上の櫻や溝の方位は、建物と同じく真南北あるいは真東西を示す。こうした建物群とその境界遺構以外に、井戸、池、土塁などがある。井戸は建物と関連して配置され、西方区に 1、東方区に 2 の計 3 カ所設けられているが、平城宮にふさわしくいざれも早い拾材を井詰組にした大きなものであつた。池は西方区のみに 2 カ所検出されたが、その一つはかなり広いもので、西方区のはば西半分を占めていた。これは初期の敷地が原地形にあまり手を加えなかつたため生じたものであり、後には池を埋めたてた上にも建物が造られた。他の一つは K 地区にあり、池というよりは放置された大きな土塙の感がある。土塙には土器片やその他のゴミを廃棄するために掘つたものと、礎石などの廃材を埋め込んだものとがあるが、大部分は前者に属し、中央区両側と東西区の北半に多い。このうち最も注目すべきは木簡の出土をみた B 地区西部の土塙で、前にも記したようにこの土塙に遺跡の性格や年代を決定する基礎と

なつた。その他にもO地区西北隅にあつて1000個体以上の土器を埋没した土壇や、I・J地区同側の長大な土壇などは包含する遺物が多量な点において他を引離している。以上が第7次調査までに明らかにされた6ABO区の遺構の大要で、その種類と数量をまとめて記せば次のとおりである。

掘立柱建物—44(東西棟—25・南北棟—19)・溝—4・溝—6・土塁—2・井戸—3・池—2・土壇—約20。なおこれらの遺構を通じて、その発達の原因が火災であつたような形跡は全くみられなかつた。

B 6ABO区西半部の遺跡

この地区は南と東を道路、北を灌漑水路、西を佐紀池の堤でそれぞれ限られた東西約100m南北約80mの地域で、南側の道路沿いに住宅が数戸あるほかはすべて水田である。水田はK～Wの12筆に区分されるが、1筆毎に段落があり、地形は全体としては東北から西南に低くなっている。その高低差はK地区の水田面を0とした時、O地区で-43cm、U地区で-88cm、V地区で-126cmとなつて、かなり大きい。調査によつて検出された遺構は、掘立柱建物20棟、同構2条、溝・土塁6条、井戸1所、池2所、土壇数所が生じるもので、その他にごく小さな柱穴で構状に連なるものや、野小屋状に並ぶものなどが數ヶ所ある。個々の遺構についての詳細は次節にゆずり、ここでは遺跡の一般的な状況を各地区毎に記しながら、遺構の前後関係を考察しておきたい。

6ABO区
西半部

K・M地区(PLAN 6, PL. 12~18)

この地区には建物9棟、溝2条、池1所があり、今回の報告中で最も複雑に遺構が重複する地区である。遺構は水田面より約50cm下がつて床土のすぐ下から検出されはじめた。その面は北方では地山面であり、南部では盛上層上面であつた。地山は東北から西南にゆるく下がるので、盛土層も西南に逆ねつに下がり、少しずつ厚くなるが、この地区内では15cm程度にとどまる。そこでこの地区では全面的に地山まで掘り下げ、全遺構を現わした後に、地層を検討する調査方法をとつた。遺跡の説明にもそのほうが都合よいので、まず比較的簡単なSB 186から記述を進めよう。

K・M地区の遺構

SB 186はK・M両地区にまたがつてその南端に存在する。西妻柱通りは柱群の下にあつたので、その柱穴の検出は中央柱位置だけにとどめたが、東西5列、南北8列に並ぶ方約1.2mの柱穴によつて7間×4間切妻造り建物であることが知られる。柱通りに小さい穴があるのは床東跡と思われる。これらの柱穴のうち、身舎にあたる7間×2間分には、南北2つの柱穴の複合が見られ、掘りかたの重複状況によつて北の柱穴が後に掘られたことがわかつた。この7間×2間切妻造り建物がSB 186-Bで、先の7間×4間建物SB 186-Aの後身と考えられる。これには床東跡は見当らない。建物の北側柱通りに2カ所の土器を埋設した浅い土壇があつたが、柱穴はその底から検出されたから土壇は建物が廃絶した後のものであることが判明した。

SB 186の
AとB

SB 186の北に、約12mへだたつて、SB 194がある。建物は東西7間×南北2間切妻造りで、梁行方向の柱通りが前記SB 186とそろうことことが注意される。また両妻中央柱と北側柱列すべての柱穴に重複がみられ、それらの重複状態から、北の柱穴が後に掘られていることが分つた。この重複は南側柱列にはないから、のちに造営した建物では同じ柱穴を使つたらしい。この梁間の広くなつたSB 194-Bが、SB 194-Aときわめて密接な間接性をもつ後身であることは、明らかであろう。また柱列の一致や仕事の類似性で、SB 186-AとSB 194-Aが同一時期の遺構であり(前章の5群、以下同じ)、その次の期にSB 186-BとSB 194-Bが並存した(6群)ことも容易に推定

される。

**SB 194 の
造営期**

この SB 194 と重なつて SB 191 がある。これは南北 5 間 × 東西 4 間の建物で、西入側柱列の柱穴が SB 194 の柱穴と重複し、SB 191 の柱穴がのちに掘られていることがわかつた(7 章)。

また SB 191 の東側の柱穴が池(SG 180)の埋土中から検出されたことも重要な事実で、これから SG 180 は 6 群もしくはそれ以前と判明した。なお SB 191 の身合内南寄りに小さな柱穴が 3 行 4 列に並ぶが(SB 192)、その造営時期は分らない。

**SB 176 と
SB 177 の
重複**

次にその東側をみると、池のすぐ東側に南北方向に立ぶ柱穴列は、一見しただけでは何棟分かわからないほど重複している。しかしそくみると、柱穴には 3 棟類あつて、そのうち 1 棟類はやや方向を異にし、北の方では他の柱穴と全く重なつてゐるのに、南へゆくにつれて少しずつ東へ離れることが分る。そして他の 2 棟は、南北 2 つの柱穴が同じ間隔で重なつてならぶもので、北の柱穴がみな新しいから、これは 2 棟分であると判断された。方位の振れをもつた柱列の建物が SB 176 で、常に重複する柱列の建物が SB 177 の A と B である。SB 176 でこれと対になる柱列は、約 6 m 西にあつて、SG 180 上に重なる部分は柱穴がなく、北に 2、南に 3 個の柱穴をとどめる。そしてこの河列の南北両端中央に妻柱穴があり、この建物が南北 9 間 × 東西 2 間と知られる。一方 SB 177 は、東端道路沿いに並ぶ柱列が、同じように南北に 2 個の柱穴が重複するものであるから、これと対になつて、南北 7 間 × 東西 2 間の建物にまとめられる。以上が SB 176 と SB 177 の主休部であるが、SB 176 には東西両面に扉がつき、東廂の小柱穴が SB 177 の内部中央に、西廂は SG 180 の南と北とに認められる。また SB 176 内部の南北 5 個の柱穴は、SB 177-A の柱穴と並列し、これがその西廂であつたことが分る。しかしこの扉柱列は SG 180 の北に及ばず、重複もしていないから、SB 177-A のみに南端 4 間分の西廂があつて、SB 177-B には扉が付かなかつたことになる。

**SB 170 の
複合状況**

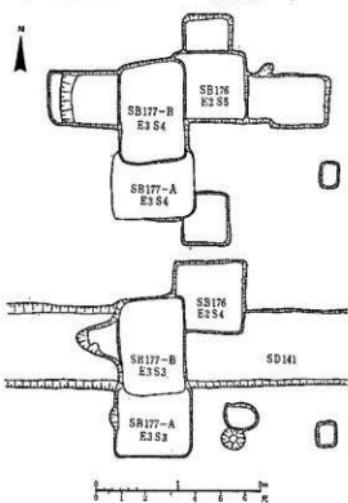
SB 176 及び 177 の南端に、これらと重なつて SB 170 がある。その東北隅部分では 4 棟分の柱穴が混在しているが、その中から SB 170 の北側及び北入側柱列の柱穴をより出すことは、重複しない南側の柱列を対照してたとえば比較的容易である。なお SB 170 の身合内西端に、小柱穴の SB 171 があるが両者の関係は SB 191 における SB 192 と類似している。また SB 171 の東方に、以上の 4 棟に属さない柱穴が数個あるが、このうち SB 170 の棟通りにあるものは、この建物の床東穴かも知れない。ところでこれら 4 棟の前後関係は、SB 176 と SB 177 の柱穴の重複からは前者が古く、また SB 170 と SB 177 西廂の重複からは前者が古い。しかし、SB 176 と SB

**遺構の前後
関係**

170 は重複する柱穴がないので、これだけでは前後関係が決められない。改めてこの地区的遺構全体をみると、まず SB 177 と SB 194 は、A・B の 2 時期共にそれぞれ北側柱列がそろい、柱穴の重複状況もよく似ているので、同時期(5・6 群)と判断される。SG 180 は、6 群以前だから建物と並存してもよいわけで、そう考えて池の形に注意すると、5・6 群の SB 177・186・194 及びそれ以前の SB 170 とは並存するが、SB 176 と並存しないことが分る。そうすれば同じ 5 群以前であつても、SB 176 は SB 170(4 群)より古いことになるが、これは SG 180 との並存を前提とする仮定であつて、まだ決定的なものではない。この決め手は地層の検討によつて得られた。

**2 回の盛土
層**

最初に述べたように、この地区的西南部には地盤の低下を補う盛土層が存在するが、これに第 I 期と第 II 期の 2 層がある。第 I 期の盛土層は地山に接し、ほぼ SB 191 西北隅と SB 170 東南隅とを結んだ線から西南にあつてその西限は SB 191 の西側柱列延長線、南は SB 170 の南入側柱列

Fig. 2 道構複合状況詳細図一(SB 176-177)
(SD 141)

道構と盛土層

延長線附近でとどまる。すなわち、この盛土は、東北を頂点とした三角形に現われている地山に対して、ほぼ対称的に、頂点を西南の SB 186 中心部付近においていた三角形を形成しているわけである。この後、第Ⅰ期盛土層上を含めて、6 ABO 区西半部全域にわたる盛土が行われた。それが第Ⅱ期と名付けた盛土層である。この第Ⅱ期盛土層は、ほぼ K 地区の西北隅と東南隅とを結んだ対角線より西南に存在し、第Ⅰ期盛土層上をうすくおおい、第Ⅰ期盛土がなくなるところから厚くなる。これは西南へ進むにつれて低下する地山上に盛土して平らにするため頂次厚さを増していく。こうした 2 回の盛土層と道構との関係を検討してみると、SB 176 の柱穴のみ第Ⅰ期盛土層上面から始まり、第Ⅱ期盛土におおわれるが、他の SB 170・177・186 などの柱穴および SG 180 は、いずれも第Ⅱ期盛土層

上面から掘られていることがわかつた。すなわち、道構は地層によつて第Ⅰ期と第Ⅱ期に大きく分けられ、SB 176 はその第Ⅰ期に、以下の建物や池はすべて第Ⅱ期に属するのである。SB 176 (2 番) が SB 170 より古いことはこれで明瞭であろう。こうした地層による分類は、結果だけを見れば実に簡単であるが、実際にはなかなか難かしい。それは場所によつて上層の残存状態が異なるからで、この K 地区の場合でも、第Ⅰ期盛土は、大部分が水田のために削られ、部分的にごく薄くしか残つていなかつた。したがつて 2 回分の盛土は、第Ⅱ期盛土のなくなつたところから第Ⅰ期盛土が始まるといつた主に平面的な関係で検出されたわけで、よく似た土層を 2 期に分類すること自体が困難であつた。第Ⅱ章でも述べたが、この盛土層の分類は第 5 次調査に K 地区と位置的に対称的な C 地区の調査を行つて、始めて明瞭になつたもので、先の結論はそれを基にして当地区の盛土層を検討し直して得られたのである。

なお K・M 地区の道構としては、他に溝が 2 条 (SD 141 及び SD 126) ある。SD 141 は第Ⅰ期盛土層の下にあつて、地山に直接掘られており、SB 176 の柱穴との切合からも、溝の方が古いことがわかり、この地区では一番古い道構 (1 番) である。また SD 126 は溝底が上下 2 重になつており、上のもの (B) は第Ⅰ期盛土に掘られ下 (A) は地山に直接開削されていた。したがつて SD 126-A は第Ⅰ期をくだらず (3 番) B は第Ⅱ期に属するが、SB 194-B の柱穴が溝 B の埋土に掘られているので、その下限は 5 群となる。

L・N 地区 (PLAN 7-8, PL. 8-19~21)

ここでは K・M 地区の南で、O 地区の東端にある橋附近より東方の地域をあつかう。ここで検出された主な道構は、建物 6 棟、井戸 1 所、溝 2、橋や土器 3 条、土壙 3 所である。これらは層位によつて 3 時期に分けられるので、まずこの地区的地層について述べよう。

SD 141 と
SD 126

L・N 地区の道構

盛土層上に傾斜 前項で記したようにこの地区では第Ⅰ期盛土層はなくなり、地山上に第Ⅱ期盛土層がある。この山上は地山の傾斜を補つて南面に造りつて厚くなり、その上面は平坦にならず、ゆるい斜面をなしている。この第Ⅱ期盛土層の傾斜をさらに緩和するために行われたのが第Ⅲ期盛土である。この盛土層は、O地区の西北隅とL地区の南縁中央入隅とを結んだ線付近から西南に存在し、第Ⅲ期盛土層同様、西面にゆくにつれて少しづつ厚くなる。この緩和の状況を1 第Ⅲ層がごく薄いL地区の東北隅、2 第Ⅲ層がなるN地区北端、3 O地区の西南隅の3地点で比較してみると、第Ⅲ期盛土層上面は大約1を0として、2で-30cm、3で-70cmであるのに対して、第Ⅲ期盛土層が加わると2で-20cm、3で-40cmとなる。*

層位による遺構分類 遺構は地層との関係で次のように分類される。(N地区の南部は後述する。)

- a 第Ⅲ期盛土層から検出されたもの。 SA 121・SA 109・SK 115
- b 第Ⅲ期盛土層から出土され、上面を第Ⅲ期盛土によっておおわれるもの。 SA 120・SD 130・SB 112・SB 113・SB 116・SB 182
- c 第Ⅲ期盛土層上で検出されたが、第Ⅲ期盛土の存在しない地域のもの。 SB 166・SE 168・SK 183・SD 184
- d 第Ⅲ期盛土におおわれているらしいがやや不確実なもの。 SB 167

これを簡単に説明するとaはK・M地区にはなかつたもので、この地域で一番新らしい遺構であるが、相互に重複していないから、全部が同時期か否かは判定し難い。bはaよりも古く、その遺構は相互に重複しているから、これがまた何回かの造営期に分類される。cにはa、b両期のものが混入している可能性があり、判別は別の基準で行う必要がある。dはSB 167の柱穴が非常に小さく、この付近の第Ⅲ期盛土層が薄いために地山上でようやく確認したもので、これが第Ⅲ期盛土以前の建物であることは、北方K地区のSB 176との間連で明らかにされた。第Ⅰ期盛土層の範囲が張られているから、K地区以外でこの時期に開発した遺構は地山上に直接造営されているわけで、このSB 167がそれに当る。

遺構の概況 次に全体の配置や各建物の規模などは、実測図によつて知られるから、各遺構について主要な点のみをまず記そう。SD 130は第Ⅲ期盛土層上面に沿られた石敷の溝で東から西へ流れる。その高低差はL地区にある東端を0とした時O地区の西端で-65cmを測る。溝の南側には、玉石を並べた線石があり、その南にはバラスを敷きつめていた。しかし、北側には線石ではなく、この部分が削平されたような状態があつたから、もとは北側に一段高いものがあつたと推測された。

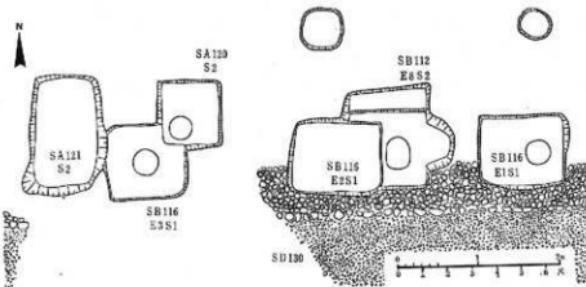
SB 112-SB 113はよく似た建物が一部重複して南北に並ぶもので、両者の梁行柱通りがほぼ一致する点が注目される。なおSB 113の東妻中央柱位置の柱穴は見当らなかつた。SB 182は西側柱列が峰壁の下にあつたので、その柱穴では調査し得なかつた部分もある。SB 116は周囲に雨落溝をめぐらした建物で、6ABO区では現在までのところこの種のものは唯一である。** この雨落溝は浅い素掘りのもので、南部ではかろうじて痕跡のみをとどめているから、掘られた時の旧地表面はのちに多少削られたことがわかる。溝底はSA 130の石敷のすぐ上にあるので、先にSA 130のところで述べたことと考案合わせると、旧地表(第Ⅰ期)はSA 130の北と南で10cm程度

* LとOとに水田側で40cmの窪がある。したがつて窓は割合よく第Ⅲ期盛土層にならつている。

** 推定内部にあたる6ΔΔQ-A地区では、細

窓を前においた5間4回建物が発見され、その周囲に浅い溝をめぐらしていた。

Fig. 3 造構複合状況詳細図-2 (SD 130, SB 112-116, SA 120-121)



の差をもつていたと推測される。なおこの建物内部に小さな柱穴がかなりあるが、棟通りに並ぶ5個は身舎の床東穴かも知れない。

SB 116 の中央を横2列 (SA 120・121) が平行して通る。列は柱位置が東西にはば一致しているから、同時期のようにみえるが、前述のように SA 121 は第Ⅲ期盛土層より検出され、SA 120 は第Ⅰ期盛土層から始まり1時期異なる。

遺構が最も重複している SB 116 南部附近についてみると (Fig. 3), まず SD 130 に重複して SB 112-SB 116 の柱穴があるが、いずれの柱穴についても SD 130 の石敷が丁度その柱穴掘りかたの大きさだけ失われていたから、SD 130 はこれら建物のどれよりも古いことがわかつた。次に SB 112 西妻中央柱穴と SB 116 の身舎南妻中央柱穴とが、SD 130 に重なつて切合つており、SB 112 が古い。この関係は SB 116 の東側雨落溝でも確かめられ、この溝は SB 112 の柱穴の埋土上に掘られている。雨落溝は SB 113 の西妻柱穴埋土上をも通るので、SB 113 は SB 116 より古いことがわかる。この SB 112 と SB 113 の前後関係は、両者の中央附近柱穴の重複状況から前者が古いことがわかつた。SB 116 と横の関係は、SB 121 と3ヵ所で柱穴が重複しており、いずれも SB 116 が古いことがわかる。これは地層からみて当然である。しかし SB 116 と SA 120 とは SD 130 に重なつて1ヵ所だけで重複しており、しかも両者の埋土がよく似ていたので、判定は非常に困難だつたが、SB 116 が先行すると考えられた。^{*}

また SB 182 の柱穴は、SD 130 との重複で溝底の縫を掘りとつているので溝より新しいことは明らかであつたが、畔群のために SB 112-113 との切合を検討することが出来なかつた。しかし、SB 116 と南側柱列を描え、また棟の方向も一致するので同時期と推定して誤りない。

以上で地層での分類bの遺構を終えたからcに移ると、SB 166 は SB 113 の東に並んでおり、北、西の2辺しか調査し得なかつたが、建物の規模を知るにはこれで足りる。その造営期は、桁行の柱列が SB 113 とはほぼそろうこと、その方向が真東西よりやや傾れているが SB 113 も同じ傾向があることなどから SB 113 と同期とした。^{**}

SB 116付
近の重複関係

* SA 120 の掘りかた内を精査して、円形にわずかに埋土の色が変る部分を検出したが、これを柱痕跡とするとこの位置は SB 116 の柱穴を復原した輪郭線と切合う可能性がある。したがつてこの柱痕跡を認めれば、SA 120 は SB 116 より後に掘られたものと判断された。

** ただし SB 113 は桁行柱間 3 m (棟行は 2.7 m) なのに SB 166 はそれが 2.7 m であること、柱穴がやや小さく不整形なことなど多少異なる点もある。

井戸 SE168 井戸 SE 168 は中古まで野井戸として用いられていたもので、内部が3重になつていて、そのため周囲の地層が荒され、本来はcの分類にもはいりえず時期不明とするほかないものである。しかし、この井戸の上を第Ⅰ期に属する SB 167 の柱列が通り、井戸掘りかたで柱穴がこわされている。したがつて SE 168 は第Ⅱ期以降の造営と推定されるが、ここで注意すべきは北方にある SB 170 との関係であつて、井戸はこの建物の正面中央に位置をしめている。これと同じような関係は 6 ABO 区東半部で SE 311 と SB 200 との間にもあつて、井戸と建物が対応して配置されたと考えられる。さらに SB 170 と SB 200 は同時期の建物と判定されるので、これらすべてを同時期の造営になるものとみなすことができる。

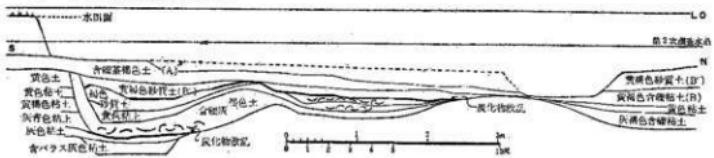
なお SK 183 は一部に横灰岩断片を埋設した浅い穴で、土器類はほとんどなかつた。その北の SD 184 はごく浅いT字形の溝である。この両者は全く時期不明であるが、SD 184 は南北溝の延長が SB 182 の東側を通るから、或はこれと関係するかもしれない。

各溝の造営期 以上の遺構分類を枠を除いた建物だけで K・M 地区と比較すると、K・M 地区では 2・4・5・6・7 群の5回であつたが、ここでは(167)(112)(113・166)(116・182)の4回ある。そして南北の配置をみると、2群の SB 176 と SB 167 以外に、5群の SB 186 と SB 112 は柱列が一致していて、柱穴の大きさなどもよく似ていること、7群の SB 191 と SB 182 も同じような関係にあることが注目される。また SB 113 は SB 112 と密接な関係があつて、これはAからBと変つた5群に対する6群の状況と類似する。また第Ⅱ期底上層上で最も早い SB 170 (4群)と SD 130 は当然同時期となる。これは別表Iに一括したが、一応の整理を行つておくと次のとおりである。

2群-SB 176・167, 4群-SB 170・SD 130・SE 168, 5群-SB 186・194・177 各 A・112, 6群-前各 B・SB 113・166, 7群-SB 191・116・182, 8群-SA 120, 9群-SA 121 その他。

N地区南部の遺構 次にN地区南部の遺構について述べよう。ここでは第Ⅱ期盛土層から始まる2条の溝を発見したが、溝にはさまれる幅約3mの部分は、やや固い土が高く残り、これは両側に溝を伴つた土塁 SA 109 と推定した。北溝の中には、土器がかなり多量に落ち込んでいた。SA 109より以南では、第Ⅲ期盛土層上面およびその下層の盛土面からは遺構を検出しえなかつたが、SA 109 を検討しているうちに、前記地層の下から礫石を埋めこんだ土塹 SK 107 を発見した。礫石は上面のみを平坦に削つた花崗岩の自然石で、これは恐らく南方の宮域中心部附近から運んで廃棄したものと想像されるが、これを埋めた SK 107 の周囲には、炭化物の薄い層がある点が注目された。そこでこの附近に南北方向の深いトレンチを入れ、地層を検討したところ、南端の道路に近接して基壇状の構築物 SA 105 とその北側に溝 SD 106 を発見した。これを Fig. 4 に示した地層によつて簡単に説明すると、SA 109 以北では、後述するO-U 地区の地層と類似しているが、土壌のところに B' 層がある点が異なる。この B' 層は普通ならば第Ⅲ期底上層 A が存在するはずで、実際にも 2 条の溝から

Fig. 4 N地区南部地層南北断面図



外方は、南北共にA層であつた。SA 109 以前では、炭化物散乱面が上・下2面あつて、下面は深い溝状をなしている。南端ではその面の上に集成土壌が存在するが、これらの地層は他の地区と異なつていて、炭化物散乱面上のB'層以外は他と同定しない。地層の状況からこの部分の遺構の変遷を判断すると次のように考えられる。

まず地山に掘られた溝 SD 106-A が一番古く、この上の炭化物が集成土壌 (SA 105) 下方に及んでいるから、土壌はその後造られた。そしてこの土壌の時にも溝は幾分浅くなつて存続したらしい (SD 106-B)。この溝を埋めたのはB'層の時期である。この時に土壌がその上になお残つていたか否かはわからないが、土壌 SA 109 が同時に造られているから、恐らく平坦にされたであろう。これらの上部をA層で整地し、全く平坦な地表が形成された。こうした変遷を既述の盛土工事との関連でみると、ここには第Ⅰ期盛土層Bがなく、第Ⅲ期盛土層のA層の下にはそれに代るB'層がある点が注目される。するとここでは第Ⅱ期に2回の造営があり、その最初のものは SA 105 と SD 106-B、第2回は SA 109 のまではあるまい。SA 109 は第Ⅲ期にも存続しており、溝は現状では第Ⅲ期盛土層より始まつているが、これは掘り直したと考えられる。いずれにせよこれは 6 ABO 区遺跡の南境界が、時期によつて変化したことを見せており、このことは宮城内の建物群の配置関係を考察する上に、重大な問題を提起したものといえよう。

O~W 地区 (PLAN 9-10, PL. 3~7, 9~11)

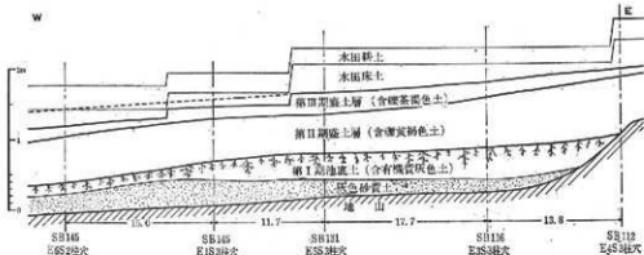
2条の堀から西方は、検出された遺構の数が少く、重複状況も簡単なので、O~W地区として一括する。この地区に遺構が多いのに、第Ⅰ期盛土工事以前はここが低湿地であつたためである。

6ABO 区西部では、地山が東北から西南に向つてきることは、既にくり返して記したが、その傾斜は全域一樣ではなく、途中にかなりの差をもつた段がある。地層調査は主に建物の柱穴を利用して行つたので、連続した下降線を得るには至らなかつたが、大槻を知ることはできた。W・Q地区にまたがる SB 143 で判明した地山下降状況を西方の K・M 地区とも関連させて記せば次のとおりである。(数字は第2次調査水系と 0 としてそれからの下がりを cm で表わした。)

K地区東北部 5, M地区北部 12, SB 143 南側柱東の 1 15, 同東の 3 17, 同東の 5 21, 同東の 6 46, 同東の 7 78, 同東の 8 120, 同東の 10 142,

すなわち、KからW地区の西端附近まではゆるやかな傾斜であるが、W地区西端から約 8m の間に 1m の高低差があり、その先はまた割合ゆるく下るらしい。この地山の途中の段は南の L・N 地区 SB 116-SB 112-SB 113 附近でも検出されたので、部分的なものではなく、W地区西端と L 地区

Fig. 5 N~W地区地層東西断面図



境界線の変動
SG 149

O~W地区の遺構

西南の低湿地 SG 149

区西北隅とを結んだ線上で、全体にわたつて存在したものと予想し、O地区の中央部でトレンチを掘つてこれを確認した。この段から西南方の状況として SB 116 附近では、柱穴の底に宿生した草木植物の茎根を認めたので、ここは池状の低湿地であつたと推定された。その池底の水準は約 120 cm を測るから、この想定は前記地山下降段より西南方一帯にあてはまるものである。

この池を埋めた盛土の状況を、南部のN・O・R・U地区の柱穴位置で地層を検出し、それらを結ぶ断面図 (Fig. 5) によつて記せば、次のようにある。

1 地山は段から西方はゆるい傾斜で下る。これは北方のS地区と等しい。2 地山土の灰色粘土質土層が地底となつた一時期がある。全体の地形からみて地山は西にいくにつれてさらに低下し、佐紀池におよぶが、灰色粘土質土層がそうした斜面上に位置することは、これが人工的な置土であることを示す。上質が地山と類似しているから、これは段より東北方の地山を削つて整地した排土と推定された。3 第Ⅱ期盛土層は西にゆくにつれて厚くなるが、このことは前にも述べた。その上面の高差はL地区東端附近での水準が大体 0 であるから、U地区までの間約 90 m に対して 1 m となる。⁶ 4 第Ⅲ期盛土層も西で厚くなつて、第Ⅱ期の傾斜をさらに緩和するが、現状はその上面を水田床上によつて削り取つている。特にU地区はそれが甚だしい。なおU地区では、第Ⅲ期盛土層上面で万年通宝銭 2 枚、神功開宝銭 11 枚がさしを通したように一連になつて発見された。これは第Ⅲ期盛土施工時期の上限を示す。

発見遺物と
施設

これらの地区で検出された遺構は、第Ⅱ期盛土層上面では、SK 138~140, SK 148などの土壙類のみであった。このうち SK 137・138 は、恐らく 1 組であつたと思われる凝灰岩製の八角柱石を埋没したものであり、SK 139・140 は多量の土器を廃棄した穴である。第Ⅱ期盛土層では、5 棟の建物と 4 条の溝、土器が検出されたが、後者はいずれも既に L・N 地区で述べたものの延長部分である。建物は 2 棟のみ複数しているが、柱穴が重複していないので造営時期の先後を決め難い。SB 131 および SB 145 は SB 112 と柱通りを描き、柱間寸法を等しくし、各建物の間隔を柱間 3 分間に揃えているから、これら 3 棟は同一計画で造営されたと考えられる。また SB 143 もその位置が SB 131 および 145 と対応して、同様計画的に造営されたとみなせよう。SB 135 および 146 は全体の規模、柱間寸法、柱穴の大きさなどからみて、7 箇と考えた。なお SB 143 南側柱列の東延長線上に矮から約 3 m 隔てて存在する柱穴や、SB 143 の約 3 m 南方にあつて 3 m 間隔で並ぶ 2 個の柱穴などは、時期・性格ともに明らかでない。

また V 地区は現在の水田面がかなり低く、土壙もわずかに東半のみ残存する程度であつた。土壙の部分を除くとこの地区の大部分は、かなり深くまで近世に破壊されており、特に南端の道路附近では大きな溝があつて、水田面より 2 m さがつても、まだ底にいたらなかつた。こうした状況は、現在 T 地区から佐紀池に入る用水路が、もとは U・V 地区の西端を通り、道路をこえてさらに南下していたことと関連するのであろう。

C 6 ABO 区東半部の遺跡

東半部の現
状

この地区も西半部と同じく、南側道路沿いに宅地があるほかは、すべて水田で、これを全面的に発掘した。水田面の高さは、西半部で亢進した K 地区を 0 とした時、B・G・I 地区はいずれも +12 cm、D 地区は -1 cm で、西半部に比し全体としてかなり高く、また既して平坦である。

* この差は盛土施工後の沈下を考えれば、当初はもうすこし少なかつたであろう。

遺跡の状況によつて、I・J 地区と A～G 地区にわけられることは既に記したが、後者で今回特に問題としたいのは、遺構分類の基準となつた地層状況なので、始めに I・J 地区を含めて G 地区 東部駐跡より西方一帯の地層について記そう。

遺 蹤 の 層 序

C 地区では水田床の下から、順次 3 時期の盛土層が隙間に検出された。その状況を調査経過で用いた A・B・C・D・E の呼称によつて示せば次の通りである。A 層は灰土下にあつて厚さ 10 cm 程度、少量の土器や瓦片を含む。上面は耕作によつて削り取られている。これが第Ⅲ期盛土層である。B 層はごく薄く、しかも部分的にしか認められない。これも第Ⅲ期盛土層に属する。C 層は第Ⅰ期盛土層で厚さは約 10 cm ほどで、その上面は畠地表面にあたる。D 層は第Ⅰ期盛土層で、厚さは 5～10 cm 程度。上面でよく剥離し、一見これが地山面のように見える。畠地表面が残存しているのである。盛土の高さや範囲を検討するために、以上の A～E 層の上面の高さをいくつかの地点で記すと、次の表のようになる。(数字は第 5 回測量水準よりの下りを cm で示す。なおこの 0 は第 2 回測量水準より 50 cm 高い。)

Tab. 4 A～J 地区整地容積表

地 点	地 层		A	C	D	E
I 地区北部 SD 126 南近	ナシ	20	ナシ	35		
同南部 SB 236 南西附近	22	35	40			
J 地区南部 SD 130 北側	25	ナシ	40			
同南端 SD 106 南側	25	ナシ	ナシ	35		
A 地区北部 SD 126 南近	ナシ	25	ナシ	35		
B 地区中央部 SK 218 北側	15	32	40	55		
C 地区中央部 SB 209 南東附近	23	33	40	48		
G 地区北部 SB 205 南東附近	ナシ	30	35	40		
同南部 SB 206 南東附近	ナシ	35	ナシ	45		

この表によつて判明する盛土層の状況は次のようにまとめられる。

1 地山の高低差は、最大 15 cm 程度で、一方に傾斜することもなく、割合平坦になつてゐる。削平したのであろうか。

2 第Ⅰ期盛土層は、北は B・I 地区の中央部、南は G・J 地区の中央部付近に限られる南北僅約 45 m の地域だけに存在し、上面の水準高は 35～40 cm 程である。

3 第Ⅱ期盛土層は J 地区南端部を除いて全面的にあり、現存する上面の水準高は 20～35 cm である。しかし、これは部分的な高低差であるから、当初は水平に盛土されたと考えられる。

4 第Ⅲ期盛土層は現存しない部分もあるがこれは耕作によつて削られたためで、当初は全面的に存在したと推定される。その上面は少くとも水準高 15 cm 以上であつた。

I・J 地区 (PLAN 4-5, PL. 24-27-28)

ここでは建物 2 基、横 1 列、溝 4 条、上塗敷数カ所が検出されたが、東西の地区に連続する溝を除けば、すべてが第Ⅲ期盛土層に設けられた点に大きな特色がある。筋部で問題となる点を記すと、南端の溝 SD 106 は、上部を第Ⅲ期盛土層におおわれ、地山に直接接觸している。この附近には第Ⅱ期盛土層がないから、その時期は第Ⅲ期以前としかいえない。溝の位置が N 地区南端部の SD 106 と一線上に並ぶから、両者は連続しているものと判断された。なお溝はこの地区的途中で入り、東方へは続かない。SD 130 は既述の石敷溝の東延長部分であるが、ここではそれに付属した 2 造構が新たに検出された。南側の SD 242 は地層を検討すると、第Ⅲ期盛土層上面から掘られ、SD 130 はその中に造られたと認められた。すなわち両者は一連の工事として行われたわけで、6 ABO 区西半部の SD 130 において、溝の南側に現存最大幅 3 m 程のバラス敷面があつたことを考えあわせれば、SD 242 はそのバラス敷面の幅を示すものではないかと推定される。また SD 130 上に重複する SD 244 は、石敷下に SD 130 を埋没しているから、明らかに 2 次的な仕事で、恐らく

3 回の盛土層

J 地区南部の遺跡

平成宮発掘調査報告 Ⅰ

SD 130 と共存したと考えられるが、その

土壌の形成
時期

施工時期は不明である。建物および構は、
北方の長大な土壌 SK 234 で、その一部が
おおわれており、柱穴は土壌の底で検出さ
れた。この土壌内の遺物と柱抜取り穴内の
遺物とが様式的に一致するから、建物や構
の廃絶と同時に土壌が形成されたと考えら
れた。西端の土壌 SK 238 も遺物からみて
同時に形成されたものである。

A~C 地区 (PLAN 4-5, PL. 24~27)

第Ⅱ期の遺
構

ここで検出された遺構は検出面の層位と
遺構相互の重複によって、明瞭に造営期別
に分類された。第Ⅱ期盛土層面から発見さ
れたものには、C 地区の南部で平行して東
西に走る 2 条の小柱穴 SA 203 と、この
西端の駐畔に接して南北に並ぶ数個の浅い
穴がある。

第Ⅲ期の遺
構

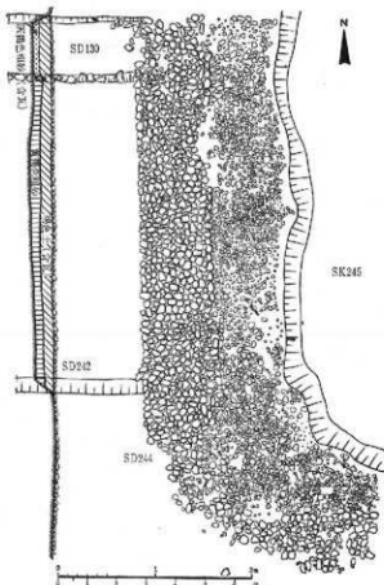
第Ⅲ期盛土層面からは、建物 7 棟、土壌
数カ所が検出されたが、特記すべきは、A·
B 地区における建物と土壌の関係である。
ここには SK 217~220 の土壌とが密集し、

さらに重複する SB 209 および SB 211 がある。これらの前後関係では重複する建物の柱穴がい
ずれも土壌埋土に掘られており、土壌が最も古いことが判る。さらに SB 209 と SB 211 とは柱
穴の切合によつて、前者が古いと判断された。土壌のうち、SK 217 および SK 219 では、そ
の埋土直下に捨皮の層があり、その下から土器その他の遺物が見出された。SK 219 では、出土遺
物が木筒をはじめとして特に多種多量であった。これらの土壌は明らかにごみ溜めで、遺物の埋没
状況から短期間のものと判断されたが、その中に天平宝字 5·6 年銘の木筒がある点は最も重要な
である。これによつて SB 209 の造営時期の上限が捉えられ、遺構の時期別分類に始めて絶対年代推
定のよりどころが与えられた。第Ⅱ期盛土層から検出された建物には、前記の SB 209·211 以外に、
SB 200·201·212·213·206 の 5 棟がある。このうち SB 206 以外は全規模を検出してないが、
SB 200 および SB 201 は 2 道が判明しているので、建物の規模だけは判る。柱穴の重複は
SB 200 と SB 201、SB 212 と SB 213 の間で見られ、いずれも前者が古いと判断された。またこ
れらの 4 棟は南北にそれぞれ対応して造営されたらしく、SB 200 と SB 212 は柱筋がよく通り、
SB 201 と SB 213 も同じことが云える。そうした建物の配置からみると、SB 206 は SB 209 と
東西側柱列が描い、SB 209 の北妻が SB 213 の北側柱列と一線に並ぶから、結局これに SB 201
を加えた 4 棟が、全部一組のものとして造営されたと考えられる。すると第Ⅱ期盛土層上の建物群
として、ここでは (SB 200·212) (SB 201·213·209·206) (SB 211) の 3 時期があつたことになる。

第Ⅰ期の遺
構

第Ⅰ期盛土層から検出された遺構は SB 205 のみで、建物としては最も古い時期のものである。

Fig. 6 遺構複合状況詳細図-3 (SD 130-242-244)



また2条の溝は、いずれも既述の延長部分であるが、北方のSD 126では、2重になつた底面が明瞭に検出された。下方は地山に直接掘られているが、溝の南縁で一部に第Ⅰ期盛土層と類似した地層があり、それを切つているので、¹ 広第Ⅰ期盛土以後の造営と考えられる。^{*}

以上の遺構分類を既述の6ABO区西半部との関連でみると、まずSD 141は両者に共通して、これが最も古い(1群)。次に第Ⅰ期盛土層から検出された建物は、どちらも1時期に限られているから、同時期のものと考えるべきである(2群)。SD 126も一連のもので、これは3群とした。この後は第Ⅱ期盛土層から検出された遺構となるが、ここで注意されるのは、西半部で5群とした一連の建物群と、この地区でのSB 201以下の建物群との類似性である。これらは建物群としての配置関係だけでなく、その柱間寸尺や柱穴の大きさなどにも共通点が多い。したがつてSB 201以下は5群と判定され、SB 200・212が4群となる。また西半地域で6群としたものは、5群ときわめて密接な関係のある建物であるが、ここではそうしたものはないから、SB 211は7群と考えられる。

なお次回に報告する予定の第7次調査で検出したD・F・G地区的遺構のうち、今回報告する遺構と密接な関係があるもののみを、次に簡単に記す。その1はSD 130で、この石敷溝は、6ABO区の東端まで連続しているが、D地区の中央やや寄り部分から東方へ、土中に円形の木材を埋め込んだ溝になり、この部分は暗渠と推定された。既述のように、SD 130は、地区的境界線を示す遺構と思われるが、暗渠の部分では、その境界の性質がやや異つていたことを教える。その2はF地区西方の井戸SE 311でSB 200の正面にあたる配置が、西半地域でのSB 170とSE 168の関係に類似している点は、前にも述べた。ところでこのSE 311は井戸が2重になつてあり、第1次の井戸枠はSE 168と同様、檜材厚板の井戸枠にしたもので、底の疊敷面上から、奈良時代末期の上器や木製品類とともに万年通宝銭3枚、神功開宝銭3枚計6枚を発見した。これはこの井戸を使用した大体の下限を示唆する。また、この井戸から「廐所」と墨書きした施が出土したが、これは井戸を含む一部の性格を暗示するものといえる。第2次の井戸は第1次井戸枠の下2段を残して上部を取り去り、新たにやや小さな井戸枠を組上げたもので、その底から多量の上器、木製品類と共に、降平永宝銭1枚を検出した。またここでは「御匣殿」と記した木筒を発見した。これは、この井戸を含めたこの地区が、平安時代に入つてからも宮の一部として使われたことを示す点で、きわめて重要であり、平城上皇時代の平城宮を遺跡の間から始めて立証したものといえよう。

西半部遺構
との関連

SD 130の
東端附近

SE 311の
使用年代

D 6ABO区の北および南地区的遺跡

6ABN区は6ABO区に北接する区域であつて、そのうちの2地区についてトレンチを掘つて調査をおこなつた。両地区共に遺構を検出しえなかつたが、むしろそのことに意味があると思われる。後述するように6ABO区の北縁に道路があつたと推定されるのである。

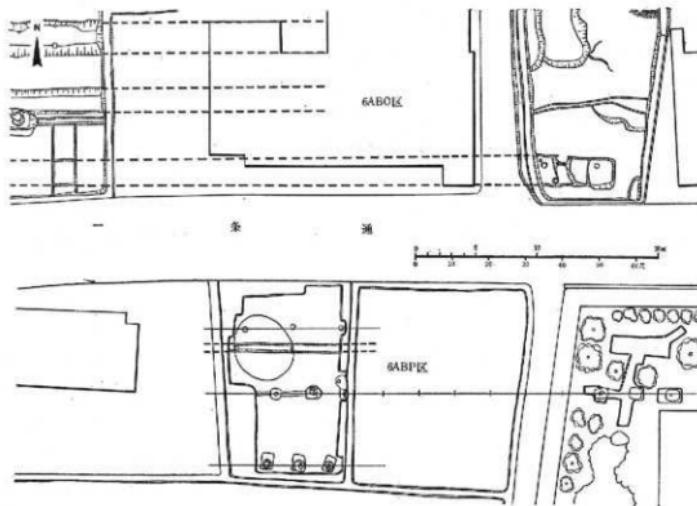
6ABN区の
遺跡

6ABN-V地区は第2次調査の際に南北方向のトレンチを2本入れたが、水田床土下は、ただちに地山であり、この上面ではなんらの遺構をも発見しなかつた。水田面は南の6ABO-W地区より30cm高く、地山面も約40cm高い。

* 南方の井戸SD 141は、上部に第Ⅰ期盛土層があつて、それより古いことがはつきりするが、SD 126

附近ではこの盛土層が明瞭ではないので、溝の當期も決定し難いのである。

Fig. 7 6ABP-F・I地区実測図



6ABP-M 地区は現状変更の事前調査として、第7次調査の際に発掘した。南の 6ABO-I 地区にある南北につらなる橋 SA 233 が、当然この地区まで伸びていると予想されたので、かなり広範囲に発掘したが、水田床土下はすぐ地山でまつたく遺構を検出しえなかつた。水田面は南の I 地区より約 60 cm 高く、地山面も約 70 cm 高かつた。なおこの地区では調査後に現状変更が許可され、現在アパートが建設中である。

6ABP 区

6ABO 区南方の遺跡としては、昭和32年9月に発掘した通称一条通り南沿いの3地点についての知見がある。これは第1章でも述べたように、奈良県教育委員会より委嘱されて、本研究所員が調査した。東端の1カ所は 6ABO 区東端部の遺跡と深い関連があるので、その報告の時にゆずり、ここでは西方の2カ所について記すこととした。

I地区西半部の遺跡

6ABP-I 地区西半部 6ABO-N 地区の東南にあたる東西約 10 m、南北約 15 m の地域で、調査当時は水田であり、ほぼ全域を発掘した。ここは水田床土の下がただちに地山となり、遺構はすべて地山面から検出された。地山はほぼ平坦で、その高さは第2次調査水系より約 9 cm 下である。発見された遺構は、掘立柱穴 6 個、溝 1 条、小柱穴 3 個である。柱穴は東西方向に 3 個ずつ並び南北 2 列あるが、その距離は 6 m へだたる。これらの柱穴はいずれも上方に径 0.8 m のスリット状の凹みをもち、その中に礫石の根固め石状に凝灰岩片や瓦が埋没していた。これは柱の抜取り跡ではなく、まつたく同位置で掘立柱式を礫石式に変えたものと思われる。*

* 普通ならばこれは抜きとり穴とみられるが、この場合にはやや状況が異なる。6ABO 区では SB 145 の掘りかた上部にこれと類似の状況が見られた。

SB 145 もあるいは往の抜きとり穴ではなく、礫石に代えた時期があつたのかもしれない。

南の柱列では、柱穴の大きさは $1.5 \times 1.2\text{ m}$ ほど、東西間隔は約 2.5 m であるが、北の柱列は柱穴の大きさが方約 1 m 、東西間隔も 3.0 m で、両列に一組のものではない。溝は北柱列の北 4 m にあり、幅 70 cm 、深さ約 40 cm 、東から西へ流れる。溝には少量の瓦や土器が埋設し、底に砂の堆積がみられた。この溝の北に約 1.2 m の高さがある。東西に並ぶ小柱穴 3 個がある。いずれも径約 40 cm の円形で、相互の間隔は 4 m ある。この小柱穴列から北端道路際までの間は、遺構はない。*

E 地区西北隅部 ここは E 地区西北隅部の遺構を掘つて調査した。現在の地表面は周囲の水田よりかなり高いが、これは宅地造成盛土によるもので、その下には旧水田の耕土があつた。遺構は先の I 地区と同じく、旧水田耕土下の地山面から検出されたが、その高さは I 地区より約 5 cm 高い程度であつた。ここでは東西に並ぶ柱穴 3 個を見たが、柱穴の状況は I 地区とよく似ていた。というよりもここで注意されたのは、この柱列が地区的北方柱列と一直線にあることであつた。柱間寸法を 10 尺として I 地区から割りつけてみると、この地区的 3 個がよく適合するから、両者は一連のものとして誤りないであろう。この柱穴の北には遺構ではなく I 地区の北方の溝は、ここまで延長していいらしい。以上の遺構はいずれもまだ全部を発掘していないから、これが如何なるものであつたかは、明らかでないが、I 地区から F 地区に達する柱列は、その南北約 7 m の範囲でこれと対になる柱列がない点で注目され、建物ではなく橋であつた可能性が強い。なおこれらの遺構と E 地区での各時期別遺構との前後関係も全く不明である。

2 造営期別の遺構

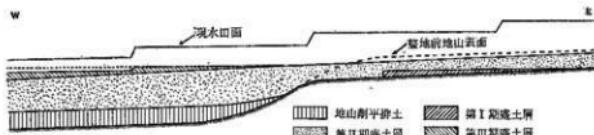
前節で述べたように遺構は何重にも重複しているが、これは数時期にわたつて行われた造営の結果である。ここではそれらの遺構を造営期別に分類し、各期のものを一括して記述する。

A 遺構の分類と組合せ

遺構は地層によつて大きく 4 群に分けられる。この地域では、3 時期の盛土による整地がおこなわ
地山の状況
れ、各整地層に遺構が存在するが、さらにそれ以前の地山上に直接造営された 1 遺構がある。この整地状況は、前節で各地区別に記したが、ここで全体をまとめておくと次の通りである (Fig. 8)。
まず地山は全体として東北から西南に向つて低下するが、途中で一度段があり、一般に斜面は削合にゆるい。特に I・J 地区附近はほぼ平坦になつてゐるが、これは自然地形そのままではない。すなわち盛地作業の第 1 段階で、地山の削平で、その堆土を西南の低い部分に盛つたが、土工量はあまり多くなかつたので、この一部はなお低地として残つた。第 1 段階盛土は、この削平された地山の比較的高い部分のみにおこなわれた。この盛土は厚さ $5\sim 10\text{ cm}$ 程度の薄いもので、その範囲も広くない。しかしその上面が地山の高低差をおぎなつてほぼ水平になる点は注目すべきで、これは地山をざつと削平した後に、建物の造営に必要な範囲のみを改めて盛地したものと考えられる。第 1 時期の建物が廃絶した後に調査地北部に東西溝 SD 126 が設けられ次期に及ぶ。この溝をのぞき第 1 段階土は調査地全域にわたつておこなわれた。この盛土は、現状で一番高い I・C 地区附近の残存 第 1 段階盛土

* 溝と重複して西方にある大きな横ききれいな耕土がつまり、溝はこの上に造られている。

Fig. 8 整地層模式断面図



状況からすると、第Ⅰ期に盛土した範囲を含めて地盤の比較的高かつた地域では、10cmほどの厚さであり、地盤が低くなるにつれてその厚さを増してゆく。したがつて前期に低地として残された西南方の地域では、それを埋めたために厚さが約80cmとなつたが、この盛土によつて余域が水平第Ⅲ期盛土に整地されるまでには至らず、この時期の地表面も西南に向つてゆるく傾斜していた。第Ⅲ期盛土はこの傾斜をさらに緩和する形で行われた。この盛土の存在する範囲は、6ABO区西半部では、かつて低地であった西窓部附近だけに限られるが、比高の大な6ABO区東半部にも見られるから、もとは恐らく第Ⅱ期盛土上全域に土盛したもので、のちに上面を耕作によつて削られたと思われる。そのため施工時の地表面の状況を知りえないが、現地形から考えればこの時期にも全域は水平にならず、やはり西南にゆるく傾斜していたであろう。盛土の厚さはI・C地区附近で10cm未満、西南のR・V地区附近では40cm以上である。

造営期の決定

整地工事と検出された遺構との関係で注意されるのは、第Ⅰ期盛土以前のものが6ABO区の中央北寄りを東西に通る溝SD141に限られる点である。しかもこの溝は後述するように、排水溝の役割を果していたものとは考え難く、また存続期間も短かかつたらしい。これは整地された地表面に、地割のために設けられたものではないかと思われる。その当否はともかく、この時期に遺物の本格的な沿革が行われなかつたことは明らかである。したがつて、この溝は地山の整地工事の一部としてあつかい、溝のみを1時期の造営として、分類しない方がよいと考えられる。すなわち、遺構は層位によつては4層にわけられるが、造営期では第Ⅰ期盛土のものを第Ⅰ期とし、以後盛土層ごとに第Ⅱ期、第Ⅲ期に大別することが適当である。

時期分類法

遺構の造営は各盛土層上で數度おこなわれている。同じ盛土上での遺構分類は、主として遺構相互の重複状況から推定される前後関係によるが、その補助的手段としては、遺構の配置や規模の類似性と包含遺物の比較が用いられる。これは広範な地盤に存在する遺構を同一時期とみなしうるものができるだけ一括し、分類を最小限にとどめるためにも欠かせない。類似性には種々な点での比較を考えられるが、前節で述べたように、建物の配列で方位や柱通りが一致すること、建物内部の柱間寸尺や柱穴の大きさが同じことなどが主要な事項であった。また包含遺物の比較は、層位による分類とならぶ有力な手段であるが、比較的短期間に造営された遺構を分類する場合には、かなり難かしい。しかも個々の建物に直接関係する遺物は、SB116の周囲の雨落溝から出土した1例を除けば、柱穴から検出されたものに限られ、普通当初の埋土ではなく柱の抜取穴の埋土に包含されていた。したがつて、その遺物は遺物の廃絶期をしめし、造営期の分類には直接関連しない。またSB116の周囲の雨落溝も同様造営期に開闢しない。しかし、この遺跡の遺構は遺物が主であるため、遺構の分類は柱穴の重複と配置・規模の類似性とを主としてもいることによつて、2・3の土塊を除いてほとんど分類が可能であった。なお造営期別分類では、盛土整地期に大別し、さらに

第Ⅱ期のものは細分してⅠ-1, 2, 2', 3とした。前節で10群に分けた遺構との相互関係は次のとおりである。

Tab.5 造営期と遺構群の対照表

第Ⅰ期	第Ⅱ-1期	第Ⅱ-2期	第Ⅱ-2'期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
1, 2, 3群	4群	5群	6群	7群	8, 9, 10群

この表を説明すると、1群は本来第Ⅰ期以前であるが、前述のとおりこれだけをⅠ時期とする程 分類の理由の意味がないので、第Ⅰ期に含めた。第Ⅱ-2期は第Ⅱ-2期建物A群と密接に関連し、その改築と考えられる建物B群を主とし、この改築はK, L, M, N地区に限られ、6ABO区全域にわたつたものではなく、改築後の第Ⅱ-2'期建物は他の第Ⅱ-2期建物と共存したと考えられ、これを独立したⅠ時期とするのは適当でない。したがつて、2'をして大きくは第Ⅱ-2期に含めた。8群のSA 120は、第Ⅱ期盛土前面から検出されたから、第Ⅲ期に含めることには大きな問題がある。しかし、SA 120と同時期の遺構が他に見られず、むしろ9群のSA 121と密接な関連があるらしさから、ここではかりに第Ⅲ期にいれることとした。新しい分類によつて、各遺構の属する造営時期を示せば次表のとおりである。

Tab.6 造営期別造構分類表

西半部の遺構			造営期	東半部の遺構		
G 149	B 176	D 141	Ⅰ	D 141	B 205	B 269
	B 167	D 126-A		D 126-A	B 317	
G 180	B 170	D 130	Ⅱ-1	D 130	B 212	K 217
		D 106-A		D 106-A	B 200	K 223
E 168-A		D 126-B	Ⅱ-2	D 126-B	D 244	E 311-A
						E 272-A
E 168-A	K 107	B 112	Ⅱ-3	B 209	B 293	E 311-A
	K 134	B 131		B 206	B 299	E 272-A
E 168-A		B 186-A	Ⅱ-2'	B 213		
		B 143		B 201		
E 168-A		B 145				
		B 113	Ⅲ-3	B 209	B 201	E 311-A
E 168-A		B 177	B A 105	B 206	B 293	E 272-A
		B 166		B 213	B 299	
E 168-A		B 186-B		B 211	B 285	E 311-A
		B 194-B		B 327	B 273	E 272-A
E 168-A		B 146	B A 109	B 314	B 268	
		B 182		B 321		
K 137		B 135	B D 108	A 233	B 236	K 234
		B 191		A 304	B 246	E 311-B
K 140		B 116				K 238
		A 109				E 272-B
K 140		A 120	Ⅲ			K 335
		A 121				

(東半部の遺構には、次回に報告する第7次調査のものも含めた。)

B 第Ⅰ期の遺構

地山に造営された遺構として SD 141 があるが、まもなくそれを埋める第Ⅰ期の施設が行われ、この上に3棟の掘立柱建物が造られた。SB 176とSB 167は南北5.5mへだてて対になり、これに対応して27mほど東にSB 205がある。建物廃絶後にSB 176の北端部を通るSD 126-Aが掘られた。またこの地区の西にあるSG 149は低湿地で80×80mほどの広さがあつたものと推定される。

地山に掘られた溝 SD 141 條1m、深さ20cm、現状では全長80mほどの東西の溝状遺構で、調査地の中央や北よりにあり、西は地山が低下するため消える。底面は東西ほぼ水平で、流砂とみなすほどの堆積や遺物の出土もみられず、概して礫質の地山土に似た土で埋められていた。溝の存続はごく短期間と考えられ、これと併存する遺構もない、遺當当初の地割りに関係したものかもしれない。

西南の低湿地 SG 149 調査地西南の低湿地であるが、その底は西方にすぐ接する佐紀池に比べれば、約2mも多い。SG 149が相当量の水を貯えた池であつたか否かはわからないが、低湿地としても、佐紀池との間に人工的な堤を必要とする。発掘範囲内では痕跡を見出さなかつたから、この堤は現在のものと一致して、その下方にあつたのではないか。一方この南縁は、6ABP-I地区の地山面が高い点や、そのすぐ北にSA 103が造られることから考えて、一条通り附近であつたと思われる。

掘立柱建物 SB 167 L地区にあつて掘立柱穴は方60cm、深さ20cmほどで小さくて浅い。南北柱列の柱間は295cm等間で、真北よりやや西に偏った方向をもち、東西585cmへだてて2列に並ぶ。南端は調査地外、北端は駐車及び近世掘つた穴のため確認できなかつた。この駆逐下に北壁を想定すると、7間以上の南北棟の建物を推定することができる。東西2列とも重複した柱穴があるから、西南に40cmほど移した同規模の追替が認められる。

SB 176 K地区にある南北2間(26.52m)×4間(12.00m)の東西両箱付建物で、桁行柱列の方向はSB 167と同様真南北に対して北がやや西に偏っている。しかし梁行方位には偏差がないらしく、同一建物で梁行桁行四柱列が直交しない形となる。桁行柱間は、一部に不同があるが、大部分は全長を9等分した295cmである。身合柱穴は方70cm、深さ40cmほどで、径約30cmの柱痕跡の残るものもある。東西両面の廊は身合と等しく梁間3mであるが、柱穴は小さく方40cm、深さ20cmほどである。柱穴の浅いことから、掘立柱をたてた箱ではなく、あるいは蓋の子縁を設けたものとも思われる。SB 167-176は南北に約5.5mへだたつているが、柱列はたがいにそろい、同様に方位の偏差が認められるのでセッタとして追當されたものであろう。

SB 205 B・C両地区にまたがる南北2間(20.30m)×2間(5.80m)の建物で、桁行柱間は不同であるが、梁行柱間の290cmを10とすれば、各柱間は12・11・10・8の比をもつている。柱穴は方1m、深さ65cmほどで、径約25cmの柱痕跡の残るものもある。この建物の内部、南より5間目では数十個の埠を掘入した壁上があり、柱穴は埠を切断していたからこの壁上は掘立柱埋め立て前に築かれたものと認められた。埠は些少の下詰めとして用い、この壁上で建物内部北半の床面を、一段高めていたものと考えられる。なお、北壁中央柱の柱穴は、後に掘られたSK 219の土壤のため失われていた。

* 6ABO-V地区の頂で述べたごとく、佐紀池の東側に近所まで用水路があった。この用水路は御前池からのもので地形から見てもかなり古くからるもの

と思われる。これをSG 149が深い池であつたことと関連して考えると、再びが同時期であつた可能性がある。

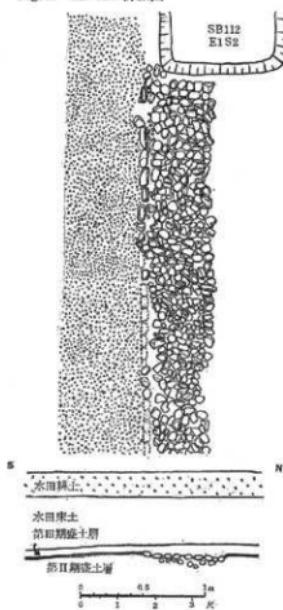
SD 126-A SB 176 の廃絶後の北側から南側に幅約 1m、深さ 20cm ほどの溝が掘られる。現状で全長 113m ほど東西に延びているが、西は地盤の低い Q 地区で消える。底の高さから溝は西に流れられたものと認められた。溝は東部でやや北に偏り、溝より北では約 20cm 地山が南より高まる。*

C 第Ⅱ-1 期の遺構

3 棟の掘立柱建物と 3 条の溝が造営され、井戸もこの時期に造られたと推定される。A・B 同地区では多くの土塁がこの時期に掘られていて、この塁の一つから天平宝字 5・6 年銘の木筒が出土し、この塁の掘られた年代をほぼ知ることができた。SB 200 と SB 212 は南北 15m 隔ててセットになり、これに対して西に 43.8m 隔てて SB 170 がある。井戸は SB 170 の正面 14m に掘られている。敷地は SD 126-B と SD 130 によって南北が限られ、その間隔は 55m である。また SD 130 の南 16m へだてた位置に SD 106 がある。

SD 106 J・N 両地区南端にある幅 2m ほどの溝で、東から西に流れる。これは SD 130 と

Fig. 9 SD 130 詳説図



- 溝の南北で地山の高さが変る点を重視すると、整地の第Ⅰ段階において、この溝が整地地盤の北限であつたと考えられる。構より北には 6 ABN M 地区を含めて、ほとんど遺構が見られず、この附近は後述するように道路と思われる所以、その可能性はかなり大きい。しかし、こう考えると SB 176 より

平行し、J・N 両地区的ものが同一線上にあるので、同じものと考えた。溝は J 地区の東半まではのびないが、ここに南北の通路があつたのであろうか。*

SD 130 調査地南部にあり、全城にわたって東西に延びる幅 80cm ほどの石敷溝で、検出した長さは約 200m におよび、東に進むにしたがつて、すこしへんに偏る。溝は拳大の礫をくぼみに敷きつめたもので、南縁では砌として同種の礫を一列に並べ、南は幅約 3m の間にバラス敷面をとどめていた。北縁には砾石もなく、その外は南のバラス敷に対応する旧面を欠く。これはもと溝に接して北側にあつた地盤面の高まりが削平されたためとみられ、堀か土壁のごとき構築物が、この石敷の北に接して設けられていたと推測される。

なお、J 地区ではこの溝を埋めたのち幅 80cm の SD 244 の石敷溝がつくられる (Fig. 9)。これは SD 130 とよく似た構造で溝の東・北にはバラス面がある。そのつくられた時期や性格は明らかでない。

SD 126-B 第Ⅰ期から存続する調査地北辺の溝である。これは第Ⅱ期の整地後も存続しているが、溝の堀土を第Ⅱ期の建物の柱抜取穴が切ついているので、第Ⅱ-2期の建物が改築された第Ⅱ-2期には、すでに理

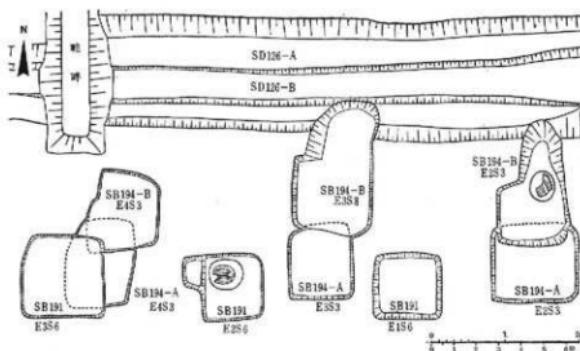
境の溝

石敷溝

2 時間にわ
たる解

- も溝が古くなり、それが一時中断されて、第Ⅱ期盛土層から、再び始まるという矛盾が生ずる。SB 167 と SD 126-A との前後関係が決定し難いことは、すでに記したが、この問題は第 8 次調査による検討後に改めて記したい。

Fig. 10 遺構複合状態評剖図-4



没されていた。しかし、第Ⅰ-2期の改築前には存続する可能性はある。このSD 126から瓦・土器の出土をみたが、ほとんどがこのB溝からである。なおこの溝に重複して中世に亘1.5mの掘りかたをもつ方60cmのSE 196の井戸が作られている。

掘立柱建物 SB 170 K地区にあつてSB 176南半に重複する東西棟5間(14.85m)×4間(12.46m)の南北両廊付建物である。桁行柱間297cm等間、梁行柱間は身合が2間等間の267cm、廊が南北両面共356cmである。柱穴は方1m、深さ70cm、身合中央には東西方向に50cmほどの浅い穴があり、床東痕と思われる。身合東より5間目に方50cm、深さ20cmの小柱穴による桁行3間(3.63m)×梁行1間(1.26m)の小規模な遺構がある。その時期やどのような構造物かは明かでない。

4面廊建物 SB 200 C地区で一部発見された東西棟7間(19.90m)×4間(10.80m)4面廊付の建物である。この規模は第7次調査によつて示説できたもので、今回の調査で発見した建物の中では切妻造りでない唯一のものである。柱間は桁行梁行とも230cm等間、柱穴は方130cm、深さ50cm。

SB 212 A・B地区にまたがつて一部分が発見された東西棟7間(19.90m)×2間(5.40m)の建物である。この建物は大半が未発掘地にあり桁行は確認できないが、西妻はSB 200とそろい、南北15mほどへだたつて対応するものとみられる。

柱穴は方80cm、深さ50cmでSB 200に比べやや小さいが、建物の規模の大小によるためであろう。

SK 134 O地区中央附近で東西80cm南北70cm深さ50cmの土壙が検出され、壙底に土器が埋没されていた。この土壙は第Ⅰ期の盛土に掘られたもので、層位的には下限が假定できないが、遺物からみてほぼこの時期に属するものと考えられる。

SK 217 東西3.5m南北6.5m深さ0.6mなどの土壙で、2度にわたつて掘られたものらしく、壙底に壙があつて南と北に分れていたが、埋没は同時である。壙底から少量の土器と繪皮が出土した。

SK 218 幅1.5m長さ3.5m深さ0.4mなどの土壙で、壙底から土器が検出された。

SK 219 東西3m南北3.5m深さ1.0mの北半部と、東西3m南北2.5m深さ1.0mの南半部にわかれがる、堆積土に差がなく、同一個体の土器の破片が北と南にわかれていっているこ

とからも、南北とも存続・埋没は同時であつたと考えられる。塘内は、埋土とおもわれる厚さ約40 cm の遺物を含まない赤褐色粘土質の下に、厚さ20~30 cm の灰白色砂質土と厚さ約10 cm の泥土があり、その下が粘土質地山の底となる。遺物として檜皮が灰白色砂質土の上面で、木筒・瓦・土器・漆製品・木製品・自然遺物のはほとんどが灰白色砂質土中から、少量が泥土中から検出された。土器が明らかに破損したものであることや、塘の周囲からなげこんだことを暗示するように同一個体の破片が別々に塘底と塘壁上部にはりついた状態で検出されていることや、燃えさしの木片や割つて中身を抜取つたクルミの殻の出土などから判断して、この土塘は一時期の廃棄処理のためのものであつたと考えられる。

SK 220 東西2.5 m 南北2 m 深さ1 m の土塘で、塘底から少量の土器の出土をみた。

SK 221-222-223 遺物の混入のみられない土塘で、埋没土はSK 219と同様な赤褐色粘土質である。おそらくこの附近の一連の土塘はほぼ同時に埋没されたものでなかろうか。

SE 168-A (PLAN 12 PL 21~23)

L地区にある井戸で、方約3 m 深さ2 m ほどの掘りかたの底に槻を敷いて井戸枠を据える。井戸枠は長方形の枠材の端部を枘さしにし、それを径4 cm ほどの楔で固めて内法約2.1 m の井籠組の各段をつくり、段のつなぎに太柄を埋めこんで、上下に重ねたものである。枠材は長さ約2.6 m 幅約30 cm 厚さ9 cm ほどのヒノキ材で、枠はカシ属の材である。^{*} 残存していた井戸枠は下段3段分で、各材外面中央にそれぞれ「從底南一」・「從底南二」・「南三」・「東一」・「東二」……、「西一」……、「北一」……等縦上げ番付の墨書きがあつた。他に井戸枠焼欠や楔が発見され、地表との関係から当初は10段ほどあつたものと推定された。この井戸は平安時代前期に方130 cm ほどの井戸に改造され、その際に一度底をさらえたらしく底の櫛層上に堆積物がなく遺物も出土しなかつた。

SG 180 K地区中央にある東西18 m 南北17 m におよぶ不規則な形をした池で、最深部の深さは約80 cm である。底部には有機物を含む堆積層があり、瓦、土器が出土した。南の突出部は北にくらべて浅く、東の突出部には土器の出土が多かつた。池北には幅40 cm 、深さ20 m の小溝があつて SD 126-B と連絡している。

井戸

池

D 第Ⅱ-2期の遺構

最も多くの遺構が発見された時期で、建物も11棟におよぶ。調査地西部にもこの期になると建物が存在し、各建物は整然と配置される。これらの建物のうちには、前記SK 219の塘上に柱穴が掘込まれたものがあつて、この遺構時期の年代は天平宝字7年を下るものであることが判明した。K・L・M・N地区にあるこの期の建物はすべて改築されている。井戸SE 168-A や池SG 180 はこの期も存続したものと考えられる。調査地南端の溝SD 106-A は埋められ新しく同地点に土塁SA 105 が設けられている。

建築遺構は東半・西半の2群に分れる。東半は、南北11.5 m へだてて並ぶSB 201-213と、南北5.9 m へだてて並ぶ南北棟SB 206-209があつて、その東西間隔は10.8 m である。西半は、SG 180 の池の東にSB 177があつて、池を挟んで東西棟のSB 112-186-194 とほぼ東西9.5 m へだてて対立している。SB 112-186-194 はほぼ妻をそろえ、それぞれ20.6 m, 11.5 m の間隔で並ぶ。これらの西には8.9 m へだてSB 131-145と143が南北44.6 m 離れて並び、その柱列は

* 井戸枠外で遺構として発見された枠にはヒノキのものがある。

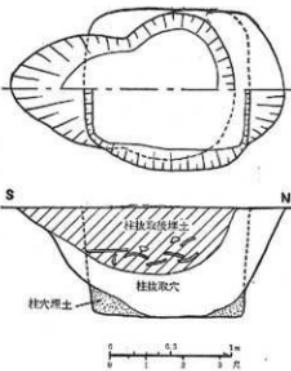
SB 112・194 とそろっている。

土壌 SA 105 調査地南端にある東西方向の土壌で SD 106 の溝底より互層に築成され、築成後 SD 106 は浅くなっている。この遺構はせまいトレンチ内で存在を認めたのみで、南限は一条通り下におよびその幅も不明である。築成当初の高さも不明だが、現存部分は 1 m におよぶ。*

礫石の埋没 SK 107 SA 105 北方約 7 m の位置にある礫石を埋めこんだ土壌で、溝 SD 106 の埋土面から掘られている。礫石は上面のみを平坦にした花崗岩自然石で、上面は 90×70 cm ほどの長方形形状である。その周囲からは土器を検出した。

掘立柱建物 SB 112 L・N 両地区にまたがる東西棟 7 棟 (20.79 m) × 2 棟 (5.94 m) の建物で SD 130 に重複する。柱間は桁行梁行とも 297 cm の等間で、柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm である。柱穴には抜きとり痕がなく径 30 cm ほどの柱痕跡を残したものもある。この建物はとり壊され一部重複して SB 113 が建てられるが、その際柱は地上で切断されたものであろう。

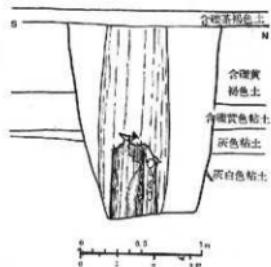
Fig. 11 掘立柱詳細図-1



SB 131 O 地区にある東西棟 5 棟 (14.85 m) × 2 棟 (5.94 m) の建物で SD 130 に重複する。柱間は桁行梁行ともに 297 cm の等間で、柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm ほど、それぞれ柱抜きとり痕跡がある。北側柱列の柱抜きとり穴内には、礫盤状に石が埋めこまれていたが、礫盤を用いた建て直しがあつたとするより、むしろ抜きとりの際埋めこまれたものと認定した。

13間建物 SB 143 W・Q・S 地区にわたる東西棟 13 棟 (39.39 m) × 2 棟 (6.06 m) の建物で、柱間は桁行梁行共 303 cm の等間である。柱穴は方 120 cm 深さ 80 cm ほどで底で木片を検出したものもある。各柱穴には柱抜きとりの痕跡が認められた (Fig. 11)。なお、東妻中央柱にあたる位置には掘立柱穴がなく、深い掘り込み中に礫石根固め状の石があつた。そしてこの状況は、東より 3 棟目、及び 6 棟目の各棟下柱位置にもみられたから、3 棟ごとに間仕切の柱があつたかもしれない。

Fig. 12 掘立柱詳細図-2



* 現存部分の上面は第 2 次灘塗水系より 44 cm 下であるが、これはこの地点と一条通りをへてた 6 A BP-I 地区の地山面の水準高 9 cm よりかなり低い。SA 105 の性格がわからないので全くの想像となる

が、当初は少くともその程度の高さがあつたろう。

** 柱穴の底は、地山面よりわずかに下がる。この附近では盛土が重いので、他より深く地山まで掘りさげたのであろう。

SB 177-A K地区にある南北棟7間(20.79m)×3間(8.91m)の西廻付建物で、北より3間には廻を欠く。これは池に規制されたためであろう。柱間は桁行・梁行・廻共297cm等間である。柱穴は身舎の方1m深さ90cmにたいし、脇では方80cm深さ40cmで、後者はやや小さく浅い。身舎柱穴には柱抜きとりの痕跡があり、改築されSB 177-Bとなる。

SB 186-A K・M両地区にある東西棟7間(20.79m)×4間(11.88m)の両面廻付建物で、柱間はすべて297cm等間である。柱穴は方120cm深さ100~120cm、身舎柱穴には柱抜きとりの痕跡がある。身舎中央桁行方向に約3m間隔に径30cmあまりの床廻掘りかたとみられる浅い穴があつて、この建物は床を張つていたと推定される。

床張り

SB 194-A K・M地区にある東西棟7間(20.79m)×2間(5.04m)の建物で、桁行柱間は297cm等間、梁行は252cm等間である。柱穴は方120cm深さ80cmで、柱抜きとり痕跡がある。

SB 201 C地区で一部発見された東西棟7間(20.79m)×5間(15.73m)の建物で、SB 200に重複して同位置に立つ。第7次調査の結果、平面規模が確認され、それによると南北に廻があり、南面には更に梁間386cmの孫廻がとりつく。主屋の各柱間は桁行梁行とも297cm等間である。孫廻付建物柱穴は方1m余り深さ約1mである。

SB 213 A・B地区で一部発見された東西棟7間(20.79m)×2間(5.94m)の建物で、SB 212に重複して同位置に立つ。大半は未発掘であるが、SB 201と南北約11.5mへだてて対応しているので、SB 201と桁行柱間は同様と推定した。柱穴は方1m深さ90cmほどである。

SB 206-209 G地区およびA・B・C地区にある南北棟7間(20.79m)×2間(5.94m)の建物で、各柱間は297cm等間。SB 209は大半がSK 217~220の塊に重複し、埋土に柱穴が掘られるが両建物の柱穴は全く同じで、方1m深さ80cmほどである。両建物は柱通りをそろえ南北に並び、その間隔は柱間2分間に相当し、一群の建物として計画造営されたものとみられる。

E 第Ⅱ-2²期の遺構

K・L・M・N地区に認められる改築は3棟であるが、この時期に新しく2棟が造営されている。この新しく造営された建物は2棟とも東西棟で、真東四より東がやや南へ偏る方位を示す特徴がある。井戸や池はこの期も存続したであろう。各遺構の建て直しのものは当然同じ位置だが規模を縮少したのもあり柱間距離は異なる。SB 117-Bと西の建築群のへだたりは14m、SB 113、186-B、194-Bはやはり裏がほぼそろい、それぞれ20m、13.9mとなる。なお新築されたSB 113とSB 166は東西4.9mへだたつているが、概方向はともに東で南に偏る。

SB 113 L・N地区にある東西棟6間(17.82m)×2間(5.64m)の建物でSB 112の北約5mの位置に一部重複して建てられた。桁行柱間は297cmの等間、梁行柱間は西妻で282cm等間であるが、東妻は中央尖柱がない。柱穴は方1m深さ80cm、柱穴中には径約30cmの柱痕跡の残るものもある。

SB 166 L地区にあつて、SB 167南端と一部重複する東西棟5間(13.37m)×2間(5.94m)の建物で、桁行柱間は267cm等間、梁行柱間は297cm等間である。柱穴は方80cm深さ50cm程度。SB 113とは東西にはほぼ5mへだたり、南側柱列が同一線上になるように造営されている。

SB 177-B 南北棟7間(20.79m)×2間(5.94m)の建物で、SB 177-Aの西廻を撤去して、そのまま北に1mほど移して建てられた。身舎の規模はA建物と等しい。柱穴はA建物の柱抜きとり

穴と重複し、方 1m、深さ 70cm ほどで A 建物よりも浅い。なお、北妻の柱穴は全く SB 176 柱穴と重複する。

SB 186-B 東西棟 7間 (20.79m) × 2間 (5.94m) の建物で、SB 187-A の南北両扉を撤去し、北に 1m ほど移して建てたものである。規模は A 建物の身合と全く等しい。柱穴は A 建物に比べ小さく、方 1m 深さ 70cm である。

SB 194-B 東西棟 7間 (20.79m) × 2間 (5.94m) で、SB 194-A の梁間を拡張し、南側柱通りを北に 50cm 移した建物である。^{*} 各柱間は桁行梁行共 297cm 等間で、柱穴は方 1m 深さ 70cm で A 建物より深く、柱抜きとり穴に重複して掘られている。^{**}

F 第 II-3 期の遺構

この期には K 地区の池は既に埋められ、その上に建物が造営された。発見された建物は 6 棟で 3 群に分けられる。何れも獨立柱の抜きとられた痕跡が明らかに知られるものはない。南端の上溝と溝 (SA 108-SD 106 B) はなくなつて、その約 10m 北に新しく土溝 SA 109 が造られた。

建築遺構は大別して 3 群にわけられる。東半には SB 211 その他があり、この西に 46m へだて南北に並ぶ南北棟の SB 182-191 がある。建物間隔は 29.1m で東西柱列がそろう。SB 182 の西には SB 116-135-146 の一群の建物があり、その相互間隔はそれぞれ東から 10.2m, 6.4m で、SB 116-146 の北妻は SB 135 の南側柱列とそろう。SB 116-146 の間隔は 24.4m である。また SB 116-182 は 10.3m へだたつている。

土溝 SA 109 南北に溝を配した幅 3m 余りの東西にのびる土溝で、N・V 両地区の南部で発見されたが、J 地区には延びない。北溝は幅約 3m 深さ約 50cm ほど、南溝は幅約 2m 深さ約 50cm ほどで、いずれも溝底は東が高く西へ低い。土溝は上部を削平されている。主として北溝底から土器の出土がみられた。この SA 109 と平行して約 4m 南に幅 1m の SD 108 がある。

獨立柱建物 SB 116 N・O 地区にあり、南妻が SB 112 床中央柱穴に重複する南北棟 5間 (13.60m) × 3間 (8.22m) の西廂付建物で、桁行柱間は 272cm 等間、身合梁間は 242cm、扉の梁間は 337cm である。柱穴は方 80cm 深さ 70cm ほどで、大部分に径 30cm の柱痕跡が残つていた。この建物は床があつたらしく、径 50cm の床東穴が身合中央南北に約 3m 間隔で並ぶ。建物の周囲に側柱心より 120cm へだてて雨落溝とみられる溝 30cm ほどの溝がめぐつている。この溝には多数の土器が埋没されていた。

SB 135 O 地区にある東西棟 3間 (7.88m) × 1間 (3.51m) の建物で、桁行寸尺は中央間が広く 272cm、両端間は 258cm である。^{***} 柱穴は方 80cm 深さ 40cm で、径約 30cm の柱痕跡が認められ、中に柱根を残すものもあつた。

SB 146 R 地区にある南北棟 5間 (11.15m) × 2間 (4.46m) の建物で、各柱間は 223cm 等間である。柱穴は方 80cm 深さ 50cm 程度。以上の 3 棟の建物は、北妻と南側柱の柱通りがほぼそろい、1組のものとして計画されたようで、SB 116 建物は西廂を正面にしたものと考えられる。

* 南側柱列は A・B の柱穴が全く重なつてゐるが、柱間寸尺を完数の 10 尺 (ここでは天平尺) と仮定すると北側柱列との間隔で 50cm ずれたことになる。

** 前述の SB 143 は、この SB 194-B とはほぼ通りが揃い、まだ縫間も SB 194-A よりむしろ B に

近似している。この点を考慮すれば、第 II-2¹ 期に造営されたものともみられるが、SB 131-145 に対応している点を考慮して第 II-2 期のものと考えた。

*** この建物は西面を終底していないが両端間に比べて中央間が広いで、桁行は 3 間と考えられる。

SB 182 L地区にある南北棟5間(11.44m)×3間(3.56m)の東西附連建物で、身舎柱間は桁行柱間共223cm等間、扉の梁間は327cmである。柱穴は身舎方60cm深さ70cm、扉方50cm深さ40cm。

SB 191 K・M両地区にある南北棟5間(11.87m)×4間(11.58m)の東西附連建物で、身舎の桁行柱間は237cm等間、梁間は223cm、扉の梁間は両面共356cmである。柱穴は身舎方1m深さ60cm、扉方50cm深さ20cmで小さい。身舎中央南端に3間(4.08m)×2間(2.72m)のSB 192がある。柱穴は径50cm深さ30cmほどである。以上2棟の建物は南北29.1mへだたり東側柱通りが比較的そろうので、東を正面とする1番の建物として造営されたものであろう。

SB 211 A・B地区にあり、SB 209と重複する東西棟5間(11.88m)×4間(11.58m)の両面附連建物で、桁行柱間は238cm等間、梁間は身舎238cm等間、北面359cm、南面326cmである。柱穴は方80cm深さ15~50cmだが南面柱穴は概して浅い。南側や東側の一端の柱穴底には径30cm余の上面の平な石が健壁状に据えられていた。この建物は第7次調査で発見されたSB 327建物と桁行が等しく妻柱通りもほぼそろい、一群の建物として造営されたものであろう。

構

G 第Ⅲ期の遺構

この整地層上で発見できた建物は僅かに2棟で意外に少なく、他は3列の横である。

横列の東西間隔は、時期的に異なるが平行するSA 120・121は1.5m、SA 121・233は約62mある。SA 233横は6ABN区の調査では発見されず、6ABO区北限の道で終るものとみられる。調査地の中央を通る道の下にも同様な横の存在が想像される。2棟の南北棟連接は西面を正面としたらしく西側性がそろう。相互通隔は8.8mで、西側柱列は横より7.9mへだたつている。なお南端の上段SA 109はこの期にも存続した。

SA 120 O・W地区の南北に近なる獨立柱列で、方位は真南北に対し北でやや東傾する。柱間は不同ではなく300cmである。北はSB 143・194の南側柱列に至り、南は調査地外までのひ、検出した長さは38mに及ぶ。柱穴は方80cm深さ50cmで径35cmほどの柱痕跡が認められた。

SA 121 O・W地区にありSA 121の約1.5m西に平行し、柱列の方位は真南北に対して北でやや東に偏っている。柱間は不同だがSA 120同様ほぼ300cmである。柱穴は80cm×100cm深さ50cmで、径35cmの柱痕跡の残るものもある。

SA 233 I地区にある南北に近なる獨立柱列で、柱間は等間の297cmである。6ABN区の発掘では北の延長部分が検出されず、柱列は北にのびていないことが確認された。柱穴は方1m深さ50cmである。造営時期が異っているが、東のSB 206・SB 209と柱位置がそろつている。

SA 203 C地区南端にある2列の小獨立柱列で、南北に5.7mほどへだたつている。柱間は130cmほど、柱穴は径50cm前後、深さ10cmで、なかに径14cmの柱痕跡を留めるものがある。

SB 236 I地区にある南北棟4間(11.28m)×2間(5.34m)の建物で、桁行柱間は中央2間252cm、両端2間312cm、梁間は267cmである。柱穴は方80cm深さ50cmほどである。

SB 246 J地区にある南北棟5間(11.88m)×2間(4.46m)の建物で、柱間は桁行238cm、梁行223cm等間である。各柱穴は方80cm深さ50cmで径25~30cmの柱痕跡がある。北側は238cmへだて、柱通りに複数柱穴があり、方1間分の小部屋が付属したのであろう。

SK 234 SA 233・SB 236東側柱列に重複し柱穴を被う東西約6m南北約33m深さ約40cm

平城宮発掘調査報告 Ⅱ

長い土塙で、土器・瓦などが出土した。おそらく塵芥処理の土塙であろう。

SK 238 I 地区西南隅から J 地区西邊へ延続する上塙で、西辺は県道下にあり南北は約 44 m である。土器・瓦・麻布片が出土しており、SK 234 と同時期性格のものであろう。

SK 137-138 O 地区中央に

15 m ほど隔たつて東西にある方 1.5 m 深さ 50 cm ほどの塙で、一辺に 6 角形を二分した形の切欠きのある約 55 cm 厚さ 25 cm ほどの四角な凝灰岩が埋没されていた。2 つの切欠きを対称して並べ、間に小さな石を仮定すると、33 cm の方形を大面取りし、南北 20

cm に作つた形の穴が考えられる。この用途は不明であるが、八角柱をはじめ込んだ巣石状のものと思われる。なおこれと同様の凝灰岩が SB 131 の東 1 南 3 の柱穴からも出土したが、この方は穴が円形（径 30 cm）である (Fig. 13)。

多量の土器の出土 **SK 140** 東西約 3.8 m 南北約 5.6 m 深さ 35 cm の土塙で、塙内から、流入した少量の土砂のほか、土師器を主体とするほぼ完形の土器のみが、周囲から投げこまれた状況で多量に発見された東の SK 139 もほぼ同様な上塙だが発掘にいたらなかつた。

SK 148 Q 地区中央附近にある幅 1 m 深さ 20 cm ほどの土塙で、塙内から土器が出土した。

SK 147 Q 地区の西よりには南北にのびる溝状遺構で多量に瓦の出土をみた。北端がとざされていて溝とは考えられず、性格はよくわからない。

H 平城宮以後の遺構

以上記述した遺構は直接平城宮と関連あるものと考えられるが、その他明らかに時期のおくれる遺構で、特に著しいものを以下述べよう。

改造された井戸 **SE 168-B-C** L 地区の井戸はその後 2 度にわたつて改造されている。山上上器や第 7 次調査発見の井戸 SE 272B・SE 311B との構造上の差異から、9 世紀前半以後に改造されたものとみられる。¹ SE 168-B は、A 井戸枠組の下 3 段を残して上部を取りはらい、底部をさらえて、枠組内 4 間に径 20 cm の丸太材を据立て、その隅柱の上部に卯貫を通し柱を組み、柱外に A 井戸残存部分に接して横板を並べ、その外を堅板で押した焼造のものとおもわれる。SE 168-C は内法約 1 m ほどで、さらに B 井戸の内側に造られた。隅に幅 15 cm の角材を据立て、上下 2 段以上に卯貫を通して、井戸底より堅板を並べたもので、各面筋違いを入れ変形を防いでいた (PLAN 12)。C 井戸材は B 井戸材を一部転用したらしく類似の材も使われていたが、主構造材をなす柱・堅板はアカマツで、B 井戸のヒノキと異なる。B・C 両井戸からは次のような建築廢材の軽用材が認められた (Fig. 15)。

軽用建築材 1 床板 (B 井戸軽板) 長 171.5 cm 幅 27 cm。側面に千切のための 6.5 × 2.0 × 5.5 ~ 7.0 cm の枘穴

¹ SE 272, SE 311 の改造 B 井戸は、各々の A 井戸 溝柱式のものでない。

と同様に井施組であつて、SE 168-B-C のような 4

Fig. 13 八角柱巣石実測図

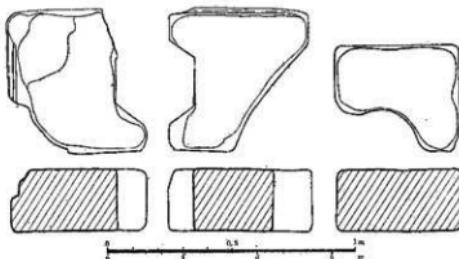
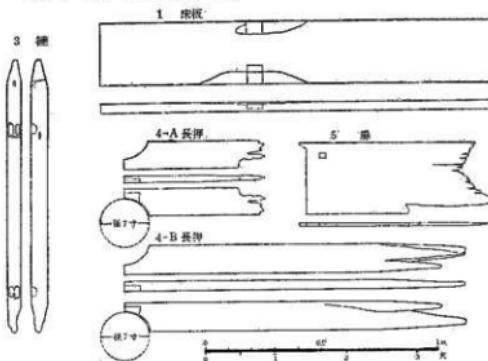


Fig. 14 井戸^ト出上松用古材

があり、復原長は 209 cm 以上である。

2 柱 (B井戸隔柱) 長 198 cm 徑 20 cm。井戸の門貫柄穴の他に 5.0×5.0 cm の縫間渡穴が 60 cm 間隔にある。もとは径 33 cm ほどの柱で、片方が櫻であつたと推定される。

3 植 (C井戸脚貯) 長さ 1.2 cm 断面 5.6×7.0 cm。上面に 66 cm 間隔に $5.0 \times 5.0 \times 2.5$ cm のえつり穴あり、端部に旧木口及び茅負釘穴が残る。柄にとめた釘穴がないから旧軒出は 115 cm 以上であつたと考えられる。

4 長押 (C井戸壁板) 長 147.5 cm 幅 12.6 cm 厚 3.0 cm。長 61 cm 幅 12.2 cm の 2 枚がある。径 21 cm の柱にとりつく切目長押と考えられるが、端部下端の 7.0×4.0 cm の仕口切りかきは用途を定め難い。

5 扉 (C井戸扉板) 長 83.5 cm 徑 31 cm 厚 1.3 cm。 2.6×2.2 cm の縫孔があり、幅 3 cm の端喰がつく。蝶番取付痕も残り、扉全長 96 cm ほどと推定される。厨子の扉であろうか。

第V章 遺 物

今回報告する 6ABO 区の発掘調査において出土した遺物は、土瓶・溝・社穴さらに盛土中から発見されたもので、最も頗る木筒をはじめとして、各種駆にわたる多量の瓦類や土器類があり、他に少並ながら、金属・鐵器・漆・木の各製品と自然遺物類がある。これら遺物の整理はなお未完了であり、今後の調査にまたねばならない点が多いが、これまでに知りえたところを報告する。

1 木 筒

木筒はすべて SK 219 から出土した。断片を含めて 41 点あり、形態によつて 7 型式に分類される。以下、木筒に遺物番号をつけ、各型式にまとめて記述する。

A 601 型式 (PL. 29~31)

短圓形のもので、表裏ともに墨書きのあるものが多く 9 点ある。

木筒 1 (PL. 29) 表 寺跡 小豆一斗替一十五升大根酢末等

裏 右四種竹波命縫御所 三月六日

長さ 25.9 cm・幅 (1.9 cm)**・厚さ 0.4 cm で下部がわざかに薄くなり、裏面下端部に擦痕がある。左辺は削られている。表裏ともに同筆で、某寺より竹波命縫御所の用料として小豆・鹽・酢・米等*** の支給を請うたものである。この木筒には紀年を欠いているが後述する他の木筒との関連で、宝字 6 年 (762) をあまりへだたらないものと思われる。この事を前提にして、この木筒の記載事項を検討してみよう。「竹波命縫」については、「統紀」に常陸國筑波郡の出身で筑波采女と呼ばれている壬生氏の小家主なる人がみられる。**** 小家主は木筒の推定年代である宝字年間の後半には外位ながら從五位下にあり、おそらくこの木筒の竹波命縫と同一人であろう。統紀によれば小家主は神慶景雲 2 年には掌膳であり、高野天皇 (孝謙天皇) の側近に侍したものと考えられる。「寺」はこの竹波命縫の名とともに書かれているから、高野天皇に關連して求むべきであろう。そこで統紀によつて宝字 6 年 5 月、高野天皇が近江國保良省より、平城京に船り入られた法華寺がこの「寺」と考えられる。いいかえると、高野天皇が法華寺に留まつておられたのは、宝字 6 年 5 月以降である。

* 材質は木製 20, 21 のスギの他はヒノキである。

** カッコ内の数字は裏表紙の放大寸法である。

*** 古原翁行「豆味噌と別」(日本醸造協会編誌 56 - 1) に、正倉院文書に「木替」とあるのは古代の木造法が粉末仕込であつたことによるもので、「木替」と記すようになつたのに奈良時代末から平安時代初期のことという。

**** 「統紀」にみえる小家主の記録を以下に記す。

○宝字 5 年 (761) 正月戊子 (2 日)

正七位下壬生町小家主女、外從五位下を受く。

○神慶元年 (765) 正月己亥 (7 日)

外從五位下壬生町小家主女、從五位下點水等を受く。

○城雲元年 (768) 3 月癸亥 (14 日)

常陸國筑波郡人從五位下壬生町小家主、宿禰姓を賜う。

○同 2 年 (769) 6 月戊寅 (7 日)

常陸國筑波郡系女從五位下點水等壬生宿禰小家主、本國遣に任せられる。

○宝龜 7 年 (776) 4 月丙子 (19 日)

從五位下壬生宿禰小家主、正五位下を受く。

つて、宝字8年10月にはふたたび天皇の位につかれているから、この木簡に記された「三月六日」は宝字7年か8年のいずれかになる。*「大床所」については明らかでないが、これと関連のあるそろな「大床子」の記事は、平安時代に入るといくつかみられる。**また古記録中には「大床子御膳」という名も見えているが、これは天皇の「清涼殿御座の御膳のこと、大床子に若御、馬頭盤をすえて、一御台以下七盤の供御を進める」ものであるという。***このように大床子は天皇の御座と関係あるもので、あるいは「大床所」もこれと関連するものかもしれない。もし「大床所」が大床子と関係があるのならば、大床所は天皇の御膳を作る所である。「大床所」は「醬一升五升」のみにかかるものか、他のものにまでかかるかは、「大床所」と「竹波命御所」との関係にかかわる問題があるので、あらためて後に記すことにしたい。

木簡2 (PL. 29) 表 主殿寮 請火事 総合 (20)

裏 十二月廿二日

長さ (23.7 cm)・幅 2.5 cm・厚さ 0.4 cmで、下部は折損している。文面は表裏同筆であるが、折損のため「殿部」****以下はわからない。「火」という抽象的な表現を用いているので、その実体はとらえがたいが、主殿寮から火桶を請求したものであろうか。裏面は月日以外に文字はない。

主殿寮からの請求

木簡3 (PL. 30) 表 (20) (21)

裏 七二

長さ (24.6 cm)・幅 3.4 cm・厚さ 0.8 cm。下部は斜に切断されているが、原形は矩形であつたろう。表裏ともに保存状態が悪く、文字も殆んど判読しえないが、「請啓」「請」は偏と旁の一偏から推定した。物資を請求したものであろうか。

木簡4 (PL. 30) 表 (21) (22) 請菜端事 裏 挿書なし

長さ (17.1 cm)・幅 1.3 cm・厚さ 0.5 cm。上端は斜にけずられているが、原状であろう。下端は折損しているが、文面は完結し、「万□所」が幕端の支給を請うたものであることがわかる。第3字は旁が「久」で、「敷」や「數」に類似するところもあるが、断定困難であり、第5字は神冠の字らしいが判断し難い。

木簡5 (PL. 31) 表 二二一請常食朝夕并三斗

裏 二二一受件請飯□送

長さ (20.8 cm)・幅 (上端 1.7 cm・下端 2.7 cm)・厚さ 0.3 cm。下端と左辺は原状で上端と右辺は折損している。表裏ともに薄く削りとつた痕が認められ、断面は矩形にならず、やや丸味をおびている。表面の保存は良好だが裏面はかなり朽ちている。文字は薄く削った上に書かれ、表裏同筆であるらしく、朝夕の常食料として合計3斗の支給を求めたものであるが、*****裏面の文意は判然としない。裏面には文字のほかに下端部にやや著しい墨痕がある。なお、木簡6と比較すると、「請」以上に若干文字があつたのかもしれない。

常食の請求

木簡6 (PL. 31) 表 二二一常食朝夕二二一 裏 挿書なし

* 高野犬塗が入られた寺関係のものとしては、宝字元年(650)の「東院寺書」などもあるが、同時に出土した他の木簡からこの木簡が宝字元年のものと考えられるので、この場合には考慮する必要はない。

1. 大床子御膳においてこれを供す、御大膳一郎を用う」とある。

** 奥野高広「宮廷の食膳」[日本歴史] 91 明10

*** 貴老職員合主殿寮条に殿部40人がみえる。

**** 職員合席解大炊飯條の解说によれば、諸司は朝夕常食を給うものである。

長さ (11.5 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ 0.5 cm で、上端と左辺上部は原状だが、以下の各辺は折損し、墨書きも左半を残すのみである。木筒 5 と同じく、朝夕の常食の支給を語ったものであろうが、「常」以上の若干の文字は判読出来ない。裏面には文字はない。

木筒 7 (PL. 30) 表 肥前國日正八位上矢口
裏 [筑]前[日]カ[]從八位上矢田部

官位の記載 長さ (14.0 cm)・幅 1.3 cm・厚さ 0.45 cm で下半が腐朽している。表裏は別筆で、表面は圓・官位・姓が記され、裏面もほぼ同様かと考えられるが、上部約 6 字分は一度字を書いた上に直接訂正を加えており、判読困難である。表裏共に矢田部姓らしく、同一人物に関するものかもしれないが、表裏の官位に差があり、木筒の用途も不明であつて疑問が残る。

木筒 8 (PL. 31) 表 [] [] []
裏 [] [] []

長さ (18.2 cm)・幅 (2.25 cm)・厚さ 0.9 cm、上下左右の各辺は崩れ甚しく、表面も荒れ、判読困難である。表第 2 字の旁は「五」であり、人偏かもしれない。裏第 4 字は「知」らしく、第 6 字は「似」または「段」に類似しているが決し難い。木筒の用途も不明である。

木筒 9 (PL. 35) 表 向万留止⁽²⁾字乎弥可々多 裏 []

長さ 17.1 cm・幅 1.4 cm で厚さは 0.15 cm と極めて薄く、601 型式の他のものとはやや異つていて、各辺共に削つた面で、中央の一部と下左端のみ折損している。上右端は斜に削り落している。表裏は薄く削りとつた痕跡が認められる。本来記入のあつたより厚い大形の木筒 (601 乙式?) を半分に割り、表面を削りとつて新しく記入したものと推定される。表の文は万葉仮名で記されている。文字は第 4 字を「毛」とするのにいさか疑問があるほかはすべて明瞭である。文意は判然としないが「字」は箇の第 2 音節以下にはあらわれないものであり、「弥」は万葉仮名の分類で甲類の「ミ」である。「弥」が甲類とすれば、動詞「み（る）」あるいは名詞「み（か）」（夷）などの意である。「弥」を動詞「みる」とすれば、「字乎弥」の意味は「魚見」あるいは「瀧を見」であろう。その場合「可々多」はつぎに羅字を補うと「カタガタ」（旁）になるから、「字」以下の意味は「魚見（瀧を見）旁」であろうか。しかし「カタガタ」（旁）は上代語にはあまり用例をみない。また「弥」を名詞「み（か）」（夷）の意とすれば「字乎弥可」は「魚瀧」であろうか。この場合全体の意味は「余ると魚瀧かた」である。いずれにせよ、これだけでは文意はなお不明で、多分前後に文のある字句であろう。^{*}裏面にも墨痕が認められるが、左半を欠き判読できない。

B 603 型式 (PL. 32)

短冊形の材の上下両端を圭頭状に切り欠き、上下両端左右に切込みをいたしたもので、5 点ある。

木筒 10 (PL. 32) 表 紀伊國日高郡財源⁽²⁾欠田部益占満惣
裏 三斗 天平字東⁽²⁾年十月

長さ (20.6 cm)・幅 2.2 cm・厚さ 3.5 cm、下端は崩れし、表裏共に部分的に荒れている。下端の原形は上端と同様であつたであろう。上端切込み部分には横に圧痕があり、縦で括りつけた痕とおもわれる。表裏同筆で、文面は完結しているようである。この木筒は調として貢進した鹽について

* 万葉仮名については阪倉萬義氏の御教示を得た。

たもので、表に貢納者の国郡姓名・姓を、裏に数量および収納年月が記されている。国郡姓名は 調査の荷札紀伊國日高郡に財部郷があり、その書き誤りであろう。現在和歌山県御坊市に西郷に財部があり、御坊市に東接する川辺町の一部は最近まで矢田村であった。この木筒にみえる郷名や人名は、これら現存地名と深い関係があるとおもわれる。「財部郷」と「矢田部益占」の間には約2字分の朽損がある。上の字は墨痕から推して「戸」だと推定され、賦役令の調の貨物には「其に国郡戸主姓名年月日を注せよ」とある規定からみて、この2字は「戸主」であると考えられる。⁶⁰裏面の「三斗」は、賦役令の規定にある正丁1人分の調達の量であつて、この木筒は矢田部益占の戸から納められた正丁1人分の調達に付けられたものと解される。「天平字宝」は天平宝字の書き誤りである。次の字は数字であるべきだが、墨痕では下の横棒が明瞭で「三」又は「五」と解され、一部に横棒が認められるから、「五」と推定される。

木簡11 (PL. 32) 表 「印斐國」山梨郡雜役胡桃子一古
裏 天平宝字六年十月

長さ 12.0 cm・幅 2.0 cm・厚さ 0.25 cm。わずかに下端左右が欠けている。表裏主文は同筆だが、^(後筆)
「印斐國」は細字で「國」が「山」と重なつてあり、後筆とおもわれる。詳細な説明は木簡12と一緒に述べる。

木簡12 (PL. 32) 表 「印斐國」山梨郡雜役胡桃子一古
裏 天平宝字六年十月

長さ 12.9 cm・幅 1.9 cm・厚さ 0.4 cm。完形である。両端が方頭である点を除けば、形状、文面や表裏主文が同筆で、「印斐國」が後筆らしい点など、木簡11と一致し、筆跡も類似している。甲斐國山梨郡から宝字6年10月に貢送した雜役の胡桃子をつけたものである。貢送物につけられたものであるから、墨書にみえる「雜役」は調査と同種の地方貢送物の税目表示である。律令制下地方からの貢送物には調査のほか、中男作物・交易総額などがあり、臨時の別例で官の必要にしたがつて貢送を命ぜられるものもある。「雜役」という税目は令の規定やその後の記録には存しない。⁶¹ 雜役の「雜」は正統に対する正統ならざるものと謂う。確定に対する不確定なものの総称を意味する。四等官などの長上官をのぞく下級官吏を雜色あるいは雜使とよぶ用法と同じことである。「役」は力役で、人民の労働力収取を意味する。したがつて雜役は文字通りには、「正統ならざる不定・雜多の力役」ということであろう。地方からの貢送物の正統は調査であるから、雜役は調査以外のものと考えられ、役とあるから人民が労働力を提供して調査するものを指す。

延喜主計式によると、甲斐國中男作物の中に「胡桃油」があり、この木筒の品目と一致する。中男作物は養老元年に設けられた税目でありその設定の動には次のように述べられている。「今より以後、宜しく百姓人身の罷物および中男の正調をのぞくべし、それまさに官主の用ゆべき料などの物は、所司官しく年別用度を支度し、並びに郷士の出す所に隨つて、國に附して中男を役し進めしめよ。若し中男の前に足らざれば郷ち以つて人夫を役して雜徭を折げ」(賦役令禁解調査施条例引證者)

60. 正倉院に現存する漢の崇古銘中にに、戸口の姓名を記したものもある。これは戸主の攝合と考えられるが、その場合も必ず「戸主某戸口某」とあり、戸主(郷戸主)の名を記さずに「某郷戸口某」とすることは考え難い。

61. 松島順正「正統成吉製鉄文集解(續)」「古渡部紀要」

60. 雜役の用語については、山川孝太郎氏所蔵の宝字4年3月19日付丸部足人解(享楽進文 p. 701~2)頃乗二代松天平助宝5年10月21日付官符の裏書(新訂増補國史大系後編 p. 553)に見える。いずれも国郡司が發行する力役である点で共通するが、これは木筒の雜役のようなある種の税目を示すものとは異なるものであろう。

元年勅)。*すなわち、中男作物は 1、それまでの正丁の廩物と中男の正調を併せたもので、2、賦課単位は中男個人ではなく、國(郡)とする(賦課の中心は中男である)。したがつて、中男の労働力が不足した場合は、正丁(老丁を含む)の雜畜で補うものである。「山梨郡」の上端に斜字で甲斐國が後書きされているのは、郡ごとに徵収したものを、国衙にあつめた時に書き加えたものであろう。

中男作物の実例は正倉院に 1 点現存している。布袋の墨書きに「信濃國水内郡中男作物芥子式時天平勝宝二年十月」とみえるが、調のように貢造者個人の姓名が記されず、国郡のみを冠するのは、

雜役と中男作物 上に述べた中男作物の賦課形態と符合するものである。この木簡も上の中男作物墨書きと全く同じ書式なのである。品目が一致し、しかも賦課形態が同じであるとすれば、雜役は中男作物の別称ではなかろうか。中男作物が國(郡)単位に、郡内百姓の労働力収取(中男の力役および正丁、老丁の雜畜)によって調達されるものであるとすれば、それがまた雜役と呼ばれても不思議ではあるまい。

中男作物と雜役が同じものとすれば、両者がどのように使いわけられるのかが問題である。しかしこの点に関しては現在のことろ不明である。この木簡は地方貢物の一つに、「雜役」と呼ばれるものがあつたことを示す貴重な資料といわねばならない。「古」は「族」の音通で、タルミは籠に納めて貢送され、この類の木簡がつけられていたことがわかる。

木簡13 (PL. 32) 表 「甲斐國」山梨

長さ (4.3 cm)・幅 (1.0 cm)・厚さ 0.3 cm。木簡11と同形品の左上部の断片である。切込み部の両面に圧痕がつき、その上に紙の断片かと考えられる繊維物質が付着している。文字は完全でないが、筆跡は木簡11・12と類似している。おそらく同じ文面のものであろう。

木簡14 (PL. 32) 表

長さ (15.5 cm)・幅 2.8 cm・厚さ 0.3 cm。中央で 2 つに割れており、出土時は表面を内側にして重なつていた。下部は腐朽し、表裏共に著しく荒れており、特に出土時に外傷になつていて裏面は、墨痕すら認められない。上端は方頭で左右に切込みがあり、下端も同様であつたとおもわれる。某国某郡貢造の中男作物につけられたものであろう。「國」「郡」「物」は右半部、「郡」は扁旁の各々一部が残存しており、それによつて推定した。国郡名を墨痕から読みとるのは困難である。裏面には、おそらく月日が記されていたと思われるが、知るべくもない。

C 604 型式 (PL. 33)

上端を圭頭状に切欠き、上部左右に切込みをいれ、下端を直角に切断したもので、1 点である。

木簡15 (PL. 33) 表 藤甲贏

ウニの付け札 長さ 8.3 cm・幅 1.9 cm・厚さ 0.4 cm。下部は直角に切断されている。「藤甲贏」はウニで、**その容器につけられた木札であろう。ウニは賦役令に調の雜物としてあげられているが、調の貢進時の荷札なら賦役令の規定によつて、貢進した国郡川・戸主姓名・年月日が記されるはずである。この木簡にはそれがないから、平城宮内で保管した際の付け札であろう。

D 605 型式 (PL. 33)

扁平な長方形の材の下半の両側を削つて尖らせたもので墨書き表のみにあり、4 点ある。

*『続日本紀』義和元年 11 月 22 日条には、最後のと ** 賦役令箋解にはウニと調がふられている。ところが「即ち以つて雜物を折げ」とある。

木簡16 (PL. 33) 表 長女柏 実 墓書なし

長さ 13.5 cm・幅 1.45 cm・厚さ 0.25 cm。完形である。

柏の付け札

木簡17 (PL. 33) 表 長女柏垂把 実 墓書なし

長さ 11.1 cm・幅 1.6 cm・厚さ 0.3 cm。完形である。「長女柏」はナカメカシワと訓む。*

木簡18 (PL. 33) 表 末滑海藻 実 墓書なし

長さ 11.1 cm・幅 1.7 cm・厚さ 0.3 cm。完形である。「末滑海藻」は海藻の一種のカジメで、試験標本の付け札
後今には調査の標物にあげられている。

木簡19 (PL. 33) 表 撫滑海藻 実 墓書なし

長さ 11.2 cm・幅 2.5 cm・厚さ 0.2 cm。完形である。海藻についた木札であろうが、「撫滑海藻」
がいかなるものか実体を明らかにしない。

E 606 型式 (PL. 34)

方頭で上下と中央に小孔が穿たれている長大な木簡で2点ある。

木簡20 (PL. 34) 表 □□□□ 実 墓書なし

長さ (47.7 cm)・幅 3.2 cm・厚さ 0.4 m。下半は腐朽している。上端より約 2 cm 下左寄りに横
に2孔あり、この2孔の中央下 0.5 cm に1孔がある。上端より 18.6 cm と 35.2 cm 下の左側寄
りに各1孔。35.9 cm 下に上2孔よりやや右寄りに1孔がある。中央の1孔は斜に、他はすべては
ば垂直に穿たれている。孔は径約 0.3 cm ほどで、上端2孔の左のものと最下の1孔には繊維物質
が残存し、最上段2孔を結ぶ延長線上で表面と右側面に下から2孔目の孔縁の右から横に圧痕があ
る。墨痕は表面にかなり認められるが、面が荒れて、旁の「合」がわかる字のはかは判然としな
い。

小孔と紐の
圧痕のある
木簡

木簡21 (PL. 34) 表 墓書なし 実 墓書なし

長さ (25.8 cm)・幅 3.4 cm・厚さ 0.4 cm。上右端は斜に切欠かれているが、左端は折損してい
てわからない。下部は切断されている。孔は上端から 3.4 cm に左右に1列3孔、その下 0.5 cm に
1孔あり、垂直に穿たれている。上1列3孔の下方 16.6 cm に左側面にかかつた小孔が認められ
る。圧痕は表裏共に一切認められない。小孔のある木簡20を上にして両者を重ねると、木簡20の下
2孔を除き、小孔が完全に一致し、木簡20の表面の圧痕と小孔中の繊維物質からみて、両者を重ね
て小孔を穿ち、それに紐を通してしばつたものと推定される。木簡20の裏面に圧痕がないから、さ
らに多くのものを重ね合せていたものであろう。用途は不明だが、材が他と異りスギであること、
形状が特殊なことが注目される。**

重ねてしば
つた木簡

F 608 型式 (PL. 31-33-34)

折損・腐敗その他によつて原形の判明しないもので、8点ある。原形は以上に述べた他の型式に

* 延喜神祇式鉢作大嘗祭祭の神御雜物中にある「長女柏」に、「ナカメ」柏と謂ふられている。また
延喜造酒司式に供奉料と東宮料のなかにも長女柏が
みえる。柏は青柏や干柏として葉子葉を盛つたり
(例、延喜火薬式・松尾神祭籠給利糸)，器物の口を
覆つたりする(例、延喜大飲食式・平野祭料)のに

用いられたらしい。柏には長女柏の他に猪鹿柏や三
津野柏(例、延喜造酒式)など、延喜式では種別
があるが、その差異はわからない。

** 墓書がないから、後に一括した墓書のない類にい
れるべきかもしれないが、木簡20と明らかに関連する
ので、木簡としてここで記述する。

質したであろうが、便宜上一括して述べることとした。

木簡22 (PL. 33) 表 海藻根 真 墓書なし

長さ (7.55 cm)・幅 1.6 cm・厚さ 0.5 cm。上下端を欠き、裏面下半は一部に凹面を残すほかは削りとられている。「海藻根」は「マテカヒノネ」^{*} または「マナカエ」^{**} と訓み、「海藻」がワカメのことであるから、「海藻根」はワカメの茎にできる成実茎（メカブ）のことではなかろうか。^{***} 順役令には調の雜物のうちにあげられている。原形に他の海藻類と同様 605 型式かもしれないが、決定し難い。

木簡23 (PL. 34) 表 二種草以口阿悦悦益口 真 墓書なし

長さ (29.0 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ (0.1 cm)。右辺と左辺下部が原状かとみられるほかは、上下左の各辺は欠損している。文意は判然とせず、あるいは墨書きであろうか。木簡 9 の如く、より大きな木簡を削り、記入したものか、あるいは 609 型式のような削り屑なのか判定し難い。

木簡24 (PL. 33) 表 馬馬馬馬馬 真 墓書なし

長さ (15.1 cm)・幅 (1.3 cm)・厚さ (0.2 cm)。全局辺は折損し、裏面は荒れており、原形を判定できない。墨書きであろう。

木簡25 (PL. 31) 表 □ 真 墓書なし

長さ (8.7 cm)・幅 (2.0 cm)・厚さ 0.45 cm。上端と右辺および表裏面は原状だが、左辺と下端は折損している。文字も右半のみで、判然としない。原形推定不能である。

木簡26 (PL. 31) 表 真□ 真 墓書なし

長さ (5.2 cm)・幅 (6.4 cm)・厚さ 0.6 cm。右辺が原状かと考えられるのみで、上下左辺は折損している。表面左寄りに「真」があり、その右にわずかに墨書きがあるが、文字か否かもわからない。特に幅広であることが注意される。

木簡27 (PL. 33) 表 □□ 真 墓書なし

長さ (6.2 cm)・幅 (1.8 cm)・厚さ (0.3 cm)。表面に 2 字分ほどの墨書きがかすかに認められるのみで、他はすべて崩壊していて、原形を知るすべもない。

木簡28 (PL. 34) 表 □ 真 墓書なし

長さ (19.9 cm)・幅 (1.25 cm)・厚さ (0.3 cm)。中央やや下にわずかに墨痕を認めるのみで、他はすべて削られている。保存状態は良好で、埋没時すでに削られて墨書きを失っていた例である。

木簡29 (PL. 33) 表 □□□ 真 墓書なし

長さ (9.1 cm)・幅 (1.5 cm)・厚さ (0.6 cm)。表面のほかは焼けて原状を失っている。第 2 字は「山」もしくは「口」らしいが、他はわからない。焼痕をもつ唯一の例である。

G 609 型式 (PL. 30-35)

極めて薄く、**** 多くは小片で、表面とまれに周辺の一部にのみ原状部を残して、裏面は削つた面となり、したがつて文字も表面のみで裏面になく、原形は判明しない。木簡を再使用するために削つた時にできた削り屑と推定されるもので、12片ある。

* 順役令義解中の訓である。

在でも食用に供することがある。

** 運喜上計式中の訓である。

**** ほとんどすべて 0.1 cm 以下の厚さである。

*** ワカメなどの葉部を採取したのこりの根部で、現

木簡30 (PL. 30) 表 □ 大豆二升直廿二文^{使口印}

裏 墓書なし

長さ (9.9 cm)・幅 (0.7 cm)。最上部の墨書は文字かどうか疑問がある。あるいは円のような同 大豆の仙段形風のものではなかろうか。下部は2行に分けて記されており、右上第1字の「使」の他はわからない。中央部は大豆1升が11文であったことを示している。大豆1升が11文であったのは、宝字7年3月12日から同8年3月4日の間にあたり、*この木簡の記載のあつたのもその1年間であろう。物価が記されている点は他の木簡とは類を異にする。

木簡31 (PL. 35) 表 山背四 裏 墓書なし

長さ (4.1 cm)・幅 (1.9 cm)。上端は左右辺、上部は原形の側面を一部留めているらしい。木簡上端部の削り屑であらう。国名を記したものである。

木簡32 (PL. 30) 表 天平宝字六 裏 墓書なし

長さ (7.1 cm)・幅 (1.4 cm)。上端と右辺は原形の側面を留めているらしい。おそらく木簡上端右半部の削り屑であらう。年号を記したものだが、第1字の「大」の意味はわからない。
記年のあるもの

木簡33 (PL. 30) 表 □ 廿六日 裏 黒書なし

長さ (5.65 cm)・幅 (0.9 cm)。全周辺とともに原状でない。上端左右に墨痕があるが、1字なのか、日付のある左右各1字になるのか明らかでない。

木簡34 (PL. 35) 表 宰宰口 裏 墓書なし

長さ (8.1 cm)・幅 (1.3 cm)。右辺は原状を留めているらしい。同一文字の反復で、習書した木簡の削り屑であらうか。

木簡35 (PL. 35) 表 故 裏 黒書なし

長さ (1.9 cm)・幅 (1.3 cm)。全周辺とともに原状部分なく、かろうじて1字「故」を留めた小さな削り屑である。

木簡36 (PL. 35) 表 □老 裏 墓書なし

長さ (3.9 cm)・幅 (1.7 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。第1字は耳部の文字らしい。

木簡37 (PL. 35) 表 □□□□□ 裏 墓書なし

長さ (5.3 cm)・幅 (1.5 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。表面も部分的に削られている。5字分ほどの墨度が認められるが、第2字がハ冠であることのほかはわからない。

木簡38 (PL. 35) 表 □□□ 裏 墓書なし

長さ (5.0 cm)・幅 (2.3 cm)。右辺に1部原状が認められる。表面も一部削っているらしい。第1字は左に寄り、第2・3字と離れている。第1字と第2字の最終画は同じで、あるいは同文字かかもしれない。

木簡39 (PL. 35) 表 □□□ 裏 墓書なし

長さ (4.9 cm)・幅 (1.3 cm)。右辺に一部原状を残すらしい。太くて角ばらない書体である。第1・3字は右半部、第2字は左半部の各1部を残すのみである。

木簡40 (PL. 35) 表 □□ 裏 墓書なし

長さ (5.2 cm)・幅 (0.7 cm)。周辺はすべて原状を留めていない。文字も断片で、あるいは1字

* 天平宝字7年以後の物価の急激な上昇の中で、大豆も高騰している。当時の大豆の値段をあげると次の如くである。天平20年(748)11月4日 5文(大豆

古10-p. 84), 宝字7年(763)3月12日 8文(同16-p. 349), 宝字8年(764)3月4日 17.5文(同16-p. 479), 宝字8年12月29日 20文(同16-p. 565)。

かもしだれない。

木簡41 (PL. 35) 表 □□ 読 雷書なし

長さ (4.9 cm)・幅 1.0 cm。周辺はすべて原状を留めていない。第1字は墨痕のみで、形状は知るべくもないが、第2字は「ヲ」扁かともみられる。

以上は6型式41点の木簡について述べたが、同じく SK 219 から出土したものに、墨書はないが形態が類似し、おそらく木簡として使用するのを予定していたと考えられる木札がある。

木札1 603または604型式の上部の断片と考えられ、長さ (5.6 cm)・幅 (2.5 cm)・厚さ 0.3 cm で、下部と右辺は削れています。*

木札2 (PL. 33, Fig. 17 7) 604型式に関するものだが、下部を斜に一方から切り落として尖らせている点に特色がある。長さ 11.5 cm・幅 1.3 cm・厚さ 0.2 cm である。

2 瓦・埴

6ABO 区の4間にわたる発掘で、全地域から多量の瓦類を採集した。軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦を主とするが、他に鬼瓦・質斗瓦・面戸瓦等の道具瓦や磚も若干みられる。

A 軒 丸 瓦 (PL. 37~40, 別表3)

22型式31種の軒丸瓦をえた。その出土個体数および各部寸法は、別表3のとおりである。**

単弁蓮華文

6127, 6131 はともに単弁である。6127 は径の大きな中房のまわりに2重の輪郭線で表わした単弁を12弁配し、幅のせまい珠文帯を以て、素文の低い外縁におわる。これと近似した文様のものは、唐招提寺・西大寺西塔跡・山町廬等などでも知られているから、奈良時代末期の型式と考えられる。6131も外区幅が狭いが、外縁には凸筋齒文が施されている。内区には弁区より一段突出した径の小さい中房のまわりに16弁の単弁を配している。類例は大安寺***から出土している。6133 は内区に菊花状の单弁をもつ蓮華軒丸瓦で、さらに文様細部の差異により A から H までの 8 種に分けられる。このうち A・B・C は、いずれも弁が短かく平板な文様で、外区は間隔の広い殊文をめぐらした内縁と素文の外縁からなる。瓦の作りは3種とも同じで、瓦当と丸瓦との接合部内面を指でおさえて密着させ、瓦当裏面をほぼ平坦に削つたものである。D・H は弁が細長く外縁と内縁との間に圓線がない。文様構成は全く同じで、作りも瓦当裏面をへらで深く削りとつている点などよく似ている。D と H の違いは、中房の作りにあり、D の中房が弁区と同一平面にあるのに対し、H では一段突出している。F は 6133 の中に最も面積が小さく、各弁が2本の界にかこまれ、外縁には線鋸齒文がほどこされる。G の弁をとりまとく界線は間弁のような形となり、外縁には線鋸齒文がめぐらされ、瓦当裏面は深くえぐりこまれている。6133 は、軒丸瓦の中で 6282 と共に出土量の最も

* この木札は墨書のある木簡上部の断片かもしれないが、現在部に墨痕が認められるので、ここで扱う。

** 配列の偏重上、他の地区および 6ABO 区の第7次発掘で検出した型式の中のあるものを加えた。別表の中で個体数が 0 にあたるもののがそれである。なおこれは軒平瓦についても同じである。

*** 6127については「昭和35年度唐招提寺総合調査日

録」(奈文研 著36 「唐招提寺総合調査概要」(奈文研 年報1961) 著36。以下文中にある唐招提寺の例はこれによる。「西大寺東西塔跡」(日本建築学会論文叢書第54) 著31。山町廬寺は岩井幸次「古瓦集炎」岩井珍品堂刊12, PL. 27参照。6131については大岡実仙「大安寺南門・中門及び御廊の發掘」(日本建築学会論文集50) 著30。

多いものであるが、そのうち A・C が大半を占めている。類例は四大寺や椿原寺などで出土している。6134-A も複弁八弁蓮華文であるが、各弁の間に間弁がはいる。6133よりさらに線刻に近い平板な文様である。瓦の作りは他の型式のものと比べると、瓦当裏面が非常に深くえぐりとられ、丸瓦のそりが非常に強い特徴がある。^{*} 6208 は複弁八弁蓮華文であるが、中房が大きくて、弁区より複弁蓮華文よりも一段突出すること、内縁がないこと、弁の雄健なことなど奈良時代前期のものであろう。

6225は從来平城宮跡で最も多量に発見された型式で平城宮式とも呼ばれるものであるが、6ABO 区では少しが検出されなかつた。なお類例は唐招提寺からも発見されている。6235-B は東大寺式と呼ばれるもので、類例は東大寺・興福寺・荒池瓦窯跡などから数多く発見されている奈良時代末期の代表的なものである。6241は幅広い素文の直立線^{**}を有する瓦であり、内区の複弁八弁蓮華文は線刻で表わされた平板なもので、中房は弁区より1段突出している。作りの純粋な点や、文様からみて奈良時代末期のものとおもわれる。6276-C は鋸歯文珠文線彫複弁八弁蓮華文で、古い様相を示し、類例は崇禪寺で知られている。6281-C は径の大きい中房の中に1+4+8の蓮子を入れた複弁八弁蓮華文で、筋な珠文帯と線鋸歯文帯を外区にめぐらしている。同型式のものは藤原宮跡から多く出土している。

6282 は 6281 から変化した型式と考えられるもので、内区は界線でかこまれた平板な線刻に近い複弁八弁蓮華文で、外区には珠文帯と線鋸歯文帯を配する。この型式はさらに6種に細分され、その中でAが 6281 に最も近く、径の大きな中房が弁区より一段高く作られ、1+8と配された蓮子の大きさも皆同じであつて、外縁も 6281 と同様に斜線になる。これに対し、B以下は平板な複弁八弁蓮華文に 6281 の面影をとどめるのみで、その他の点は大きく異なる。すなわち内区が著しく縮少し、中房もまた小さくなる。中房が弁区と同一平面におかれ、そこに1+6と配された蓮子のうちで、中央の1個が大きく作られる。また外縁と内縁との境にある圓線が太いこと、内縁に配された珠文が小さいこと、外縁が厚い直立線に近いことなども、B以下がAと異なる点である。B は 6282 の中に最も多いもので、2葉に分離した蓮弁は短かい。DはBについて多数で、山形が最も小さい。ただ蓮弁はBのように分離せずつながっている。E・F はBより中房が小さく、蓮弁は長くなるが、全体にBより伍種な文様を有する。瓦の作りをみると、Aは 6281 と同じように瓦当が薄く、瓦当と丸瓦の接合部は指で押さえただけのものであるが、B以下は瓦当が厚く作られ、瓦当裏面は接合部をもへらで削つてるので接合部には棱が生じ、接合線は台形となる(PL. 44)。6282 の類例は、東大寺、大安寺、唐招提寺、秋篠寺、法華寺、高麗寺、山背國分寺^{**}などでも知

* なおこの瓦の玉縁付近には、使用のさう打ちかいた痕跡がある。この打ちきりと瓦の作りの特異な点から商瓦として用いられたものとの説もある。

** 軒丸瓦の外縁はその断面形により(1)内曲が直立するもの(2)内曲が内傾するもの、(3)内曲が内傾するが上向がないもの、の三種に大別することができる。ここでは(1)を直立線、(2)を斜線、(3)を三角線と名づけておく。

** 6133については、保津芳太郎『南都七大寺古瓦紋様集』鹿鳴莊 司3, PL. 46 保津芳太郎『大和上代寺院志』人和史学会 貼7 PL. 29参照。

6225平城宮式については鷹辺文『平城宮址荒見の古瓦に就いて』『總合古瓦研究』參照第18冊特輯

付)鷹辺文 貼13 6235 B については『興福寺食堂瓦器調査報告』(奈文研学報7) 貼34 PL. 22 以下興福寺例はすべてこれによる。

6281-C については足立原、井筒古『藤原宮跡伝説地高殿の調査1・2』(日本古文化研究所報告2, 11) 貼11, 16, 以下藤原宮跡の例はこれによる。

6282については石田茂作『古瓦図鑑』大寒町芸社 貼5 PL. 48, 岩井前掲書 PL. 27, 梅原永治『高麗寺跡の調査』(京都府鶴19) 貼14 角田文衙『山背國分寺』『山背國分寺の研究』(考古学研究会 貼13) 参照。なお以下高麗寺および山背國分寺の例は、すべてこれによる。

られている。

6284 は、6282 と同じように界線にかこまれている分離した複弁を内区に 8 弁配している。6282 と異なる点は、6282 の複弁が平面的に表されているのに対し、本型式のものは複弁にかなりの反転がみられ立体的に表わされている。A と B に分けることができるがいずれも瓦当裏面は接合部までへらで蓋えている。類例は大安寺、額安寺などにある。6291-A は、内区が外区内縁より一段高く作られた瓦で、内区に 8 弁の複弁蓮華文を配している。外縁は幅広い斜線であるが、上面中央に 1 条の凸線がめぐつてあるらしい。これと同型式のものは唐招提寺で採集されている。

6301-C は反転がかなり強い複弁を 8 弁内区に配している。径の大きな中房は弁区より一段隆起し、その中に 1+5+10 と蓮子を三重においている。この型式の瓦は興福寺式と呼ばれる興福寺創建時のもので、6ABO 区出土の瓦の中では時代の決定できる数少ないものの一つである。6303、6304-A、6307 は、いずれも線罫齒文珠文複弁八弁蓮華文で後述の 6311 と似ているが、中房が 6311 では弁区より一段低いのに対し、これらでは一段突出している。6307 は間弁がなく、6304-A は間弁が界線となり各弁は分離している。6303 の類例は西大寺、秋篠寺、横井千坊庵寺で知られ、6304 は唐招提寺から出土している。6306-B は 6284 と主文はよく似ているが、中房が弁区と同一面におかれ、複弁に反転が殆んどない点に特徴がある。また瓦当裏面の接合部は指で押さえただけで、この点も 6284 とは異なる。類例は大安寺、唐招提寺、法隆寺などにある。6311-A-C には複弁八弁蓮華文で、複弁は反転がかなり強く各弁の間には間弁を配している。外区は 2 条の圓線にかこまれた内縁の珠文帯と線罫齒文を施した外縁からなる。C は複弁の反転が A より弱く、平板なものである。6311 は 6ABO 区の川十數が少なかつたが、6AAQ 区で数多く検出されている。同型式のものは興福寺、唐招提寺、輪限寺、額安寺などからも出土している。6313-B は、大きな蓮子を一個入れた中房と、厚く反転の強い 4 弁の複弁を配した小形の瓦である。文様の手法、瓦の作り、土質などは、6311 とはほぼ同じである。類例は、中山寺や山城岡分寺などで発見されている。6316 は平板な複弁八弁蓮華文とみられるが、界線で單弁ふうの 2 弁をかこんで複弁にしたようなものである。6320 は、複弁くずれとみられる单弁が 24 弁配された内区と、珠文を施した内縁、凸罫齒文を施した外縁からなるもので、類例は、唐招提寺、高麗寺、山背岡分寺などで検出されている。
四弁蓮花文

B 軒 平 瓦 (PL. 41~43, 別表3)

軒平瓦は19型式33種に分類することができる。出七個体数および各部の寸法は別表3に示したとおりである。

重闇文 6575 は重闇文軒平瓦でこれと組になる重闇文単丸瓦も平城宮跡で採集されている。**6641-B・E は偏行唐草文を主文とし、6281 と組合う瓦で、同型式のものは藤原宮跡で多く検出されている。

6663 は從来 6225 と共に平城宮跡で最も多く発見されているが、6ABO 区では少數しか採集出来

* 6284 については石井前掲書 PL. 46、保井方太郎「大和古瓦図鑑」鹿鳴社 図3、PL. 17 参照。

保井『大和』代寺院志 PL. 29 参照。6133について
は岩井前掲書 PL. 22 保井『大和上代寺院志』PL.
29 参照、6313 B については岩井前掲書 PL. 27 参
照。

** 唐招提前掲書

なかつた。4種に分けることができるが、Cが最も多い。瓦の作りをみると4種とも直線頭[†]で、瓦の下面の縦印目文の方向が多少異なり、Aは横位の印文だが、他はみな縦位の印文である。類例は唐招提寺、中臣寺、横井千坊廬寺などで知られている。6664には6311と組むう瓦で、6663と同形の3回反転する均整唐草文を有するが、6663の外区が界線であるのに対し、6664は珠文である。細部の差異により6種に分つことができるが、いずれも段頭を持つている。下面の縦印目は、Aは横位、Cはすべて横位(PL. 44)、Dは縦位である。Fには縦位のものと横位のものと両方あり、縦位の縦印目は磨消されている。これは横位のものが上下両面とも磨消されていないとの対照的な現象である。類例は興福寺、大安寺、薬師寺、西大寺、法隆寺、法起寺などの諸寺から発見されている。6665、6666は6664に似た文様、作りであるが、文様の硬化しているのをみれば6664よりも若干時期の下るものであろう。

6682もまた3回反転する均整唐草文であるが、前述した墨式の中心飾が檢磨線であらわされた太い花頭形であるにたいし、この型式では細い花頭形が線刻であらわされている。この瓦には、段頭を持つものと、曲線頭を持つものがある(PL. 42)。前者は上面の布目を磨消しているのに対し、後者は磨消していない。下面の縦印目は両者とも縦位である(PL. 44)。作り、文様などからみて、6664に近い時期のものと思われる。類例は唐招提寺、大安寺、西大寺、高麗寺などでも検出されている。6313-Bと組む6685は、6682の小墨ともいえるもので、類例は元典寺、岡寺、山背國分寺からも発見されている^{**}。6691-Aは4回反転する均整唐草文で、頭は6682の後者と同じ曲線頭である。下面の縦印目の磨消法は、瓦当面付近では横位に丁寧に磨消しているが、それより後はところどころ難に磨消している(PL. 44)。類例は興福寺、唐招提寺、山背國分寺、高麗寺などで知られている。6694は4回反転する均整唐草文だが各単位が連続していない。瓦の上面、下面とも磨消しているようである。類例は薬師寺にもみられる。6702は外区がなく、内区を割す界線の外に素文の外縁がつけられている。上面には糸切痕とみられる条痕***が布目と共に残り、下面は粗く磨消しており、縦位の縦印目が残っている(PL. 44)。6720は昭和3年に宮跡東北で発見された溝(SD 050)から、完形品が採集されている^{****}。三葉形の中心飾と3回反転する均整唐草文を配し、頭はゆるやかにたかまつてある曲線頭であって、後のべる6721とよく似ている。この点からも6721に近い時期のものとおもわれる。6721は唐草文が5回反転すると、箇区に珠文がないこと、上下外区の珠文が数多く小さいことの落点が6720と異なる。6721は6732とならんで、軒平瓦の中では出土量が多い。種類も多く、8種に分けられいずれも瓦の上面には布目が残つてゐる。下面の縦印目の方向は斜位で磨消しないものが多いが、磨消したものも少數ある。磨消の有無は種類の差と関係がないようである。なお、Gで上面に糸切痕とみられる条痕の残るもの1例あ

* 軒平瓦の頭は、瓦の断面でみると3種に大別できる。
 (1)は平瓦の下面の線が尻から瓦当面まで直線的にのび、(2)は下面の線が、瓦当面に近いところで下方に大きくながつて瓦当面に統き、(3)は下面の線が瓦当面付近で直角に曲がつて段を作る。石川茂作博士は(1)を直線頭(2)を弧頭、(3)を深弧頭(中頭)と名づけられているが『古瓦器盤解説』、ここでは(1)を直線頭、(2)を曲線頭、(3)を段頭とよぶことにする。

** 6663については保井『大和上代寺院志』PL. 66、
 堀井前掲書 PL. 38 参照

6664については奈良国立文化財研究所『平城宮跡
 伝承馬板蓋宮跡発掘調査報告』(奈文研学報 10) 図
 36、堀井前掲書 PL. 34 参照

6682については堀井前掲書 PL. 37 参照。

6685については保井『大和七代寺院志』PL. 21
 堀井前掲書 PL. 37 参照。

*** 原口正三『河内船橋遺跡出土遺物の研究』(大阪府文化財調査報告8) 図 33, P. 46 で粘土を切った時の糸切痕としている。

**** 犬塚古『平城宮遺構及遺物の調査』(奈良県史
 稿名跡天然記念物調査報告13) 図 7。

る。類例は西大寺、高麗寺から出土している。

6732 は 6235 と組合い、東大寺式と通称されるもので、類例は東大寺、興福寺などで多く見出される。西大寺西塔跡における調査の結果、奈良時代終末期のものであることが明らかにされている。6732 の中では A が最も多く検出されており、厚手の大形品で、曲線頭をもち上面には粗い布目と糸切痕が、下面には縦位の繩印日が残されている。B は落差の大きな向線頭を持ち、瓦の厚さは全体に A より薄い。瓦の上面に布目が残っていることは A と同じであるが、下面の繩印日の方針が大部分横位である。C は文様細部の変化もさることながら、土質が A・B とまったくことなつて、胎土中に砂粒が多く含まれている。6763 は文様・土質・作りが 6732 に近いものである。6760 は内区が外区より一段低く、上面には布目と糸切痕が残り、下面の繩印日は斜位である (PL. 44)。類例は興福寺からも出土している。また同系のものには縫物がかけられたものも採集されている。**

6761 は 6760 と同じように直線頭をもち瓦の上面には布目と糸切痕がみられるのに対し、下面の繩印日は磨消されている。同型式のものは高麗寺にみられる。

6739, 6718, 6791 は小さな破片で、全体がよくわからぬが、いずれも奈良後期後半のものであろう。6801 は、中心に「修」の字を入れた飛雲文で、平安時代に下るものと思われる。同型式のものは、かつて平城宮跡で発見され、唐招提寺や高麗寺からも出土している。なお「修」の字は、第 1 次調査で検出された平瓦にみえる「修」と同じ意味のものとおもわれる。

C 道 具 瓦・埠

鬼瓦 鬼瓦としては鬼瓦・駕斗瓦・面戸瓦がある。鬼瓦 (PL. 44) は鬼形の企陰をあらわしたもので、兎形でなく現存部分の全長 39.5 cm、厚さ 6.5 cm である。この他に同文の小片が 2 個採集されている。釘孔は、現存部分では腹部にあたる円形の中央に 1 カ所しかないが、小破片の 1 個では頭の中央にもあつて、おそらく 2 カ所に釘孔があつたとおもわれる。類例は薬師寺、唐招提寺などでも知られていて、大阪府西琳寺、伴林寺等出土のものの先行刑式であるといわれる。***

駕斗瓦 駕斗瓦は 1 例であるが、ふつうの平瓦を焼成前に半截して周辯を整形したいわゆる半駕斗****である。凹面には布目が残っているが、凸面は綱に磨消している。全長 40.1 cm、幅はせまい端で 11.2 cm、広い端で 13.2 cm である。なお藤原宮跡からも同様な半駕斗が出土している。面戸瓦は蟹面戸が 1 例検出されたが、破片であるので大きさを明らかにしない。藤原宮跡、難波宮跡からも面戸瓦は出土している。*****

埠 墓には、大きさに 2 種あり、方 29.5 cm、厚さ 8.6 cm のものと、それを縦に半截したとおもわれる長さ 29.5 cm、幅 14.6 cm、厚さ 8.6 cm のものとがある。これらは天平尺で方 1 尺、厚さ 3 寸とそれを半截した大きさのものとに一様に作られたものとみられる。なおこれらの埠は、6GABO-C 地区で数多く出土したが、これらは SB 205 の盛土層の中に含まれておらず、年代の古いものといえる。その他丸瓦・半瓦を多数採集したが、未整理のため詳細を明らかにしない。ただ丸瓦はすべて玉縁を有するものばかりであり、半瓦はその大半が下面の繩印日が縦位で、横位のものはほ

* 現在 6732 を、9 種に細分しているが、平城宮跡ではそのうち 4 種が検出されている。

** 鈴木又一氏著「奈良・平安時代の瓦軒向」(世界考古学大系2)昭36。

*** 藤原「日鮮古代瓦の系譜」(世界美術全集)

2) 昭36、同「鬼瓦の変遷」(世界考古学大系4)昭36。

**** 木村捷三郎「本邦に於ける埠瓦の研究」(仏教考古学論叢)昭16。

***** 難波宮址跡影会『難波宮跡の研究1-4』昭31-

36。

とんどみられなかつた。また平瓦には桶巻作りのものと一枚作りのものとがある。

3 土 器

遺物で最も多數をしめるものは土器である。土器には土師器・須恵器・墨色土器・施釉陶器があり、他の遺物と同様に大部分は土壇（例 SK 219）や溝（例 SD 126）や掘立柱取抜穴（例 SB 143）などから出土する。これらの遺跡から出土した遺物は、遺跡の性質に応じてその意義に従事の差はあるにせよ、一括遺物である。特に縄年の研究がなお不十分な古代の土器において、このことは研究を進めるうえに重要な要素であると考え、土器の報告は遺跡単位にまとめておこなうこととした。そのうち、SK 219 出土の一群は、考察のところでも述べるように質量の両面で他の群の基準となりうるものであるから、最初にこの一群を報告し、それをもとにして他におよぶこととした。記述を始める前に、土器の分類呼称法について述べておこう。土器はその形態、色調、土質などから分類することができる。分類した土器をどう呼ぶかということには多くの問題がある。^aそれを客観的に表現するには、瓦類のように完全な記号によることが最も望ましいが、現在の研究状況では、完全な記号化は非実用的なものに重するおそれが多い。そこで從来の呼称を一部とりいれ、類別された器形を杯 A・杯 B……、甕 A・甕 B……、と呼び、その各々で大小の関係にあるものを杯 AI・杯 AII……、と細分することとした。このように同一記号のもとにまとめた同一系列の土器のうちで、手法などの点でさらに分類が可能なものを a・b・c の記号をつけて区別した。^bしたがつてこれらの記号は土器の系列を示すものであるが、時間的な順序や形態変化の方向を示すものではない。

平城宮の土器

土器の呼称

A SK 219 出土土器 (PL. 45~48, 201~250, 1~26)

この土器は埋没の絶対年代が推定される点のみでなく、出土遺物の保存状態が良好で、細部の觀察や数量的な処理が可能であった点も特徴としてあげることができる。土師器は一般に、埋没中に色調が変化し、器体も風化して崩壊寸前の状態になるのが多いが、この土壇の土師器は、破損はしているが保存良好で、ほぼ原状に近いと推定される状態で検出された。このように質的にも量的にも優秀な資料であるから、やや詳細に記述し、他の土器群の記述の基準にすることとした。

木簡に伴付した土器

土器は十形器と須恵器と少量の墨色土器からなる。^c

土師器 杯 A・杯 B・甕 A・甕 C・皿 A・盤・蓋 A・高杯 A・甕 A・鉢 A・甕 A・甕 B・甕 C・鍋 A・かまと A の器形がある。

土師器

a 杯 AI (201~204) 口径 19.5 cm、高さ 4.8 cm^d の口縁部の開いたやや浅い土器で、外向の整形手法によつて a (PL. 52 1, 4)・b (同 2)・c (同 3)・d (同 7) の 4 種にわけられる。^e Alia

* 小林行雄・原口正三「古器名考證」（世界商標全集 1）附 33。今朝の出土品でも杯 A/b が墨色によつて奈良時代には焼又は染と二様に呼ばれていたことがわかる例 (PL. 53-1, 2) がある。

ロを使用せず、須恵器はロクロ器である。なお、「平城宮跡」（昭和文化財調査報告 5）文化財保護委員会 附 32 の遺物の項の土器群に土師器の技法の記述ではかなりの事実誤認があるようである。

** 例えば 甕 Alb は皿 Aなる器形で、宝字永年頃には口径 22.5 cm ほどの大型の一群の系列に属する土器で、b 整形手法で仕上げられたことをしめしている。

*** 土器の口径、高さに特に記さないかぎり測定可能な平均値である。

**** 杯 A・皿 A・甕 A の整形手法による類別 a・b・c・d は、共通しており同手法をしめしている。

食器各種

(201) は底部内面と口縁部内外面を右廻りに横になでて仕上げ (PL. 52 9), 底部外面は木炭の圧痕がつき成形時の凹凸のままで調査していない。Alb (202) は, Ala の底部外面をへらで削つて仕上げたもので、底部内面と口縁部外面は Ala と同様右廻り横になでている。AIC (203) は外面のへら削りの仕上げが底部にとどまらず、口縁端部までおよんでいるもので、内面は a・b と同様である。Ald (204) は、Alb の外面を、口縁部は横に底面は格子目にへら磨きしたものである。へら磨きはやや粗い。内面は他と同様横になでる。この杯 AI を類別できる点は、この 4 種の外面の整形手法のみであつて、口縁部外反度や、端部のつくりなどで認められる各個体のわずかな差異は類別の基準となりうるものではない。なお、焼成後口縁部に径 4 mm ほどの 1 孔を穿つたもの (203) が 4 例ある。

b 杯 AlII (205~208) 杯 AI より唇高がわずかに低く、口径 19.3 cm 高さ 4.1 cm である。整形手法は杯 AI とはほぼ一致し、a・b・d の 3 種に分けられ、各々杯 AI の a・b・d に対応する。外山全周へら削り手法 (c 手法) のものではなく、大多数は杯 AlB 類に属する。なお、口縁端部に油煙模黒色物質が付着し、灯火器に用いたと考えられる 1 例 208 がある。

c 杯 BI (212) 口縁部の開いた深い器體で、底部のやや内側に薄くて低い高台のつくものである。内外面を右廻り横になで、その上を口縁部外面は丁字に横へら磨きして仕上げている。

d 杯 BI (209~211) 杯 AI 形の土器の底部に厚手の断面 4 角形の低い高台のつくもので、内外面を右廻り横になで、口縁部外面をやや粗くへらで磨いている。口径 21 cm 前後、高さ 5.0~5.5 cm 程度であるが、大きさは均一でない。また口縁部が直徑になるもの (210) や、口縁端部が外反するもの (211) など、細部にもかなりの違いがある。口縁部直下に焼成後内外から小孔を空つた 1 例 209 がある。

e 梶 AI (225~227) 小さな平底とわずかに内側しながら開く口縁部からなるやや深い器形で口径 15.3 cm、高さ 5.1 cm である。整形手法は 1 種類で、内外面を右廻りに横になでたのち、外面をへら磨きして仕

Tab. 7 SK 219 出土土器個体別数量表

土 器	個 体 数	%
杯 A	17	5.1
	4	11.4
II	21	6.3
	1	
杯 B	1	0.3
	7	2.1
燒 A	43	12.9
	30	9.0
燒 C	8	2.4
III A	83	24.9
	18	
	7	44.1
II	64	19.2
	22	
盤	1	0.3
蓋 A	11	3.3
	2	0.6
高杯 A	1	0.3
	2	0.6
蓋 A	1	0.3
鉢 A	3	0.9
鉢 A	21	6.3
蓋 B	12	3.6
蓋 C	3	0.9
鍋 A	1	0.3
かまと A	1	0.3
計	333	99.9
黒色土器		
燒 A	2	
燒 惠器		
杯 A	4	6.1
杯 B	6	9.1
III A	4	6.1
蓋 A	24	36.4
蓋 B	13	19.7
蓋 C	6	9.1
蓋 D	1	1.5
高杯	1	1.5
蓋 A	1	1.5
蓋 A	1	1.5
鉢 A	1	1.5
蓋 A	2	3.0
蓋 B	2	3.0
計	66	100

上げたもので、へら磨きは口縁部と底部にかけて施し、口縁部は横に4度で一めぐりするのを通則としている。口縁部(226, 1例)や底部中央(225, 2例)に1小孔を焼成後内外から穿つているものがある。

f 梶AI(228~230) 梶AIよりやや小型(口径12.9cm 高さ4.2cm)だが、整形手法その他ではほぼ一致する。底部は平底からさらに上げ底風になつたものがある。灯火器に用いた痕跡をとどめる3例がある。

g 梶C(231~233) まるい底部と、屈曲しながら垂直に近く立つ口縁部を持つもので、内面と口縁部外面は右廻りに横になで、底部外面は成形時の著しい凹凸や指紋をとどめたままで、へら削りなど仕上げのあとを一切とどめないのが特色である。大きさや底部の彎曲度、口縁部のたち方など器形にはかなりの違いが認められるが、個体数(8個体)も少ないので、細分しない。なお、灯火器に用いた1例がある。

h 盆AI(219~224) 口径22.4cm、高さ2.9cmの大きな浅い器形で、外面の整形手法でa・b・cの3類における。この類別は盆AIと一致する。Ala(221・222)は、杯Alaと同じような木葉底のものである。口縁部は外側出しない。Alb(219・220・223)は、杯Albと同じ手法で、底部外面をへら削りしたものである。この類には、口縁部が外反彎曲し、端部で粘土をおりかえしている一群があり(219・220, PL. 5-28), この群にのみ口縁部内面に放射状、底部内面にリセン状のやや粗いへら磨き暗文がつけられたものがある(219, 3例)。しかし、8割ほどのものは口縁部はあまり彎曲せず、端部では粘土が内側におりかえされたもの、まるく凹口となるもの、内方へ傾斜する面となるものがある。^{*} このAlbはAlaの底部外面をへら削りしたもので、へら削りが不十分で、木葉痕がわざかに認められる例がある。Alc(224)は、外面を横に右廻りになで、外面を原則的に口縁端部までへら削りしたもので盆Alcと手法が一致する。口縁部は外側せず、端部まで削るのでむしろ内側する傾向があり、端部では粘土を内側へおりかえし、まるくなでつけるのを通則としている。Ala, Albは一般的に暗褐色～青灰色で胎土も密であるが、Alcは赤褐色系の色調を示し、胎土もやや粗いものが多い。

i 盆AI(213~218) 口径17.7cm、高さ3.2cmと小型であるが、他の点は盆AIと共通するところが多く、同様に整形手法からa・b・cの3類における。Ala(213・214)は、木葉底のものである。皿AIのうちで内面に暗文を施した唯一例である213はこの類に属し、口縁部内面に放射状、底部内面にリセン状の暗文がつけられている。Alb(215・216)は皿Alb同様底部外面をへらで削て仕上げたものである。Ala, Albを通じて、口縁部はあまり彎曲せず、116の如く外彎するものは例外的である。口縁端部も普通内側へ傾斜する面となる。Alc(217・218)は皿AIと同じく口縁端部まで外面をへらで削り、底部と口縁部の境界は明瞭でない。口縁端部は内外からつまんで横になでて薄く仕上げるのが通則だが、粘土を内方へおさえこむ例もある。色調、質の点で皿AIで見られたa・bの暗褐色～青灰色で密なものと、茶褐色～赤褐色系でややざらついた胎土からなるものとの違いはこの皿AIのa・bとcの間でも認められる。^{**}なおAlb類には口縁に小孔を穿つたもの1例、灯火器に用いたもの4例がある。

* 口縁部が外反彎曲するものと他のものとを区別するには中間的なものもあるが、適当な基準がない。また、両者の違いは機能的なものとは考えられないこ

とでもあり、一応同類としてあつかうことにした。
**この差異は生地のちがいによるものでないかと考えている。第V章C土器参照。

j 盤(B 2) 横になた上に内面は放射状に粗い踏文を施し、外面は横にへら磨きした小破片が2片ある。器形や大きさは不明だが厚さと破片の凹凸から見て、盤の一部分と考えられる。*

k 蓋 AI (234・235) 上面をわずかに押えてくぼませたつまみのつく頂部からまるく縁部にいたり、縁部は粘土を内側へおりかえしてなでつけるか断面三角形に仕上げたもので、直径 22 cm 前後である。235 の宝珠形のつまみは例外に属する。外面は横になた。さらに上面は頂部と縁部にわけてへら磨きする。上面のへら磨きは、中央のつまみを中心として四角に相対する辺を同時に磨き、ついで縁部は横方向に全周を 6 度ほどにわけて磨くのを通則とする (PL. 52-10)。この器は高台のつく杯B類の蓋になるものであろう。

l 蓋 AI (236) 直径 16 cm ほどで、蓋 AI より小型である点を除くと、蓋 A と同じである。しかし、対になるのは、蓋 A の頸と考えられる。

m 高杯 AI 復原径約 31 cm の杯部の断片であつて、上面は横になた、下面はへら磨きしたものである。脚部その他についてはわからぬ。**

n 高杯 AI (239・240) 平らな杯部と縁にへらで削つて両取りした脚部をもち、脚部断面は239 で8角形、240 は11角形となる。杯部下面と脚部上面は全周を 5 ~ 6 回にわけて横にへらで磨き、脚部内面は横に荒く削る。240 の杯部上面には、外から順に連続状、放射状、ラセン状の踏文がめぐらされている。239 には踏文はない。

o 壺 A (237) 鉄鉢と通称される器形で、内側する口縁部をもち、底部は平底に近い丸底で、不安定である。内面全体と外面上半は黒灰色を、下半は茶褐色を呈し、土質はやや粗いが、いぶし焼きで表面は緻密になつておらず、他の上部器とはかなり顔を異にしている。***

p 鉢 A (238) 厚手粗質の土器で、内面は横になた、外面は荒くへらで削り、削り目が明瞭に残っている (PL. 52-6)。口縁部は内面を底部と別に強く横になたて段状となることが多い。外面に煤の付着するものがあるが、特に火熱を受けた跡跡は認められない。

煮焼の土器
q 壺 A (242~244) 短く外反する口縁部と、器中央附近に最大径の位置するまるい体部の壺で、体部内外面は刷毛目で、口縁部は横にかけて仕上げている (PL. 52-12)。口縁部の上面に横の刷毛目の残るものもある。口縁部の横なでによつて、基部外面は凹窓し、体部との境に接線ができる。口縁端部は外面を横になたて、粘土が上へはみでたような状態になる。外面には煤が付着し、体部下方の表面が剥離したものが多く、火熱を受けたためとおもわれる。暗褐色を呈し、土質は良好である。大きさに大小があつて、口径 18 cm 前後の AII (242) と 15 cm ほどの AIII (243・244) にわけられるようである。

r 壺 B (245・246) 口径 27 cm 程度の大型の器体に把手がつく点のほかは、細部の手法、色調などで壺 A とはほぼ一致する。体部両面につく把手は、2 等辺 3 角形を呈し、その両辺で粘土を外側へおりまげたもの (245) と丁寧になでつけたもの (246) とあり、いずれも器壁に挿入し上方へおりまげてつけられ、器壁との間はわずかの空間しかない。外面には煤が付着し、下半部表面が剥離したものが多い。

s 壺 C (247・248) 短く外反する口縁部と長手の体部からなる壺で、247 は巻上げ技法の痕跡

* 284 または船橋 B 地点の壺 A (駿河正二『船橋遺跡の遺物の研究』(平安学園考古学クラブ研究報告 第2回) 附33(以下「船橋 1」と略称) 第15図 304, 305の破片である。

** 船橋 B 地点壺 C II (船橋 1) 第15図 322, 323 の頸であろう。

*** いぶし焼きである点は黒色土器に近いが、それに運びなへら磨きがなく、色調・跡にも差異がある。

をとどめ、口縁部内外を漬になで、体部は縦に刷毛目で仕上げる。刷毛目は型 A・B とは異なつてやや粗い。(PL. 56-13)。焼成温度が低いのか黄褐色、やや軟質であつて、胎土も粗質で粒子が大である。外面の下 4 分ノ 3 ほどに煤がつく。ほぼ同じものが他に 1 個体ある。248 は口径が胴径より大で、外面は縦に刷毛目で仕上げ、内面は縦に荒く削つている。体部下半を欠く。灰褐色でやや硬く、胎土も滑である。外面には煤がつく。

t 鍋 A (249) 深く胴部の張らないもので、細部の手法では型 A・B と同じである。器体が浅いので外面の刷毛目の方向は一定でない。茶褐色で、胎土は細砂を含む。外面にわずかに煤が付着するが、この個体を鍋としてどの程度火にかけて用いたかや時間がある。

u かまと (250) 截頭砲弾形の一側面を大きくなぎり、その切開口の周辺に幅広の底を取りつけ、両側面中央に円孔を穿つたものと復原される。背面の頂部から胴部中央附近までと、正面右箇庇福部と、左庇部から円孔部周辺の 3 塊片のみである。円孔の位置から見て、おそらく把手はつかないと考えられる。巻き上げ技法の痕跡をとどめ、外面は縦に、内面は横に刷毛目がつく。内面には多量の煤が付着する。

黒色土器 (241) 瓶が 2 個体ある。内面と口縁部外面が漆黒色で、外面下部は茶褐色を呈し、内面の端部 6 mm ほどを残して下方に横に丁寧にへらで磨き、外面も粗く磨いている。

須恵器 杯 A・杯 B・口 A・蓋 A・蓋 B・蓋 C・蓋 D・高杯・壺 A・盤 A・鉢 A・寛 A・蓋 B の器形がある。

a 杯 AI (6) 口径 18 cm、高さ 3.5 cm ほどで、外唇する口縁部と底部の境は接をなし、底部下面にへらで切痕をとどめる。*

b 杯 AIV (5) 深い器体の底部と口縁部との境はへらで削つている。

c 杯 B (1~4) 杯 A の底部のやや内側に低い高台のつくもので、大きさで BI (3, 4), BI (2), BI (1) と分類することができる。うち 1 と 2 は灯火器に用いた痕跡がある。

d 口 A (7~8) 細く外反する口縁部と下面にへらで切痕をとどめた半らな底部をもち、口縁部と底部の境は明瞭な稜となる。大きさは一定でない。

e 蓋 A (10~13・18) 縦曲する縁部と平らな頂部からなり、上面中央がわずかに隆起したつまみがつく。頂部の仕上げ削りはやや粗い。青灰色硬質のものが多い。特に大型の AI (18) とその他の AI (10~13) にわけられる。AI は杯 B の蓋になるものであるが、内面に墨が付着し、中央部分の表面が磨滅していて、視として使用されたと考えられるものもある。**

f 蓋 B (14~17・19) 縁部は屈曲せず、頂部もまるいもので、平らなつまみがつく。頂部の仕上げ削りは丁寧である。蓋 A と同様に大型の BI (19) とその他の BI (14~17) に大別できる。縁端部を見ると、断面が 3 角形に近く鋸くおわるもの (17) とまるくぶくおわるもの (14~16・19) があり、前者は青灰色硬質であるのに対し後者は暗褐色やや軟質で胎土に細砂を含んでいる。この両者は細分せねばならぬものかもしれない。***

g 蓋 C (9) 縁部は屈曲せず、頂部は平坦であつて、縁端のまるいつまみのつくもので、やや

* 底部外面の渦巻状の痕跡で、ロクノ台から切離したものとのものと考えられ、へらで切削と仮称する。

** この類の蓋を鏡に使用した例は、姫島遺跡や飛鳥被覆宮古墓地の出土品にもあつて、古代に広く用ひれていたものと考えられる。『船橋 I』 p. 36 『平城

宮跡・長瀬島被覆宮跡調査報告』(奈文研究会10) p. 26

*** この蓋はおそらく生地の違いによるものであるまい。蓋 A は蓋 B の青灰色硬質のものに近いが、胎地上より密である。

平城宮発掘調査報告 Ⅱ

小型(直径12cm前後)である。縁端部をおりかえしてまるくなつてつけるのが特色である。青灰色硬質である。

b 盖DII(20) 平らな頂部に垂直に近い縁がつくもので、豊頬の蓋である。

i 高杯 径7cmほどと復原しうる脚部の既離痕をとめた杯部底面の小破片で、高杯と推定しうる程度で詳細は不明である。

j 豊A(21) 通常鉄鉢と呼ばれるもので、内側する口縁部と鋸角の尖底からなる。青灰色を呈するが、外面上半が暗闇で下半が明調になつてゐるのは重ね焼きを示すものであろう。

k 直A(22) 半底で、大きく開く口縁部を持つ大型の器形であるが、ロクロによる水びき技法で成形している。なお、この器はSK217出土の1片が接合した。

l 鮎A(23) 口縁部の破片のみで、企形を知りえないが、「すり鉢」の一部分であろう。*

m 豊(24~26) 卷き上げ技法で成形した大型の器形である。口縁部が外反し端部を下へおりませたりして、やや手を加えた豊A(24, 26)と、口縁部が直口でひき上げたままあまり手を加えない豊B(25)に2大別できる。26の口縁部外側は青色を呈し焼成前に酸化鉄を含んだ泥土をぬつたものらしい。** 内面の印文は26では丁寧に消されている。25は、灰白色やや軟質で胎土に沙粒を含み、他の青灰色硬質のものと異なる。

B SK 217出土土器 (PL. 47, 27~30)

土師器と須恵器がある。須恵器盤Aの口縁部片がSK 219の22に接合し、造構も同様な土壇であつて、SK 219と同様性格のものといつてよい。土師器には杯A・椀A・皿AがいずれもI・IIとともに、蓋AI・高杯AI(断面10角形の脚筒部片)・豊AI・豊Bなどが数個体ずつあるが、SK 219のものに完全に一致するので省略する。なお、杯A・皿Aにはb・c両手法のものが認められる。須恵器にはSK 219にみられた蓋や豊Cがある。蓋29は、球形の器体に長い口縁部と高台がついたもので、口縁部基部は2段構成***である。豊C30は長手の器体に屈曲した口縁のつくもので、底部を欠いている。外面は平行叩目、内面には当型の周線によるU弧形の痕跡がある。胎土、色調は豊B25に類似する。その他に杯B(28)・蓋A(27)・豊Aがある。

C SG 180 出土土器 (PL. 48~50, 251~263, 31~44)

池西都出土
土器
保存状態が悪く、細部や手法の検索は困難であり、記載のないものは整形手法の不明なものである。土師器では、杯AI(b?) (251・252)・椀AI(257)・椀AI(258)・椀C(259・260)・皿AI(b?) (256)・皿AI(b) (254)・皿AI(c?) (255)は器形及び判明する技法ではSK 219出土土器と一致するが、異つたものに杯C(253)・椀AI(262)各1例、椀B(261)2例、皿B(263)1例がある。杯Cは浅くて、口縁部の凹凸に特色があり、椀AIはAIよりさらに小形であるが、ともに整形手法はわからない。椀Cは底部外側をへらで削り、口縁部は横になじて、外面はその上をへらで磨き、内

* 「すり鉢」の名前は横山浩一「手工業生産の発達」(世界考古学大系3)図34に見える。

** 稲崎裕・「上器の發達」(世界考古学大系4)第36 p. 135 に述べられている「大型窓の表面に黄土(酸化鉄)や瓦七をねる」手法である。

*** この種の瓶の頸部と肩部の接合部分の手法について

ては、稻崎館掲論文にしたがつて、頸部基部までいつきにひきあげそれに口縁部をつける2段構成と、肩部までひきあげたものに粘土板をあてがつてふさぎ、それに開口して口縁部をつける3段構成とわかる。

面は口縁部に放射状、底部にラセン状の暗文がある。直Bは小型で、口縁部が屈曲する。底部外周は成形後仕上げない手法らしい。他に断面8角形の高杯AIの脚筒部片や、外面に刷毛目のついた要の破片がある。

須恵器には杯AI(40)・杯AI(38・39)・杯AII(37)・杯BI(36)・杯BII(34)・杯BIII(33)・杯BIV(35)・直B(41)・蓋AI(32)・蓋AII(31)・蓋DI(42)・瓶(43・44)と壺の破片があり、杯A・B類の口縁部と底部の境界が疎にならず、まるくなるもの多いこと、蓋DIの縁端部の粘土のつまみあげ部分がかなり高いことが注意される。

D SK 220 出土土器 (PL. 264~266)

保存状態は良好で、土師器には杯AIb1個体・椀AI(264)1個体・椀AII2個体・碗C1個体・
皿AIb1個体・皿AIb(265)5個体・皿AIC2個体・蓋AI(266)1個体があり、須恵器には杯
BI1個体・杯BII1個体・直B1個体・蓋AI1個体と壺がある。須恵器はすべて小破片である。

E SD 126-B 出土土器 (PL. 48-50, 267~272, 45~56)

調査地域の北端に近く東西に走る溝中から出土した土器群で、保存状態は良くない。土師器には杯AI(b?) (267)・椀AII(269)・皿AIb(271)・皿AI(c?) (272)・皿AI(b?)・皿AIcと断面9角形の高杯AIの脚筒部片がある。271の口縁部内面には放射状暗文が認められたが、底部上面のラセン状暗文は確認できない。268は黒色土器で、内面と口縁部外面は漆黒色を呈し、横にへら磨きされているらしく、底部外周は茶褐色となる。須恵器は、環状の変形つまみのついた蓋AI(45)・蓋AII(46・47)・蓋Cと蓋DIの小破片・杯AI(49)・杯BI(50・51)・杯BII(54)・杯BIII(52・53)・皿A(48)・壺A(56)・壺B(55)がある。蓋A 56は肩部が張り、稜になることが注意される。

第V期の溝出土器

F SK 107 出土土器 (PL. 49-50, 273~285, 57~67)

礎石を埋没した土壠から検出した土器群で、色調は変化しているが、保存状態はやや良好である。土師器では、杯AIa(273)・椀AI(283)・椀AII(277)*・椀C(275・276)・皿AIb(281・282)・皿AIb(279)・皿AIC(280)と壺Bの小破片があり、SK 219にみられるものと同様である。その他に杯AIb(274)・盤A(284)・高杯AII(278)・壺AI(285)がある。274は端部の屈曲する口縁部の内外を横になで、底部下面は他のへら削り底のように削り痕が平面(PL. 52-2-3)とならず、へらの幅の狭い部分を当て削つたものらしく、1cm軸ほどの凹面をなす斜い削り痕(PL. 52-5)**をとどめている。284は直径41.5cmの大皿の深い器形で、外面は横に丁寧にへら磨きしているが内面の整形手法は不明である。*** 278は断面11角形のやや長い脚部を持つ小型の高杯で、杯部下面は横にへら磨きしているが、上面に暗文はない。285は口径20cm前後の大型の壺で、把手はつかない。なお、椀Cには灯火器を使ったものがある。須恵器は少量で、杯AII(62)・杯BI(58)・杯BII(59)・杯BIII(60・61)・皿(66・67)・蓋AI(57)・蓋AII(63)・蓋DI(65)・蓋B(64)と壺Aおよび壺の小片がある。

礎石埋没出土器

* 楓AI・AIaは外周の保存不良でへら磨きを確認できないが圓形からみてへら磨きしたものであろう。

** この種の痕をとどめるへら削り手法は、船橋B地點、飛鳥板塗宮伝承地出土土器にも認められる。

*** 外周のへら磨きと器形からみて、鉢でなく盤として雙頭に用いた器と推定される。『船橋I』第15回304、306と同様な機能をもつたものであろう。

G SD 106 出土土器 (PL. 48-50・51, 286・68~73)

南限境界溝出土土器 SD 106 の底に近い埋没土中から出土した土器は、保存状態が悪く、土師器で全形を知りうるものは皆無に近く、皿 A Ic 286 が完形に近い唯一例といつてよい。須恵器で注意されるものに、杯 B II (70~72)・蓋 A (68)・蓋 B (69)・甕 B (73) があり、そのうち尖底をもつ 68 は、灰白色やや硬質の胎土は堅密なものであつて、おそらく愛知県猿投山古窯群の製品であろう。^{*73} はやや軟質の胎土の粗い土器で、内外の印目もかなり粗末である。

H SK 134 出土土器 (PL. 48~50, 287~299・74~79, PL. 11-4)

小土塙から一括した状態で土師器 24 個体分、須恵器 7 個体分が発見されたが、欠損したものが多く、開采された時すでに破片で失われた部分があつたものであろう。土師器は保存状態は不良で、整形手法をほとんどの複数型することができないが、杯 A I (b?) (287・288) 2・杯 A II (b?) (289) 1・椀 A I (294) 2・椀 A II (293) 2・椀 C (292) 2・皿 A II (297) 1・皿 A I (c?) (298) 1・皿 A II b (290) 3・皿 A II c (291) 3・盤 A? の口縁部小破片・蓋 A I (295) 2・蓋 A II 1・蓋 B I (296) 1・甕 A I (299) 2 がある。須恵器は杯 A I (78)・杯 B II (77)・蓋 A II (74)・蓋 A III (75)・蓋 D II (76)・蓋 C (79) があり、蓋 A II が 2 個体の他は 1 個体ずつである。

I SB 143, 194-B 出土土器 (PL. 51, 80~87)

第Ⅰ-2期建物柱穴出土土器

掘立柱抜取穴から検出された須恵器で SB 143 では 81・86 が東 14 南 1, 82 が東 13 南 1, 84・85・87 が東 1 南 1, SB 194-B では 80 が東 7 南 1, 83 が東 8 南 1 の各柱穴から出土した。81 では端部のおおきにえられた凸縁の口頭部の中央に浅い凹縁が 2 条めぐり、まるい体部には外方へふんばつた高台がつく。肩部は口頭部基部までいっしきにひきあげずに一度粘土板で開口部をおおいそれに口頭部をつけた 3 段構成となる。肩部上辺にはもと灰釉が施され、窓中で消失した痕跡をとどめ、灰釉土器であったと考えられる。灰白色堅密な胎土である。この七器は、器形・灰釉・胎土などから、愛知県猿投山古窯群の製品であることが判明した。82 は肩部がはつて後の瓶である。83 は口頭部がはつて後の瓶である。84 は肩部がはつて後の瓶である。85 は口頭部までいっしきに引きあげて形成した 2 段構成のもので、系切底に高台がついており、84 のような口縁部になるものであろう。86 の平瓶は把手の 4 角な底部を残す体部の約半分の破片で、口縁部と把手の大半は不明である。87 は外面に印目をとどめず、内面の当量も特殊であり胎土に多量の細砂を含み、粗質である。

J SB 116 出土土器 (PL. 48~51, 300~314・88~92)

第Ⅰ-3期建物雨落溝出土土器

SB 116 の雨落溝特に東溝から、土師器・須恵器がかなり出土したが、床土に近く不安定な状態におかれていいたため、保存は良くない。土師器では、杯 A Ic (304・305)・椀 A Ic (306・307)・皿 A Ic

* 爱知県猿投山古窯群の製品については、植村彰一

氏の御教示を得た。なお、川原寺出土品「川原寺发掘調査報告」(奈文研学報 9) PL. 55-131 は器形そ

の他でこれとはほぼ一致するものである。

** 岡山県寒風古窯群の製品については山田英輔氏の御教示を得た。

(309~311)・Ⅲ AⅡc (312) が圧倒的に多い。これらでは、整形手法を確認しうるものすべて口縁端部まで外面を削る c 手法であり、全体的に器高が低く、さらに肩部をつまんで横になら、端部外面が凹面になるものが多いことが注意される。313 は手法は不明だが、やや深い器体と口縁部の外反程度からみてⅢ AⅡ とは別の系列に属するものかもしれない。高台のつく杯 BⅡ (302・303) はこれまでにはみられない中型の上器で、外面は横にへらで崩くのが原則である。この杯 B 類に伴う蓋 AⅠ (300・301) は、全体を 4 分割しその各々で口縁端まで一度に崩く手法のもの(PL. 52-11)である。壺 B (308) は、須恵器壺 B (64・69) を模したと考えられる器形で、外面は丁寧に横にへらで崩している。壺 AⅢ (314) は保存悪く、外面の刷毛目などを観察すべくもないが、口縁部の屈曲度はやや注意をひく。火熱を受けて赤化している。須恵器には、杯 AⅣ (91)・Ⅲ B (90)・高杯 (88・89)・壺 C (92) がある。高杯は皿形の杯部に太い脚部がつくもので、89 は青灰色で胎土が密であるのに対し、88 は暗灰色のやや粗い胎土で、おそらく产地が違うものであろう。88 の脚部にはしづり技法による粘土のねじれあとが認められる。

K SK140 出土土器 (PL. 49~51, 315~322・93~102, PL. 11-1-2)

この土壤からは、完形に近い多量の土器遺物に食器類が少量の須恵器を伴って出土した。各器形の組合せやその数量的関係などで興味ある事実を示す資料と予想されるが、目下整理中であり、完了後に詳細な報告を行うこととして、ここでは代表的なものについての簡単な説明にとどめる。

土師器には、杯 AⅡc

(315)・碗 AⅡc (317)・

瓶 AⅡc (319)・瓶 Bc

(318)・Ⅲ AⅡc (322)・

Ⅲ AⅡc (321) が多数を

しめ、これらはすべて

c 手法であるが、口縁

端部直下が凹掘するも

のが多いので、^aその凹

掘部が削れずに残るこ

とがある。杯 BⅡ (316)

は SB 116 例より器体

が浅い。320 は口縁内

外を横になら、底部外

面は成形時の凹凸のままで整形せず、内面には粗いラセン状の暗文がある。須恵器は杯 BⅢ (94)・

Ⅲ B (98) があり、蓋 AⅡ (97) は器体の厚さが均一で、縁部の屈曲が内外面でほぼ平行しており、蓋

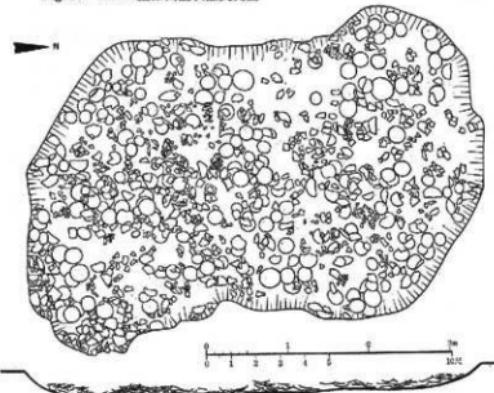
DⅢ (96)・蓋 DⅡ (95) では縁部のつまみあげがない。99 は底部に小孔を焼成前に穿った浅い皿形

の特殊なものである。高杯 (100) は杯部の破片で、透孔のある径 4 cm ほどの脚部のつくことがわ

かるのみであるが、灰白色の堅撃な胎土は 82 に類似し、おそらく岡山県寒風古窯群の製品であろう。

多量の完形
土器の出
土

Fig. 15 SK140 土器出土状況実測図



^a この口縁端部直下が凹掘する傾向は、成形時に横になら、外面ではせまくなつて口縁部上部

のみに留まる傾向と関連するものと考えられる。

半瓶93は、断面丸形の半らな把手と端部が外方へまるく曲げられた広い口頸部が、高台つきの肩部が稜をなす半らな体部につくもので、体部と把手の上面には淡緑色の灰釉が厚くかけられている。灰白色堅緻な胎上で、器形・灰釉・胎土・色調などから愛知県猿投山古窯群の製品であることは疑いない。その他に甕B(102)・甕C(101)がある。102は胎土焼成とともに特に良好な上器である。

L SK148 出土土器 (PL. 48-49, 341~345, PL. 11-3)

土師器11個体と須恵器1片があるが、完形になるものは少い。土師器は、杯 A1c (343) 1・椀A1c (342) 3・皿 A1c (345) 3・皿 A1c (344) 3で、すべて外面を口縁端部まで削るc手法のものである。341は皿 AII に近い。須恵器片は高杯脚部の透孔周辺の一帯かともみられる小破片である。

M SA109 出土土器 (PL. 48~50-54, 323~339・103~118)

南土器の溝
内出土土器

主として北溝内の堆積土中から検出されたもので、保存状態は悪い。土師器、黒色土器、須恵器、施釉陶器がある。土師器の大部分は、杯 A1c (323・324)・杯 BI (327・328)・椀 A1c (337)・椀 A1c (336)・皿 A1c (329~331)・皿 A1c (332・333) からなり、c手法が圧倒的である。しかし、杯 AI類の325や皿 AI類?の334は、口縁部が彫曲し、外面はわずかに上部を横にならせるのみで、以下は仕上げをしない。蓋にはAI (326)とBI (335)がある。高杯 AI (338)は、下面を荒くへら磨きした杯部に断面7角形の長大な脚部のつくものである。この他に、円盤状の浅い器体に高さ1cmほどの高台のつく皿や、甕A類の破片などが少量ある。甕A類には卯目のある破片が1個体分ある。黒色土器では、低い高台がつきその附近の外面のみ茶褐色でその他は漆黒色を呈する杯339や、内面と口縁端部外面のみ漆黒色を呈し、外面に煤が付着した型がある。須恵器は、杯AI (110)・杯 BI (109)・杯 BI・杯 BI (108)・皿 A (111・112)・蓋 AI (106)・まるい頂部をもつ蓋 B? (107)・蓋 DI (103・104)・変形のつまみがつき縁部の短い蓋 E (105)と、ろくろのみずびき技法で形成した115とまきあげ技法による114がある蓋・みずびき技法による鉢C (113)・まきあげ技法の甕A (117)・甕B (118)・甕C (116)がある。蓋類のつまみは中央が隆起して宝珠形になるものが多い。109の下面中央に墨書きの「支」があり、118の口縁部外間にへら書の文字がある。

施釉陶器(PL. 54-2~7)には、白茶色軟質の胎土で白・緑・褐の三彩釉を内外にかけた蓋形上器片? 1 (2)・須恵質に近いがやや軟質で灰色の胎土に淡緑釉を内外にかけた切高台の碗片 1 (5)・同じような胎土・釉だが平底になるもの 1 (4)と同様な胎土にやや濃い淡緑釉を内外にかけた碗片 1 (3)と、砂粒を混入した赤褐色やや硬質の灰手 (1cm) の器底の片面に黄褐色の釉をかけた破片 1 (6) がある。^{*}

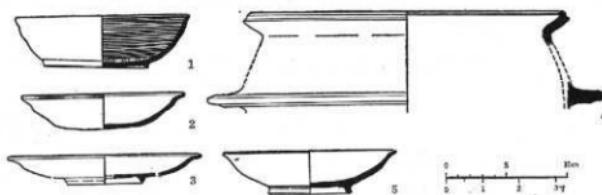
N 平城宮廃絶後の土器

廃絶後の土器 以上で平城宮に関連した遺構から出土した土器群のうち廃絶の完了したものについて報告したのであるが、このほかに平城宮以後の時代の遺物が少數ある。特に著しいものを次に述べよう。

SA 109 北溝附近の床土近くから愛知県猿投山古窯群製の灰釉皿 (Fig. 16 5) が上蓋類を作つて出土している。灰白色の胎土で淡緑色の灰釉が上面にかけられたものだが、灰釉はほとんどが剥離

* 6 ABP-A 地区から灰色軟質の胎土に淡緑釉を内外にかけた綠釉土器底 (PL. 54-7) が出土している。

Fig. 16 平城宮庭苑後の土器実測図



している。SE 168 で、最後に改造された井戸(C)の底部の堆積泥土中から、黒色土器 3・土師器 3 (Fig. 16) を検出した。黒色土器碗 (1) は内面と外面端部が漆黒色を呈し、内面は口縁部と底部において横に密にへら磨きしている。外面は凹凸のままである。土師器皿 (2・3) はともに硬質で胎土の粗い茶褐色の上器で、外面は一切仕上げない。土釜 (4) は砂粒を含んだ茶褐色のややもろい土器で、口縁部と鋸部の紋片のみである。

O 墨書土器類 (PL. 53・54-1)

土器に文字を記したもののが11点ある。墨書9点・へら書2点で、土師器7・須恵器4である。出土地点は SK 219 の6点が最も多い。

墨書土器

1 「弁姑勿他人者」 SK 219 出土の土師器の杯 Alb 202 の口縁部外面に横位置に右から左へ墨書したものである。「焼」は土器の呼称の一つである。^{*} 文意は「焼を弁別し、他人のものとするな」といつたものであろう。**

2 「弁姑勿他人取」 1と同じく SK 219 出土の土師器杯 Alb の口縁部外面に墨書したものであるが、この土器では、最終字「取」のやや後方に径 0.5 cm ほどの小孔が穿たれている。1 とは第2字***と第6字が異なるが、文意はほぼ同じであろう。1と2は同器形でありながら「焼」「姑」と2通りに呼称していることは興味深い。

3 「男」(3字)・「麻呂」・「麻」カ(3字)・「再」カ SK 219 出土の土師器碗 AI の内面に墨書したもので、荒い筆致である。同一文字の反復で習書であろうか。左端は麻呂、中央上から麻・男・男・再、右上から麻・男・麻(上から消す)である。「麻」と「男」の重複からみると、先に「男」を書き、後で「麻」を記したものである。

4 表 「津」(6字) 写 「□□□」「神」(6字)・「罐」(2字)

SK 219 出土の土師器皿 Alc の内外面に墨書したもので、内外ともに数字の反復であり、習書であろう。外面は「津」が6字あり、内面は右に「罐」2字、左に神が5字たてにならんで書かれ、神の上に太く3~4文字ほどあるがわからない。

5 「広」 SK 219 出土土師器皿 Alc 213 の底部外面中央に墨書で1字「広」と記され

* 古記録に散見するが、1例をあげれば宝字 2・7 の 東寺寺領所解(大日吉 4-278) に墨焼とみえる。

** 弁を熟訓とせず、「弁燒」と語して読むのも一案だが、意味が不明である。

*** 「姑」は延喜式家式製造条と貢職式製造大背禁儀項同内臣新造禁中にみえる。いずれも祭器であ

る。しかし、後宿では「サハリ」と讀があり、「サハリ」は御厨膳の「サバル」(御膳の鉢の窓)に酒するもので、おそらく関係あるものと考えられ、この墨書土器も通常用器であつて、あえて祭器と考える必要はあるまい。

ている。*

6 「秋口」 SD 126 出土須恵器杯 AII 54 の底部外面に墨書があるものだが、1部が失われていて第1字「秋」がわかるのみである。

7 「妻」 SA 109 北溝出土須恵器杯 AI 109 の底部外面中央に墨書で1字「妻」と記されている。

8 「平安」 SK 238 出土須恵器蓋 A の上面中央から外側へたてに「平安」の2字を墨書したものである。

へら黄土器 9 「□鳥」 SK 107 出土土師器 (III A II) の底部破片外面に焼成前にへら書したものであるが、上字は不明で下字のみ「鳥」とわかる。

10 「奉」 SA 109 北溝出土須恵器窯 B 118 の口縁部外面に焼成前にへら書したものである。

11 「□□□□□□」 SK 219 出土土師器窯 A 249 の体部上部に横に墨書したものが、墨がうすれて判読できない。(PL. 54 1)

4 金属製品その他

A 金属製品(PL. 55)

万年通宝・神功開宝 万年通宝銭 2枚、神功開宝銭11枚が SB 145 西委中央附近の第Ⅱ期と第Ⅲ期の移地層の境でさしに通したような状態でまとまつて検出された。

万年通宝銭はいざれも「年」字の第4画が横になつたといわゆる「横点万年」銭である。神功開宝銭のうちに8枚は「功」字のつくりが細長い「刀」で第4画の末端が彎ねあがらないといわゆる「長刀神功」銭に属し(下2段)、1枚は「功」字のつくりは「刀」だが第4画の末端が彎ねあがつたといわゆる「彎神功」銭であり(上左2)、1枚は「功」字のつくりが「力」となつたといわゆる「力功神功」銭であるが(上右1)、他の1枚は銹が著しくて類別できない。(下右2枚)。

鉄釘 金属製品としてはその他に、SA 109 北溝・SK 140 などから出土した鉄釘などがあるが、いざれも断片であつてみるべきものはない。

B 織維製品(PL. 55-2)

麻布片が SK 238 から出土している。方約 14 cm のもので、折り畳なつて検出された。西村兵部氏の調査によると次の如くである。

この麻布は平織のものである。全体的にみて、経糸は緯糸より粗手である、緯糸はかなりつよく張って直ぐに通っているが、緯糸は撚向して、布の断面からすれば緯糸は直線にならび、緯糸は経糸の間を蛇行している状態である。このことは緯糸をとおすにあたって、引張るもからの弱いことをしめしている。緯糸はともに左捻り(S捻り)がかかっているが、緯糸の捻りは緯糸のそれより強い。糸の密度は緯糸と 1 cm 間に平均22本がそぞられ、奈良時代の調査では、衣服にみられる麻布と同程度の密度であり、瓦の面にみられる布山から推される麻布の密度は平均7~10本であるから、これは倍以上の密度である。緯糸の太さは0.5 mm 位のものが多く、0.3~0.35 mm のものもかなりみられる。緯糸は 0.5 mm のものから0.7ないし0.8

* 大阪府柏原市船橋遺跡出土品のうち、柳葉上唇武部外面中央に墨書「廣」のあるものがある(PL. 58-6)

mm のものにわたっている。経緯によって擦りに強弱のある点、また経糸が縫糸にくらべて細くなっている点は本麻布の特徴である。

C 漆 製 品 (PL. 56-1)

網状漆製品が SK219 の灰色砂質土中から出土した。布目順郎氏の断面観察によると、(PL. 56-1) 網状漆製品 10~20 μ 程度の黒褐色の黒漆の層(A)のなかに、主体が黄ないし黄褐色のニカワ状物質からなり植物繊維(苧麻?)が散見される部分(B)とかなりの空所(C)が認められる。おそらく、麻繊維をニカワまたは生漆で固めた紐で絹糸交互に 0.3 cm ほどの間隔をおいて編んだ曲面の網を黒漆でぬりかためたものであるが、断片のためもとの形態、大きさは不明である。周縁部にあたると推定される部分は 0.7 cm ほどの幅の漆膜となつて残存しているが、芯部は消失している。形状網目の大きさなど正倉院蔵の冠断片*とはほぼ一致するものである。

D 木 製 品 (PL. 55, Fig. 17・18)

木製品の大部分は SK 219 から出土し、その他に SK 217・SK 218 から少量の木片と檜皮が検出された。また SK 219 からは前述した木筒のほかに、杓子・箸・曲物底板や、木炭・たきぎ・木片・檜皮などが出土している。

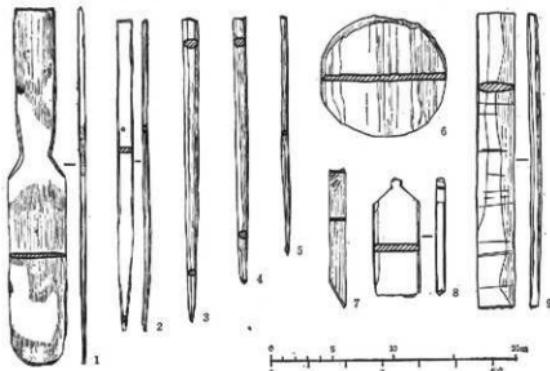
a 杓子 (PL. 55-1, Fig. 17-1) 全長 29.6 cm、柄 1.3 cm、厚さ 0.5 cm の長方形で扁平な板の一半を削りせばめて柄を作り出し、他端の隅をまるく削りおとして先端としたものである。先端は両面ともに磨滅しよく使用されたことをうかがわせる。材はヒノキである**。

b 箸 (Fig. 17-3~5) 長さ 25.4~20 cm で、断面 6 乃至 8 角形に削り、一端を細くしたものである。材はヒノキである。

杓子

箸

Fig. 17 木 製 品 実 調 図



* 正倉院北倉所蔵の御冠残闕 (庫裏番号 205) で、
勝宝 4 年(752) 4 月 9 日の大仏開眼の際に聖武天皇
光明皇后が着用になつたものと推測されている。

帝室博物館編「正倉院御物図録」3巻第51図

** 木製品の材質は小原二郎氏の御教示による。

平城宮発掘調査報告 Ⅰ

曲物底板

c 曲物底板 (PL. 55-6, Fig. 17-6)

直径 10.1 cm, 厚さ 0.6 cm の円板で、材はヒノキである。

d その他 2 (PL. 55-2) は下半を両側から削り尖らせ、上端より 9 cm のところに径 0.2 cm の小孔を穿つた付札形のものであり、8 (PL. 55-8) は幅 3.9 cm, 厚さ 0.6 cm のヒノキの板の一端につまみ状の突起を削り出したもので、他端は折損している。9 は幅 3.0 cm, 厚さ 0.8 cm のやや三味線形に近い断面をした長方形の材で、一面には鋭利な刃物による傷痕がある。一端は折れているが、現在長 25.0 cm である。材はスギである。两者いずれも用途は不明である。

木炭

e 木炭 (Fig. 18) 約 300 個出土しており、そのうち 7 個弱はいわゆる「なら炭」「かしこ」と呼ばれるカシ属の樹木を原料としたもの(左上)がしめ、2 個強はシイ属の樹木(左上 2)を、1 個弱はニレ属の樹木を原料としたもの(左下)である。また、アカマツと思われるマツ属のものが 2 片ある。

たきぎ

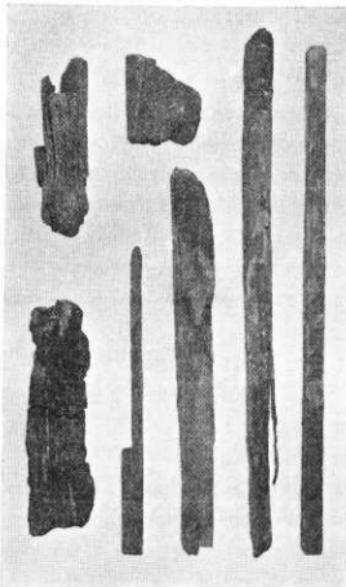
f たきぎ (Fig. 18) 木材を細かく縦割りしたたきぎが約 1000 本出土した。ほぼ方 2 cm, 長さ 35~40 cm ほどのもので、方 0.6 cm, 長さ 15 cm 程度の割り脛ともいべきものも含まれているが、比較的大きさが均一なものが多い。半数以上は焼けこげた痕跡があり、おそらく燃料としたものであつたと考えられる。なお、たきぎの中には原材における加工痕跡を留めるもの (Fig. 18 右 4) がある。2 本のスギ材と 1 本のマキ材のほかはすべてヒノキ材である。ヒノキ材の年輪は眼が大きく間隔が密で、原料はかなり太かつたと推定される。あるいは建築廃材を削つたものであろう。

その他に木片が約 200 片出土しており、削つたり、鋸引きした時の切屑と思われる。焼けた痕跡は認められない。大部分の材はヒノキで、スギは 4 片にすぎない。繪皮はいすれも断片であり、原形の大きさのわかるものはないが、現存品で最大長は 55.2 cm、最大幅は 6.0 cm である。屋根葺材と推定されるが、釘孔などは認められない。

E 自然 遺 物 (PL. 57, 別表 2)

SK 219 から果実・種子・葉・樹枝の自然遺物を検出した。目下整理中であるが、これまでに種またはおおよその所属が決定したものは 35 種 (別表 2) である。果実・種子などの小型の自然遺物は 28 種ある。丹信実氏の整理結果によると、フジの種子を除くほかは有用植物で、食用となりうるもののが 23 種ある。すなわち、澱粉料植物としてハシバミ・クリ・イサイガシ・シラカシ・トチノキ・ヒシがあり、果菜としてウリ類、果樹としてクルミ類・アンズ類・コダイモモ・スマモ・カキノ

Fig. 18 木炭・たきぎ



キ等が数えられる。自然遺物のうちで最も多く出土したクルミ類は油料植物であり、食用に供することができるが、アブラガリとともに灯用その他工芸料としても使用できる。クルミ類にはナガグルミ・オニグルミ・ハリサキオタフクグルミ・ミゾナシオタフクグルミ・ヒメグルミ・チウチグロミの6種がある。^{*}いずれも核果は縦割りされ、油脂をふくんだ胚乳を摘出使用したこと正在する。そのうちに核先端を欠くものや核外面に疣瘡のあるものもある。また、今回の出土品中にチヤの種子と、ネツカアンズの核果がみられたことも注意すべきことである。後者は熱河麻のものと全く一致しており、從来知られていたマンシニウアンズ・モウヨアンズとも異なるものである。

樹枝は7種を数えることができる。小原二郎氏の同定によると、シイ属のものが最も多く、ヒノキ・カシ属のものがこれにつぐ。カシ属のものとしてイチイガシの葉が検出されている。これらの樹木が当時の植生の主体をなしていたと思われる。

* クルミ属は本邦植物分布生態上、クリ帶の代表的な落葉樹で、その環境は変化性に富み、大きさ・核の形状・核面の皺及び核縫の形態等は一定しない。今回の出土品は6種としたが詳細に検討すると、現今北米東部地方原産野生種であるバターナットButternut に似た化石種のバタグルミ Juglans cinerea L. ごく普通の構造・北庭道・本州・西国及び九州に分布するオニグルミ Juglans mandshurica MAXIM. var. acute KITAM. (=J. ailanthifolia CARR. (=J. Sieboldiana MAXIM. non GOEPPERT.) およびナガグルミ Juglans Sieboldiana MAXIM. var. shinanoana MAKINO (J. stenocarpa MAXIM.) あるいは中国原産栽培種であるテウチグルミ (栗子胡桃) と称せられる Juglans regia L. var. orientalis KITAM. に連なるものもあつて、極めて興味深い。オニグルミの変異内に属する種と認められるものに

カラフトグルミ Juglans sachalinensis (MIYABE et KUDO) KOMAT., ゴエフオニグルミ Juglans mirabunda KOIDE, トガリオニグルミ Juglans Alاردiana DODE, コンボソグルミ Juglans coarctata DODE 及び Juglans Lavallci DODE の5種類がある。またチウチグロミとオニグルミとの間隔と認められる Juglans Avellana DODE 及び Juglans notha REHDER に似たものもある。これらオニグルミ系統のものほかに古来栽培されて来たヒメグルミ(1名メグルミ)・オタフクグルミと称せられる Juglans mandshurica MAXIM. var. cordiformis KITAM. non WANGENHEIM=J. subcordiformis DODE およびその変種があり、ヒメグルミとオニグルミの間隔、すなわち雜種と認められるものもある。

第VI章 考察

1 遺跡

遺跡の性質からすれば、この一郭が宮城内に配置された官衙の一区劃に当ることは、容易に考えられる。その場合、最も問題となる点は、建物群としてのまとまりで、個々の遺構については、建物がすべて簡単な掘立柱式であるために、建築的な考察を必要とする部分は少い。建物群のまとまりには、その敷地の区画が重要であるが、今回の調査では道路や宅地のために、そうした境界部をほとんど発掘しえなかつた。したがつて、考察は現段階での仮説の域を出ないことをあらかじめ断つておきたい。

A 建物の規模・構造

今回の報告に取り上げた建物の数は、30棟であるが、建物に第Ⅰ～Ⅲ期に6回にわたつて建築され、何様かずつ一群となつて存在していたもので、第Ⅰ～Ⅱ期とⅢ期の関係を除けば、各時期ごとに完結し、造営時期の異なるものが併存したことはない。建物の規模も各時期毎にかなりの特色をもつているが、それは改めて記すとして、ここではごく一般的な事項のみについて述べよう。

柱穴の状態 建物はすべて掘立柱式で、地盤に掘込んだ穴に直接柱を立てたものであるが、中に1例のみ柱間に縦板を挿入していた。SB 211がそれで、深さ50cm程の掘りかた内に、方約40cmの不整形で上面平滑な石が据えられていた。^{*} 柱穴は身舎の本柱では、80～120cm程のほぼ正方形で、深さも70～100cm程度が普通である。柱穴内には旧柱の残存するものもわずかに見られたが、大部分は腐朽してしまひ、また掘り取られたものもある。痕跡によつて知られた旧柱はすべて丸柱で、身舎柱の太さは径30～38cmまで、建物の大小につれて各種あつた。建物の平面では、身舎の周囲4面に窓をもつたものは30棟中1例のみで(SB 200)、2面窓の例が6棟(そのうちSB 201には背面に孫窓がある)、1面窓の例が3棟で、残り20棟は窓をもたない。したがつて、建物の大部分が切妻造りで4面窓の1例のみはおそらく寄棟造りであつたろう。身舎はごく小規模な建物1例(SB 135)を除けば、すべて梁間2間であつた。^{**} またその桁行柱間は13間が最大で1例(SB 143)あるほかは9間(SB 176)1例・7間14例・6間2例・5間10例・4間及び3間各1例である。身舎の柱間寸尺は桁行、梁行共に10尺の等間としたものが最も多くて16棟あり、桁行10尺で梁行を8.5～9.5尺とした3棟をこれに加えると、桁行10尺等間の例が全体の約半分を占めている。^{***} この他桁行柱間寸尺を9尺等間(SB 236のみ9.5尺)とし、梁行を8～10尺にとつたものが5棟、桁行を7.5～8尺等間で梁行も7.5～8尺としたものが5棟であつた。以上すべての建物が桁行柱間寸尺を等間としている

* SB 143では、棟造りの柱位置のみ獨立性にせず。

小さな礎石を用いたらしいが、これは間仕切に間隔

** 第7次調査のSB 293は梁間3間である。

*** 柱間寸法に光数を用いることが普遍なので、ここでも天平尺を用いて記載する。

点は実用性を重視した明解な意匠の現われとして注目される。*

廟には梁行柱間寸法を身合と等しくしたものと、それより広くしたものとの2種類がある。これを表示すれば Tab. 8 のとおりで、SB 176, 200, 177-A, 186-A, 201 の5棟が前者に、他の5棟が後者に属する。

Tab. 8 廟付建物柱間寸法一覧表

造営期	建 物	桁行柱間寸法			梁行柱間寸法			廟柱穴	
		組	身 合	廟	孫廟	廟	身 合	廟	
I	SB 176		10×9間			10	10・10	10	特に小、浅
	SB 170		10×5間			12	9・9	12	やや小、浅
I-1	SB 200	9	9×5間	9		9	9・9	9	やや小、浅
	SB 177-A		10×7間			10	10・10		やや小、浅
I-2	SB 186 A		10×7間			10	10・10	10	やや小、浅
	SB 201		10×7間		13	10	10・10	10	孫廟はやや小、浅
	SB 116		9×5間			11	8・8		やや小、浅
I-3	SB 182		7.5×5間				7.5・7.5	11	かなり小
	SB 191		8×5間			11.5	8・8	11.5	かなり小
	SB 211		8×5間			11	8・8	12*	かなり小

*南北廟寸法が異なる。

Tab. 8によつて、前者の5例がいずれも建物の全ての柱間寸法を等間にとつたものであること、後者には身合の桁行と梁行柱間寸法に差のあるものがあり、また廟は身合の1梁間より3~3.5尺広くしていることなどが知られる。

廟の柱穴には、その大きさや深さが身合とはほぼ等しいもの(SB 200・177-A・186-A・201・116)もあるが、一般にはやや小さく浅い。これは廟柱が身合柱より一般に細いため、柱穴もそれにしたがつたと解されるが、その中でも特に小さく浅い例としてはSB 176・182・191の3棟がある。例えばSB 176は身合柱穴が方約85cm 深さ60cmであるに対して、廟柱穴は方約55cm 深さ30cmほどであり、SB 181・191も廟の柱穴は方約60cmである。しかし、柱穴の大小が廟の構造と

廟の柱穴

* SB 135 1棟のみ桁行3間の中間をやや広く取つているが、これはごく小規模で例外である。

床張り建物 どのような関係があるのかは全く不明である。^{*} 床をもつていたと思われる建物は SB 170・SB 180-A・SB 116 の 3 棟であるが、床東廻と考えられた様通りに並ぶ小柱穴が、いずれも本柱列ではなく、その中に配置される点は異例である。^{**} しかしこれら 3 棟がそれぞれその時期の中心建物であることをみても、板敷であつた可能性は十分にあり、こうした床東配置もあつたと考えられる。建物内にあって床東と類似した小柱穴によって構成される SB 171 (170 の内) や SB 192 (191 の内) も、その性格はよく分らないが、これと床東とは一連の工作らしくあるいは崩のようなものであつたかも知れない。なお以上各建物の造作尺をみると、別表 1 で明らかのように 297 cm (0.98 尺) を単位としたものが最も多いが、他に 300 cm (ほぼ現尺) や 295 cm (0.973 尺) もある。また出土した瓦類 屋根葺材料 が比較的少ない点からみて、これらの建物は瓦葺ではなく、檜皮葺もしくは板葺であつたと思われる。SK 217・219 の土版中や SB 143 柱穴埋土中に檜皮が相当量埋没していたから、檜皮葺と考えるのが妥当であろう。建物の規模に比べて柱径が割合小さい点も、この推定を裏付けるものである。

B 道路と区割

柵と道路

I・J 地区の性格 この地区にある第Ⅰ期までの造作は、東西両区に連続する溝のみで建物はない。第Ⅱ期になると、この地区は柵で細長く区割されたらしく、その間に建物が 2 棟あり、遺物を埋没した土壤も柵内に範囲が限られている。そのため、この部分は道路のような性格をもつていたと判断されたが、もう少し細部を検討してみよう。平城宮の南北中心線がほぼこの地区的中央を通ることは、現在の地形から判断されるが、今回検出された遺構で第Ⅰ期の SB 176 東側柱列と SB 205 西側柱列、及び第Ⅰ—2 期の SB 177 東側柱列と SB 209 の西側柱列がこの想定線に対して対称となる。柵 SA 233 も同じく想定線に対称と仮定すれば、今回検出されなかつた道路下にも西側の柵があつてよいことになり、両柵間の距離は 14.5 m と推計される。ところで、想定される西側の柵をも含めて柵とその両脇の建物の配置をみると、柵は建物群の境界として実に適当な位置にあたるものであるが、実際には造営期が異なるから併存したことではない。すると第Ⅰ期及び第Ⅰ—2 期にも、この柵(第Ⅰ期)に似たものがあつたのではないか。もしこの仮定が成立つとすればここに第Ⅰ期・第Ⅰ—2 期・第Ⅱ期を通じて、幅 14.5 m (天平尺 50 尺) 程の道路状空地帯があつたと考えられる。しかしこの想定は第Ⅰ—1 期にあてはまらないらしい。それはこの期の石敷溝 (SD130) がこの地区を通過するだけではなく、^{***} それに SD 244 が重なり、また南端の溝 SD 106 も SD 244 の西端で中断するというこの地区のみに見られる特殊状況が存在するからである。第Ⅰ—1 期建物 SB 170 と SB 200 が、前述の宮城中心線とは対称にならず、両建物委柱間の中点が約 6 m 東

* 周の構造を大きく分ければ柵を以て身合軸と通じて、屋根面を一流れにしたものと、身合軸下に前柱を入れてここで二段に段ができるものとの 2 種類がある。また身合が丸柱とした場合、廊柱を身内と同じく丸柱としたものと、角柱としたものがある。これらは柵を身合に對してその一部として扱うか、またはもこしのように壁に接するかの差で、建物の機能も柵の構造によつて多少変化する。今後の調査では小さな縮往穴で組柱の形状が判明するもののがなかつたので、こうした構造上の問題には全くふれ

られない。

** 床柱を平行方向に出せば床東と本柱位置とは必ずしも一致する必要はないが、普通はこれをそろえている。平城宮でも第 3 次調査によって検出された 6 ΛΛQ-A 地区の SB 163 および SB 164 は柱下に平行通りと一致する位置に床東を配する。

*** 北端の SD 126 もこの地区を通過するが、その中にこの地区内の部分のみ埋没時にやや大きな玉石を埋めこんでいた。

へ寄ることも注意される。SD 244 の規模や性格が明らかでないので確言しがたいが、この時期の中心線は東寄りにあり、SD 244 がその中央部にあたるのではないか。そしてこの北にはやはり空閑地が取られていたものと思われる。横列で区割された第Ⅲ期の状況が最も明瞭であるが、いつの時期でもこの地区付近が東西区を分ける性格をもつていたことは想定して誤らないであろう。

6ABO 区の周辺 第7次調査までの段階では 6ABO 区の遺構は、東西両区を通じて、全体が一連のものと解されるが、これを周辺と比較すると、大体 6ABO 区の中だけで一区画の建築群となるらしい。前述した I・J 地区はその中の道路状空閑地であるが、6ABO 区周辺には他地域との境界があつたものとおもわれる。調査が周辺にまで及んでいないから、このことを明確にはし難いが、現状では次のように判断される。地形からみれば現在 6ABO 区の西方は佐紀池で、この付近から西は急激に下がっている。この地形の下がりに注目するとこれらの遺構群の西限は現在の佐紀池の東端付近とみられる。北限として注目すべきは、SA 233 が 6ABO 区に北接する 6ABN 区まで延びず、この地区には今まで全く遺構の存在をみない点である。後述(第Ⅸ章-1)するように、宮城周辺に存在した条坊の道路を検討すると北京極路より 1町南の小路の線が丁度 6ABN 区の南部にあたる。するとここに平安宮古図でみるような宮城内で官衙地域を区割する道路があつたのではないかろうか。SD 126 は第Ⅰ-1 期に、この道路に関係した溝があつたと思われる。東限については全く知見をもたないが、これは I・J 地区を中心として東西ほぼ対称の敷地があつたと仮定すれば 6ABO 区東端付近にあたる。*

南限については、6ABO 区南辺に数条の溝もしくは土塁の存することが最も注目され、この付近に境界線が設けられていたことが想定される。第Ⅶ章で記したように、南接する 6ABP 区で発見された東西に長い遺構は宮城中心で分断されずに続き、6ABO 区が I・J 地区(宮城中心)で東西に区割された状況と異なっている。また現在一条通りが 6ABO 区と 6ABP 区の間に存在し、旧境界上に設けられたような櫓門を呈している。これらのことから南限はこの付近にあつたと考えられる。この南限の境界には時期によって移動があつた。すなわち第Ⅰ期は SD 105、第Ⅱ-1 期には SD 130 と SA 106、第Ⅱ-2 期から第Ⅲ期には SA 109 である。これらのうち最も北にあるのは SD 130 で、南端の SA 105 との距離は約 20 m ある。このうち並存したと思われる SD 130 と SA 106 の間隔が約 18 m ある点は注意され、この間が道路であつたとも考えられる。第Ⅱ-2 期以降は土塁が SD 130 より約 10 m 南に寄るが、SA 109 は南の 6ABP 区遺跡の北境と推定されるので、この場合には道路はなかつものであろう。南限に道路があつたか否かは、6ABO 区と南の地区との関連で、かなり重要な問題となるが、今回の調査では宅地や道路のためにこれ以上を明らかにすることはできなかつた。しかし時代によつて区割をかぎる境界の移動が行われたことがわかり、宮城内の建築群の配置を考える上に重要な事実を提供した。

C 造営期別建物群の特色

ここでは第7次調査までに知られた 6ABO 区全体の状況から、各造営期の遺構の特色について現段階での一応の結論を記しておく。

第Ⅰ期 1 建物数が少く(5棟) その分布は比較的狭い。特に西方区では四半分を低湿地のまま敷地の制約

* この東端の水田下の土壠は地元耕作者の言によれば、特に深い土らしい。地域を区割するための大き

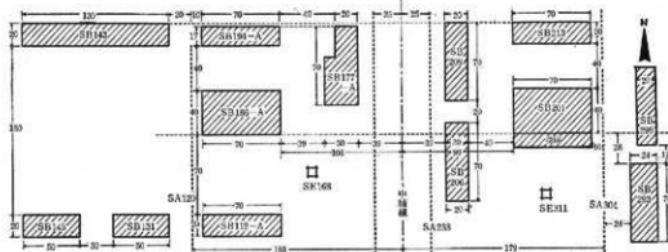
な溝があつたのではないかと想像される。

で放置しており、敷地の利用が不十分であった。2 建物は 9 間 × 4 間 (SB 176), 7 間 × 2 間 (SB 205) など長大なものがあり、その柱間寸尺も 10 尺でかなり大きい。^{*} ただし SB 176・SB 205 共に 10 尺は平均値で、各柱間寸尺には多少の広狭があるし、または方位がわずかに異なる。これは造営が多少粗雑であったことを示すのであろう。3 建物の配置では、SB 176 と SB 205 の側柱列が宮城中軸線に対して対称となるだけで、それらは南北にかなりずれ、全体としての対称性は弱い。4 以上の点からすると、この時期には 6ABO 区が東西 2 群に分れていたとしても各群の独立性は弱く、むしろ全体として 1 区割であり、^{**} 建物の配置にも南北部が低い地盤であつたために敷地が制約され、統一的な計画を持たなかつたものと解される。

**計画的配置
建物と井戸**

第 II-1 期 1 全域におよぶ盛土によつて敷地は広大になつた。しかしながらこの時期には建物の数は少い (3 則)。2 建物の規模は第 I 期より小さくなつたが、質的に向上した。特に SB 200 は 4 面に庇が付き寄棟造りと思われ、またこれとセットになつて背後に SB 212 が付属する。SB 170 も南北に庇があり床張であつた。^{***} 3 建物の配置では SB 170 と SB 200 の南側柱列をそろえ、またこれらの南前方にはそれぞれ井戸を設けるなど、東西両区を対称に置いた明瞭な計画性がうかがわれる。4 したがつてこの時期には東西 2 群に分れて、各区割が建物と井戸の組合せで成立していたと想定される。ただし両区が全く同じ比重ではなく、東方区の方がより重要であつた。5 なおこの期の境界線が宮城中軸線より東へ寄つていたらしいことは、前に述べたが、これはまだ東西両区が独立した 1 区割として成立つておらず、6ABO 区全体の機能を便宜的に分割した程度にとどまることを示すのではないかろうか。

Fig. 19 第 II-2 期造構配置図



**官衙の整備
と拡張**

第 II-2 期 1 南限の土塁を南に移し、敷地はさらに広くなった。建物の数もかなり多く (13 則)、それらがほとんど敷地一杯に配置される。2 建物は SB 194 の梁間寸法を除いてはすべて 10 尺間に統一され、桁行 5 間・7 間・13 間など大きな規模のものばかりである。^{****} 3 その配置は各区割ごとに正殿ともいるべき中心建物を置き (SB 186-201) その周囲に切妻造り建物を配置する形式で、しかも東西両区でほぼ対称となる。^{*****} 4 建物配置や柱間寸尺ばかりでなく柱穴

* 柱穴は身合で方 2.5~2.8 尺、柱径は 1.0 尺程度の割合細いものと推定される。

** 西方区だけをとつても、建物が少ないので官衙として独立した一区であつたとは考え難い。

*** 柱穴は SB 170 が身合で方 2.7~2.9 尺、SB 200 は方 3.5~4.0 尺、柱径は前者で 1.1 尺、後者で 1.2 尺と推定される。

**** 柱穴の大きさは方 3.5~4.0 尺、柱径は 1.2~1.3 尺と推定される。

***** 官衙中軸線から SB 186 東側柱列までの距離 108 尺と SB 201 西側柱列までの距離 99 尺との差は、SB 177 に西庇がついたことによつて生じたものである。なお相 SB 120 と 304 とは第 II 期のものであるが、この対称性によくあてはまることが注目される。

の形状や寸法などの細部に至るまで、東西両区に共通した統一性があり、全体が一貫した計画によつて成立つている。明瞭に両区に分割された点は、前期より一步進めて機能による区割れが計画的で、西区の改築から意図されたことを示す。5 西方区の建物のみは第Ⅰ—2期に改造されるが、これも両区が全く独立していたことを示している。6 なお、中心建物が前期のSB 200および170をうけ継いだ位置にある点は注目すべきで、両期の建物は機能上に一連のものであつて、第Ⅰ—2期は第Ⅰ—1期を拡大整備したものと解される。

第Ⅱ—3期 1 建物数は第Ⅰ—2期とあまり変わらぬほど多く(128), その範囲もほぼ全域に広がつている。2 しかし個々の建物の規模は小さくなり、柱間5間のものが最も多い。その柱間寸尺も7.5~9尺で、10尺間の建物はない。また扇を持つた建物が多いが、扇柱はあまり太いものではなく、* 全体として第Ⅰ—2期の建物より木割く、こじんまりとした感がある。3 建物の配置は、個別的には近接するもので柱通りをそろえているが、全体では整然としない。前期にあつた正規と付属屋といった相互関係はないようで、東西両区の対称性もほとんど考慮されていない。4 建物の区割は、一応東西両区に分れるが、それが1群とならずには3~4棟程度が寄り集まつて1区割をなし、それが何組かある形をとつてゐる。5 以上の建物の規模や配置は第Ⅰ—2期とかなり相違しているが、これは第Ⅰ—3期の造営計画が前期を全く踏襲しなかつたことを示す。前述のように第Ⅰ—1期から第Ⅰ—2期への移行が連続的であるのに、ここで全く不連続となる点は注目すべきであろう。

第Ⅲ期 1 敷地の造成は全域におよんでおり土塹などは広範囲に分布しているから、この時期の建物も存在したはずであるが、中央区の2棟しか発見できなかつた。あるいは小さな礎石を用いていたものが、耕作によつて全く痕跡を残さないのであろうか。**

以上の各時期の建物群を最初に述べたように官衙の一区割として考えた場合に、次のような問題が起る。まず第Ⅰ期と第Ⅰ—1期では建物の性質にかなりの相違があり、特に井戸の有無はこの敷地の機能上に大きな変化があつたことを思わせる。そうすると官衙区としては同一でも、この両期では官衙の機能が異なつてゐた可能性があり、具体的にはここに前後で異なる官衙が位置してゐたのではないかと考えられるのである。第Ⅰ—1期と第Ⅰ—2期の間にこうした問題ではなく、後者が前者を繼承拡大したと思われる点は既に記した。ところが第Ⅰ—2期と第Ⅰ—3期の建物群を比較すると、ここでまた両者の建築的性質が全く異なることが分る。しかしこの場合には井戸を中心とする建物群全体の機能は、そのまま受けつがれ、個々の建物の規模や配置が変化すると解される。これが占地した官衙の移転変更によるか、同一官衙内での時代による機能変化かについては後述するが、現段階では後者の場合と考えている。なお第Ⅲ期と前期との関係は、この期の建物がほとんど検出されなかつたので、不明といわざるをえない。

建物群の配置でこれに類似した遺跡を他に求めると、奈良市法蓮町奈良高等学校校庭発見の掘立柱建物群があり、第Ⅰ—2期群とよく似ている。***奈高遺跡もその性格が明らかではないが、同じく奈良時代に属する両者の類似性は、官衙建築のあり方を示すものとして注目されてよいであろう。

* 痕穴はいずれもやや小さく(身合方2.5~3尺)柱径も1.1尺前後である。

** 第8次調査地域には、第Ⅰ期に属するものではあるが小礎石を用いた建物がある。

*** 「奈良高等學校々庭における掘立柱建物遺跡」(大

和文化研究2-5)底29、この遺跡は京城外に当るが、一条北のすぐ北にある。建物の配置から守院跡とは考へられず、寺經所もしくは食庫の如き官衙的性格をもつたものと思われる。

2 遺 物

A 木 筒

SK 219 から出土した41点の木筒は7型式に分類されたが、そのなかで原形の明確なものは4型式19点である。ここでまずこれらの木筒の形状と記載内容を比較検討してみよう。

請求状況

601 型式は畳形に成形して墨書きしたもので、物資の支給を請求する伝票として用いたものと、(1~6)、その他のもの(7~9)とにわけられる。前者は差出した官司名、支給を求める物質の品目数、発信月日の順に記載するのが通則で、発信者の前に、「謹通」「謹啓」と冠辞を記したもの。発信月日を省略したとおもわれるものなどもある。支給を求める物質は木猪2・3を除けばすべて食料品であり、これらの木筒は諸官司から食料の支給を求めた伝票で、請求宛先に残されたものであろう。以下これらの中身について問題となる点を若干考察してみたい。

木筒1は、法華寺から竹波命婦御所の用料として小豆・鹽・米蔵・酢の支給を請求したものであるが、上の4類はさらに大床所の用途(鹽、或は鹽と小豆)とそれ以外にわかる。法華寺は当時高野天皇の御在所で、天平宝字6年5月保良宮から帰つて、この寺に入り、* 以後しばらく宿まられた。法華寺は宮寺ともよばれたように皇帝と深い関係があつたから、天皇の御所として随時に利用されたものであろうが、入寺直後に出来ている事柄もあわせ考える必要がある。** このような天皇と法華寺との関係からすれば、その僧尼に侍した女官等は形式上、一応寺の管轄下に入つたものと思われる。竹波命婦はのちに承徳天皇時代に掌膳であつたので、***宝字7~8年頃も膳司に関係した女官と推測される。とすれば、竹波命婦御所は、後宮の膳司的なものであろうか。しかし正式の官職名がなく竹波命婦御所と記されているため、竹波命婦を含めた女官等の食糧をも請求したものとみられ、天皇供御に關係する機関とするよりは、平安時代初期以降の史料にみえる「女官厨」のような所とも考えられる。**** この点で竹波命婦御所と大床所の關係が問題になる。大床所についてはさきに天皇の供御物を調えるところと推定したが、*****さらに観察していくば、内膳司内の「御膳所」のような性格をもつていたのではないか。*****このことと竹波命婦御所を膳司的なものとする考え方を結びつければ、大床所は命婦御所に包摂され、特に天皇御膳のものを調達する一機関となる。寺が請求し、これを命婦御所が受け、さらにその一部も大床所の用料にあてるという、この木筒の請求型式からして、上に述べたような竹波命婦御所→大床所の系列は十分考えられるところである。しかし命婦御所を女官厨的なものとすれば、大床所はこれとは独立したものとなろう。この考え方からすれば、命婦御所が天皇の供御物を含めて請求した理由が説明されねば

* 純紀 宝字6年5月辛丑条

** 同 神武6月庚戌条

*** 同 畫雲2年6月庚寅条

**** 純後紀 承和9年丁酉條 「女官厨當」とは「女官厨引當」のことであろう。延喜式卷12中巻(女調理)、卷18式部上、巻35大炊、巻50雜式

太政官類家は三代実錄天安2年12月13日条、持從西は類聚符立抄卷10弘仁13年正月20日宣行、單に厨

家としては類聚符立抄卷6弘仁3年12月28日宣旨が早い例であり、官司所属の歴史は平安時代初期以降に見られる。これらと全く同じものが奈良時代に存在したか否か不詳であるが、少くともその先駆的形態のものが存在していたのではないか。

***** 第Ⅴ章 1 木筒 参照

***** 延喜式卷39内膳司 用料類

ならないが、竹波命婦が両者を兼ねて監督したとすれば、これもあり得ることである。以上2つの考え方によつて、この木簡の請求先も二様に推定される。第1の後宮膳司的なものとする仮定に立てば、当然天皇供御の調達機関である内膳司へ請求したと考えられるし、^{*} 第2の女官房とすれば大膳職へ請求したとすべきであろう。^{**} この点は 6ABO 区の官衙名を決定する重要な鍵となるものであるが、いまはいずれとも決し難い。

木簡2の差出部署主殿寮は灯闇や頬頭を主張するが、^{***} ここから他へ「火」を請求することは何等かの儀式に関連するものかどうか記録上は明確でない。単純に火種を求めたとすれば、宛先として常に火を用いる大膳職、大炊寮、内膳司などが挙げられるが、他の官司でも差支えはない。

木簡4には、「□□□□所」とあり、これが請求者である。官司内には、例えば内膳司の「御膳所」・「煮雜羹所」・「集餅所」・「漬菜所」のように、職掌に応じにくいつかの下部機構があつたが、^{****} この「□□□□所」もその種のものであろう。職掌の下にある「所」が、所轄の官司の手をへずに、直接他の職掌に物資の支給を求めるることは考え難い。この木簡の宛先は、所轄する職掌そのもの、もしくはそれに属する他の「所」であろう。

木簡5・6は常食の支給を請うたものである。6は文字を僅に残すのみであるからひとまずおき、5を中心にして考えることにしたい。差出部署の部分は欠けており、どこから出したものかは不明である。職員令集解を見れば、常食は通常飯を指すものとあるが、春米などをふくむ場合もある。^{*****} その支給量は官職により一定しないから、「三斗」をもつて差出人を推定することも不可能である。今によれば飯・春米・雜穀の支給はいずれも大炊寮の所管であり、この木簡の宛先は大炊寮と考えられなくもない。しかし大炊寮から一括支給を受けた職掌に対し、その官司内部から分給を請うたものとも考えられる。したがつてこの木簡5・6の宛先を決定することは困難である。なお裏面は上方の文字が消えており、意味を読み難いが、「副飯口送」とあることにより、この「常食」は飯ではなく白米(春米)を指すものと考えられよう。601型式で伝票以外のもののうち、木簡9は万葉仮名で書かれているが歌謡とも散文ともきめられない。他と比較してきわめて薄く、これは伝票その他として用いられた木簡を削つて再使用した1例と考えられる。木簡に万葉仮名を記した点は、さわめて珍しく、木簡の用途がかなり変化に富むことを示すものといえよう。

601型式の木簡の比較資料には、正倉院南倉の紳札6点や、秋田県弘田村出土例、^{*****} 神奈川

- 天皇供御料は、大膳職から月料の形で内膳司に被され、そこで管理された。しかし高野天皇が法華寺に入られた時、御膳を掌つたのは内膳司ではなく、竹波命婦御所であつた、これは内膳司から一応独立したものと考えられる。したがつて高野天皇が御御料を内膳司ではなく、直隸大膳職に請求することが全くなかつたとはいえない。しかし忠志の職掌によつて、宛先は内膳司とする方が素性が高いと考えられるが、このころの政府の複雑さからいつてもい、それともきめがたい。なお後者をまちたい。
- 宝字4年6月25日奉還大膳御料旨書膳料御物調用帳には、醫司から木賛・醫・餅を附けており(大日本古文書4-p. 421)、大膳職からは塗その他の物を請つたことが記されている。これによれば、當時大膳職から醫などを掌るところが独立して一つの司となつていたかとも考えられる。しかし同年8月3日後一

切餅料雜物焼飯によれば大膳職から醫・木賛が附けたむねが配されており(同14-p. 425)、醫司がこの時に大膳職から独立した官司であつたとは考え難い。したがつて木簡1が醫・末醫・餅を請求しているからといって、特に宛先を醫司と考える必要はない。

*** 職員令主殿寮

*** 延喜式卷39内膳司、なお大膳職にも「醫院」・「藥子所」等がある(同卷33大膳下)。

*** 職員令集解大炊寮条朱記によれば常食=飯と考えられるが春米・黒米その他の食料をも含めた場合が少くない。(宝字6年正月14日滋石山寺所食物用帳一大火占6-p. 5~33~その他)。

***** 『史蹟清左報告』第3 文部省、p. 35「件號請取回四月廿六日 寺寺生仙氏雅」

県下曾我出土例などがある。^{*}正倉院所蔵の6点のうち「装束司様」の1例を除いた5点はすべて品物にそえた札と考えられ,^{**}また払田柄の例は鐘の詰取状と思われる。このようにこの型式の木筒の用途は多様であつたことが推察される。

荷札 形態に特色のある603型式5点は、上下端左右に切込みがあり、その部分に糸痕がついていることから、他の器物にしばりつけたものと推定される。記載内容をみると国郡名に統いて調の塗・雜役の胡桃子・中男作物の口等の名があり、裏面に年月が記される。この5点は、明らかに地方からの貢物につけた札である。このうち木筒10のみに孫・F主名がみえ、他に欠けていることは、賦課単位が戸である調と、郡単位の雜役・中男作物との違いによるものである。裏面の年月は各図での収納年月を示すものだが、これが実際の収納日かどうか疑わしい。正倉院所蔵の調の貢物につけられた紀年でも大部分が10月であるから、この種の記載はかなり形式的であつた可能性が強いと思われる。603型式の比較資料には、三重県勢井遺跡から出土した同形品があり、似た用途のものであると推定される。^{***}604型式は上端左右のみに切込みがありこの点で603型式と同じように他の器物にしばりつけたものと考えられるが、一面に品名のみあつて他に記載はない。ウニは賦役令で漏の雜物の一にあげられており貢納時には当然荷札をつけたであろうが、この木筒には地名・年月の記載がないから、次の605型式と同じような平城宮内での保管に際して付けた木札と考えられる。

付札 これと全く同一型式のものに、正倉院南倉第260柄の雜牌がある。これは品名や所屬場所だけを記した付札である。^{****}これに似たものは長方形または台形の頭部を圭頭・準頭・方頭・杏角頭などに作つた分製・木製の牌が経巻や御物類の付札として正倉院に多数みられる。^{*****}

605型式は4点あり、柏と海藻の品名を記すのみで他に記載がない。604型式同様、保管の際の付札であり、604・605型式の形態の違いは、保管方法の差異によるものであろう。

606型式は短冊形ではあるが、他とことなつて、きわめて大型であり、孔を穿つて2枚以上連鎖してつかわれたとおもわれ、この点で用途など全く考えつかない特殊なものである。

609型式は木筒の削り屑で、これだけでは原形を判定することができない。しかしこのような削り屑の存在は一度使用した木筒の文字の部分を小刀で削りとつて再使用したことを端的にしめすも

* 三重県勢井遺跡

** 正倉院南倉に現存する601型式の木筒は、次の通り。

a 勝宝5年3月25日装束司詰（大日本古文書12-p.428）

b 同5年3月28日仁工会所注文（同12-p.429）

c 9歳正月27日河内經織銅蓋換納文（同13-p.212）

d 5月23日河内豊能定平火打・藤原納文

e 宝字元年閏8月10日法平經流奉詰文案（同13-p.237）

f （牛月日本群）可選上筆經師歷名（同13-p.240）

aは装束司から東大寺政所に宛てた牒であるから、木筒1~6と同様の機能を果したものということができる。しかし bは仏像以下の法文であるが、文面からは他の宮司などに宛てたものとは考えがたい。c

は経巻などの員数を改め納めた時の札で、これまた他に宛てたものではなく、むしろそのものに想えら

れていた札と考える方が妥当なようである。eは、記載したことから、法事經疏を内裏に講じた時の文書という考え方も浮ぶが、勝宝7年5月3日弓削所經織経請外島候帳（人口古13-p.135以下）、勝宝7年經織鐵職等奉帳（同13-p.192以上）の各条項と比較すると、文面は極めて類似している。この経疏はともに他から借りりけた純の捺えともいいくべきものでこの木筒は内裏への請求に、直接使用したものでなく、何時誰の命で何處から請うたもので使用責任者は誰かを記して、経卷に覚えとして添えた木札と考える方がよさそうである。fもまた文面からは、他に宛てたものと考え難い。したがつて、b~fの5点は木筒1~6のような他に宛てたものでなく、物に添えた添札と解したい。

*** 『三重考古古編』p.76

(9) (A)

**** 「孫別郡口詔亭口口口一軒」

***** 『正倉院日録』

正倉院には付札として木筒の前に紙袋、布袋もある。

のとして注目される。この中で木簡30は物価を記している点が、他のものとことなつてゐる。

このように、木簡は牒など正式・略式の文書や付札・荷札として事務処理のために、あるいはメモ風のものや書類のために用いられており、きわめて広範囲に使用されていたことが推察される。さらにこれら41点の木簡が、SK 219 上墳で一括して出土したことから、以下に述べるようことが考えられる。第1にSK 219 がその存在する 6ABO 区の官衙のごみ場であると考えられるから、木簡の記載内容はこの地域に宝字末年に存在していた官衙の決定に役立つものである。第2に紀年鉛の存する木簡が4点あるが、宝字5・6年に集中しており、その他に記載内容から絶対年代の推定できるものも宝字年間後半で、SK 219 の埋没年代が推定される。このことによつて、第3に SK 219 の埋没年代が、その遺跡における順序から 6ABO 区の建物をはじめとする遺跡群の絶対年代決定の基準となり、遺跡の相対的編年による絶対年代の一点を組み入れたことになる。また第4に作出した各種遺物の絶対年代が推定され、特に多量に出土した上部の場合にはこのことは奈良時代土器研究にきわめて大きな意義をもつてゐる。

さきに述べたように、木簡は当時きわめて広範に使用されていたと考えられる。このことは、正倉院文書などに残された多量の記録が紙に記されていることにより木簡の使用などを注意しなかつたこれまでの常識をくつがえすものである。また、平城宮やこれと関連の深い正倉院にみられるることは中央諸官衙で使用されていたことを示すが、さらに平安時代前期をくだらない三重県袖井・神奈川県下曾我・秋田県弘田横の諸遺跡の出土例は全国的に8・9世紀頃地方官衙でも木簡による事務処理が行われていたことを推定させる。

このような木簡を利用する事務処理がいつからわが国におこなわれたかは、今日これを知るすべもない。しかし、大化前代の官司制の発展の中で、中央政府の書記官として大きな役割を果した船化人「史」がこの種の事務処理を行ひ得たことは十分推察できる。その後も、律令体制の整備にともなつて全国的に利用されるにいたつたものであろう。

木・竹簡は周知のように中国できわめて古くから用いられていた。竹書紀年や長沙の戰國墓のそれはおくとしても、19世紀末以来の中央アジアにおける西欧・日本の学者の調査により、多くの漢晋代の木簡が発見され、東洋史上に大きな寄与をなした。なかでも内蒙古自治区カラホト(昭烏拉)を中心とする地域において発見された約1万点の木簡は、文書・符銘・信札・経籍など豊富な内容をしめし、重要な史料価値をもつものである。^{*} これらの漢代の木簡は平均長さ23cm幅1~1.5cmほどのものが一般的で、平城宮出土の601型式はほぼ同じ大きさである。それにもまして興味深いのは、彼地でもまたごくすて場から出土し、多数の削り屑とともに残っていることである。この点で平城宮の木簡も中国の木簡とおなじ用法のものであつたことがしられる。ただ我國の例に経籍や冊書などがみられないのは、それらには紙が使用されていたためであろう。また中国では漢晋代までの用例しか知られていないのに、わが国で8・9世紀まで用いられていることが問題となるが、燐煌、コータンその他の場所では、8世紀末から9世紀にかけてチベット語で書かれた木簡が検出されており、中国周辺地区では紙が入手しにくかつたこともあって、中国の前代の遺風を伝えたものであろう。^{**} 平城宮での木簡の出土は、かつて中国から移入された事務処理法の一端として、木簡がわが国で一般的に使用されていたことをしめた点で重要なものといえる。

* 中国科学院考古研究所編『四延深簡甲編』(考古学專刊乙種 8 号) 1959.

Documents Concerning Chinese Turkistan
(Royal Asiatic Society, London) 1955

** T. F. Thomas, "Tibetan Literary Texts and

B 尾 瓦

瓦出土状況 今回報告する 6ABO 区の発掘で出土した軒瓦は 307 個である。この数は、100a をこえる調査面積と検出された建物の数からみれば、非常に少い。^{*}また、出土状況は大正年間の官跡保存工事の際に現調査地周辺でみられたような密集した状態ではなく、^{**}種々の型式の瓦が調査地全般にまばらに分散した状態であった。瓦の出土個体数のすくない理由の一つとして、瓦葺でない建物の存在を考慮せねばならないが、瓦が分散して出土するため個々の建物について瓦葺か否かを判定することは困難である。ましてある特定の建物に用いられた瓦の型式決定は不可能であり、建物の造営時期を瓦の型式にもとづいて判定することもできない。

二組の軒瓦 軒丸瓦と軒平瓦の組合せは出土状況から決定すべくもないが各型式の個体数の統計をみると（別表 3）、軒丸瓦では 6282 が 30.5%，6133 が 31.3% をしめ、軒平瓦では 6721 が 30.9%，6732 が 23.2% となり、計 41 型式の軒瓦のうちこの 4 型式のものが出土総数の半数以上をしめている。他の 37 型式の大部分はおのおの 5% にもみたず、この 4 型式で 2 種の組合せを考えてもよいとおもわれ、*** 外区文様の珠文の形状や上質などの類似から、6282-6721 と 6133-6732 の組合せを推定できる。この推定は川土状況からもううけができる。建物の柱穴や溝から発見した瓦を、その造営期別に分類すると（Tab. 9）、6282-6721 は第 I 期に 7 個ずつ出土し第 II 期以後は稀であるのに対し、6133-6732 は第 II 期以後に多い傾向を示している。このことは 6282 と 6721, 6133 と 6732 が組合いで、前者の組合せの軒瓦が後者よりも先行する時期のものであることを示すものと考えられよう。6732 は一般に東大寺式と呼ばれ、6235 と組合うと考えられているものだが、6235 はわずか 3 個体にすぎず、6ABO 区では 6732 が 6133 と組合うものと考えられる。****

瓦当厚の変遷 22 型式の軒丸瓦を通観すると、瓦当の厚さにかなりの差がある。それを瓦当の厚さに対する向径の比で表わす。***** その比を横軸に、縦軸に瓦の個体数をとつて、各型式ごとに頻度多角形を書いて

Tab. 9
造営期別瓦出土個体数量表

期	I	II	III
型式			
6133-A	●●●●		
6133-B	●		
6133-C		●	
6225	●		
6281-C	●		
6282-B	●●●●		
6282-D	●●●		
6282-E	●		
6282-F	●		
6284	●		
6301-C	●		
6304-A		●	
6311-A		●	
6311-C	●		
6313-B	●		
6575		●	
6641	●		
6663-B	●	●	
6664-A	●		●
6664-C	●●●●		
6682	●		
6721-A	●●●●		
6721-C	●	●	●●
6721-F	●		
6732-A	●	●●	
6760	●		
6761		●	

(●は 1 個体を示す)

* たとえば川原寺では薬師堂棟が約 110a で 1122 個の軒瓦が出土し、興福寺食堂跡では 30a の調査から 462 個出土している。

** 上田三平「平城宮跡調査報告」(精査報告 2) 大 15 *** 出上個体数の統計によって組合せを決定する方法は飛鳥寺、川原寺、興福寺などの調査で採用した。

**** それぞれの型式における組合せに関しては現在では明らかにできない。ただ最近のところ、6133-A-C と 6732-A が、また 6282-B と 6721-C が組合うのではなかろうかと思われる程度である。

***** 瓦の面積は一定しているが、瓦当の厚さをどこ

で計るかによって比は大きく変化する。瓦当裏面から外縁上端までを厚さとするのも一案であるが、外縁は磨耗が甚しいので、その数値は不確実であるから、ここでは瓦当裏面から中筋までの数値を瓦当の厚さとする。このような頻度表では各型式についてかなりの個体数がないと無意味で、10 個以上出土しているものだけを取り上げた。6311, 6225 は 6ABO 区では少數例しかないが、他の区では多く採集されているのでそれを加えた。また各型式は幾つかの種類に分れるが、ここでは A は 6282 が B は 6133 が A・C をその型式の代表とした。

みた (Fig. 20)。これによると 6225 の瓦当厚さの標準は 0.22, 6311 は 0.20, 6282 は 0.20, 6133 は 0.15 にもとめられる。このように 6133 が薄く、6225, 6282, 6311などがそれより厚いことが明瞭に判定できる。ここで参考に興福寺食堂調査で検出した 6301-A を表に加えると、その標準が 0.11 付近にあることがわかる。6301-A は興福寺創建時すなわち和銅初年のものであり、* 6133 はそれに組合 6732 が西大寺西塔の発掘調査で、** 宝龟初年のもので

あることが明らかにされており、Fig. 20 から 8 世紀始めから時代の推移とともに瓦当の厚さがまし、6225 で最高に達したものが、再び薄くなりはじめ、8 世紀後半には 6133 のようになつていつた傾向が認められる。

瓦当厚さの変化に対応して瓦当と丸瓦の接合手法に差が認められる。6301 では接合部の内面に粘土を薄くおき、指で押されたのみで、縦断面は明確な棱をもたず、横断面は半円弧となる。*** 6311 や 6225 (PL. 44) では指で押された後をへらで削りとり、縦断面には明確な棱がみられ、横断面は半円弧となる。6282 (PL. 44) もへらで削りとのことで縦断面に棱が生じるが、前述の 3 型式に

瓦当接合手
法の変遷

Fig. 20 軒丸瓦瓦当厚指数型式別変遷図

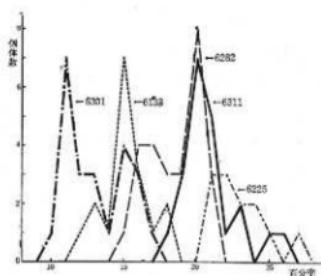
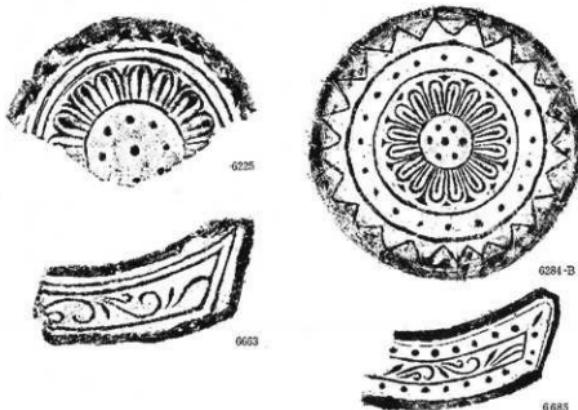


Fig. 21 奈良市中山町瓦窯跡出土軒瓦 1:3



* 奈良國立文化財研究所「興福寺食堂瓦當調査」(奈文研院7) 第34 なお、6301-A と同様式の 6301-C は 6ABO 区からも 3 個出土しているが、その比は A と同じである。

** 大岡実・鶴野清「西大寺東西回廊」(日本建築学会

会論文報告集54) 図31

*** 丸瓦に瓦当をつけることにより、瓦当裏面から丸瓦内面につながる曲線と、瓦当裏面に丸瓦との接合縫が生じる。ここでは板に前筋を縦断面、後筋を横断面とよぶ。

比して、粘土を厚くおくため縱断面は直角に曲らず鉛角になり、また横断面も台形になる。6133では指で押さえるのみだが、粘土を厚くおいて縱断面は腰をもたない内鶴する曲線となる。しかし横断面は半円弧となる。

軒平瓦もまた型式によつて類の形が異なる。8世紀始めの6301と組合う6671が幅の広い段類をもち、70年代の6732では、文様・手法などからみて平安朝初頭のものと思われる6801*と同じような曲線類となる。この2型式の間においてよいと思われる6664は幅のせまい段類をもち、6721は曲線類となつている。

瓦器

平城宮に使用された瓦の製作地を考える場合、問題になるのは奈良市中山町で発見された瓦窯跡である。現在までに平城宮跡北方の奈良山丘陵で43基の瓦窯跡が発見されているが、中山町には現在確認されたもののみで7基ある。この中山町瓦窯跡は四寺大寺所蔵の「京北斑田図」にみえる「瓦屋里」の位置と一致している。この窯跡では7基の他にも広く瓦の散布が認められ、採集軒瓦には数種の型式があるし、平瓦にも桶巻作りと一枚作りの両者がであることなどから、この「瓦屋里」ではかたり長期にわたつて瓦生産が行われたと推定される。採集した軒瓦には、6225—6663、6284-B、6307、6685 (Fig. 21) など平城宮跡出土と同型式のものが多くみられる。平城宮に用いられた瓦の一部がこの地で製作されたことは明らかであり、その規模、生産期間の長さからみてこの瓦窯群が当時の平城宮所用瓦製作の中心地であったと推測される。**

C 土 器

土器の編年

前章の土器の報告では、13の土器群の相互の関係については触れなかつたから、まずその点についてやや詳細に考察してみよう。これらの土器群の年代の前後関係については、這標の時期からある程度の概要を得ることができる。***しかし、土器の変化を軸とした土器群の相互関係と這標の時期が一致するか、土器の様式の相異によつて這標をさらに細分しうるかといつたことがなお問題になる。この問題を解明するために各土器群に共通に存在し、器形の変化に時間的推移を反映していくと推定される土師器杯AIを手頭に選び、それをもとにして土器群の時間的関係を追求してみよう。SK 219とSA 109の出土土器を比較すると、土師器の杯AIは口縁部の外傾度に差があり、それがおそらく時間的推移に比例しているであろうことは推定できる。この変化をしめす指標として、杯AIの口縁端部からおろした垂線と器高の刃の高さにおける器壁との間の距離(b)にたいする器高(a)の百分比をみると (Fig. 22)、SK 219からSB 116までのAグループ (26~40)

* 6801は出土状況からみて平城上京が平城に居つた時期のものと想えられる。

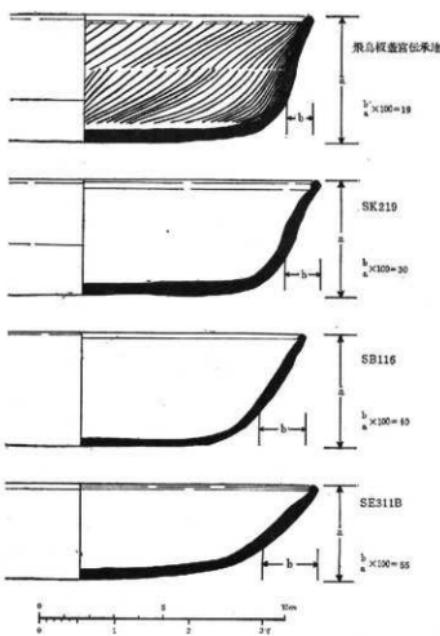
** 中山町が当時の官瓦窯の中心地であつたにちがいないとしても、それがいずれの宮に属していたかを現在では明らかにし得ない。

瓦から官名を明らかにできるのは6801のみであつて、この瓦の中心部の中央に書かれた「修」の字は、修理職をさすものとおもわれる。修理職が少くとも平安朝のある時期には造瓦をもおこなつていたことは、寛仁2年(1018)の太政官符に「修理職瓦屋」の記がみえることから確かであるが、修理職の設置されたのは弘仁9年(818)であるから、大隈年間にはまだ存在していないことになる。けれども修理職

の前身と考えられる修理左右坊城使はすでに神農院置年間には存在していたとみられるので、6801が修理職あるいは修理左右坊城使に属する官瓦窯で作られたものと考えることができよう。ただ、これが平安京の瓦窯で作られたか奈良の地で作られたかは不明である。なお藤貞幹の「新古日録」にみえる「修」をもつた瓦は、6801と同じ型式のものとおもわれる。

*** Tab. 6に示した這標の時期には、道跡の遺跡開拓や層位でなくて、組合された土器の編年によつて決定したものがある。なお、本節では土師器は特記せずに杯A、窓Bなどと記した。

Fig. 22 土器器群 AI 口縁部比較図

Tab. 10 土器器群 AI 口縁部外傾指
数表

グループ	造 様	外 傾 指 数
A	SK 219	26~30
	SG 180	34
	SD 126	33
	SK 107	36
	SK 134 SB 116	30~34 35~40
B	SK 140	51~58
	SA 109	56~58
	SE 311-B	55

と SK 140 から SA 109 までの 土器群の二大別

B グループ(51~58)に大別できる (Tab. 10)。^a もちろんこの指數であらわされたような器形の変化は、通常漸進的なもので、このような区分にはかなりの主觀性をともなう。^{**} まして、A グループ内の指數の差異が、その群の時間的な違いを示すものとは簡単にいえない。そこで、後に問題にする SB 116 を一応除外して、その他の A グループの土器群を検討し、この指數によつ

A グループ
の検討

て一括することの妥当性を調べてみよう。SK 219 の杯 AI の指數は 26~30 であつて、30 以上を示す他の土器群のものより小さい。このことは、年代的に先行する飛鳥板蓋宮伝承地出土杯 AI ^{***} の指數を参考にしてみると (Fig. 22)、SK 219 のものが他の土器群に先行する 1 群であることを示すと解しうるであろうか。

SK 219 にみられ、他の A グループのものに稀な要素をあげると、木葉底手法 (a 手法) とへら磨き暗文手法がある。木葉底手法は、杯 A と III A にあり、185 個体中 13 個で、最も普遍的な底部へら削り手法 (b 手法) の一工程前において製品化したものである。従つて特にこの手法による土器が時間的にさかのぼるものとはいえないが、他の群に木葉底のみられぬ点は、この手法が古い技法の残存によるものであることを示すものかもしれない。^{****} へら磨き暗文手法は、III A と高杯 AI に

木葉底手法

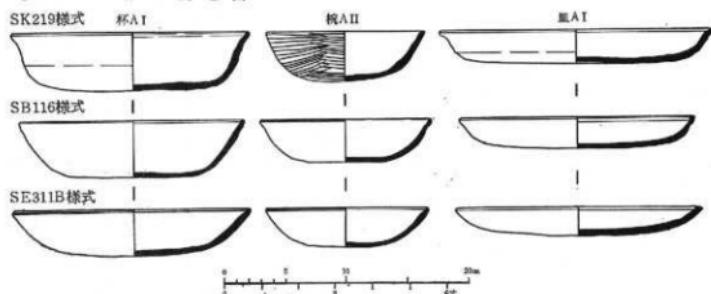
* 口縁の外傾度を示す指數は、口径乃至深窓に対する底径の比率によるのが理想的だが、底部と口縁部の境界が不明瞭だから、できるだけ底に近くへら削りの影響をあまりうけないと考えられる器高 H の高さにおける距離を底径に代用した。

** この種の指數は原則として完全に同一系列の土器で、土器の個体的特色を排除するために、土器群を單

位としたものをもととして考察されねばならない。
*** 『飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告』(奈文研学報 10) 記 36

**** 船橋遺跡 B 地点出土の杯 AI に木葉底手法が認められる。船橋 B 地点出土土器の多くは今回報告したのより古い時期に属し、木葉底手法による不調整底技法は時間的にさかのぼるものと推定される。

Fig. 23 土器様式変遷 図-1



暗文手法のあるが、皿Aの147個体中4例、高杯Aの1例を合せて5例にとどまる。暗文装飾手法は、古くは皿類のみでなく、杯・碗の頸にも必ずといってよいほど採用されたものである。^aそれがSK219では1器形のうちで3%にすぎないことを、器形的に限られ、かなり粗雑な施しかたであることは、その暗文手法の衰退を示すものであろう。また、その5例のうちの3例をもつ皿AIでは、暗文のあるものが口縁部の外反彎曲するもののみである点も注意されてよいが、口縁部の外反彎曲する皿AIはわずかに17例にすぎない。^{**}須恵器でも、蓋Aの系列のものは他にもあるが、蓋B・Cの系列はSK219以外にないことは注意する必要がある。^{***}

^Aグループにみられる古い要素
ここで他の群に目を転ずると、SG180の暗文のある碗B261^{****}やSD126の暗文を作成する口縁部の外反彎曲する皿AIb271や、SK107の古いと考えられる異なったへら削り手法の碗AIb274などを、他には稀な古い要素として指摘することができる。すなわち、特にSK219のみ古い要素があるとは断言できない。そこで、土器類AIで、杯AIと同様な指標をとつてみると、SK219では30~38となり、SK217・SG180・SK107・SD106・SK134ではすべてその30~38の範囲内にあつて、碗AIを基準にすれば、これらの土器群には差がないことになる。

以上のように、Aグループを構成する土器群は、SB116を除いて、その各々に古い様相をとどめる土器を含んでいるが、多くは似かよつたものであつて、特に新しい要素を含むものを指摘できず、これらの土器群が成立した時期はあまりへだたつていないと考えられよう。^{*****}

^SB116出土
つぎにAグループから除外したSB116の土器群を検討してみよう。この土器群の杯・碗・皿の類の整形手法をみると、口縁端部まで外面を削るc手法のみである。他のAグループの土器群では、へら削きで飾るのを通則とした碗Aや、c手法が稀な杯Aの系列の土器まで、このSB116ではc手法によつていることは注意すべきである。c手法は、SK219の杯Aで38個体中1例、碗Aに

^a 例えば、大阪府船橋道跡B地点や飛鳥板蓋宮伝承地の出土土器で多くみられる。

^{**} 暗文手法を作成する口縁部の外反彎曲する皿A類が特にBグループにみられるのは、後述するc手法の全面的採用と無関係であるまい。

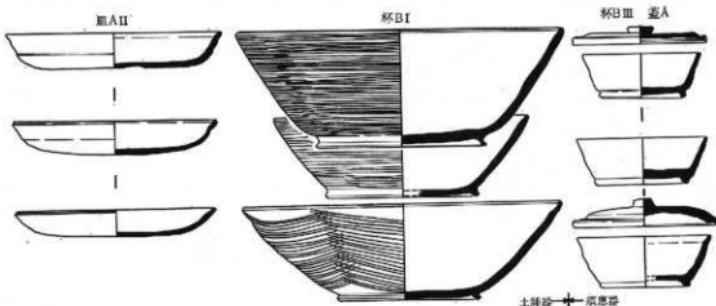
^{***} SA109 出土土器群に、蓋Bかともいわれるものが1例(107)あるが、SK219のそれと間系列と断定するには疑問がある。なお、この蓋AとB・Cについて、のちに土器の生産地を問題にすること

ろである。

^{****} 『船橋』第14回 270~272、「飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告」(奈文研学報10) PL. 26-2・3であり、時代の古い遺跡で多く検出される器形である。

^{*****} これらの土器群が形成され始めた時に、ついては、その遺構の性格からも推定されるように時差があるかも知れないが、明確にSK219以前の時期の一括の比較資料がない現状ではそれを指摘できない。

Fig. 24 土器様式変遷図-2



は皆無。やや多い直Aで147個体中40個体にすぎず、一方Bグループでは圧倒的多数がこの手法によっている。さらに、杯BI(302・303)は、Bグループに多くみられる器形でありながら、なおBグループのものより深い傾向にあることや、蓋A(300-301)の上面のへら磨きが頂部と縁部を分けて薄く2段磨きの方法でなく、後に盛行する1段磨き手法のものであることも、*第1グループのなかの他の上器群にみられぬ新しい要素としてあげることができる。また、碗AIIの器高が3.8~3.6cmであつて、SK219の4.6~4.0cmと第2グループでの3.4~3.3cmの中間にあることや杯AIの指數に40があることも、この土器群の編年上の位置を示すものといえるであろう。この様にSB166の土器群の成立時期はAグループの他のものよりおくれた段階にあると考えられる。

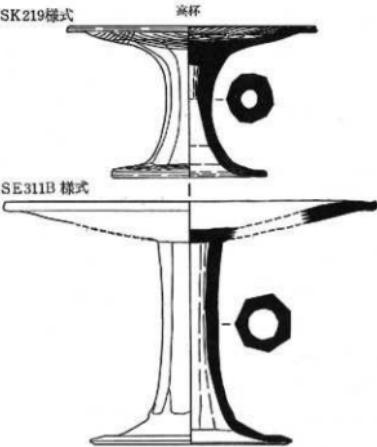
Bグループは、内容の豊富なSK140やSK234などの土器群が未整理なので、詳細な考察は後日にゆづるが、このグループを構成する土器の二、三の手法上の特色をあげると、まず土器群の供膳形態では外部全面へら削りのc手法が圧倒的で、へら磨きで土器を飾ることは杯B、それと対になる蓋Aや高杯など特定の器形に限られている。しかし、小型の器形では、320のように外面は口縁部を横になら、底面は成形時の凹凸のまま残す手法があらわれる。**これはこれまでc手法がとら

Bグループ
の特色

* 後述する第7次調査検出の井戸底(SE 311-B)出土の土器群の蓋Aはすべてこの手法によっている。

** p. 71 註1参照、この新しい不調直底手法は最初

Fig. 25 土器様式変遷図-3



から土器の器底を薄く作り、薄く削る必要をなくすことと関連するもので、起源的に古い不調直底と関係なく、遺物でもかなり明瞭に区別できる。

れていた他の器形にもややおくれて採用される手法の先駆ともいべきもので、Aグループの不調整底のように木葉底になるものでない。凝固した暗文手法では、ラセン状のもの(320)があることが注意される。しかし、放射状のものを欠いており、放射状暗文とラセン状や連弧状暗文が組合せになるのを原則としている古い暗文手法と明確に分離される。^{*}また、各器形をみると、大きさの画一性が失われ、形態的にみて系統的な位置の不明瞭なものがみられるようになる。また、例えば土師器高杯の脚高や須恵器蓋の立筋形のつまみなど、器形や結部の手法でAグループと異なる多くの要素を指摘できる。杯AIの指標はこれらの要素の編年上[†]の位置を代表したものといえる。

土器群成立の3段階

このように、13の土器群が成立するのに3つの段階が認められた。すなわち、第1段階にはSK 219を代表としてSK 217・SK 220・SG 180・SD 126・SK 107・SD 106・SK 134が、第2段階はSB 116とSB 143・SB 194Bが、^{**}第3段階にはSK 140・SK 148・SA 109が土器群として成立したのである。

この3段階は、遺構の造営期にもほぼ一致し、第1段階は第Ⅰ-2期までであろうし、第2段階は第Ⅰ-2・3期に、第3段階は第Ⅱ期と対応している。現状では、遺跡で決し難い遺構の時期区分における位置を土器で推定することはできるが、遺跡で決定された遺構の造営期をさらに伴出土器によつて割分するにはいたつていよい。各段階の絶対年代については、第1段階はSK 219によつて天平宝字7年がその存続年代の一点となる。また第3段階の土器は、第7次調査で6ABO区で検出された井戸口(SE 311-B)底から出土し、平城上皇没年(824)にごく近く埋没されたと推定される一群の土器に類似するが、これまで述べた土器の変化の傾向からみて、それより新しいものとすることのできる要素はなく、第3段階の下限をここにおくことができる。したがつて第2段階はその中間に年代を求められよう。

土器の3様式

次に、この3つの段階の土器を3つの様式として把握し、その各々の土器型式の変遷過程を述べるべきであるが、すでに触れた所と重複する点も多いので、各様式の典型的な土器の変遷図をかかげて、記述にかかることにする(Fig. 23-25)^{***}

平城宮出土土器の特色

出土土器の年代を一應決定したので、次にその性格について二、三述べてみよう。これまでの考察では、土師器が中心となつてゐる。SK 219をみると、出土土器401個体中土師器が83%をしめ、須恵器は17%にすぎない。他の土器群も、ほぼこれに近いか、むしろ須恵器の比率がより低い場合が多い。これを袋内的一般住居跡の例と比較するため、出土土器の大半が奈良時代に属する大阪府柏原市船橋遺跡の場合をみると、^{****} 6割余が土師器で、須恵器が4割に近い個体数を示してゐる。土器の考察で土師器が中心となるのは、その主流が土師器であることによるのであり、逆に須恵器の寡少性を平城宮出土土器の特色の一つにあげることができる。

土師器の内容をみると、煮焚のための器が11.4%であるのに対して食事のための器が87.3%をしめる。先の一般住居跡の例では、前者が46%後者が35%となる。この点で注意されるのは、平城宮の土師器には、貯蔵用の形態である壺類が皆無に近いことである。壺類は、甕・杯類とならぶ土師

* 黒色土器や瓦器の略文はこの新しい技法の系列につらなるものである。

** SB 143-SB 194については、他と比較する適当な剖面を欠くが、須恵器杯B(80)からみて、第2段階に属せしめるのが妥当と考えられる。

*** この3様式は主要な土器群を出した遺構番号によつて、SK 219様式・SB 116様式・SE 311B様

式と仮称する。変遷図もこの3遺構の出土土器を中心として作成した。

**** 税記せぬ限り、袋内一般住居跡の比較資料として大阪府柏原市船橋遺跡B地点の遺物『船橋1』のデータを用いる。ただし、船橋遺跡を単純に一般住居跡とみなすのは問題があるが、他に適当なものがないからやむをえない。

器の基本的な器形の一つであり、主に須恵器がはたしている貯蔵の機能をもつものである。^{*}それを少くことは家族のような小人数の単位を対象とした小量の貯蔵が必要であつたことを示している。このことは煮焚のための要頸と、食器である杯・碗・皿等との比率とも無関係でない。平城宮跡の土器群では一般住居跡に比して要頸が少い。しかし、発B 1個の容量は杯Aの數十個にあたり一時に多量の食物を調製してこれを盛りわける場合には、煮焚の器の最大限の能力に応じた多数の要頸の器が存在しうるものと考えられ、要頸と食器との比率がこの程度であつてもよいのではないかろうか。平城宮のように、多人数の座席がなされる場では、土器の組合せが、小人数の日常生活を原則とする一般住居とは異つた点があるのが当然であろう。あるいは煮焚の少い食物を供したと推定することや、煮焚のために土器以外の他の材質の器、例えば鉄釜などの存在を考えることによつても、煮焚の器と食器の比率を解することができるかもしれない。いずれにせよ、土器は平城宮と一般住居の生活内容の違いを反映しているものとみなすことができよう。

土師器の 87.3%をしめる食器のうち 9 割ほどは杯A・碗A・皿Aである。個体数は杯A 38, 碗A 73, 皿A 147 となり、ほぼ 1:2:4 の整数比をなしている。もちろん灯明皿として食事以外の用途に使つたり、小孔を穿つて特別の使用法を規定させたり、墨書きして個人用器たることを示しているものがあることと、杯A・碗A・皿A をさらに大小の器形における個体数が整数比をなさないところからみて、この比率は特定の實室における食器の組合せを示すものではなく、食器のなかの各器形の数量的関係の趨勢を示すものと考えられるべきである。ともあれ、食器の圧倒的多数が器形からなることは多人数を前提とした西一的な要頸方式を考慮することによって理解できよう。

このような特殊な消費の場である平城宮へ、どこで製造された土器がどのように供給されたのだろうか。この問題の解決には、生産地の出土品と比較研究することが第一条件であるが、特に上師器は困難であり、なお明確に解答出来ない。しかし、土師器、須恵器を通じて、器形・色調・土質などの点であきらかに共通する多数のもののはかにやや異なるものが少數ながら存在する。そのうちには、愛知県猿投山古窯群 (68・81・93) や岡山県寒風古窯群 (82・100) で製作されたことの判明しているものがある。^{**} 土師器でも號 247・248 は、器形・土質の点で他のものと類を異にし、東国的一様相をもつものといえよう。これらの少數の特殊品のほかは、おそらく畿内の平城京の周辺地域の製品であろう。その供給が 1カ所の生産地からではないことは、例えば須恵器蓋 A と蓋 B の器形や手法の違いから明らかである。また、SK 219 の上師器皿 A における 40 個体の c 手法のものは土質・色調・細部の手法から、a. b. d. 手法のものと異なつていて、生産地が違つている可能性がある。この場合、時代のおくれる土器群に c 手法のものが圧倒的になることは、特定生産地の製品のみが供給されるようになつたか、あるいは他の生産地でも c 手法がややおくれて採用されていたのかはなお決し難い。しかし、このような數カ所の生産地からの供給といった考え方方が成立するには、特に上師器の場合にこれまで軽視されがちだった専業工人の存在を前提にしなければならない。その製品を平城宮へ供給する過程については、当時の手工業生産のありかたと直接に関連していく問題となる。特殊な消費の場であった平城宮は、現段階ではなお資料不足であるが、将来この問題解決に絶好の資料を提供するであろう。

* 例えば、船橋 B 地点の蓋 A・把手付蓋などで、そこでは七形器の 2 割ほどをしめている。

** 24・30・102 なども異色あるもので、将来は特定

の生産地の製品であることをあきらかにできるであろう。私利利用している同古窯群がいずれも近畿式の須恵器販送地にあることは興味深い。

3 造営期の年次と官衙の比定

A 造営期の年次

この問題は当然平城宮全般との関連で考えるべきもので、現段階では未だ決定的な判断を下しえない。後述するように宮城の中核部である朝堂院や内裏の位置が変化し、それについて宮衙街の配置にも移動があつたと思われるので、その前後関係を把握する必要があるが、調査は未だそこまで及んでいないからである。

造営年次の決定 年次決定の手掛りとなる主な事項は次のとおりである。a 木簡出土の土器 SK 219 は第Ⅰ—2 期建物がその埋土上に建つかから、それ以前と判断するが、第Ⅰ—1 期の当初にはなかつたものである。すると第Ⅰ—1 期とⅠ—2 期の中間に木筒埋没の年代「天平宝字7・8年頃」が入る。b 第Ⅱ期盛土層の下で、万年通宝(宝字4年鉄)及び神功開宝(神慶元年鉄)錢が出土したから、この期の上限は、神慶元年(765)より下る。c 井戸 311-A に万年通宝と神功開宝、井戸 B に隆平永宝(延暦15年鉄)が含まれていた。井戸 A の技法や出土した他の遺物からみて井戸 A は奈良時代終末期まで使用され、井戸 B は平安時代に属するものと判断される。B は A の改造であるが、その規模がかなり大きな点は同時に建物の改修もあつたことを想わしめる。なお A は一度廃棄され、A と B が連続していない点は注意を要する。d 土器は編年上 3 番に分かれるが、その第 3 段階のものは第Ⅲ期造営と井戸 311-B とに共通して出土する。すなわち第Ⅲ期は前記 b よりさらに限定され、平安時代に属すると考えられる。e 第 2 段階に分類された土器は第Ⅰ—2 期建物を撤去した時の柱抜取穴や、第Ⅰ—3 期建物 SB 116 の雨落溝中に包含されており、編年上は第 1 段階(宝字7年頃)と第 3 段階(下限は天長2年頃?)の中間に位置する。井戸 311-A から出土した土器も第 2 段階のものに最も近似している。

第Ⅰ期 以上によつて、第Ⅰ—1 期と第Ⅰ—2 期の中間に宝字7・8年がはいることおよび第Ⅲ期が平安時代でこれは当然大同4年の平城上皇遷都と関連するものであろうことは明らかである。また第Ⅰ—3 期が奈良時代の終末期頃と考えられる点もほぼ問題はない。そこでもう少しこの年次を限定しないであろうか。この場合まず注目すべきは第Ⅰ—2 期にその一部を改修した2期があることで、これからするとⅠ—2 期の存続期間はある程度(といっても10年程度)* 長かつたと考えられる。全く機械的に、第Ⅰ—2 期を許容される上限である宝字7年に、第Ⅲ期を大同4年と仮定してみると、その間は346年ある。第Ⅰ—3 期をその中間とすると、延暦初年にあたる。しかし第Ⅰ—3 期を延暦と考えるのは次の点でかなりの無理が生ずる。a 延暦元年に平城宮造宮省が廃止され、延暦3年には長岡遷都の勅が發せられた。b したがつてこの時点で造営が行われたとすれば、留守司の如きものと考えざるをえないが、** そのためにわざわざ新設工事が行われたとは考え難い。c もし留守司が引続いておかれたとすれば、井戸 311 で A から B の間に中断する期間があることを説明しにくい。d 第Ⅰ—3 期は建物の数や面積からしてもかなり大規模な造営で、その点では第Ⅰ—

* 伊勢神宮の式年造替の期間は、大体創立在位者が崩御はじめる時期と一致する。

** 延暦10年に長岡京へ移転し、11年2月には

諸衛府をして平城旧宮を守護せしめているから、この頃まで留守司の如きものがあつたことは確実である。

2期に決しておらず、この点でも留守司のための建物とは考え難い。^{*} なお第Ⅰ-3期を更に下して平城上皇の造営することも、前記中断の事実や土器の編年によつて否定される。

すると第Ⅰ-3期は延暦以前と考えたいが、宝字7年から延曆元年までは19年しかない。これは第Ⅰ-2期を最上限まで上げての仮定であつて、第Ⅰ-2期を更に下して考へることもできるが、そうすると第Ⅰ-3期を奈良時代中に入れることが一層困難になる。したがつて第Ⅰ-2期はできるだけ宝字7年に近い方が都合がよい。ここで注意されるのは、SI 217・219で木筒と共にかなりの量の檜皮が出土した事実である。この土城の性質を明確に規定することはむつかしいが、おそらく大掃除を行つた際のごみ溜めと見ることができる。この際に檜皮が混入することを重視すればそれは建物の改修時である可能性をもつてゐる。すると第Ⅰ-1期建物を取り片づけ、そのごみを埋めて直ちに第Ⅰ-2期建物を建てたと云えないであろうか。これを証拠と関連させれば、続紀に見える宝字4・5年の改修が、こうした官衙地区ではややおくれて宝字7年に行われ、それが第Ⅰ-2期に相当するのではないか。

第Ⅰ-2期を宝字7年とすれば、第Ⅰ-3期までの間は15年前後となるが、これを逆に前にとると第Ⅰ-1期と第Ⅰ-1期は748年前後と推定される。これは天平20年頃であるから、天平17年の平城遷都後の造営とすれば、前記宝字年間の改修とよく似たおくれを示す状況となる。すると第Ⅰ期は恭仁宮遷都以前と考えられ、平城宮創建時の造営に属することとなる。但し、その年代は催造使の任命にも見られるように、必ずしも和銅年間とは限らず、官衙の如き付帯部分であることからしても、かなりおくれたものと推定される。以上の年次を整理すれば次のとおりである。^{**}

Tab. 11 造営年次比定表

造営期	第Ⅰ期	第Ⅰ-1期	第Ⅰ-2期	第Ⅰ-3期	第Ⅱ期
推定造営年次	和銅末年カ	天平20年頃	天平宝字7年	宝亀年間カ	大同4年頃
記録に見えて「に 関連する造営工事」	和銅創建	天平17遷都後 の改修	天平宝字4・5 年の改修	記録に見えず	平城上皇遷都 の詔書

B 官衙の比定

木筒がこの地区にあつた官衙によって廢棄され、その官衙名を考察する最も重要な手がかりとなることは既に記した。その点でこの木筒の最大の特色は食料品に関するものが圧倒的に多いことである。その数は総数41点のうち14点にのぼる。^{***} ところで木筒は用途によつて a 物資（ここでは1点を除き食料）の支給を求めた伝票 b 調などの荷札 c 品目表示の付け札に分けられるが、これを使用する機能から云えば、a は物資の請求 b は物資の収納・貯蔵 c は整理・貯蔵のためと考えられる。するとこの木筒に関連する場所は、食料品の取扱・整理・貯蔵及びその支給を行う官衙であつ

* 同々の建物の規模や配置が大きく変る点はすでに第1節で述べたが、この変化は同様の官衙内でのものと思われる。

** 上記は、1 この地区には創建当初から、建物が作られた（宮城内でも重要な位置を占めているからその可能性は十分にある）2 各時期ともに臨時の建物ではなく、一丸期間中官衙建築としての機能を果したという2点を前提にしているので、これが

成立しなければ年次の比をそのものが大きくなってしまうことになる。

*** この数は品目が記されてそれが食料品とわかるもののだけの個体数であるが、前後關係より当然食料品と思われるものや、食料品と密接な関連のある「長女柏」などもこれに加えると、記載のやゝ判然とする木筒中食料品関係のものが約7割を占めている。

たと推定される。さらに木筒中には加工品である醤・末醤が含まれているから、この官衙では食料の調理・加工も併せ行つたと考えてよい。この地区で井戸が重要な位置を占めていることも、これと無関係ではないであろう。こうした機能を総括的にはたした官衙としては、宮内省に属する大膳院・大炊窓、内膳司がある。平安時代では他に諸官衙に直属した厨房もあるが、これは奈良時代からあつたか否かは不明であり、また平安宮古岡をみてもその規模は比較的小さかつたらしい。このうち大炊窓は米などの主食を取扱い、木筒中の大部分を占める副食品には直接関係しないので、今の場合には除外され、また諸官司の厨房も発掘造営の規模や位置によつて否定してよいと思われる。するとこの官司は大膳院か内膳司の二者にしばられてくるが、これをさらに限定するのは現段階ではなにだ難かしい。その理由は次のとおりである。
 a 木筒中にこの限定期に役立つものは請求伝票しかないが、その中でも木筒1の竹波舟經御所に関するもの以外は請求先をきめにくい。
 b 木筒1も二通りの考え方があり立ち、大膳院か内膳司かを決し難い。
 c 造営の配置や、相対位置による考察は、今回の調査が官衙地域に対する最初のものなので平城宮内での比較資料を全く欠いている。
 d 平城宮と平安宮とでは朝堂院を始めとして、官衙の配置にもかなりの相違があり、この問題に関しては平安宮古岡による類推はあてはまり難い。

しかし木筒1で記したように第Ⅰ—2期以降には6ABO区と南接する6ABP区との間に道路がなかつたと思われる点は注意すべきで、もしこの想定が正しく、また土盤に埋まれる6ABP区が閑野貯の推定ごとく内裏であつたとすれば、これが内裏と密接な関係にある内膳司であつた可能性が強くなるのではないか。

ここで推定された官衙は、木筒が第Ⅰ—1期の終末に埋没するので、当然その時期のものとなるが第Ⅰ—1期と第Ⅰ—2期は造営の性格で一連とみられるから、この官衙は第Ⅰ—1・2円時期に通じてあてはまる。第Ⅰ—3期は建物の配置や規模が大きく変化するが、井戸311-Aから「薬所」と墨書きした甕が出土したから、この時期にも食料を調理する官衙であつたと思われる。すると大膳院もしくは内膳司は、第Ⅱ期を通じてこの地区にあり、そのうち2から3期の間に何等かの機能の変化があつたものと想像される。なお第Ⅰ期には井戸がなかつたことを重視すれば、この時期の官司は第Ⅰ期とは異なるものと想われる。なお第Ⅱ期は平城上皇に隣接するもので、前期の平城宮の官衙と同じ構成とは断言できない。検出した建物もわずか2棟で、その性格は全く不明である。

この地区にあつた官衙は大膳院・内膳司のいずれにせよ、これを木筒の出土した東半区内に限らず、6ABO区全域をしめる1官衙と考えたい。延喜式によれば、両官衙ともに「薬所」のように「所」を称したいいくつかの下部機構をもつており、それに要する建物もかなりの複数に及んだと想像される。平安時代の記録をそのままあてはめることはできないが、最初にあげた収納から支給に至る各段階でやはり相当規模の建物や敷地が必要であつたと思われる。それが2ブロックに分割されていたとしても差支えないであろう。

以上はいわば現段階での仮説で、今後調査の進行とともに改定を加えてゆきたい。しかし、この地区的調査が始めて平城宮官衙の実体を明らかにしたことおよびそこに位置した官衙がほぼ想定しうることなどは大きな収穫であつた。また官衙の位置や機構が、時期によつて変化すると推定される点も今後の検討を要する重要な問題であろう。

第VII章 平城宮の諸問題

1 平城宮の四至と条坊

平城京は朱雀大路を中心、東西おのの9条4坊の左京と右京にわかれ、左京にはその東に2条から5条にわたつて4条3坊の外京が設けられていた。¹ 平城京の条坊割については、すでに多くの先史の業績があり、京域の四至や京内道路の幅員が考究されてきたが、種々の解説があつて未だ結論をえないとある。現在幸いにも平城京の大半はまだ水田地帯として残つており、旧条坊の痕跡はかなり明瞭に道路や駐畔で追跡できる。航空写真などみると往時の条坊の道路が細長く続く水田列として残つているものもあつて、その出位置や幅員を推定できる。ここではこのような条坊の痕跡をもとにして先史の業績を参照し、平城宮跡周辺から条坊の諸問題をとりあげたい。

平城京の地割は、大宝令の小尺を測地尺として1800尺で計画され、各坊の町はすべて方400尺であると説かれていた。ところが近來の研究で大路の幅員には広狭があり、さらに平安京と同様ある部分では条坊間にも大路が存在するらしいことが判つてきた。その結果、条坊地割の寸法と大路・小路・町の通計とは一致しなくなるものもあり、旧来の説と矛盾が生じてきた。これを検討するには、一坊大路・二坊大路・坊間大路（平安京正生大路に当る）など、他の大路よりも、すべて広い幅員の大路を含む左京右京各一坊が、較適と考えられる。

A 条坊の地割

平城宮跡の東西に接して南北に細長く続く水田列がある。これは航空写真でみると、旧京の殆ど全域にわたつて続き、明瞭に一坊大路の形跡を残すものである。宮城は東西を一坊大路、南を二条大路で限られるが、東西の一坊大路間の距離を求めるとき平城宮の東西幅をなすうち2坊分の実距離を知ることができる。この場合条坊地割が朱雀大路を含むか、或は朱雀大路両側から東西に設定されたかを、併せて検討することになる。この両水田列の距離を、文化財保護委員会作製の平城宮跡1000分ノ1地図で計測すると、外畔間3600尺、内畔間3380尺であつて、これから宮城東西幅は3380尺、一坊大路幅員は110尺ほどになる（PLAN 1）。

宮南の一坊を同様航空写真でみると、朱雀大路、一坊大路やこれに挟まれる一坊の4町3路の形跡が、水田畔から明瞭に認められる。ここで注目されるのは、一坊内にある3路のうち中央の路は幅が広く、これが坊間大路と確認できることと、また町の形状が正方形にならず、とくに朱雀大路に接する町にこの傾向が著しいことである。それらの東西幅を現地で水田1筆ごとに略測すると、Fig. 26に示したような値になる。坊間大路が条坊地割の中心にあると假定すると、宮跡東部

坊間大路の存在

* 「律書成算」（改定史籍集第27）に左京条九筋用里、右京条九筋用三の記載が挿入されている。この京は他の記載事項から平城京と考えられ、誤記でないと

すれば、平城右京には3坊分条坊が設けられなかつたかもしれない。現状では旧右京四坊は大部分が条坊の痕跡すらも認めがたい。

の朝堂院跡は、中軸線を坊間大路中心、すなわち条坊地割中心に一致させたと考えられる。^{*}1000分ノ1宮跡地図上で、昭和30年発見の大桓殿回廊や諸堂跡を示す土塁から朝堂院中軸線を求める、これと宮城東西幅を2分して得た平城宮中軸線との距離を計測すると880尺となる。地割が1800尺で計画されたと仮定してこれをその半分の900尺とする。

測地尺と現在尺との比率は0.978となる。

この比率で宮跡東西幅を測地尺に換算すると、
 $3380 \div 0.978 = 3456.0$ すな

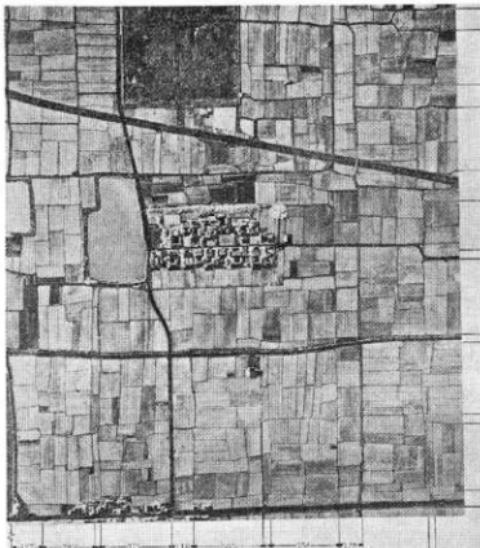
むも3456尺となり、宮城東西幅は1800尺で想定した地割寸法より小さく、その差は $1800 \times 2 - 3456 = 144$ (尺)となる。しかし一坊大路の外側間の距離3600尺を換算した3681尺は、地割寸法より81尺大きい。この結果から、地割線は宮城中心すなわち朱雀大路の中心と、一坊大路の中心よりやや外方、道幅のはば3分ノ2の位置にあたることになる。またこの値には朱雀大路幅員の2分ノ1が含まれるので、京の地割は朱雀大路の両側から設定されたものではなく、むしろ大路中心からの設定と考えられる。

1800尺の地割

以上は1800尺を標準とする地割が行われたとしての考察で、これを他に及ぼしてゆくと次のとおりである。まず南北方向は宮城の北限が確定しない現状では、平城宮跡を基準にすることが出来ない。しかし二条についてはすでに大河内による東大寺軒轅門心(一条大路心)から、旧二条大路南緑石垣までの実測値があり、1837.1尺と知られる。これを先の数値によつて換算すると1880尺となる。^{**} そこでこれを地割線を一・二条大路心とみると、南北方向では80尺の差が生ずる。この差は二条大路南北の幅員で、二条大路は160尺と計算される。同様三条についても、大河内の大河内寺境内の南北の実測値があつて、1646尺と知られるので、^{***}前記の二条の実測値を加えて、一条大

* 次節でのべるようすに宮城中央区は第1次、東方区は第2次の朝堂院跡と比定される。第1次の朝堂院跡は朱雀大路中心と中軸線を描えるので、第2次のものも正面の坊間中軸線中心に中軸線を一致させたと考えられる。しかし坊間大路を示す水田の中心線の延長は、測量では正しく朝堂院跡中軸線と一致しない。これは水田の東西幅が120尺ほどあるためで、坊間大路幅を100尺とみて、中心線と中軸線が一致

Fig. 26 平城宮跡東南付近条坊痕跡



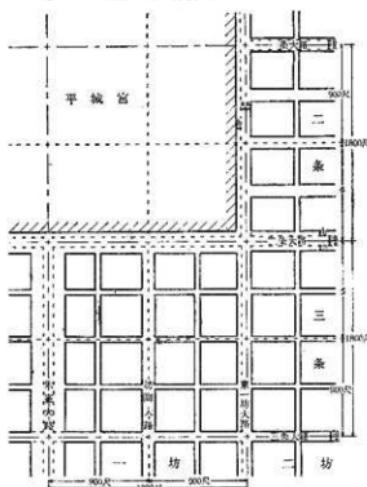
(数字の単位は市尺)

すると仮定した。なお朱雀大路の幅員はFig. 26に示した水田からは260尺ほどみられるが、南の水田はこれより広く平安京同様280尺の幅員とみるべきであろう。

** 大河内「平城京二条大路と東京軒轅」(建築史1-1)昭14

*** 大河内「興福寺建案論」(建築雑誌505)昭3

Fig. 27 平城宮周辺坊割版原図

大路・小路
の幅員道路幅員の
町への影響

路中心より三条大路北縁までの距離を求めれば 3483.1 尺。これを換算して 3562 尺となる。三条大路中心が地割線とすると $1800 \times 2 - 3562 = 38$ (尺) 差があり、三条大路の幅員が 76 尺となる。

以上の一坊と二・三条の計算から、条坊地割を 1800 尺とみるのは妥当であり、1町を 400 尺とすると三条大路の計算値を参考にして、大路 80 尺小路 40 尺とみなせよう。

このことから Fig. 27 に示すように、条坊を限る大路が地割線上に 2a (80 尺) で計画され、一切大路・二条大路はさらにこれを平城宮域の御に、等距離 $b (=a)$ で抜けられ、それぞれ 120 尺、160 尺の幅員をもつようになつたと考えられる。^{*} すなわち大路で幅の広いものは、計画数値 80 尺のどちらかに、道幅を広げた結果と考えるのである。

条坊を限る大路が 80 尺より広い幅員で設けられると、地割寸法が各条坊に一定である以上は、当然条坊内の町に影響を及ぼすことになる。

宮南の一坊では、二条大路に南接する町が Fig. 26 で認められるように、南の 3 叢より南北幅が狭いのはこのためであり、また前述のように一坊の東西方向は中間に大路が設定されたため、町幅に広狭があるのが明瞭に認められる。大路の幅員が町に及ぶ最もよい例は朱雀大路両脇の町で、最大の幅員の路に接する町が最小の幅となる。

この 1800 尺の地割を、一坊と二・三条以外で検討してみると、次のようになる。最近、大安寺南大門、中門、四大寺東西両塔、崇福寺南大門、中門など京内寺院の一部が発掘されてその位置が確定した。^{**} 寺院の中軸線は条坊に規制されるので、奈良市作製の 3000 分ノ 1 都市計画図上でこの位置を計測し、条坊地割を検討できる。発掘によつて得られた大安寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線より 5730 尺東にあり、これを換算すると 5859 尺となる。伽藍中軸線は三坊大路の 1 叢東の小路中心と一致するので、想定地割寸法は $1800 \times 3(\text{坊}) + 40(\text{大路半}) + 400(\text{町}) + 20(\text{小路半}) = 5860(\text{尺})$ で、実測値とよく合致する。また四大寺東西両塔の中心、すなわち西大寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線の 4620 尺西にあり、これを換算すると 4724 尺となる。伽藍中軸線は三坊九～十二坪の中心と一致するので、想定地割寸法は $1800 \times 2(\text{坊}) + 40(\text{大路半}) + 400 \times 2.5(\text{町}) + 40 \times 2(\text{小路}) = 4720(\text{尺})$ となり、両者はほぼ合致する。一方崇福寺伽藍中軸線は、平城宮中軸線から 3100 尺西にあつて、換算すると 3170 尺となる。伽藍中軸線は、一切大路の 3 叢西の小路にあると仮定すれば、想定地割寸法は、

地割寸法の
検討

* 美地形で埋められる二条大路跡の水田は、平城宮に接する部分では、南北幅が特に広く 170 尺ほどで、あり、東一坊大路跡より東側の水田では 160 尺ほどになつていて。背面のみは広くされていたようであ

る。

** 大岡実、浅野清「大安寺南大門中門及び回廊の発掘」「崇福寺南大門及び中門の発掘」(日本建築学会論文集 50)「四大寺東西両塔」(同論文報告集 54)

1800(坊) + 40(大路半) + 400 × 3(町) + 40 × 2.5(小路) = 3140(尺)となり、これでは30尺の差ができる。*以上は東西距離であるが、南北方向では薬師寺南大門・大安寺南大門の基壇前面と宮跡南端間の距離が計測され、これは7040尺、換算すると7198尺となる。宮跡南端から六条大路北端までの計画寸法は、 $80(\text{二条大路半}) + 1800 \times 4(\text{坊}) - 40(\text{大路半}) = 7240(\text{尺})$ で、これも約40尺の差が出来るが、門の前面が大路より後退していたであろうから、これでは細かい検討はできない。

外京の地割 なお外京の東西地割寸法は1800尺ではない。興福寺金堂心すなわち興福寺伽藍中軸線と大安寺伽藍中軸線との距離は5410尺で、換算すると5532尺となる。興福寺中軸線は七坊五～八坪の中心にあるとすると、この中で外京のみの寸法は、 $5532 - [1800 - (40 + 400 + 20)] = 4192(\text{尺})$ となる。これを1800尺の地割で2坊1坪半として計算した結果、 $1800(\text{坊}) \times 2 + 40(\text{大路半}) + 400 \times 1.5(\text{町}) + 40(\text{小路}) = 4280(\text{尺})$ と比べると、全く合わない。これは外京の東西方向の計画寸法が、1800尺より小さかつたことを示すもので、興福寺周辺の条坊演説によつても同様な結果が得られる。その原因は使用尺度の相違か、または大路・小路の幅員が狭かつたものであろう。いずれにせよ外京設定の時期が遅れることを示すと考えられる。**

条坊間大路の問題 条坊間の大路については、主として中世の田畠券文によつて現在一・二条や一・二坊にその存在が知られている。***このうち永川の桂群によつて、明瞭に条坊におよぶ条・坊間の大路が認められるものは、宮南の左右各一切の坊間大路のみであつて、他のものは確認できない。条坊地割寸法は坊間大路の存在になんら制約されず、何れの条坊でも等しい寸法であるため、距離測定からは大路の存在を確認することができず、現在では文献によるか、その痕跡を留める水田の形状によらざるをえない。宮東の一・二条では、宮跡付近の水田の形状から坊間の3路すべてが、大路のように広い幅員で認められる(PL. I, Fig. 26)。しかしこれを追求しても、法華寺以東では大路の痕跡を求めることができない。

二条の条間大路については二・三の問題がある。「東大寺修理所修理注進状」(東南院文書)に中御門大路の記載があり、条間大路が外京にも存在したことが知られる。一方地割を一定とみるとすでに述べたように、この大路に接する町は400尺平方より小さな面積でなければならない。正倉院文書紀朝臣勝長家地相換券文には、外京の二条五坊七町は1町2段124歩(400尺平方)と記載され矛盾が生ずる。また東大寺中御門に相当するいわゆる焼門の位置は、大岡炎の災害によつて秘密門心より855.3尺南と知られる。とすれば中御門大路は地割の中心に位置しないことになり疑問である。なお坊間大路については右京九条一坊、左京四条一坊では文献上否定的なものもあり、また坊間の中央にない大路が、右京三条一切に在することなどがあつて判然としない。或は利用度の高い小路のみは、大路に拡張されたのであろうか。****

* これは現在考えられているいろいろな条坊寸法を用いても、うまくゆかない。墨縁は朱墨とされて建てられたらしい。

** 興福寺の伽藍中軸線は大路6丈小路3丈の幅員で計測された条坊によく合致することが今迄知られてきた。しかし外京の東西方向の地割をそう認めて、なお寸法に差がある。興福寺の伽藍中軸線が、この基準の異なる外京の条坊に合致する以上、興福寺の沿革は外京設定以後となる。興福寺の供養や施主会が和銅7年に行われていることから、外京の設定は和銅年間とみられよう。

*** 田村吉永「平城宮条坊機構の諸問題」(史達と美術22-9) 図27、大井重二郎「平城宮条坊大路以外の六大路の確認と京極道路の再計算について」(続日本紀研究4-8・9) 図32。

**** 東大寺文書「崇禪寺僧慶空田地処分状」に、右京九条二坊八坪西小路、東大寺文書「藤井兄弟子田地処分状」に左京四条一坊七坪東少路とある。これからはこの坪に接する坊間の路は小路のようにみられる。また西大寺本換券目録「西大寺四王堂免田等事」に右京一条三房一坪南大路とあって、坊間中央路の他にも大路が考えられよう。

B 平城宮の地割

宮城東西距離は前述のように地割線より一坊大路幅員の3分ノ2を減じたものであつて、一坊大 宮城の広さ 路幅員を120尺とみたため、 $(1800 - 80) \times 2 = 3440(\text{尺})$ となる。

南北距離も南限は二条大路のためせばめられているが、北限も北京領域で同様せばめられたとすると宮城の広さは3440尺四方となる。

宮城には朝堂院 内裏 各省官衙が存在し、それらを囲む道路の存在が考えられるが、平安宮 宮城内道路古図にみられるような宮城内の路は現在の地形から明らかに指摘することはできない。発掘で判明した道路遺跡は、6ABO 区中央の宮衙跡を貫する幅50尺ほどの南北路で、この位置は宮城中軸線上にある。また、6ABN 区南端部は地山が南よりも一段高くなり、この部分ではなんらの遺跡も発見されないため、東西に通ずる路と推定した。この位置は南北地割の4等分線上に相当する。なおこの他に地域を囲む遺構として、昭和3年発掘の6AAE 区に玉石積の溝が知られている。溝が発見された場所は南北に細長く連続する水田で、この水田列は宮城中心にまでおよび、朝堂院と東一坊人路の間の宮城北半地域を2分する位置にあるが、地割寸法とは直接関係しない。なお、現在国有地となつている朝堂院跡についてその構成と地割の関係をみると、南門 中門 大屋殿前門のそれぞれ前面は南北地割の4等分線上に位置する。この諸門と道路との関係は、平安宮古図に見られないもので、宮内建物群の全体計画を考える上に注意すべき点であろう。

上記の要旨を列挙すると次のとおりである。

1 平城京の条坊は1800尺の等間隔で方間に地割され、地割計画では条坊人路の幅員の広狭は考慮されなかつた。2 条坊大路は地割線上に設定された。3 幅員が広い人路を設定するに当つては本来計画された条坊大路の片側ないし両側に抜けられた。4 幅員が広い大路に隣接する町は、大路の影響で町の広さが縮少された。5 五~七坊のいわゆる外京では、南北方向と東西方向は地割の寸法が異なる。南北方向は一~四坊の延長なので問題ないが、東西方向の地割の違いは、外京設定時期の遅れることを示している。

平城京条坊制の正確な数値は、旧京全域にわたる地形測量によらない限り結論は求められず。今後の問題として残ざるをえない、といふものの、平城京の大路の位置や幅員は平安京と近似している。大きな差異は町の広さが一定でないことで、その他は延喜式に示される京程を平城京にも適用してよいのではないだろうか。平安京条坊制は町の面積を一定にし、北辺坊を整備したもので、全く平城京条坊制の発展形式と解されるのである。

2 宮内諸建造物の機能と位置

A 文獻にみえる建造物群

ここでは文献にみえる平城宮関係の殿、院、苑、門などを宮城門、内裏、朝堂院および諸官衙に整理分類してその機能と宮内位置を考えてみる。

宮城門

宮城の周辺には宮牆がめぐらされ(宮衛令宮境条)，その外辺には溝が掘られていた(同条古記)。宮

塙4門にはそれぞれ3門ずつあわせて12の大門が存し（宮衛令宮闈門条古記），門前に橋を渡して（當緒令宮内大橋条古記），宮城外に通じていた。宮城十二門のことはすでに飛鳥板蓋宮にみえるが（並極紀4・6），十二門の存在を歴史的であるのは、わが國都城制に飛躍的な発展をもたらした藤原宮においてである。宮城門はまた外門とよばれ、門部が守衛する。これに対して、宮城内には衛門府と衛士府が防守する宮門（中門）、兵衛府が主導する開門（内門）があつて（宮衛令宮闈門条古記），内裏を中心とした3重の構造をなしていた。

宮城十二門 宮城十二門には固有の門号がつけられ、平安宮の場合には拾芥抄（宮城第19）によると、東面北から陽明・侍賢・郁芳、南面東から美濃・朱雀・皇嘉、西面南から岐天・蓬萊・殷官、北面西から安嘉・俾諱・達智とよばれた。ところがこれらの門号は、弘仁9年に唐風の2字を用いる美称に改められたもので（紀略弘仁9・4・庚辰），それ以前はそれぞれ山・建部・的（縣犬賀）、壬生・大伴（朱雀）、若犬賀、玉手・佐伯・伊祖部、海犬賀、猪使・丹治比と氏名を冠するものであつた。⁶⁾ 平城宮の場合もこの氏名を冠す門号であつたことは、のちにみるようすに紀略の実例によつて証明される。氏と門号の関係については從來、拾芥抄（同上）の記述から各氏族がそれぞれの門を造営したものと考えられてきたが、最近の研究によつて氏族造営説は排せられ、門号となつた各氏族は実は大化前代以来の天皇近侍氏族で、令制では宮城内の守衛にあたる衛門府門部に系譜を引く氏族であることが明らかにされ、改新のプロローグをなした入鹿説滅事件、いわゆる乙巳の変に際して、これら氏族が板蓋宮の大門を防守した功勞を顕彰して附したものとする見解がとられるに至つている。⁷⁾

平城宮の宮城門 平城宮十二門のうち、文献にみえるものは、朱雀門（統紀和刻8・正・別、天平6・2・朔、天平16・3・丁丑、儀制令鏡文条古記）、建部門（大日古12—392）、中壬生門（統紀神武2・5・戊午）、的門（鏡記宝龟3・12・乙未）の4門である。朱雀門は宮城南面の中央に位置する宮城正門で、十二門中最も重要な外門である。元日朝賀に際して鼓吹騎兵がこの門の左右に陳列し、天皇がこの門に出御して、京中の大歌場を観覧しているなどの統紀の事例がそのことを証明している。儀制令鏡文条古記にも「元日朱雀門に飾馬を陳列する許に、藤原右大臣（武智麻呂）の儀式を立つ」とあるから、元日朝賀の儀式に朱雀門は欠くことのできない重要なものであつた。平安宮の場合も同様でその委細は貞觀儀式（通第6元正朝賀）によつて知られる。いまでもなく、元朝儀式は天皇大極殿に出御して朝堂で行われるものであり、朱雀門はいわばその延長として利用されるのである。朝堂と朱雀門のこうした機能上の対応関係を考慮すると、平城宮跡で朝堂を東方部に推定した従米の説は再検討する必要が生ずる。朱雀門の記録が天平16年以降に見当らない点からすれば、記事の省略を考慮するとしてもなお、それがかつて朝堂正面の門であり、これ以後朝堂の位置に変更があつて、機能的に以前の重要性を失つた事実を示すのではなかろうか。（後述参照）

建部門は正倉院文書に右大臣（藤原豊成）以下13人がこの門に参向したとみえるものである。その年時を大日本古文書の編者は、勝宝4年としているが、たしかなことはお不明であり、何のための参向かも明らかでない。ところで越部門の位置であるが、本来は平安宮侍賢門の位置、すなわち

* 猿犬面門は、奈良良「仲村行幸被抄」所引「弘仁陰陽寮式」群書類從6）にみえ、佐伯右衛門は弘仁式所載の内門を忍道都から景雲3年までのものとした。宮城十二門門と古代天皇近侍氏族（續日本紀研究2—4, 5）。大伴門が朱雀門にかわつた時期は不切であるが、朱雀門の初見が和銅8年であることか

らすれば、あるいは平城宮ではじめて設けられた門であろうか。

** 川勘政太郎「平安宮十二門に關する問題」（史達と美術15—6）、井上薰「宮城十二門門と乙巳の變」（続日本紀研究1—7）、山田英雄「宮城十二門門について」（続日本紀研究1—10）、佐伯有清前掲論文

東面中央であるが、弘仁式。貞觀式の逸文から佐伯有清が復原したところによると、*恭仁宮以来景
興3年までの平城宮は東面の門号位置に移動があり、建都門は本来の的門=都芳門の位置すなわち
東面南端に位置するのである。勝宝4年のものとすれば丁度その間にあたるわけである。つぎに中壬
生門。これがもし壬生門と同じならば、平安宮美術門の位置、すなわち南面東の門である。それな
らば何故「中」の字を冠するのか。拾芥抄で東、南、西各面の中央門がまた「中御門」とよばれて
いることからして、「中」を中央の意味に解することはきわめて自然である。ところが統紀によると、
中壬生門の西に官人百姓の新陳を聽く場所を設けたとあるから、この門は宮城の北面か南面以
外には考えられないことになり、おそらく南面東の門と推定される。したがつて「中」の字は位置
の意味からは解けず、別の解釈が必要になつてくる。南面東門とすれば、東側朝堂の正面にあた
る。さきに朱雀門について述べたように、朝堂の正面門は朝儀に際して重要な機能をもつものであ
つて、こうした事情が「中」の字をつけた理由ではなかろうか。

的門は平安宮都芳門と同位置とすれば、東面の南端の門である。統紀によると、宮城内にあつて
的門に通ずる東西の路に、太政官并官曹司の南門が開いていたことがわかる。この的門と弁官曹司
の位置は平安宮の場合もほぼ同じである。

朝堂開基

朝堂は諸司百官が、一堂に会して朝儀を行う場所である。北城に天皇の高御座を設ける大極殿の
一部を付し、南面には控えの場=朝集殿の一院を配し、この間に朝儀の場としての12堂があつて以
上3つの部分からなつている。宮城内諸建築物中内裏とともに、最も重要なものであることはいう
までもない。そこでまず朝儀の具体的な内容を統紀について調べると次のようである。

朝堂開基の具体例

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 即位および大嘗会の饗 | 2 元日朝賀および饗 |
| 3 葦客(外使・隼人)謁見および饗 | 4 正月の節安(7日・16日<踏歌>, 17日<大射乃至内射>) |
| 5 その他 イ 説經(1代1度の仁王・大般若經の講説 天平9年疫病流行につき最勝三蔭転読) | |
| ロ 授位(神舟6・3・甲午, 延暦2・2・壬子) | |
| ハ 定詔(天平元・8・癸亥<改元>, 宝富6・6・庚戌<高野天皇崩>, 天心元・4・癸卯) | |
| ニ 特別な饗(神龟4・11・己亥<基下慶坐>) | |

つぎに現今の規定および集解註載書について朝堂の儀の内容を検討しよう。衣服令には大祀・大
嘗・元日の三大儀式に際して、五位以上が着用する礼服の詳細な規定が見えている。また同令武官
朝服条には、特別に「会集等日」の服装がきめられている。この「会集日」を義解は「元日及聚集
并賓客宴会等」とし、穴説は「大祀、大嘗、元日および宮衛令の儀仗を立てる日」としているが、
儀仗を立てる日とは宮衛令元日条に「元日、崩日、若しくは聚集すること有らん、および賓客の宴
会等見に、皆儀仗を立てよ」とあるのを指す。儀仗を立てる儀式のすべてが、朝堂で行われると
は限らぬにしても、さきの統紀の用例に倣して、それらが多く朝堂儀であることはまちがいない。
右にあげたもののうち、崩日すなわち告崩儀のことは儀制令文武官条に、前月の公文(いわゆる告崩
文)を五位以上が朝廷の案上に送り受け、これを大納言が追奏するとあるから、朝堂でおこなわれ
たことは明らかで、統紀にその例を見ないのは、毎月の常例行事として省略したものに他ならな

* 佐伯有清は弘仁式の場合、大宰の前室に東面の門
につけられる土牛童子像の色が、のもの貞觀式・延
喜式とことなつてゐることから、門号に移動があつ
たことを推定され、つぎのように整理された。

(藤原宮)	(弘仁式)	(貞觀式)
(北) 山門	恭仁・延喜3 藤原3・弘仁9 山門	山門
(中) 建都門	藤大業門	建都門
(南) 的門	達部門	的門
		都芳門

い。*

天平10年頃にできた大宝令の註釈書古記はさきの宮廟令元日条で、朝堂儀式をその儀式内容によつて次の3つに分類している。

1. 元日……五膳を装い、鉢設あり。
2. 荘客宴会・左大臣以上任授……膳を立つるも膳・鉢・設なし。
3. 五位以上授……膳なく直に帯仗威儀。

これによつて平城宮における朝堂儀式の一端をうかがい知ることができよう。

以上の事例によつて、平城宮の朝堂が、常の行事や臨時の大事に際して朝儀、饗宴のいずれにも使用されたものであることがわかるが、平安宮においては弘仁年間豊樂院、武道殿などが新しく造営されて、饗宴・騎射が朝儀そのものから分化し、それぞれ固有の聯合をもつようになつた。このような両者の差異は、実は奈良朝、平安朝の政治のスタイルを反映するものであろう。

つぎに大極殿、朝堂関係の用語を個別的に検討しておく。

朝堂関係川筋

a. 大極殿南門（大極殿南門、南門）と重闇門（重闇中門） 平城宮の大極殿が藤原宮と同様朝堂院に対し南面を閉じて一統をなす構造であったことは、平安宮の場合と異なる大きな特徴である。大極殿南面の正門は統紀に大極殿開門¹¹。單に門門、あるいは大極殿南門、單に南門とみえているものがそれにある。その用例をみると、隼人奏楽観覽・大嘗会・正月の節慶に際してここに天皇が出御するものである。これに対して重闇門、あるいは重闇中門はその用例がいずれも5月5日の駿射であること、騎射が行われる場所は他の例では、松林苑や施原の南野苑であり、正月17日の大射（あるいは内射）が朝堂院で行われていることと対照的であること、さらに「重闇」ないし「重闇」という門の構造に注目すると、平安宮の会昌門あるいは應天門に相当するものではなかろうか。^{**}なおこの他に重闇中門なるものが、宝亀4年正月7日の節慶に利用されているが、同日の節慶の他の例から推して、朝堂院一旁の謂であろうか。

b. 大極殿南院・南院・南闇 南闇は雲危元年（大射）、大極殿南院は勝宝3年（踏歌宴）に1例ずつみえ、單に南院は、勝宝3年（七夕宴）・宝字元年（奈良麻呂の乱につき畿内百姓村長以上に船）の2例みえる。南闇は大射の行われた他の例からすると朝堂院の別称であろう。雲危元年のことだから、まだ朝堂院の体裁を整えていなかつたものに、このような表現を用いたのであろうか。大極殿南院、南院も朝堂院一郭を指すらしいが、この用例がいずれも孝謙朝のものであることに注意したい。孝謙朝の内裏・朝堂の利用が不安定なものであつたことは、第Ⅱ章にものべた通りであるが、宝字元年は丁度大宮改修のために、山田宮に移御していた時期のものであり、勝宝3年の2例は當時朝堂に何等かの改修が行われたと思われる時期である。かかる時期の朝堂院一郭を、あえて南院・南闇と称したとすればはなはだ興味深いものがある。

c. 中朝・西朝 中朝は天平2年（正月7日節慶）、西朝は靈龜3年（隼人奏樂）にそれぞれ1例ずつみえる。「朝」は朝堂と解するのが自然で、隼人の奏樂は朝堂でおこなわれるのが通例である。

d. 太政官院と朝堂 太政官院は、のちにのべる介官曹司を含む太政官の官衙であり、また太政官坊ともよばれる。（統紀宝字元・7・戊午）

太政官院は大嘗の斎事のおこなわれる場所でもあり、淳仁・光仁・桓武のいずれの時もここでお

* 統紀天平9・6・朝日条に「廢朝す、百官官人度を患らるるを以てなり」とある。この朝儀は告齋の
** 福井敏男はこれを人極殿開門と同一に考へている
が、その用例の差異に着目するなら、いかがであろう。
「大極殿の研究」p. 25

こなつた。平安宮では、朝堂院（八省院）に斎場を造るのが通例で、貞觀儀式には微細にわたつてその儀式次第が記されている。したがつて平城宮では朝堂とならんで、大嘗の斎事を行ふかなりの規模の太政官院一郭が存在していたと推定され、平安宮古宮によつて知られる太政官の規模とは相当異なつてゐるものとおもわれる。いずれも長岡宮の例であるが、太政官院に百官の朝座が設けられ、その周圍に築垣があげられてゐることなども（統紀延暦5・7・丙午、同4・8・乙酉）、平城宮の太政官院の規模・機能を知る上に参考になる。その位置はあとにのべる弁官曹司を含むものであるから、朝堂の東南にあつたものであろう。

内裏

内裏はいうまでもなく、天皇の常の御所である。しかしそれは単なる天皇常住の殿舎ではなく、後にみる如く授位、賜宴、外使接見の行われる政治の場所でもあつた。統紀、万葉集などに「内裏」と記されるほか、「御在所」「中宮」「中宮安殿」「中宮院」「中宮西院」「東院」「東内」「東常宮（南大殿）」「西宮前殿」「西宮寝殿」「内南安殿」などとみえているものも、内裏そのものの別称、或は内裏内の殿舎を示すとおもわれる。これらの個別的な検討はすでに開野貢が『平城京及大内夷考』によつて一応果してゐることであるが、個々の点については異論もあり、近來の発掘の進展で得られた新知見もあるので、今一度それぞれの用例を検討し、なかでも各々がどのような関係にあるかを中心に、問題を整理しつつ述べてみたい。

a. 中宮と内裏 中宮は養老7年を初見に、勝宝6年に至るまで都合22回統紀にみえる。^{*} このうち3例を除く19例は、天平12年正月以前、すなわち恭仁遷都以前に記される。その19例について利用内容を検討すると、授位、賜宴、蕃客獻物、詫諭など種々の行事に使われているが、その中で目立つた傾向として、天平元年以降元日の賜宴に6度使われていて、その画一的な利用がみられるのである。中宮の宴は侍臣に賜わるものであるが、これと対をなして、そのほかの五位以上および蕃客は朝堂で饗せられる。元日の賜宴に際して賜宴をうける身分によつて中宮と朝堂が使いわけられているのである。このような一般的な中宮使用例からすれば、恭仁京から遷都後の3例はいずれも特殊なものである（後述2、宮丁崩）。

ところが天平18年以降は上にのべたような用例の中宮は記録上から消え、かかつて内裏の用語が一般的になる。天平12年以前にも内裏の用語が全くみられないわけではないが、この例はわずか5例でしかも特殊な用例なのである。^{**} 恭仁遷都を境に、内裏関係の用語に中宮→内裏の変化がみられるることは興味深いことである。御在所の意味もこの時期以前は内裏と同義に用いられているのに對し、以後は一時的な行宮御在所の義にかわっている。^{***} 統紀の編纂者が用語を統一することなく、以前の記録をそのまま採用した1つの例であろう。

中宮については、これを宮子皇太夫人の御所とする説もあるが、^{****} 上の用例からするならば、内裏と同一の機能を有する殿舎とすべきであろう。後にみる東院・東内・東宮・西宮に対して宮城内中央に位することからよばれた「内裏」と考えるべきである。

^{*} 「中宮院」5、「中宮西院」1、「中宮供養院」1は合ます。

^{**} 神亀元（大召御室）、神亀3（玉衣生ず）、天平元（光明立宮宣教）、天平3（政務に関する宣教）、天平9（新経文不禮につき官人に意見を諭べさせせる）。

^{***} 統紀神亀3・3・辛巳条、天平元3・癸巳条、

天平12・9・戊子条にみえる御在所は内裏と間違であります。應宝元・同5・丙辰条、寶聖4・4・乙酉条、宝聖5・正・丁酉条では、御在所をいすれも一時の天皇御所の意に使つてゐる。

^{****} 大井重二郎「平城宮の中宮、皇后宮と西宮について」（大和文化研究4-4）

中宮院

b. 中宮院と中宮 中宮が恭仁天皇以前に特徴的な「内裏」の称呼であることをのべたが、中宮院は逆に天平17年以降にのみみられるものである。すなわち天平17年5月平城遷都に際して、御在所としたところが中宮院であるのを初見として、その後5例みえている。このうち天平18年正月に太上天皇（元正）の御在所を中宮西院と呼んだ例（万葉集）を除けば、残りの4例が全て宝字6年5月以降の、淳仁天皇の御在所として示されている点はきわめて特徴的である。そこで考えられることは（1）中宮院がみえるのはいずれも平城宮が改造中、または改造を要する落着かない時期であること。（2）中宮の如き「内裏」概念がそこにはみられず、朝儀・賜安が催されることもなく、全く天皇の御在所のみになつて、機能的に縮少化する傾向がみられることがある。

東宮

c. 東宮・東院・東内・西宮 東宮が皇太子の居所であることは、東宮職員令に明示されており統記の唯一の事例。神亀5年8月丙戌条の「東宮」も、其正の居所であることから問題はない。そして、これが天皇の御在所に対する方角からよばれた称呼であることも、東宮職員令集解の「御子の宮、御所の東に在る故に東宮と云う也」（穴説）などによつて明らかである。

東院

東院は統紀勝宝6年正月7日条（五位以上御室）、神護3年正月18日条（山里御内殿賀寧）、同年4月14日条（東院・東殿新成、御臣數集）、景雲3年正月17日条、景雲4年正月8日条（次侍從已上御室）と6例みえるが、これらはいずれも孝謙・称德朝のものである。そして孝謙朝よりは称德朝に多くみえるが、東院玉殿が称德朝に新造され、その利用の仕方も、正月節会の侍臣（或は次侍從）以上に対する賜宴など、かつての中宮、或は後の内裏の機能と全く同じであることが注意される。なおこの東院が宮城内に存在したか否かは東内・東院を含めて問題となるが、宮城内と考えられる理由は次のとおりである。

統記では天皇が宮城内の嚴命に出席の時は「御」と記し、宮城外に出席された場合は「幸」と記して使い区別するのを一応の原則としたらしい。*東院で「幸」としているのは、神護3年2月14日の出雲國造神賀事奏上の1例のみで、他はすべて「御」とする。国造神賀について統紀で奏上の場所を明記するものが他に1例あり（勝宝2・2・癸亥）、この場合は大安殿であった。したがつて、先の1例も内裏乃至内裏関係の嚴命で行われたとすべく、東院を宮城外に求める必要は認められない。

東院に関しては事例中唯一つ、孝謙朝に属する勝宝6年正月7日の記事が、万葉集（4301）の詞書にもみえる。これには「7日、天皇太上天皇（聖武）皇太后（光明子）、東常宮の南の大殿に在りて辟宴する歟」とあつて、東院がまた東常宮ともよばれたことをしめしている。東常宮がさきの皇太子の居所東宮に通じるものであり、孝謙が聖武太上・光明皇太后とともに東常宮に在つて、正月節安に奉歌をうけている様子は、皇太子時代の居所（東宮）を即位後も常の御所としたことを想像させる。そして称德朝にはさらにこれが改修発展して、のちに之のべる西宮とともに、内裏の一翼をになうにいたつたのであろう。なお平城宮の東宮殿舎は、和銅7年に立太子した元明・元正朝の首皇子（聖武）にまでさかのぼるものであり、おそらく靈巣から養老にかけての時期に造営をみたのではないかろうか。**

東内

東内は統紀景雲元年12月乙酉条（道東内次官任命）、同3年正月丁丑条（御東内航行吉祥鉢道）の2例のみで、称德朝にのみみえる。景雲元年から2年にかけて造営が行われ、3年正月にいたつて該

* 天皇が宮城外に出席された場合は例外なく「幸」の用例もある。
であるが、「御」は必ずしも宮城内とは限らない。
例えば天平14・2・朔、御后宮に幸したあと、3月20日には御后宮に御して五位以上を宴しているなど
** 東宮を内裏内殿舎とすることは当時の皇太子の地位を考えると無理であろう。

工した東内においてはじめて吉祥例道を行なつたものであろう。⁹ 東内と東院の関係は不明とするはほかはない。

西宮は称徳朝にのみ固有の宮殿であつて、続紀によると5例みえる。¹⁰ これらの利用例をみれば、最初の例は元日朝賀に際して、天皇が西宮前殿に出御したものであるが、元朝の常例は大極殿出御であり、もし大極殿が存しない場合は庭御される前例があるから、¹¹ これは前後にその例をみぬ特殊なものである。その他の例は、さきの東院と比較すれば、やや奥向きの行事に利用されたものと解され、法王道院が大臣以下の元日拝賀を西宮で受けているのも「内裏」としては崩次的なものであつたからであろう。道院の法王宮においても節目に膳宴が行われていることから考えれば、称徳朝における西宮は、機能的に東院と法王宮の中間に位置するものであり、称徳崩御の場所が四宮寝殿であることも、これがさきの中宮院と似た性格のものであつたと推定する理由となろう。

なお、その宮城内の位置は岡野貞のいうように、宮城内西方に「大里宮」の字名を残すあたりと考えられるが、また内裏として抜擢发展した東院に対して、かつての中宮院が、西宮とよばれたとも考えられるから、どちらか決しがたい。

d. 大安殿・中安殿・内安殿・内南安殿 これらがいざれも内裏内殿舎を指すこと、大・中・内裏内殿舎内がそれぞれ平安宮内裏の紫宸殿・仁寿殿・常寧殿に比定されるとする通説は妥当な解釈とおもわれる。これらのうち、内南安殿は勝宝7年8月13日の膳宴の場所として、万葉集(4452)の詞書にみえるもの。大安殿は続紀の神龜2年以降の例にみえるが、うち3例は天平14年正月から17年正月のすなわち恭仁・甲賀宮にかかるものである。なお勝宝2年元日の朝賀と、同年2月4日の出雲國造の神齋賀奏事の2例は、當時帝在中であつた難波宮の大安殿であるかもしれない。残る4例は確実に平城宮のもので、冬至肆宴1・踏歌宴2・無造大会1(天平17・8・15、半減延都の後夜)など多くの節宴に使用されているが、恭仁・紫香樂宮においても七日宴2・踏歌宴1、などに使用されている。したがつて、大安殿で行われた元日受賀は特例に属し、大安殿を大極殿と同一とすることはできない。中安殿は元明太上崩御の場所としてみえるのが唯一の例であつて、これがのちに仁寿殿に相当するという通説の重要な根拠をなしている。内安殿は、養老5年、神龜4年、宝字3年、4年の4回みえるが(続紀)、養老5年の伊勢宮内親王任命を除いて、いざれも重要事務にのぞみ、主典以上の官人を集めて詔勅を開わり、あるいは授位を行つてゐる。このように、機能的にはむしろ「大極殿」に相当するが、やはり内裏内殿舎とすべきであろう。

ところでこれら内裏内殿舎とおもわれる安殿関係の記事は、大安殿は勝宝6年まで、内安殿は宝字4年正月まででなくなる。これを宝字年間の内裏改修に關係づければ、大安殿・中安殿・内安殿はいざれも宝字以前の旧内裏にかかるものであろう。宝字の改修以後で大安殿(南殿・正殿)に相当するものは「前殿」である。ここでは宝字7年8月の元日の宴、16日の節宴、遣使節刀闘賀等が行われており、前後の記事に従して、「内裏」の前殿であることは明らかである(別表5参照)。称呼の上からいえば、さきにみた称徳朝の西宮前殿にその系譜をひくものであろうか。

⁹ 吉祥例道のことは默認元・正・乙未条に諸国體分分において正月8日から7日間おこなうべきことを命じているのを初見とするが、宮中においておこなわれた最初がさきの景雲3年正月のものであろう。東内は宮城内御道通殿として運営されたものであらうか。

¹⁰ 宝字9・正・癸巳条(前殿、受勅)、神饌3・8・乙酉条(被戴、設宴)、景雲2・11・壬辰条(前殿、新嘗齋戒)、同3・正・壬申条(前殿、法王道院に拝賀)、同4・8・癸巳条(被戴、恭徳崩)
¹¹ 別表5参照。

諸 実 種

a. (太政官) 弁官曹司 宝字元年7月庚戌条と宝龟3年12月乙亥条にみえる。後者はさきに宮城門のところでのべたように、弁官曹司の所在を推定しうる貴重な記事である。すなわち、弁官曹司は、宮城東面南端の的門に通ずる路に南門を開き、朝堂東回廊のほぼ中央部に接してその東側に位置していた。この位置は平安宮内の太政官とほぼ一致する。

b. 中務南院 勝宝5年正月癸卯条にみえ、元日賀安に使われている。普通一般の元日宴は、内裏あるいは朝堂が用いられているから、この場合は特例である。

c. 武部曹司 宝字5年正月丁酉条にみえ、小治田宮から遷坐なつて、ここを御在所としたとする。当時平城宮が改作中であつたための処置であろう。

大藏省

d. 大藏省(跡地省) 龍老5年・天平10年・宝字8年・宝龟3年・同6年・延暦元年の7例みえる。位置を直接示すものはないが、宮城内、宮城外を判定する一つの手がかりとして、さきにも使つた「御」「幸」の用字を検出すると、天平10年が「御」とあり、宝龟3年・7年のものが「幸」となつてゐる。わずかの例であるが、いずれも平城宮改作前後の安定した時期のものであり、朝廷の移座によつて官衙の配置がえも行われたと推定されるから、天平頃に宮城内に存したのが、宝龟に宮城外へ移座されたのではなかろうか。なお、倉には曼谷・長藏などの類似があり、「北行東第二曼倉」とあることからすれば、南北2列以上に並んでいたのであろう。

e. その他 仁和院(景雲元・2・丁亥)・左右兵庫(天平元・4・卯)・兵庫南院東庫(天平元・12・庚戌)・園青寮(宝字8・10・壬申)・園青藏(宝字元・7・庚戌)・朝貢御井(宝龟3・3・卯申)などがみえる。このうち大学は「幸」とあるから宮城外らしく、園青寮・藏は明らかに宮城内であるが、そのほかは不明である。

そ の 他

南苑

a. 南苑(南樹苑) 南苑は統紀神龟3年3月辛巳条を初見として、天平19年までに16回みえるが、天平末年でたえることは、泰仁遷都以前の平城宮にかかる苑であることを示している。天平19年には、本米内裏あるいは朝堂などで行われるべき元日宴会の他、授位・騎射・仁王經講説などに用いられている。これは恭仁遷都により荒廃に帰した内裏・朝堂が、遷都後まだ使用にたえなかつたための臨時利用と考えられる。これを除く天平12年までの南苑用例をみると、冬至などの節宴8回その他3回である。閑野貞は南苑を宮城内の中央部、内裏の南側に比定されたが、節宴の内容から今少し規模なものと考へてよいのではあるまいか。南樹苑と別称され、曲水宴にも使われてゐるから、水に關係ある場所であつたのであろう。あえて南苑の位置を求めるならば、中央内裏と朝堂の間、あるいは場所は不明だが、同様なことに使用される松林苑の南であろうか。天平19年以後に南苑がたえることは、以後の宮城内改作で、この地域が他のものにかえられたためであろう。

b. 松林苑・松林宮・北松林 天平元年3月癸巳条を初見に、いずれも天平年間に5回みえる。曲水の宴に2回、5月5日騎射宴(端午節句)に2回、正月17日(大射宴)に1回使用されている。さきの南苑同様の機能をもつた苑で、曲水のえられる場所であつたろう。北松林とあるから内裏の北方であることはまちがいないが、宮城内であるか否かは不明である。この苑の記事が天平年間で残されているのは、南苑とともに注意をひく。

c. その他 西池宮(天平10・7・癸亥)、鳥池塘(神龜5・3・己亥)、内嶋院(宝龟8・3・乙卯)などがみえるが、これらの位置や実体はあきらかでない。

B 平城宮大内裏の復原

宮城内の諸設置の配置を決定するのは、いうまでもなく宮城の中央に大きく占地する朝堂と内裏である。関野貞は、朝堂を十二院と大内裏の土壤を別途にとどめる宮城東よりの地域に、また内裏を朝堂と推定した地の西北、東大宮・大宮などの字名を残している宮城全体の正面北域の高儀地とした。この関野の復原は、これまで一般に認められてきたところである。

しかし第1章に述べたように、関野の推定した内裏の南端、すなわち宮城中央正面の一郭に、東方の朝堂推定地と同様な土壤およびその痕跡が東西にならんでいる。これを関野は平安宮農業院の先駆的なものとして文献にみえる南端にあたるとされたが、*ここが朱雀大路の正面、平城宮の中心の一郭であり、土壤が然然とならぶことから、この地も朝堂であつたと考えられないであろうか。従来の調査、特に昭和30年の大坂城回廊東南隅の調査結果で、東の朝堂推定地が和銅創設期にさかのぼりえないことがわかり、東の朝堂が必ずしも平城宮の当初計画によるものでないと考えられるにいたつた。** この東と中央の両地域の東西幅を測ると、東の地域は185m、中央の一部は215mで中央の方が広い。これを藤原宮の朝堂が225mであること、***平安宮の復原数値が160mであるとの比較すると、中央のそれは藤原宮にきわめて近く、東はそれと平安宮の間に置かれるべきものと考えられる。

	東西幅	南北幅	堂間東西距離
第1次朝堂院	690	—	560
第2次朝堂院	600	1650	450
第2次内裏	600	650	—
藤原宮朝堂院	780	1940	600 (単位: m)

のことから平城宮内の中央と東の2地域は、前後に時期を異にして造営されたとみるべき遺構であり、中央が和銅創設以来の第1次のもの、東の朝堂は第2次的なものと考えられてくる。

文献からこの点を検討してみると、前述のように朱雀門は恭仁遷都以前にのみみられるから、この間は朝堂が宮城の中央にあつたと考えられる。これに対して東朝堂の正面門が「中王生門」として史料にあらわれるのは称徳朝である。

内裏についても、最近の発掘で、関野の推定した宮城正面北域のはかに、東朝堂に北接する地にそれと対になる状態で、内裏と推定できる特殊な築地回廊をめぐらす一郭の存在することが明らかになつた。この築地回廊は昭和29年の発掘であきらかにされたように、2回にわたる掘立柱の廻状遺構に、重複して建てられているから、平城宮としては後の時期に置くべきものである。ここは文献的にも東宮ないし東院の延長線上に考えられ、それを称徳朝に内裏として拡充充実させたものとすれば、遺構の状況と矛盾しない。

朝堂・内裏について第1次と第2次のものが想定できるとすれば、移転をあえてしなければならなかつた理由、またその時期、そして中央部の第1次朝堂が移転された跡の処理などが、あらためて問題になる。さらに内裏・朝堂の移建が、宮城内北城の3期5次におよぶ官衙群の造作とどのように関連するのかも検討を要する問題であろう。

第2次朝堂院・内裏

* 関野貞「平城宮及大内裏考」p. 153~4

び、この点で現在の中央区と同じ範囲であった。

** 藤原宮になり之地に整備される以前は、この地もすべて東西に細長い水田がありその中に土壤がなら

*** 『藤原宮址伝説地古蹟の調査—2』(日本古文化研究所報告11)

朝堂移達の
時期

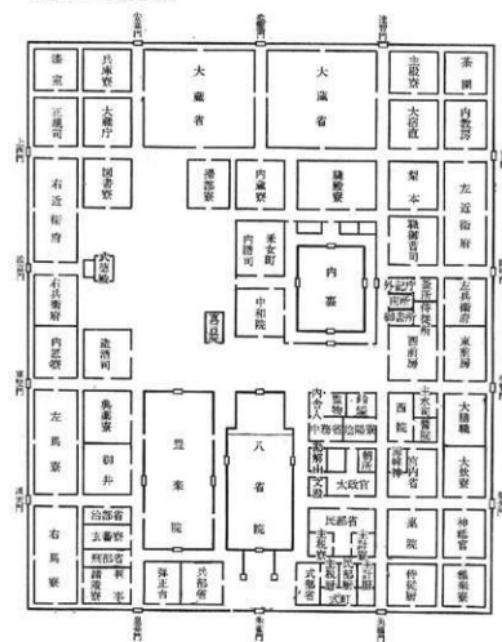
朝堂の移建のおこなわれた時期は 1 天平末年、2 勝宝年間、3 宝字年間の 3 つが考えられる。1 は、天平 17 年の平城遷都後、大極殿を新造した際に移したとするもの。しかし文献的にはその微徴はない。南苑および松林苑が天平末年で消えることを宮城内の全体的な改造にかかるものとすれば、或はこの時期に朝堂の移建が行われたとすることもできるが、これらの苑の消滅を移建と直接結びつけるには飛躍がある。2 は孝謙即位直後から宝字元年まで大極殿の記事がみられず、その間大安殿やその他の記事があつて、朝堂の改修を想わせる状況による。孝謙の皇太子以来の居所東院の前面にみずから朝堂を造営したと想定するのだが、これも文献上に明らかな微徴はない。3 は文献上に宮城内改造を明瞭に伝える記録があり、この時唐招提寺に東朝集殿の施入があるので、少くとも朝堂に大々的な改作の加えられたことが確められる。また大極殿に相当する機能をもつ安殿関係の記事で、大安殿は勝宝 6 年に内安殿は宝字 4 年でみられなくなるから、あるいはこれらが朝堂の大極殿に改作されたのではないかとも推定される。この時期の改作は勝宝 8 年の聖式太上崩御、宝字 4 年の光明皇太后崩御にともなうものであるから、新しい宮城内の構成プランがこの時に考えられたとするのは、きわめて自然である。しかし宝字の改修が淳仁天皇を擁立した仲麻呂の主導によつておこなわれたこと、淳仁天皇は隋帝まで明らかに中宮院を居所としたことから、中宮（内裏）との関係を強調すれば、宝字の改修に東へ朝堂を移したとするのにはやや無理があるのであらう。

うか。以上の3説はいずれともきめうるものではないが、現段階では東の朝堂院出土瓦の様式から1・2説は3よりも妥当性があると考えられる。

内裏移建の時期

次に内裏移建の時期については、東院が孝謙・孙德天皇に特別関係のある御所で、これを拡大発展させたのが孝徳朝であることはさきに述べた。宝龟年間の宮中行事をみると、例えば宴会などの時、5位以上の官人を内裏に、以下の官人や蕃客を朝堂に置する仕方が多く現われるが、これには内裏と朝堂が位置的にきわめて密接な関係

Fig. 28. 平空空间域图



《西漢文獻考》上卷

にあつたことを示している。東の地域に内裏（東院）と朝堂が大極殿を媒介として組み合構成に完成したのはこの時期であろう。大極殿東南面廊の改作（漱石の取替え）を宝字年間とすることもできるが、様式から安亀年間に下るとみられる RT-6732 型式軒平瓦が多量に出土することからも、この時期の改作と考えるのが自然ではなかろうか。^{*}

それでは第2次朝廷移建後、中央の第1次朝堂跡はどう処理されたであろうか。現在の地形からみて移建後に官衙などが建てられたとは思われず、そのまま放擲されていたとも、これが宮城内の中央域を占める点で考えがたい。周知のように平安宮には中央の朝堂の西にほぼ同規模の楽院を設け、朝堂が朝堂で行われるのに対して樂宴はこの場所でおこなわれた。两者を併立させる構想がいつ、どのような理由で生まれたかはなお検討を要するが、或は平安宮樂院にさきだつて、平城宮において中央と東の2度にわたる朝堂が造営された事柄と関係するのかもしれない。^{**}

次に宮城内に配された諸官衙の位置と、これより推測される点について述べてみたい。まず文献の上で官衙の位置がほぼ推定できるのは太政官・官賈司で、この位置は、平安宮・太政宮の占地にはほぼ等しい。また天平年間に宮城内に存した大蔵省が、宝亀年間には宮城外に移されていたのではないかと推測されることもすでに記した。大蔵省は平安宮においては、宮城中央の北端、北辺坊に相当する位置におかれているが、平城宮でも北方にあつたのではないかろか。平城宮には一条より北の部分はなかつたとするのが通説であるが、*** 大蔵省が宮城外に移されたとすれば、そこは北辺坊にあたり、この時新たに北辺坊が作られた可能性がある。今回の 6ABO 区の調査で、宮城北部の官衙群の整備発展されはじめる時期が、宝字 7 年以降と判明したが、この時期に大蔵省の移転を含んだ官衙の大規模な造営工事がおこなわれ、宮城が北に拡張されたのではないかろか。前述した平城・平安両京における条坊計画の開闢からみて、平城宮にも或時期に北辺部分があつて、平安宮がそれを踏襲したと考えられるのである。

また発掘資料によつて、官衙の位置が想定されるものは、今回の調査による大辯鏡もしくは内膳司があるが、今一つ昭和 3 年の調査で出土した墨書き土器から推定される官衙がある。この土器は 6 ABAB 区の溝から検出されたもので、「宮内省」、「内掃司」などの記載があり、この地域にかつて宮内省に關係する官衙があつたことを示している。調査が溝に張られているので、この官衙の規模や位置は判らないが、今回調査した地区と合わせて、内裏の北方一帯は官衙地域であつたと推定される。太政宮の位置が宮城の東南にあり、北方に官衙群が配置されることに加えて、第Ⅱ章 2 で述べた地形や丘岸の形状を考慮すると、平安宮古國に見えるように、宮城の東・西・北の外縁にそつて、諸官衙が配されていたものであろう。しかし朝堂・内裏で兩宮城にかなりの相異点がみられるように、個々の官衙の規模や位置は必ずしも平安宮と同じではなかつたと考えられる。以上は現段階での一応の想定で、その実証はすべて今後の発掘調査にかかっているが、内裏や朝堂だけでなく周辺の官衙に至るまで発掘可能である現状は實に貴重なもので、その点では平城宮跡が我國都城中でも唯一のものと云つてよい。この遠赤の発掘調査の重要性が改めて強く認識されるのである。

* この開拓は『平城宮跡第 1 次発掘調査報告』でも簡単にふれた。

** 平安宮において樂院が完成し、別用されはじめるのは弘仁 10 年であるが、延暦 18 年正月に「樂院未だ功を成さず」(後制) とあるから、すでに平安宮の初期から樂院の構造がみえらる。続日本後紀承和 2・3 年の記事では樂院の館室が朝堂ともよば

れたらしい。

*** 萩田貞吉『平城京及大内裏考詳論』(歴史地理 12 号) は佐原池に北接した御前池中に、平城宮北大園の痕跡を示す土堤が存在したことを見出している。この遺構に注目すれば平城宮に北辺坊のないことが想像できる。

付章 遺跡遺物の分類標示方法

平城宮跡のような大規模な遺跡を長期間にわたり発掘調査を行う際には、検出される遺構と遺物を明確に分類標示する方法を事前に決定しておくことが、もつとも緊急にして肝要なことである。その方法は、発掘進行中の遺構の記録・遺物の処理にあたって簡略でしかも適切なものであることが望ましい。その点で、既往の分類標示方法は実際の要求を充てに不十分な点が多い。当研究所では新たに当面する研究調査の対象に適合した方式をつくり、一連の寺院・宮殿遺跡の発掘調査で採用した。平城宮跡の発掘調査においてもその方式を用いたが、ここではこれまでと違つて、特に広大な地域を対象とするため、調査報告においても一部この分類標示方法を記述に用いざるをえなくなつた。そこで、本報告書の理解をたすけるためにその解説が必要となつたので、これを機会にここで当研究所の遺構・遺物の分類標示方法の大略について述べることにした。

1 遺跡の標示方法

遺跡名の
標示

遺跡の標示方法では遺跡名称の標示とその遺跡の中での局部的な地点の標示が問題となる。第1の遺跡名称の標示では、平城宮とか飛鳥寺とかの固有名称を用いればよいのであるが、実際には調査によって出土した多数の遺構の記録と遺物の処理登録を正確迅速に行うには、字画の多い漢字の使用は不適当である。特に、土器や瓦の細片に遺跡名を漢字で記入するのは困難である。当然、固有名称を簡略化することが考えられるが、当研究所のように多数の遺跡から出土した多量の遺物の処理を前提とする場合では、例えば平城宮の簡略化として「平」1字を用いた場合、平安宮や平陽寺などと混亂する。それをさけることを考慮すると「平城」の2字は必要で、これでは簡略化の意味はない。当然そこで遺跡名称を数字またはアルファベットで標示することが考えられる。^{*}この場合でも、遺跡名称を最高4字程度まで標示するのが望ましい。

遺跡を記号で標示するには、それを分類する必要がある。分類には当初10進分類法を考えたが、全国的な規模ですべての遺跡に適した10進分類は4桁の数字では不可能に近い。^{**} そこで、数字1字とアルファベット3字を併用し、17万余の遺跡名称の分類標示を可能とすることにした。

この場合第1項は数字で遺跡の所属する時代^{***}をあらわし、以下はアルファベットで、第2項はその種類と所在地域をあらわし、次の第3・4項を各遺跡の固有記号とすることとした(Tab.12)。例えば 6AGF は平城京内右京3条1坊をしめし、5BAS は飛鳥寺、6BKJF は興福寺、7CTJ は東寺、5DST は四天王寺、6EHL は掃磨院分寺、6FNH は新治庵寺、6KKZ は觀世音寺、6POY は小治山安万呂墓、6SAI は奈良市荒池瓦窯(興福寺瓦窯), 6TYD は茨城県猿島郡寺台瓦窯、6UTK は筑前國分寺瓦窯を標示している。

平城宮の標示方法

平城宮跡は、総面積 100 ha ときわめて規模が大きく、諸寺院遺跡などの数倍ある。そのため4桁の記号1単位で全域をあらわすと、次に述べる遺跡内の一部地点を標示する記号を4桁程度に

* 当研究所では後述のようにすべての遺構・遺物の記録はハンドソート・パンチカードで整理している。この場合数字やアルファベットによる記号化が必要となる。

** たとえば古墳や貝塚では企画的には方の単位を必

要とするであろうし、さらにそれを他の種類の遺跡と区別するにはさらに桁数が大きくなる。

*** 遺跡が前後数時代のものの重複である場合は、その遺跡の創始された時代または最初にその遺跡の発見の編年となつた遺構・遺物の時代による。

Tab. 12 遺跡名標示の項目別内容分類表

第 I 項		第 II 項		第 III・IV 項	
0 外國 (中国・朝鮮等)	A 宮殿・官衙・城柵	P 近畿	一般にはアルフ アベット2字の 組合せによつ て、固有遺跡名 をあらわす		
1 先漢文時代	B 大和	Q 東日本			
2 楩文式時代	C 山城	R 西日本			
3 弓生式時代	D 払河、鬼城	S 近畿			
4 古墳時代	E その他の近畿	T 東日本			
5 飛鳥時代	F 奥東、東北	U 西日本			
6 泉良時代	G 中部	V 配念物			
7 平安時代	H 中國	W 東日本			
8 錦糸時代	I 四国、九州	W 東日本			
9 宮町以降	J 近畿	X 西日本			
	K 住居	Y 交通関係(閘、烽火等)			
	L 住居	Z その他			
	M 東日本				
	N 西日本				

おさめられなくなる。そこで、平城宮跡の場合は、第I・II項は他と共に通するが、第III・IV項の各遺跡の固有記号のところで、第III項が平城宮全域を南北に細長く分割した大地区(東から A・B・C・D)4区を標示し、第IV項はそれをさらに3ha以下に分割した地域を示すことにした。このようにして、平城宮跡は、6AAA~6ADHの遺跡記号をもつことになる(PL. 1)。例えば6ABO区は今回報告した地域を含めた宮跡中央北寄りの東西220m南北100mの範囲であり、6AARは現固有地内大塹垣回廊東南隅付近である。

遺跡内の局部地点を標示する問題は、遺跡の発掘にあたつて、どのように発掘地域を区割し標示するかといった問題と共通する。いいかえると、局部地点の大きさをどの程度にするかによってその標示方法も変つてくる。実際には対象とする遺跡の性格によって区割の大きさとその標示方法が異つていて当然である。当研究所がこれまで行つてきた寺院跡や平城宮跡のように建築造構類の検出が主眼となる発掘においては、区割1単位を方3mほどにとると記録および出土遺物処理に便利である。というのは、3mは天平凡の10尺に近く、遺物の柱間に一般に10尺前後につくられていることが多いから、礎石や柱穴などを検出した場合に、柱間寸法を判定しやすく、またそれらが何区割にわたつているかをみれば建物の規模も容易に判定できる。すなわち、遺構の単位と発掘区割の単位をできるだけ一致するようにしたのが、この方3mの区割である。平城宮跡では6AAA~6ADHの各地区のなかの水田にアルファベットをつけ、それを3m×方3mで区割し、南北軸を1桁のアルファベット、東西軸を2桁の数字^aであらわすことにしてある。これによると6ABO BH 80地区は木筒の出土した地区であり、6ABO SJ 41は第2次調査で検出した東西に長い13間施物(SB 143)の西南隅の柱穴のある地区を示している。

^a 例えば6ABO区を方3mに区割し、それを標示するには理論上は、東西軸は2桁の数字で南北軸は1桁のアルファベットで十分なのだが、実際上は各

水田単位にその区割をまとめたほうが記録や遺物処理に便である。6ABO区の水田別記号はFig. 1にある。

2 遺構の標示方法

遺構番号：遺跡名称の標示や発掘区割設定とその標示の方法は発掘前の準備段階に決定しておかねばならない。それにつれてして発掘の進行にしたがい、建物や溝など各種の遺構が検出されると、それを標示する必要が生ずる。それらは方3mの数区割、大きなものにあつて數十区割にわたるひろがりをもつている。寺院跡のように企業・講堂といった名称が想定しうるものはよいが、類似した性質をもつ遺構が多数重複して検出される平城宮跡などでは、これらの遺構を特定の名称や地区記号で呼称することは不可能となり、遺構番号をつけることが必要となる。

遺構の標示方法には、大地区や各調査間にまとめてその各々で番号をつける方法と、1遺跡に通じた一連番号をつける方法がある。いずれも一長一短があるが、平城宮跡では後の方法を採用し、全地域の遺構に検出順に一連番号をつけていく。また、同じ所にはほぼ同じ規模で収容された遺構は同番号のあとにA・B・Cをつけてわかる。^{***}さらに、番号のみでは遺構の種類が不明なので、それを示すアルファベット記号（Tab. 13）を番号の前に付して理解の便をはかることにした。具体的には、遺構種類記号の前に遺構記号の標示であるSをつけ、例えば、SA 109は第Ⅱ期の東西にのびる溝を伴った土丘状遺構をさし、SB 116は第Ⅰ-3期の南北棟5×3間建物であり、SK 219は木筒出土の土塙を標示することとなる。

3 遺物の分類と標示

遺物番号：大規模な発掘によって出土する莫大な量にのぼる遺物の整理登録には事前に周到な準備が必要とする。さきの遺跡標示方法もまたその必要から出発したものともいえるが、その他に遺物処理の最小要件として遺物の尖端・拓本・写真などの記録台帳を作成せねばならず、第1に遺物番号が必要となる。この遺物番号としては、同一地区から出土した遺物には一連番号を付することにした。例えば6ABO BH80 R-001^{****}はSK 219の南西部のある地区から出土し、第1番目に登録した遺物で、具体的には木筒10をさしている。

このように収集された出土遺物は、逐個整理の過程でそれぞれの形態や様式によつて分類することができる。この分類はすべて4桁の数字で標示するのを原則としている。^{*****}第1項は時代を標示し（Tab. 12）、第2～5項で細分をおこなう。

代表的な遺物である軒丸についてその実際をのべてみたい。軒瓦の分類では第1項を除く3桁の数字1～999のうち、1～449が軒丸瓦、501～899が軒平瓦、のこりの数字が道具瓦をしめす。道具瓦では451～499が鉢先瓦、901～919が船尾瓦。

* 平城宮跡で第1次5カ年計画以後に検出された遺構は101番からつけ始めている。なお、この方法では地層が離れていても差別化が近いと遺構番号が接近するし、その他の場合もある。それによつてひきかえられる不便を除くには、地域名や調査記号を冠する方法もあるが現在は行っていない。

** 例えば6ABO区の第Ⅰ-2期の東西棟5×4間建物SB 186-Aは収容されて第Ⅰ-2期のSB 186-B

Tab. 13 遺構・遺物記号表

S-遺構	R-遺物
A 樹・土塁・堀	L 漆 器
B 建 物	M 金 属 器
C 施 構	N 自然 遺物
D 游	P 土 製 品
E 井	Q 石 製 品
G 墓	T 瓦 ・ 磚
H 広 場	U 鉄 純 製 品
K 上 溝	W 木 製 品
X そ の 他	Y そ の 他

上括弧は土器その他の記号をさす

となる。

*** 「R」は遺物記号の標示であつて、遺構記号の標示「S」に対応するものである。

**** 飛鳥寺、川原寺、興福寺の報告においては3桁の数字の遺構番号をもつて分類し、各寺々で独立した分類番号を用いた。平城宮においては、種類も100種をこえるので全遺構に共通する4桁の分類にあらためた。

920～969 が鬼瓦、 970～979 が寅斗瓦、 980～989 が間戸瓦を標示する数字となる。軒丸・軒平瓦については、瓦当面の文様を様式的に分類し、それぞれの様式の先後関係は無視して単純な文様のものから複雑なものへと機械的に配列し、番号をつけた。すなわち、軒丸瓦では、重圓文、車状文などの幾何学的文様を最初におき、つぎに蓮華文、宝相華文、獸面文、禽獸文の順に配列した。蓮華文では単弁・複弁・單複弁混合文の順とした。単弁のなかでは素弁・重弁・忍冬飾りのあるものの順に、複弁では外縁の装飾によつて、素縁・銅齒文縁・珠文縁・重圓文縁・珠文+銅齒文縁・雷文縁・平行線文縁・唐草文縁・雲文縁の順に配することとした。軒平瓦では、寅文・重弧文瓦・変形重弧文・重圓文をはじめにし、唐草文・雲文の順に配列した。唐草文は忍冬・葡萄唐草・偏行唐草・均整唐草文の順にならべ、均整唐草文は中心飾の形によつてさらに細分している。このように分類した軒瓦に番号を付したのが、本報告の瓦の記述で用いた遺物型式番号である。

本報告書では、本製品のうち木簡についても同様な分類標示方法による類別番号を付した。^a その他の遺物、特に多量にある土器類でもこの類別番号を必要とする。原則として、瓦類と同様に 4 柄の番号でそれを示す方針であるが、現在ではなお土器の分類には問題が多く、最も容易な器形による分類の場合、機能的に類似したものが離れたり、またその逆の場合が生じやすく、4 柄の番号でおさめた分類標示方法では非実用的なものとなるおそれが多い。そのため、本報告書では第Ⅷ章第3節で述べたような土器分類標示法をとつた。

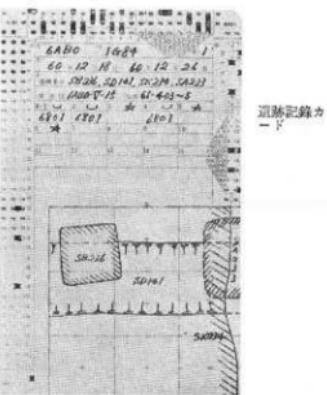
このように原則として、4 柄の数字の遺物類別記号は、遺物の各種類に共通する数字をもつことになる。それによる混乱をさけるために、遺物を主として材質によつて分類し、それを示すアルファベット記号を番号の前に付すこととした。具体的にはそのままに遺物記号の標示である R をつけ、例えば、RT-6301 は通常與福寺式の軒丸瓦を、RW-601 は短圓形木簡をさすことになる。^{**}

4 遺跡遺物の記録

上述の遺跡・遺物の標示方法によつて、実際に平城宮跡でどのように遺跡・遺物を記録しているかを記し、大規模な发掘の記録方法の 1 資料としたい。

遺跡の記録は通常、実測・写真・日誌の形でおこなわれる。平城宮跡の調査では実測・写真による記録のほかに普通発掘でとられる日誌式の記録は調査進行状況や事務的な事実の記録のほかはとらない。1 地点の発掘中のデータは時間単位である日誌式の場合数々所不特定の場所に記録される。広範な遺跡を長期にわたつて発掘する場合は記録として不満足なものであり、遺跡単位により記録する必要がある。遺跡の記録単位は、局部地点標示である方 3 m としている。具体的に、6ABO IG 84 地区の記録カード (Fig. 29) を例にとつて、遺跡記録方法を説明しよう。このカードはこの地区的遺

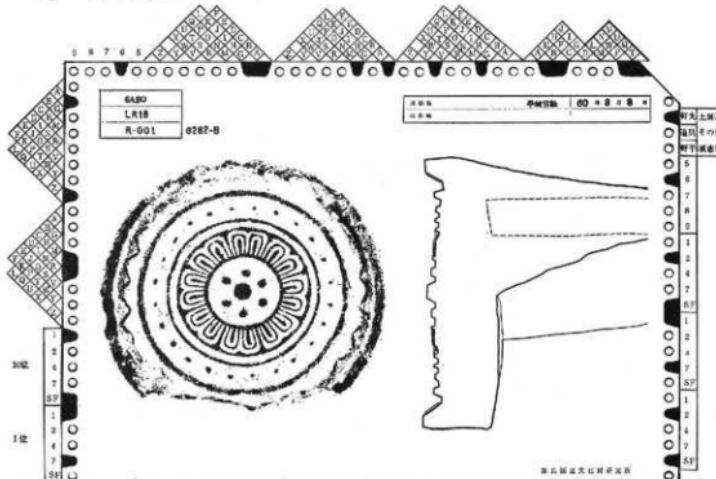
Fig. 29 遺跡記録カード



^a 木簡の類別記号を 3 柄でとどめているのは、現在の分類が将来なお細分され、それを標示することを予定して第 4 項を残しているためである。

^{**} 本報告書では混乱のおそれがないので、遺物類別記号の RT・RW は省略している。

Fig. 30 遺物記録カード



跡記録カードの第1号で、この地区の調査は1960年12月18日から12月26日にかけて主としておこな
い。実測図・写真は研究所資料登録番号 6ABO-Ⅴ-15 と 61-403~5 にある。遺物は RT-6801
が3個体と軒丸陶片(☆印)3個体がこれまでに登録されている。^{*}遺跡の状況については、 $\frac{1}{30}$ の略
図を記入し、その出土状況や細部についての記述は裏面に記入している。これらのうち、地区名、
検出遺物番号、調査月日を周辺でパンチする。このカードでは右上で 6ABO を、右下で IG 84 を
上左で上記4遺物を、左辺と下左部で12月18・21・26日をパンチすることを示している。^{**} したが
つて、月日項で余カードをソートすれば、特定月日に調査した地区的カードがえられ、調査日誌の
代りにすることができる。

遺物記録カード つぎに遺物の記録方法を例 (Fig. 30) をあげて説明しよう。このカードは、6ABO LR 18 区か
ら 1960 年 8 月 8 日に出土した RT-6282-B を記録したもので、瓦の拓本と実測図をはりつけ出土
地区名、登録番号、出土年月日を記載している。さらに上辺で 6ABO を、左辺で LR 18 を、上
辺右端で遺物材質類別である T を、さらに右辺で軒丸瓦であることと型式番号を、また同様式中に
おける種類をパンチする。したがつて、全カードを地区項でソートすれば、LR 18 地区で出土した
全軒瓦がえられ、型式項でソートすれば、今までにえられた RT-6282-B をすべて選別するこ
とができる。土器その他の遺物についても同じ方法で登録処理をおこなつている。

* その他の遺物は目下整理中で、漸次登録していく。

** このカードはハンドソートパンチカードになって
いる。パンチカードシステムについては平山健三他

2名編『パンチカードの理論と実際』昭32などを参
照されたい。

別 表

別表1 建物別寸法表

造管類	造構	規 模	視方向	周	桁行cm(尺)	乗行cm(尺)	周cm(尺)	柱穴(角)	cm/尺
I	SB 167	6間×2間	N-S		1770 (60)	585(20)		方60cm	29.5-29.3
	SB 176	9×4	N-S	W-E	2652 (90)	1200(40)	300(10)	70 (40)	29.5-30.0
	SB 205	7×2	N-S		2030 (70)	580(20)		100	29.0
I	SB 170	5×4	W-E	N-S	1485 (50)	1246(42)	356(12)	100(100)	29.7
	SB 200	7×4	W-E	N-W-S-E	1900 (63)	1080(36)	270(9)	130(130)	30.0
	SB 212	7×2	W-E		1900 (63)	600(20)		80	30.0
II	SB 112	7×2	W-E		2079 (70)	594(20)		120	29.7
	SB 131	5×2	W-E		1485 (50)	594(20)		120	29.7
	SB 143	13×2	W-E		3939(130)	606(20)		120	30.3
	SB 145	5×2	W-E		1485 (50)	594(20)		120	29.7
	SB 177-A	7×3	N-S	W	2079 (70)	891(30)	297(10)	100 (80)	29.7
	SB 186-A	7×4	W-E	N-S	2079 (70)	1188(40)	297(10)	120(120)	29.7
	SB 194-A	7×2	W-E		2079 (70)	504(17)		120	29.7
	SB 201	7×5	W-E	N-S-S	2079 (70)	1573(53)	297(10) 386(13)	100(100)	29.7
	SB 206	7×2	N-S		2079 (70)	594(20)	(市珠箱)	100	29.7
	SB 209	7×2	N-S		2079 (70)	594(20)		100	29.7
2'	SB 213	7×2	W-E		2079 (70)	594(20)		100	29.7
II	SB 113	6×2	W-E		1782 (60)	564 (19)		100	29.7
	SB 166	5×2	W-E		1337 (45)	594 (20)		80	29.7
	SB 177-B	7×2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
	SB 186-B	7×2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
3	SB 194-B	7×2	W-E		2079 (70)	594 (20)		100	29.7
II	SB 116	5×3	N-S	W	1360 (45)	821 (27)	337 (11)	80 (80)	30.2-30.6
	SB 135	3×1	W-E		788	351		80	
	SB 146	5×2	N-S		1115 (37.5)	446 (15)		80	29.7
	SB 182	5×3	N-S	E	1115 (37.5)	772 (26)	337 (11)	60 (50)	29.7
	SB 191	5×2	N-S	W-E	1188 (40)	1158 (39)	356 (11.5)	100 (50)	29.7
III	SB 211	5×4	W-E	N-S	1188 (40)	1158 (39)	359 (12) 326 (11)	80 (80)	29.7
III	SB 236	4×2	N-S		1128 (38)	534 (18)		80	29.7
	SB 246	5×2	N-S		1188 (40)	446 (15)		80	29.7

1 「尺」は造管尺で、実数を用いたものと假定した。

同一造物で桁行・乗行で多少差のあるものもある。

2 SB 211は北廻の梁間が南廻より広い。

別表 2 SK219 出土自然遺物分類表

番号	科名	種名(学名・和名)	分布・原産地	習性	出土部位	出土数 品目
1	Juglandaceae ガルヌ科	Juglans Allardiana DODE var. shinanoana KOHDZUMI ナガグルミ	本州(中部地方)	落葉喬木	核実	1 187
2	"	Juglans mandshurica MAXIMOWICZ var. acuta KITAMURA オニグルミ	東北・北海道・本州・四国・九州	"	"	1 337
3	"	Juglans mandshurica MAXIMOWICZ var. acutissima KOHDZUMI ハリサキオタクグルミ	邦内(栽培植物)	"	"	0 12
4	"	Juglans mandshurica MAXIMOWICZ var. avellana KOHDZUMI ミヅナシオタクグルミ	"	"	"	0 8
5	"	Juglans mandshurica MAXIMOWICZ var. cordiformis KITAMURA ヒメグルミ	"	"	"	1 130
6	"	Juglans regia LINNAEUS var. orientalis (DODE) KITAMURA テウチグルミ	原産中国(栽培植物)	"	"	0 17
7	Betulaceae カバノキ科	Corylus heterophylla FISCHER var. japonica KOHDZUMI ハシバミ	北海道・本州・九州	落葉闊葉灌木	果実	12 34
8	Fagaceae ブナ科	Castanea crenata STEBOLD et ZUCCARINI クリ	北海道(西南部)・本州・四国・九州	落葉闊葉喬木	"	1 16
9	"	Cyclobalanopsis giriba OERSTED イテキガシ	本州(南東以西)・四国・九州・台湾・中国	常緑闊葉喬木	果実	14 37
10	"	Quercus myrsinifolia BLUME シラカン	本州・四国・九州	"	果実	19 12
11	Nymphaeaceae ヒツジケ科	Nelumbo nucifera GAERTN ハス	原産印度熱帯	多年生水草	種子	0 4
12	Amygdalaceae チカラ科	Prunus Ansu KOMAROV アンズ	原産(日本?)栽培植物	落葉闊葉喬木	核果	19 5
13	"	Prunus Mandshurica KOCHINE マンシアンズ	原産(慶州)栽培植物	"	"	3 0
14	"	Prunus Persica STOKES var. antiqua KOSHIMIZU コダイモモ	原産(日本?)栽培植物	"	"	20 9
15	"	Prunus Persica STOKES var. ヒメコダイモモ	原産(日本?)野生種?	"	"	3 0
16	"	Prunus salicina LINDLEY スモモ	原産(日本?)栽培植物	"	"	4 1
17	"	Prunus sp. キッカアンズ	原産(赤川)栽培植物	"	"	1 0
18	"	Prunus sibirica LINNAEUS モコアシズ	原産(蒙古)栽培植物	"	"	2 0
19	Leguminosae マメ科	Kraunilia floribunda TAUBERT var. typica MAKINO フラグ	本州・四国・九州・琉球	落葉闊葉灌木	種子	1 0
20	Euphorbiaceae マカトウダイ科	Aleurites cordata STEUD アブラギリ	原産(中国)栽培植物	落葉闊葉喬木	"	11 0
21	Hippocastanaceae ツノキ科	Aesculus turbinata BLUME ドノキ	北海道・本州	"	果実	8 21
22	Theaceae パルク科	Thea sinensis LINNAEUS ティ	九州・台湾 栽培植物	常緑闊葉灌木	種子	0 1
23	Oenotheraceae アカバナ科	Trapa natans LINNAEUS var. bispinosa MAKINO ヒシ	北海道・本州・四国・九州・朝鮮・中國	一年生水草	果実	0 1
24	Ebenaceae カキ科	Diospyros Kaki LINNAEUS カキ	本州・西紀・九州	落葉闊葉喬木	種子	0 7
25	Cucurbitaceae タリ科	Cucumis Melo LINNAEUS var. Conomon MAKINO f. rigidus MAKINO アツクリ	北海道(無開)栽培植物	一年生草本	"	13
26	"	Cucumis Melo LINNAEUS var. Makawa MAKINO マクワリ	"	"	"	4 0
27	"	Cucumis sativus LINNAEUS キウリ	原産(印度)栽培植物	"	"	66 18
28	"	Cucumis sp. ウリ属	栽培植物	"	"	2 0
29	Cupressaceae ヒノキ科	Chamaecyparis obtusa ENDLICHEN ヒノキ	本州・四国・九州	常緑針葉喬木	樹枝	0 17
30	Pinaceae マツ科	Pinus densiflora SIEBOLD et ZUCCARINI アカマツ	北海道(西南部)・本州・四国・九州	"	"	0 1
31	"	Abies firma SIEBOLD et ZUCCARINI モミ	本州・四国・九州	"	"	0 2
32	Fagaceae ブナ科	Quercus sp. カシ属		常緑闊葉喬木	"	0 15
33	"	Shisia sp. レイ属		"	"	0 59
34	Cercidiphyllaceae カツラ科	Cercidiphyllum japonicum SIEBOLD et ZUCCARINI カツラ	本州・四国・九州	落葉闊葉喬木	"	0 13
35	Amygdalaceae チカラ科	Prunus sp. サクラ属		"	"	0 4

別表3 軒九・軒平瓦分類表

(T-單脊 F-複脊 S-珠文 K-圓棋・界棋 LV-燕鋸齒文 RV-凸鋸齒文 J-蓮瓣文 U-飛雲文 KK-均整唐草文
HK-個行唐草文 単位-cm)

型式番号	瓦当面										全長	玉縁長	側体数	%計				
	直 徑	内区				外区												
		中 凹 凸 圓 方 形 規 矩	蓮 子 數	脊 區 長	脊 數	外 內 輪 規 矩	外 輪 規 矩	高 度	高 度									
6127		15.8	6.6	1+8	11.0	2.0 T12	2.4	1.3	S12	0.9	1.1		1	0	0	1	3.8	
6131-A		16.7	4.0	1+8	12.4	2.1 T16	2.1	0.8	S24	1.3	1.1	RV24	1	0	0	1	0.8	
6133-A		16.9	3.4	1+5	9.6	1.7 T12	3.6	1.9	S13	1.7	0.9		40.0	5.0	14	1	0.15	
6133-B		16.1	3.6	1+6	9.6	1.7 T12	3.5	1.7	S15	1.8	0.9		40.6	5.8	2	0	1.3	
6133-C		16.6	4.0	1+6	9.7	1.7 T13	2.9	1.6	S18	1.3	0.8		11	0	12		9.3	
6133-D		15.7	4.0	1+6	11.1	1.7 T16	2.3	1.4	S24	0.9	0.8		0	0	0	0	21.2	
6133-F		13.5	3.0	1+8	7.6	1.6 T12	2.9	1.5	S24	1.4	1.0	LV	0	0	0	0	0	
6133-G		17.0	3.5	1+8	9.9	1.5 T16	3.5	2.0	S16	1.5	1.4	LV	44.3	5.6	0	0	0	
6133-H		15.3	4.3	1+5	11.1	1.9 T16	2.6	1.6	S24	1.0	1.6		1	0	0	1	0.8	
6134-A		16.1	3.6	1+8	9.6	1.1 T12	3.2	1.9	S16	1.3	1.5	LV15	40.0	5.9	3	0	2.5	
6208		16.8	7.0	1+6	14.8	4.2	F8			1.6	0.6		0	1	0	1	0.8	
6225		16.7	6.8	1+8	11.6	3.6	F8	2.5	1.2	K	1.3	0.8	RV24	37.3	4.8	2	0	2.4
6225-B		16.8	5.6	1+5	11.2	2.9	F8	2.8	1.7	S17	1.1	0.9		3	0	0	3	2.4
6241		14.8	3.9	1+5	8.8	2.4	F8	3.0	1.8	S20	1.5	0.5		40.2	7.0	1	0	0.8
6279-C		6.2	1+5+0		3.0	F8			S			LV	1	0	0	1	0.8	
6281-C		17.4	5.5	1+4+8	10.8	2.8	F8	3.2	1.7	S32	1.5	1.0	LV48	0	1	0	1	0.8
6282-A		15.7	5.3	1+8	8.7	3.1	F8	3.5	2.0	S24	1.5	0.9	LV24	0	0	0	0	0

型式番号	瓦当面										全長	玉筋長	個体数			%	
	内区					外区							K	A	I		
	直 径	中 房 屋 区 数	蓬 子 数	脊 区 数	舟 区 数	外 広 区	内 幅	縁 幅	外 縁 幅	文 様	高 度	文 様	地 区	計			
6282-B		16.2	4.5	1+6	8.6	3.1	F8	3.8	2.0	S24	1.5	0.9	LV	15	4	8.27	21.1
6282-D		15.2	2.7	1+6	6.4	2.4	F8	3.4	2.0	S24	1.4	0.9	LV20	4	2	3.9	7.0
6282-E		16.1	3.4	1+6	7.6	2.6	F8	4.2	2.4	S24	1.8	1.3	LV20	1	0	0.1	(30.5)
6282-F		15.8	4.0	1+6	9.2	3.2	F8	3.3	2.0	S24	1.3	1.4	LV20	1	0	0.1	0.8
6284-A		15.0	3.5	1+6	8.3	3.0	F8	3.6	1.8	S24	1.8	1.3	LV20	5	0	1.6	4.7
6284-B		15.3	3.5	1+6	8.2	2.1	F8	3.6	1.9	S20	1.7	1.3	LV20	1	1	0.2	1.6
6291-A		16.2	3.5	1+6	8.7	2.4	F8	3.7	1.8	S16	1.9	0.8	LV18	1	0	0.1	0.8
6301-C		16.0	4.8	1+5+10	10.2	2.6	F8	2.9	1.6	S20	1.3	0.8	LV33	1	2	0.3	2.4
6303-A		16.5	4.0	1+6	9.5	3.4	F8	3.5	1.9	S22	1.6	1.1	LV	1	0	0.1	0.8
6304-A		16.2	3.5	1+6	9.0	3.7	F8	3.1	1.9	S16	1.6	1.6	LV16	1	0	0.1	0.8
6306-B		16.1	4.2	1+6	9.1	2.3	F8	3.5	1.8	S24	1.7	1.3	LV16	0	0	3.3	2.4
6307		16.8	3.5	1+6	9.2	2.5	F8	3.8	2.0	S16Y	1.8	1.0	LV	0	1	0.1	0.8
6311-A		16.1	4.0	1+6	9.6	2.6	F8	3.2	1.5	S26	1.7	L1	LV20 39.5	5.6	4	1.6	4.7
6311-C		15.7	4.0	1+6	10.0	2.4	F8	2.8	1.3	S16	1.3	0.9	LV16	1	0	2.3	2.4
6315-B		15.2	1.7	1	5.6	3.4	F8	2.2	1.3	S16	1.0	0.9	LV16	0	0	1.1	0.8
6316-A		15.0	2.6	1+7	9.8	3.1	F8	2.6	1.3	S16	1.3	0.6	LV20	1	0	0.1	0.8
6320		15.7	2.8	1+8	8.8	0.9	T24	3.9	2.3	S24	1.6	1.4	RV20	2	0	0.2	1.6

88 13 27 128
(34) (19) (29) (152) 100.4

() は種類不明を加えたもの

型 式番 号	瓦 当 面										全 K W 地区	個 体 数			%		
	上弦幅	弦 深	下弦幅	厚	内区 内区文様	上外区 上外区文様	下外区 下外区文様	詔 詔	脇 脇区文様	文様の深さ 長		K A i C 地区	I J 地区	計			
6675					J						1	0	0	1	0.6		
6641-B					5.0 2.4 HK	1.1	S23	1.5 LV20	6.0 LV5	0.2	1	0	1	2	1.3		
6641-E					5.0 2.4 HK	1.5	S34	1.1 LV	LV5	0.2	1	0	0	1	0.6		
6653-A					5.5 2.9 KK	1.4	K	1.6 K	K	0.2	1	0	0	1	0.6		
6653-B					5.9 2.8 KK	1.5	K	1.6 K	6.4 K	0.2	3	0	1	4	2.5		
6653-C		27.0	7.2	28.2	5.3 2.6 KK	1.4	K	1.2 K	7.2 K	0.3	1	0	1	2	7 (10)	4.4 (6.3)	
6653-D					5.6 2.5 KK	1.2	K	1.3 K	K	0.3	0	0	0	0	0	0	
6664-A					6.2 3.1 KK	1.8	S21	1.9 S21	8.0 S3	0.3	1	0	1	2	1.3		
6664-C		21.0	6.2	25.2	5.1 2.4 KK	1.4	S21	1.3 S21	6.2 S3	0.4	11	2	3	16	22	10.3	
6664-D		24.0	6.0	6.0	2.2 KK	2.0	S17	1.8 S19	7.6 S3	0.5	1	0	0	1	24	14.1 (15.4)	
6664-F		24.0	6.1	27.5	5.8 2.7 KK	1.4	S19	1.7 S21	7.8 S3	0.5	0	2	1	3		1.9	
6665					5.8 2.7 KK	1.8	S23	1.3 S25	S3	0.3	1	0	0	1		0.6	
6666					5.2 2.8 KK	1.2	S20	1.2 S19	5.2 S3	0.5	1	0	0	1		0.6	
6682		24.5	7.8	27.3	5.2 2.4 KK	1.5	S17	1.3 S17	7.6 S3	0.5	3	0	2	5		3.2	
6685-B		19.6	4.7	18.8	3.2 1.6 KK	0.8	S15	1.0 S17	4.7 S1	0.3	1	0	0	1		0.6	
6691-A		27.0	5.5	29.3	5.5 2.5 KK	1.4	S21	1.6 S21	5.8 S3	0.4	3	0	1	4		2.5	
6694		23.5	6.7	27.5	6.0 3.2 KK	1.7	S15	1.1 S17	7.6 S2	0.4	0	0	2	2		1.3	
6702		25.0	4.1	27.9	5.9 3.7 KK	0.9		1.3	6.6	0.1	36.2	3	0	0	3		1.9

型式番号	瓦当面										全長	個体数			%				
	上張幅	下張幅	厚	内区文様	上外区文様	下外区文様	端幅	端文様	文様の深さ	K W 地区		A J 地区	I 地区						
6718					KK	1.6	S		S	0.8	0	0	0	0	0				
6720			5.2	3.0	KK	1.2	S14	1.0	S14	S	1	0	0	1	0.6				
6721-A		26.0	5.4	25.8	4.5	2.1	KK	1.2	S26	1.2	S27	5.3	6.335.5	7	0	4	11	7.1	
6721-B			4.6	4.2	2.2	KK	1.1	S26	0.9	S27	5.0	0.335.6	3	0	0	3	1.9		
6721-C		25.5	4.9	28.0	5.3	2.6	KK	1.5	S26	1.3	S32	6.0	0.3	7	5	5	17	10.9	
6721-D			4.0	5.1	2.6	KK	1.2	S	1.2	S	5.5	0.6	1	0	0	1	37	23.6	
													(46)	0.6	(30.9)				
6721-E				4.2	2.2	KK	1.0	S	1.0	S	5.0	0.2	1	0	0	1	0.6		
6721-F			6.5	5.2	2.6	KK	1.3	S37	1.3	S37	6.5	0.3	0	0	1	1	0.6		
6721-G		26.0	6.0	28.0	4.7	2.4	KK	1.1	S35	1.2	S35	5.2	0.3	9	1	2	3	1.6	
6722-A		28.5	4.7	30.5	6.9	3.6	KK	1.5	S11	1.8	S11	7.5	S1	0.434.0	18	3	5	24	15.5
6733-B				6.1	3.2	KK	1.6	S11	1.4	S11	6.2	S1	0.5	1	2	0	3	30	19.3
													(36)	1.9	(23.2)				
6733-C				6.0	3.0	KK	1.4	S11	1.6	S11	6.5	S1	0.3	2	0	1	3	1.9	
6739					6.4	2.8	KK	1.6	S	2.0	S		0.4	2	0	0	2	1.3	
6760		26.6	4.1	26.5	5.4	2.5	KK	1.4	S19	1.5	S21	5.3	S2	0.6	2	0	0	2	1.3
6761		27.0	6.1	28.9	6.6	3.2	KK	1.5	S11	1.9	S19	7.7	S1	0.435.8	2	0	0	2	1.3
6763		24.7	4.5	26.8	6.3	2.9	KK	2.0	S11	1.4	S11	6.4	S1	0.3	5	0	0	5	3.2
6791						4.9	2.4	KK	1.2	S+X	1.3	S+X			0	0	0	0	0
6801		26.9	6.0	29.2	6.2	3.5	U	1.4		1.3		6.8	0.4	0	0	3	3	1.9	
														83 (96)	15 (18)	34 (41)	132 (165)	99.2	

() は種類不明を加えたもの

別表 4

平城宮主要殿舎の文献記載度数表

殿舎 年時	大 極	御 堂	中 宮	中 宮院	東 宮	東 院	東 内	四 官	内 裏	大 安殿	内 安殿	佛	考	造宮期
和 銅 3 (710) (●)													平城遷都	大伴宿禰子持
4														
5 元朔													首皇子立太子(710)	
6		●												
7														
延 喜 1 急	●	●												多治比良人難守
2		●												
養 老 1		●												賀大義を繼承案
2														
3 元														
4														
5 正												●		
6														
7			●	●										
神 龜 1	●	●	●	●	●					●			假造寺任命	
2														
3			●		●					●			知造忽波官事の任命	
4		●	●	●	●					●			益工萬生	
5						●								
天 平 1 平	●	●	●	●	●					●			光明立后	
2		●			●					●				
3					●					●				
4 瑞		●	●	●	●									
5 武		●	●	●	●									
6														
7														
8														
9		●		●	●									
10			●	●	●								阿倍内紙王立太子(710)	
11														
12 (740)	●	●	●	●	●									
17 (745)				●	●					●	●		恭仁京遷都	源氏天皇
18				●										
19														
20														
天平感宝 天平勝宝 1		●			●								大仏開眼	
2					●									
3 老			●											
4 諱			●											
5														

年 時	大 會	大 御 堂	中 宮	東 宮	東 内	西 宮	内 裏	大 宝 殿	内 宮 殿	備 考	造 宮 圖
天平勝宝 6 孝謙			●			●		●	●	宮子太皇太夫人崩御	
7 諱											
8			●				●			聖武太上崩御	
天平宝字 1						●	●			道祖千鹿太子、大炊玉立太子、仲麻呂紫 微内祖、奈良麻呂の変	
2		●	●							大曾改修	
3		●	●								
4		●	●					●		阿弥陀淨土院の造宮はじまる	
5 淳										仲麻呂太師となる、光明皇太后崩御	
6 仁			●	●						小治田宮移御 保良宮移御	
7		●	●							平城遷幸	
8			●	●							
天平神護 1								●		仲麻呂の変	
2 称										中壬生門	
特護景雲 1 德		●			●	●					
2		●			●	●					
3		●	●		●	●					
空 他 1		●			●	●				由義宮遷幸 称德天皇崩御	
2		●	●		●	●					
3		●	●		●	●					
4		●	●		●	●					
5											
6											
7 光											
8 仁											
9											
10		●	●								
11		●	●								
天 延 應 1 杠		●									
2 武		●									
3		●									
										長岡京遷都	

凡例 1. 資料は總日本紀・万葉集による。

2. ● 1 フはそれぞれの殿舎が記録に 1 回あらわれたことを示す。

別表 5 平城宮殿舎の主な利用事例一覧表

	即位	火嘗会	元日朝賀	節口鑑案							
				元日	正月七日	正月十六日	正月十七日	三月三日	五月五日	七月七日	冬至
和銅3			「大極殿」								
4											
5											
6											
7											
垂 靈 危 1	^{9・2} 大極殿(元正)										
2			大極殿 虎(80)	朝堂		中門	南闕				
義 老 1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
神 危 1	^{3・4} 大極殿(遷武) ^{11・23} 斎宮 ²⁵ 朝堂・内裏 ²⁶ 朝堂		^{1・2} 大極殿		中宮					直闕中門	
2			^{1・2} 大極殿		中宮						^{11・10} 大安殿
3											
4											
5											
天 平 1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

凡例 1. *は万葉集にみえるもので、以外の大半は總日本紀による。

²⁹ 横田の資料では四・口（従来は元日賀歳四・口とあるものに近用四・口を櫛置の行われたことを悉す）。

3. [魔]は大概魔が存在しなかったための障壁を指す。

4.0は測定の行われたことだけがみえ、その過原が開示されていないもの。

5 「上樹の木の上に愛媛守御のものを指す。

PUBLICATIONS OF NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES, NO. 15

NARA IMPERIAL PALACE

ARCHAEOLOGICAL SURVEYS CARRIED OUT
IN 1959 — 1961

ENGLISH SUMMARY

C O N T E N T S

	Page
Chapter I. Introduction	
1. Start of Research Work	1
2. Program and Organization of Research Work	3
Chapter II. History and Site	
1. History	5
2. Present Condition of Site	10
Chapter III. Progress of Research Work	
1. Outline of Research Work	13
2. Progress of Excavation	15
3. Diary of Excavation	19
Chapter IV. Sites	
1. Outline of Excavated Area	24
2. Structural Remains in Chronological Sequence	37
Chapter V. Artifacts and Other Relics	
1. Wooden Writing Tablets	50
2. Tiles and Bricks	58
3. Earthenwares	63
4. Metal and Other Objects	74
Chapter VI. Studies	
1. On Sites	78
2. On Artifacts	84
3. Chronology and Identification of Structures	96
Chapter VII. Problems about Nara Palace	
1. Palace Precincts and Town Planning	99
2. Layout and Function of Buildings in Palace	99
Appendices	Method of Classification of Sites and Artifacts
1. Abbreviations for Sites	114
2. Abbreviations for Structures and Other Remains .	116

3. Classification of Relics and Their Abbreviations	116
4. Method of Recording Sites and Relics	117
English Summary	ix

T A B L E S

1. Dimensions of Excavated Structures.	120
2. List of Natural Objects Discovered from Pit SK219	121
3. Round and Plain Tiles for Eaves, Classified	122
4. References to Principal Buildings of Nara Palace in Ancient Records and Chronicles	126
5. Names and Functions of Principal Buildings of Nara Palace.	128

PLANS

- I. Topographical Map of Nara Palace Site.
- II. Layout of Various Structures and Other Remains in Area 6ABO.
- III. Whole Excavated Area.
- IV. Map of A-I Sections.
- V. Map of C-J Sections.
- VI. Map of K-M Sections.
- VII. Map of K-L Sections.
- VIII. Map of M-N Sections.
- IX. Map of W-Q Sections.
- X. Map of O-R Sections.
- XI. Chronological Divisions of Layouts of Structural Groups.
- XII. Detail of Well SE168.

PLATES

- I. Aerial View of Nara Palace Site.
- II. General Views of Area 6ABO: 1) General View, seen from North. 2) N-Q Sections, seen from Northwest. 3) Southern Half of O Section, seen from North.
- III. Area 6ABO-O: 1) Structure SB116, seen from Northwest. 2) Same Structure, seen from South.
- IV. Area 6ABO-O: Structure SB116, seen from North.
- V. Area 6ABO-O: 1) Superimposed Pillar-holes of Structures SB112-116 and Fences SA120-121-130, seen from North. 2) Structures SB116-131 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from East. 3) Structure SB 135, seen from North.
- VI. Area 6ABO-O-Q-W: 1) Structures SB116-131 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from West. 2) Structure SB143, seen from Northwest.

- VII. Area 6ABO-Q·W : 1) Structure SB143, seen from Southeast. 2) Same Structure, seen from South. 3) Same Structure and Pit SK148, seen from South.
- VIII. Area 6ABO-N : 1) General View, seen from South. 2) Wall SA109, seen from Northwest. 3) Gutter SD 106, seen from Northeast.
- IX. Area 6ABO-R : 1) Structures SB131·145, seen from West. 2) Structures SB145·146, seen from South. 3) Structure SB146, seen from West.
- X. Area 6ABO-V : 1) General View, seen from North. 2) Structure SB145, seen from West. 3) Wall SA109, seen from Southwest.
- XI. Area 6ABO-O : 1) Pit SK140, seen from West. 2) Part of Same Pit, seen from East. 3) Pit SK148. 4) Pit SK134.
- XII. Area 6ABO-K·L·M : General View, seen from West.
- XIII. Area 6ABO-K : 1) General View, seen from Northeast. 2) General View, seen from South.
- XIV. Area 6ABO-K : 1) Structure SB177, seen from Northeast. 2) Superimposed Pillar-holes of Structures SB176·177.
- XV. Area 6ABO-K : 1) Structure SB177 and Pond SG180, seen from West. 2) Structure SB176, seen from North. 3) Structures SB176·177, seen from Southeast.
- XVI. Area 6ABO-K·M : 1) Structure SB194, seen from West. 2) Gutter SD126 and Structures SB191·194, seen from West. 3) Structure SB191 and Pond SG180, seen from South.
- XVII. Area 6ABO-K·L : 1) Structure SB170, seen from West. 2) Same Structure, seen from Southwest. 3) Superimposed Condition of Structures SB170 and Southern Half of SB176·177, seen from East.
- XVIII. Area 6ABO-K·M : 1) Structure SB186, seen from South. 2) Same Structure, seen from Southeast. 3) Western Half of Same Structure, seen from North.
- XIX. Area 6ABO-L : 1) General View, seen from Northeast. 2) Structures SB182·113, seen from North. 3) Structure SB116 and Cobble-paved Gutter SA130, seen from West.

- XX. Area 6ABO-L: 1) Well SE168, seen from Northwest.
2) Well SE168-C, seen from North. 3) Well SE
168-B, seen from Northeast.
- XXI. Area 6ABO-L: 1) Well SE168-A, seen from North. 2)
Same Well, seen from Northeast. 3) Square Well
Frame (Wood) SE168-A.
- XXII. Area 6ABO-L: 1) Square Well Frame (Wood) SE168-
A, West Side. 2) Same Well Frame, South Side.
3) Center Mark at Joint of Frame Timbers. 4)
Square Joint of Well Frame, a. 5) Square Joint of
Well Frame, b.
- XXIII. Area 6ABO-L: Numbering of Well Frame Timbers SE168-
A.
- XXIV. Area 6ABO-A·B·C·T: 1) General View, seen from North.
2) Northern Half, seen from Northeast. 3) Struc-
ture SB205, seen from Northwest.
- XXV. Area 6ABO-A·B: 1) Structure SB211, seen from East.
2) Same Structure, seen from West. 3) Part of
Same Structure, seen from East.
- XXVI. Area 6ABO-B: 1) Pit SK219, before Excavation, seen
from Southwest. 2) Same Pit, after Excavation,
seen from West. 3) Same Pit, after Excavation,
seen from North.
- XXVII. Area 6ABO-A·B·C·I: 1) Gutter SD141, seen from West.
2) Gutter SD126, seen from West. 3) Fence SA
203, seen from East.
- XXVIII. Area 6ABO-I: 1) Fence SA233, seen from North. 2)
Southern Half of Same Fence, seen from West. 3)
Structure SB236, seen from South.
- XXIX. Wooden Writing Tablets.
- XXX. Wooden Writing Tablets.
- XXXI. Wooden Writing Tablets.
- XXXII. Wooden Writing Tablets.
- XXXIII. Wooden Writing Tablets.
- XXXIV. Wooden Writing Tablets.
- XXXV. Wooden Writing Tablets.
- XXXVI. Round and Plain Tiles for Eaves.
- XXXVII. Round Tiles for Eaves.
- XXXVIII. Round Tiles for Eaves.
- XXXIX. Round Tiles for Eaves.

- XL. Round Tiles for Eaves.
- XLI. Plain Tiles for Eaves.
- XLII. Plain Tiles for Eaves.
- XLIII. Plain Tiles for Eaves.
- XLIV. Ridge Ornament and Techniques of Tile-making.
- XLV. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVI. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVII. "Haji" Earthenwares Excavated from Pit SK219.
- XLVIII. "Haji" Earthenwares.
- XLIX. "Haji" Earthenwares.
 - L. "Sue" Earthenwares.
 - LI. "Sue" Earthenwares.
 - LII. Potters' Techniques of "Haji" Earthenwares.
 - LIII. Inscribed and Incised Earthenwares.
- LIV. Inscribed Ware, Green-glazed Ware and Earthenware Ink-Slab.
- LV. Copper Coins and Wooden Objects.
- LVI. Fragments of Lacquered Caps and Hemp Cloth.
- LVII. Natural Objects.
- LVIII. Inscribed Earthenware Discovered at Funahashi, Osaka Prefecture.

FIGURES

1. Area 6ABO, showing Progress of Excavation.
2. Superimposition of Various Structures-1.
3. Superimposition of Various Structures-2.
4. North-south Stratification of Southern Half of "N" Section.
5. East-west Stratification of "N-W" Sections.
6. Superimposition of Various Structures-3.
7. Area 6ABP "F-I" Sections.
8. Section of Leveled Ground.
9. Cobble-paved Gutter SD130.
10. Superimposition of Various Structures-4.
11. Pillar-holes-1.
12. Pillar-holes-2.
13. Protecting Stones around Lower Ends of Octagonal Pillars.
14. Reused Timbers Discovered from Wells.

15. Pit SK140.
16. Earthenwares Postdating Removal of Palace.
17. Wooden Objects.
18. Charcoal and Firewood.
19. Layout of Structures at Period II-2.
20. Thickness of Round Tiles for Eaves and their Relative Chronology.
21. Tiles for Eaves Discovered from Nakayama-cho, Nara City.
22. Mouths of "Haji" Earthenware Bowls AI.
23. Chronological Changes of Earthenwares-1.
24. Chronological Changes of Earthenwares-2.
25. Chronological Changes of Earthenwares-3.
26. Traces of Street Planning outside of Southeast Corner of Nara Palace.
27. Reconstruction of Part of Street Planning around Nara Palace.
28. Layout of Nara Imperial Palace.
29. Filing Card for Structures and Other Remains.
30. Filing Card for Artifacts.

TABLES IN TEXT

1. Survey Periods and Excavated Area
2. Labour Required for Excavating One Are of Ground
3. Structural Remains Classified by Survey Periods
4. Undulation of Levelled Layers in Sections A-G
5. Groups of Structural Remains and Their Chronology
6. Chronological Sequence of Structures and Other Remains
7. Typological Classification of Wooden Writing Tablets
8. Quantity of Tiles for Eaves, Chronologically Divided
9. Quantity of Earthenwares Discovered from Pit SK219
10. Pillar-distances of Structures with Overhanging Eaves
11. Flaring of Mouths of "Haji" Earthenware Bowls AI
12. Tentative Absolute Chronology of Structures and Other Remains
13. Abbreviations for Various Sites in Nara Prefecture
14. Abbreviations for Structures, other Remains and Relics



NARA IMPERIAL PALACE

The site of Nara Imperial Palace, which existed from 710 to 784 A.D., is situated at Sakicho, Nara City, and is designated as a Special Historical Monument. The palace was built in the middle of the northern border of the capital, which was established after the continental model, measuring five kilometers from north to south and six kilometers from east to west. The precinct of the palace is about one kilometer square and in it the imperial domicile, halls of state and other government office buildings once stood. At present, about 10 per cent of the whole precinct is well preserved in turfed ground, but the remaining 90 per cent is mostly cultivated as paddy-field, dotted with the ruins of ground platforms and earthen walls.

The Nara National Research Institute of Cultural Properties has undertaken the investigation work of this palace site since the summer of 1955, and the present publication deals with the summarized result of the 2nd (1959), 4th and 5th (both 1960) and 6th (1961) surveys, conducted in an area of about 0.8 hectare.

The excavated area is tentatively termed "Area 6ABO" and is the northern end of the central part of the palace precinct. The spade-work disclosed twenty-five structures, four gutters, six fences and earthen walls, some pits and several wells, one of which is exceedingly large. The lower ends of the pillars of all structures were inserted into the ground, unlike the pillars of more important structures, which were erected on base stones. A minute survey of the excavated area shows that the ground was reclaimed and levelled three times consecutively. This enables us to divide the structural remains discovered therein into three successive periods. The superimposed condition of the pillar-holes in the middle layer further enables us to subdivide them into three shorter periods. Hence all the structures fall into five chronological sequence dates, as shown in Table I. Moreover, uniformity prevails in the design and technique of the structures, and also in the layout of each sequential period, and this fact seems to indicate that the structures unearthed were the buildings of governmental offices.

The artifacts discovered from the area are roof-tiles, earthenwares, copper coins, various metal and wooden objects, fragments of lacquered

caps, hemp cloth etc., but the most striking discovery was of forty-one pieces of long, narrow tablets of wood used as writing surfaces, recovered from Pit SK219. These wooden tablets can be classified into five groups according to their shapes, with the exception of the damaged and decayed ones whose size and shape are unknown. The first is a plain slip (Type 601). The second has a notch on each side near the upper and lower ends (Type 603). The third has notches near the upper end only (Type 604). The fourth has its lower end pointed (Type 605). The fifth is twice as long as the others and has a hole in the center and three holes near each end, from which it may be presumed that they were bound together by cords drawn through the holes (Type 606). Of especial interest are the chips from used tablets, which suggest that the tablets were reused after being erased by chipping. The difference in shape seems to have had something to do with their functions. Tablets of Type 603 were used, as their inscriptions indicate, as labels attached to packages of local foodstuffs collected as taxes in kind from people of distant provinces. Tablets of Type 604 and 605 were used also as labels attached to or pushed into packages of foodstuffs, supposedly stored in a kitchen or warehouse. The plain tablets were probably used as message slips or official records, and some of them have inscriptions requesting various foodstuffs. There are plain tablets that have names of officials only, while others have prose or verse written in "Manyō-gana" characters.

There are two tablets that have dated inscriptions, one for 761 and the other 762 A.D. Another two tablets are datable by the contents of their inscriptions, to either 763 or 764 A.D. Except for a few instances, the inscriptions on these tablets are related to foodstuffs, such as rice, beans, walnuts, sea-weeds, sea-urchins, vegetables, salt, soy, vinegar and bean paste.

Paper was used in clerical work of government offices in the Nara Period, as is evidenced by the archives of the Shōsōin Repository, but the present discovery revealed the hitherto unknown fact that wooden tablets were also used in less important business in the offices. In China wooden tablets were used as writing surfaces in the ancient Han and Chin Dynasties. This usage spread gradually into the surrounding regions and the finds in Turfan in the west and the present discovery in the east testify to its survival even in the eighth and ninth centuries. The date of these tablets provides reliable criteria for assigning to the structures of Period II-2 a date of shortly after 763-764 A.D., and furnishes an admirable starting point for establishing a chronological se-

quence for both the groups of structures and for the earthenwares discovered with them. The inscriptions vividly illustrate the diet of the people of the Nara Period and seem to prove beyond a doubt that the excavated area was originally occupied by the Imperial Household offices in charge of cuisine.

Table I Chronological Sequence of Structures and Other Remains

In the Western Half of Area 6ABO				Chrono-logical Sequence	In the Eastern Half of Area 6ABO			
G149	B176 B167	D141 D126-A	I		D141 D126-A	B205 B200	B269* B317*	
G180 E168-A	B170	D130 D106-A D126-B	II-1	D130 D106-A D126-B D244	B212 B200	K217 K220	E311-A* E272-A*	
E168-A	K107 B112 B177-A K134 B131 B186-A B143 B194-A B145 B113 B177-B B166 B186-B B194-B	A105 D106-B	II-2		B209 B206 B213 B201	B293* B299*	E311-A* E272-A*	
E168-A	B146 B182 B135 B191 B116	A109 A110	II-3		B211 B327* B314* B321*	B285* B273* B268*	E311-A* E272-A*	
	K137 K140	A109 A110 A120 A121	III	A233 A304*	B236 B246	K234 K238 K335	E311-B* E272-B*	

"A"-Fence and Wall. "B"-Structure. "D"-Gutter. "E"-Well. "G"-Pond.
"K"-Pit.

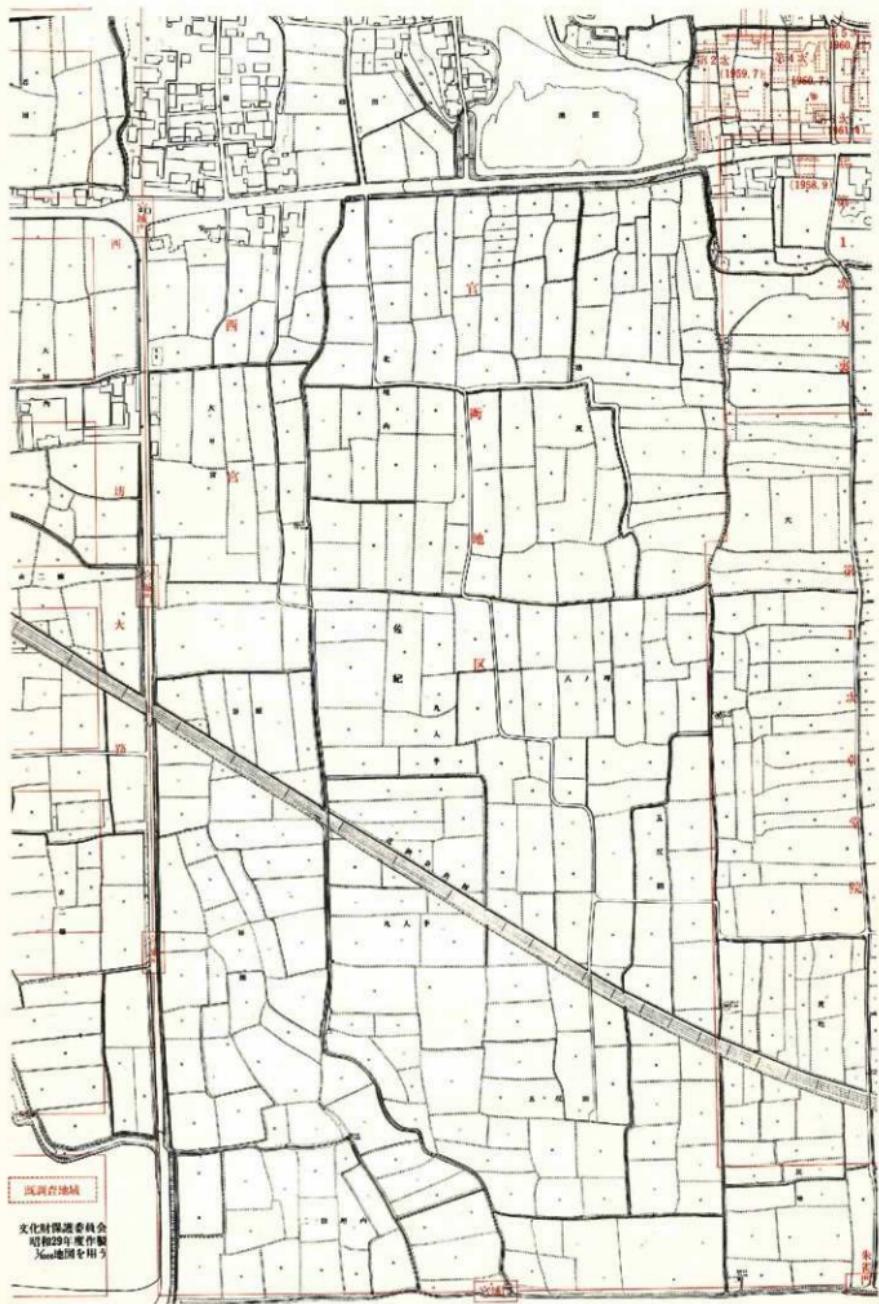
*Remains discovered in a later survey but not treated in the present publication.

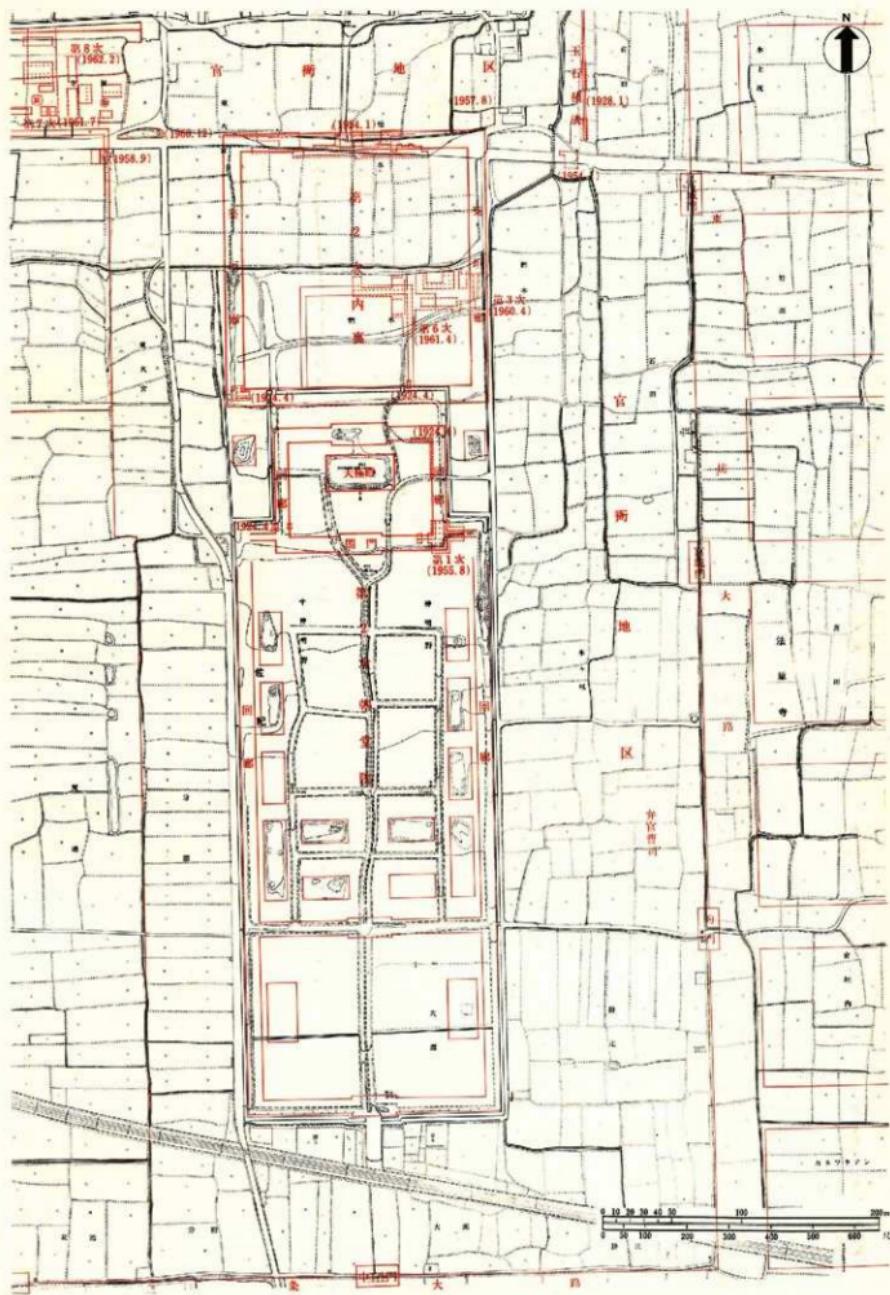
図面・図版

- 1 遺構にはすべて一述番号を付しその前に SA: 土
墻・垣, SB: 建物, SD: 溝, SE: 井戸, SG: 灌
池, SK: 土壠, SX: 不明の分類記号を標記する。
- 2 遺構の寸法数字は cm 単位とする。
- 3 高さ基準 L0 は埋蔵文化財発掘調査報告第五『平
城宮跡』中の B. M. No. 2 の上面と一致する。

調査水糸高さ 第2次調査 L0 - 46.75 cm
第4次調査 L0 - 18.50 cm
第5次調査 L0 + 3.25 cm
第6次調査 L0 - 6.75 cm

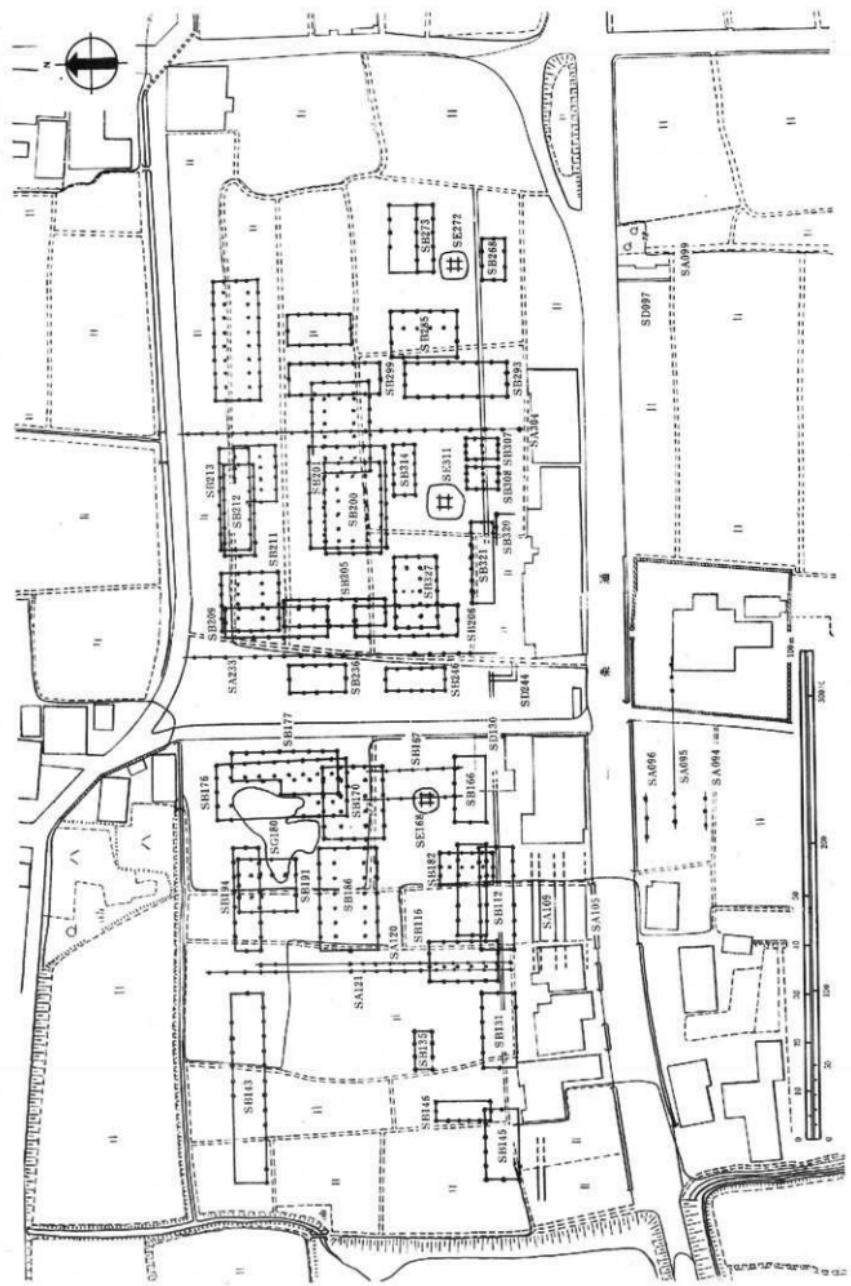
平城宮跡全域地形図

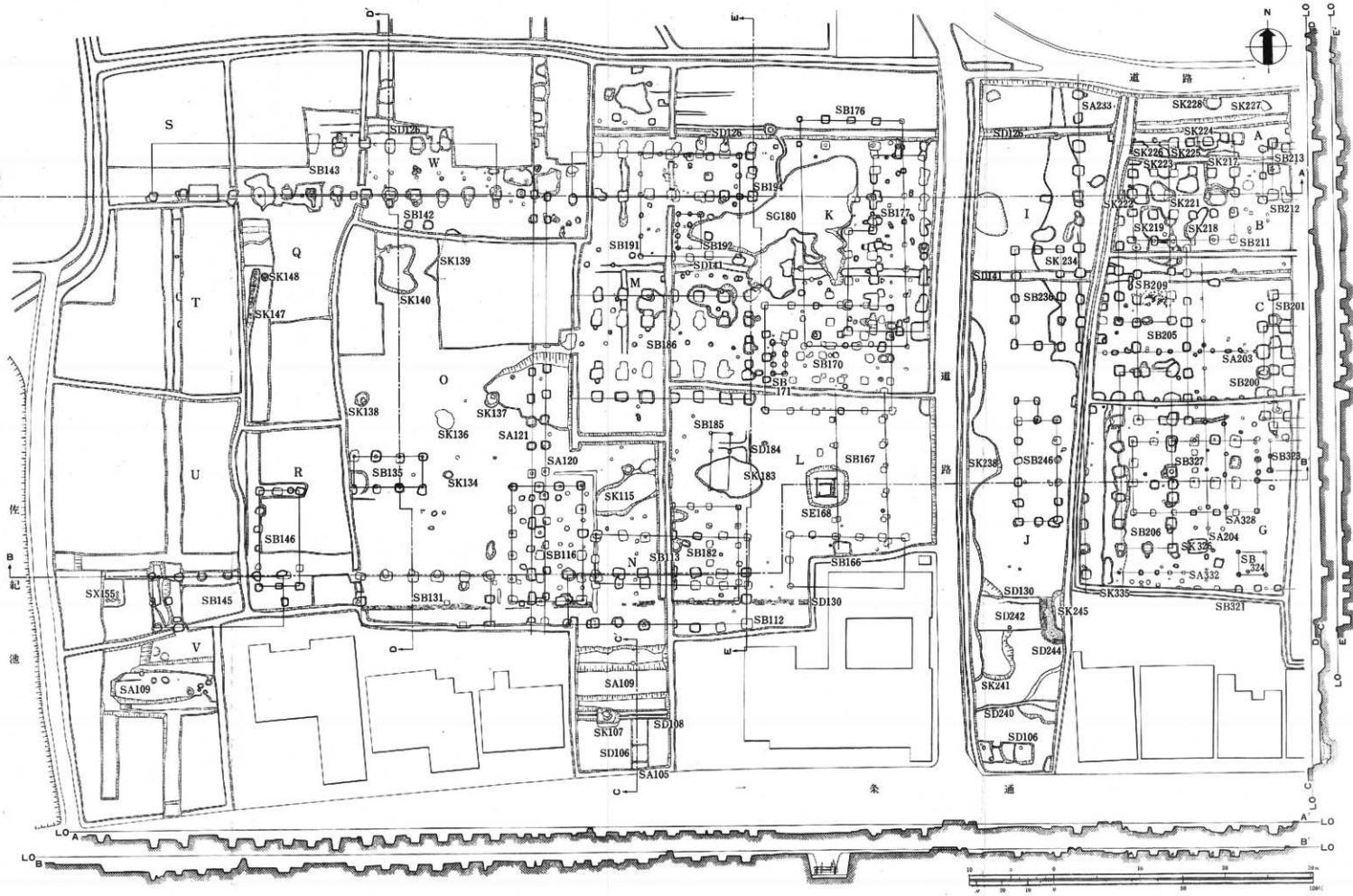


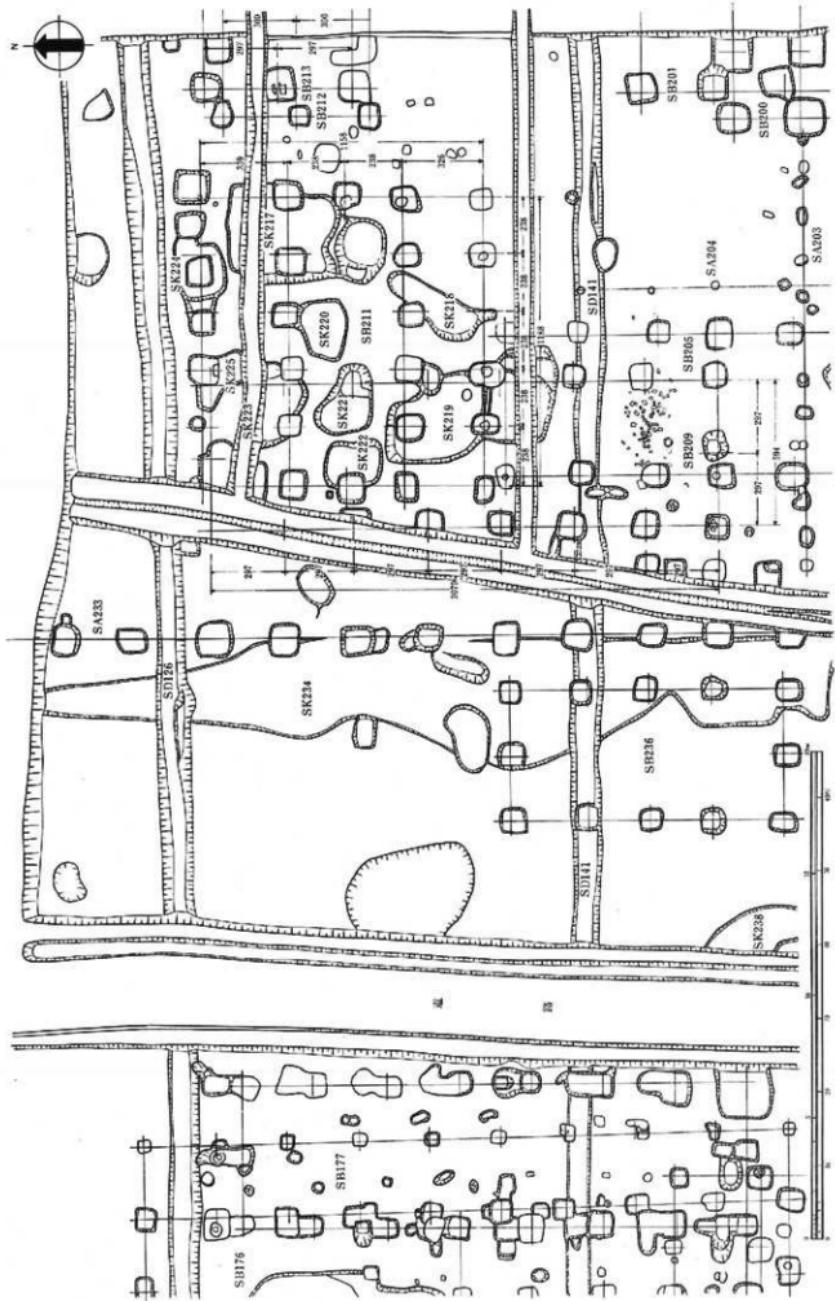


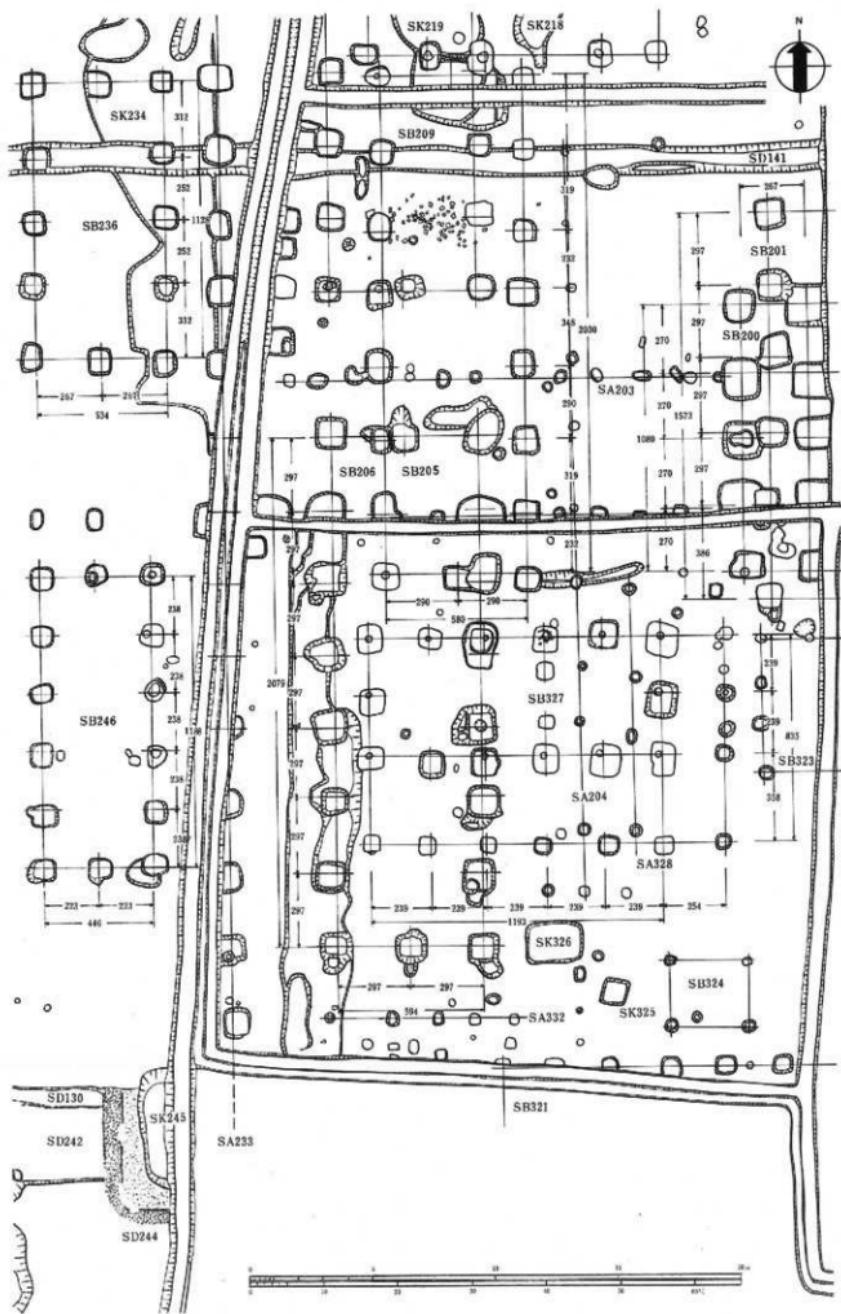
6ABO区構造配置図

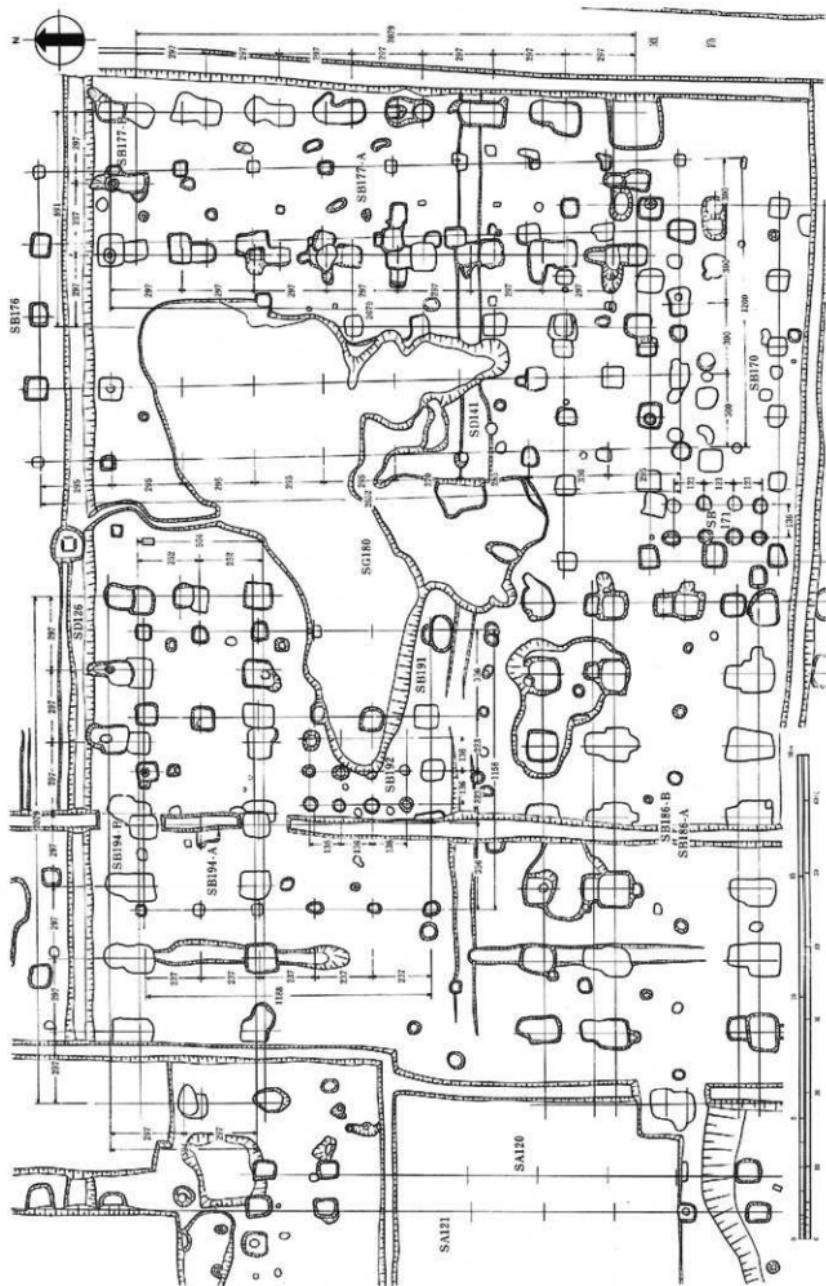
PLAN 2

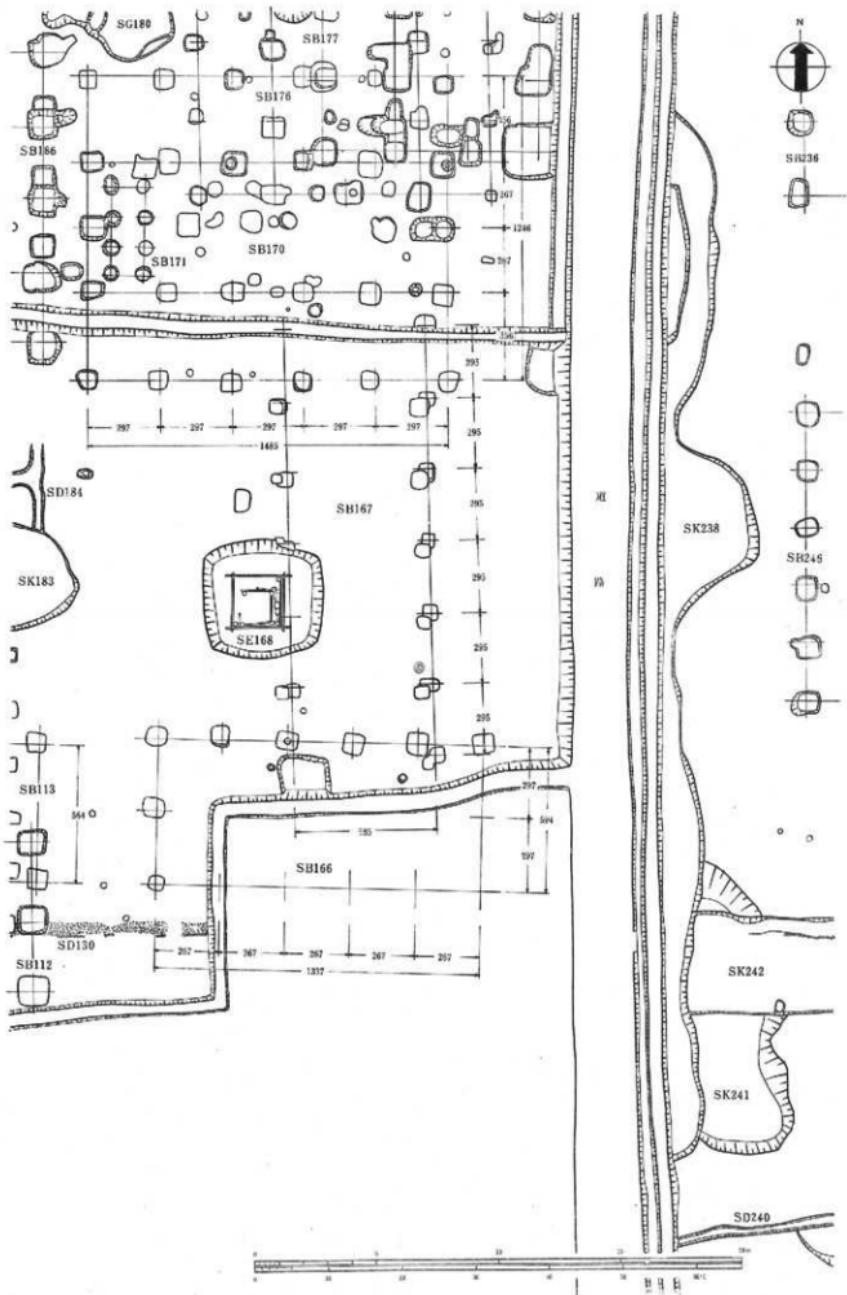


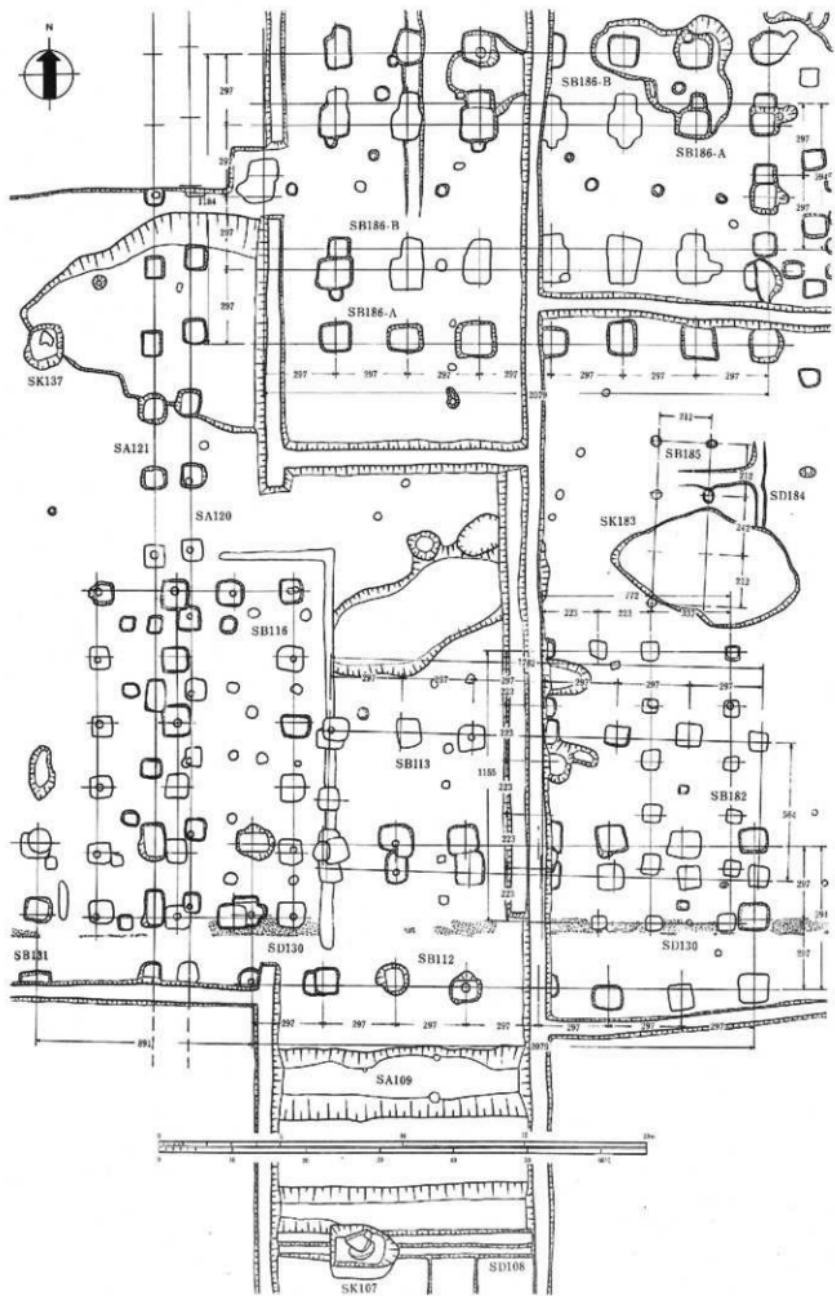


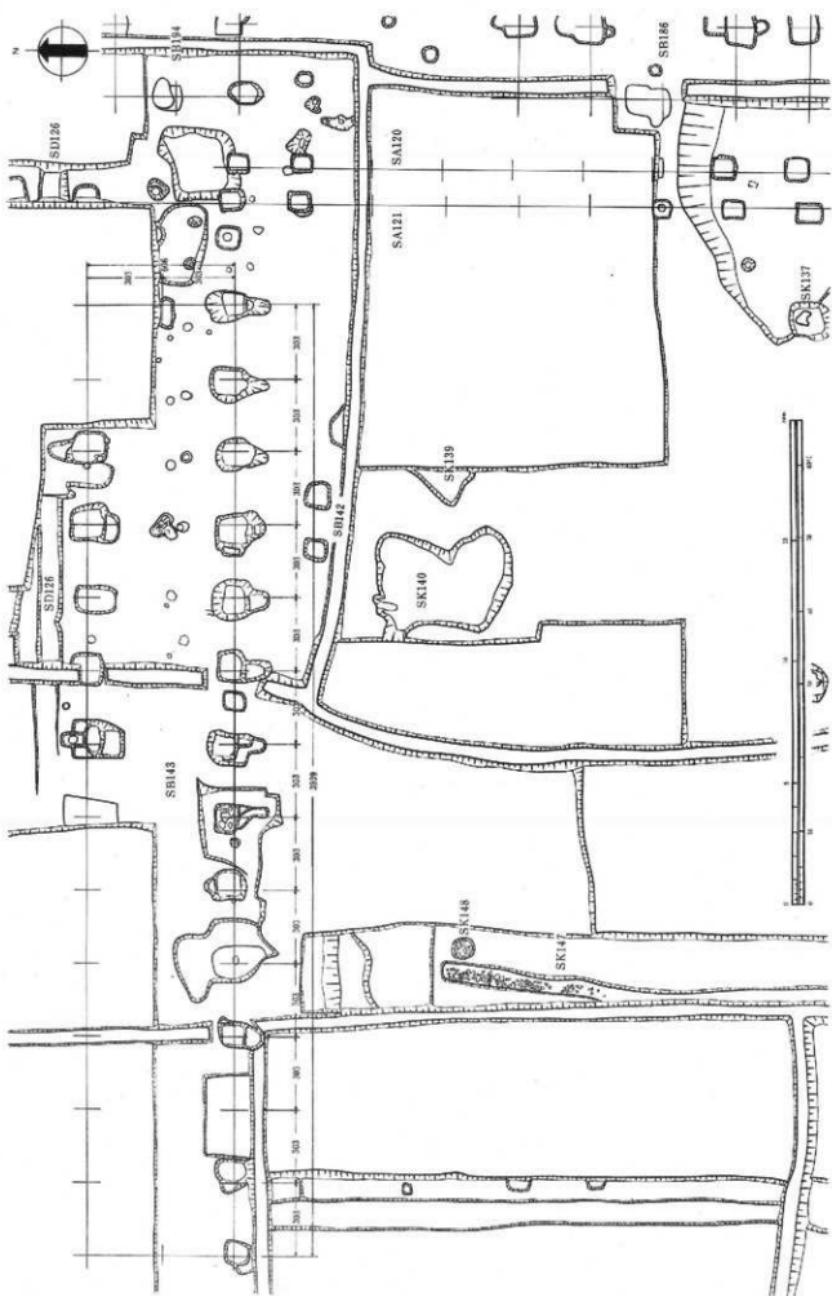


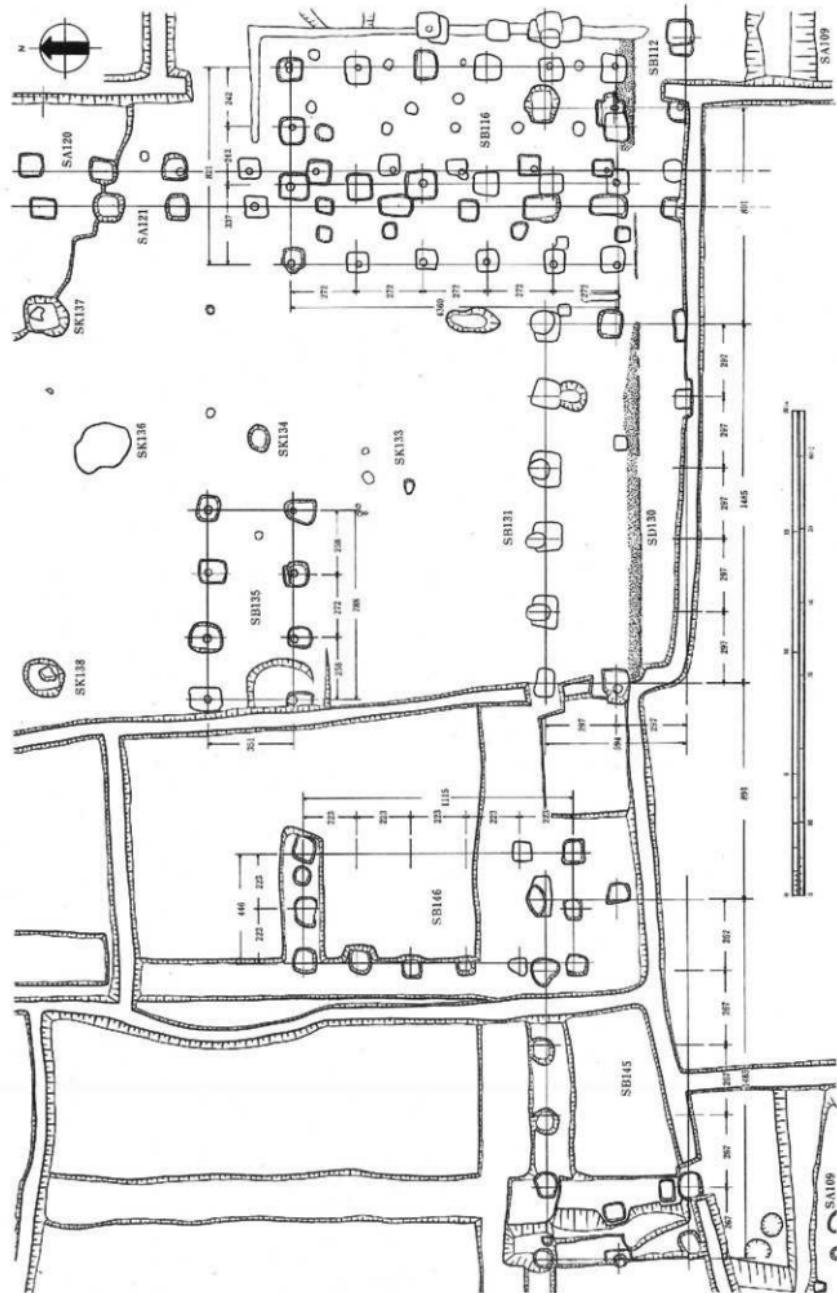


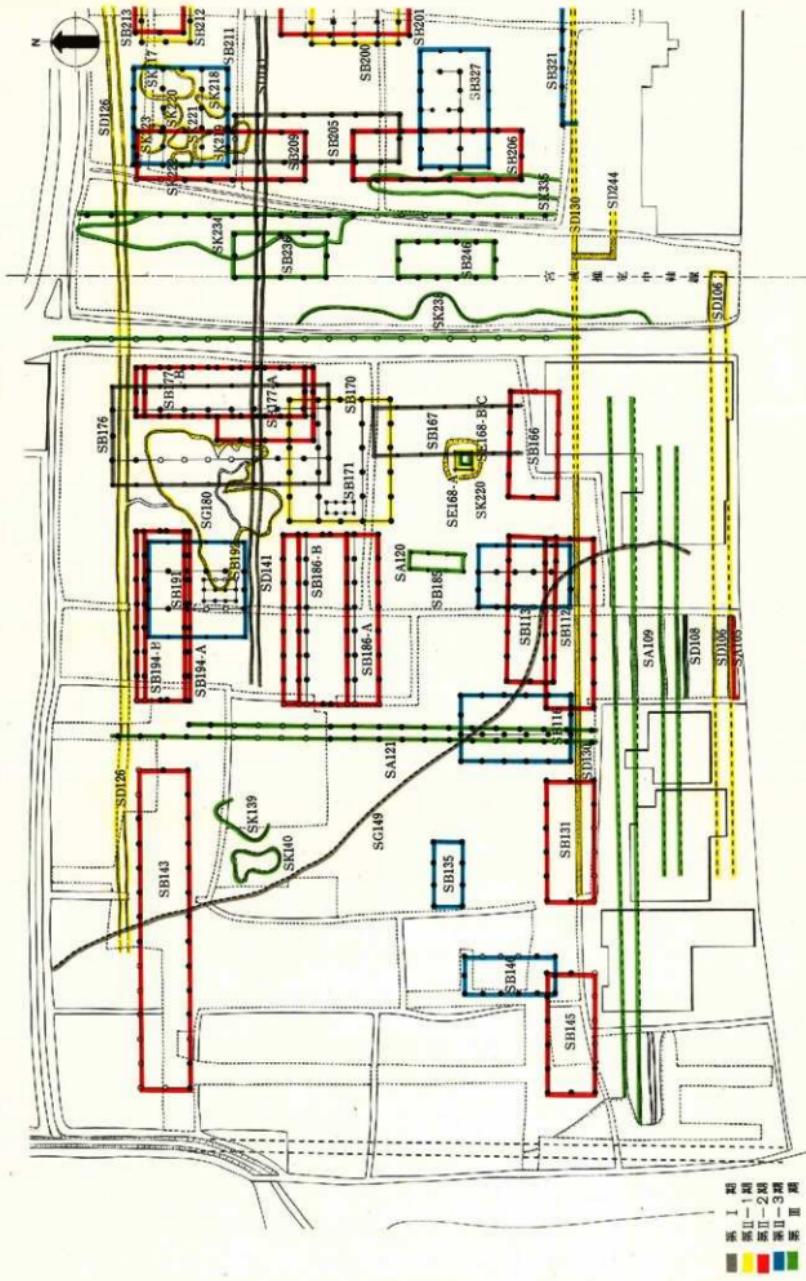




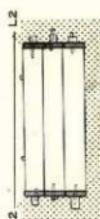
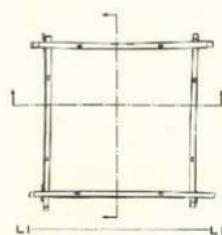




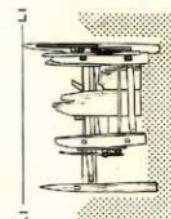
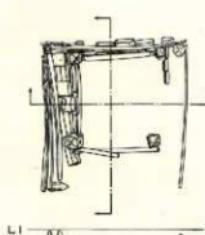




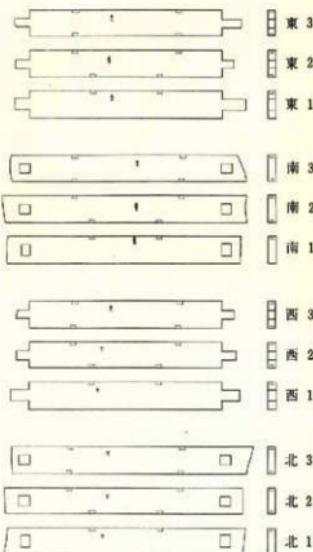
SE168-A



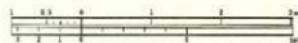
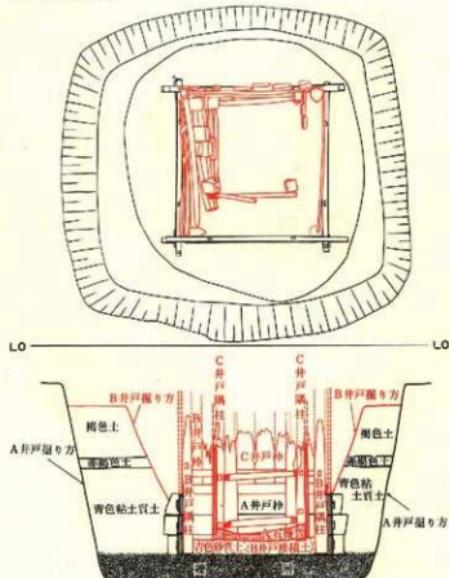
SE168-B-C

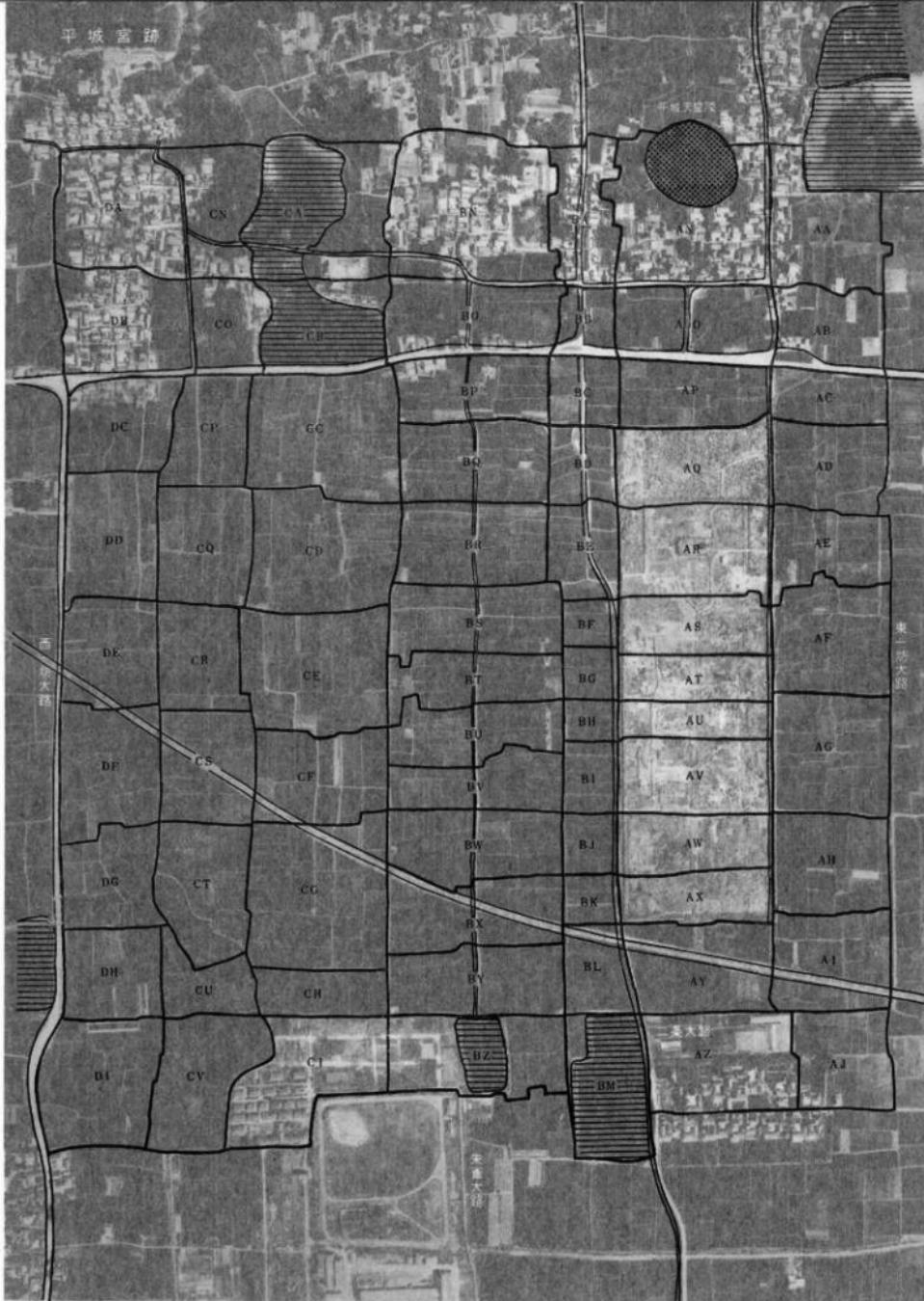


SE168-A枠材



平面および断面







[昭和30年8月撮影]

1:4900×4



1. 全 景
北より



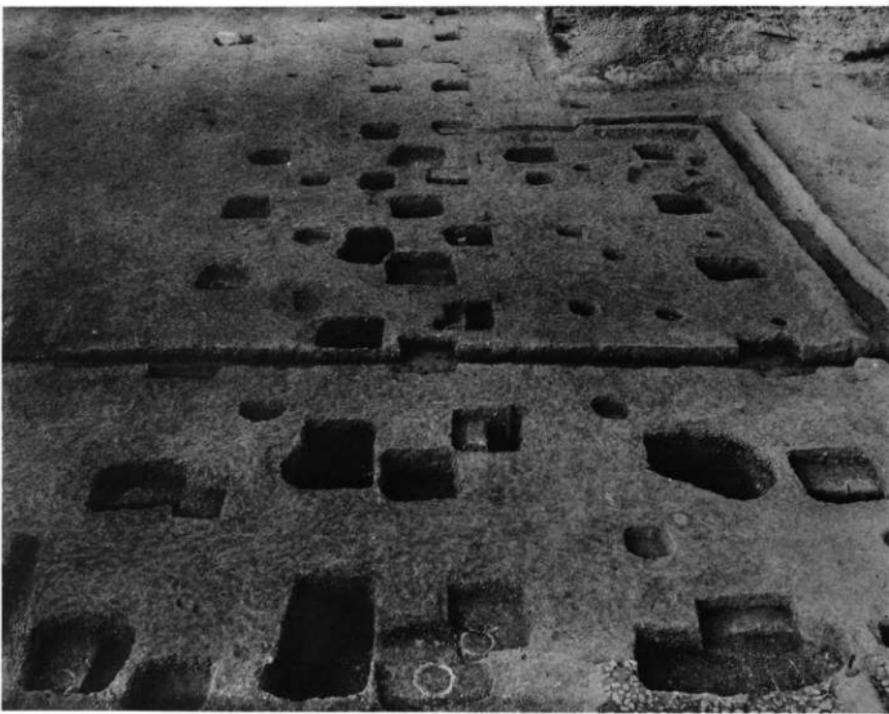
2. N-O地区
西北より



3. O地区南半
北より

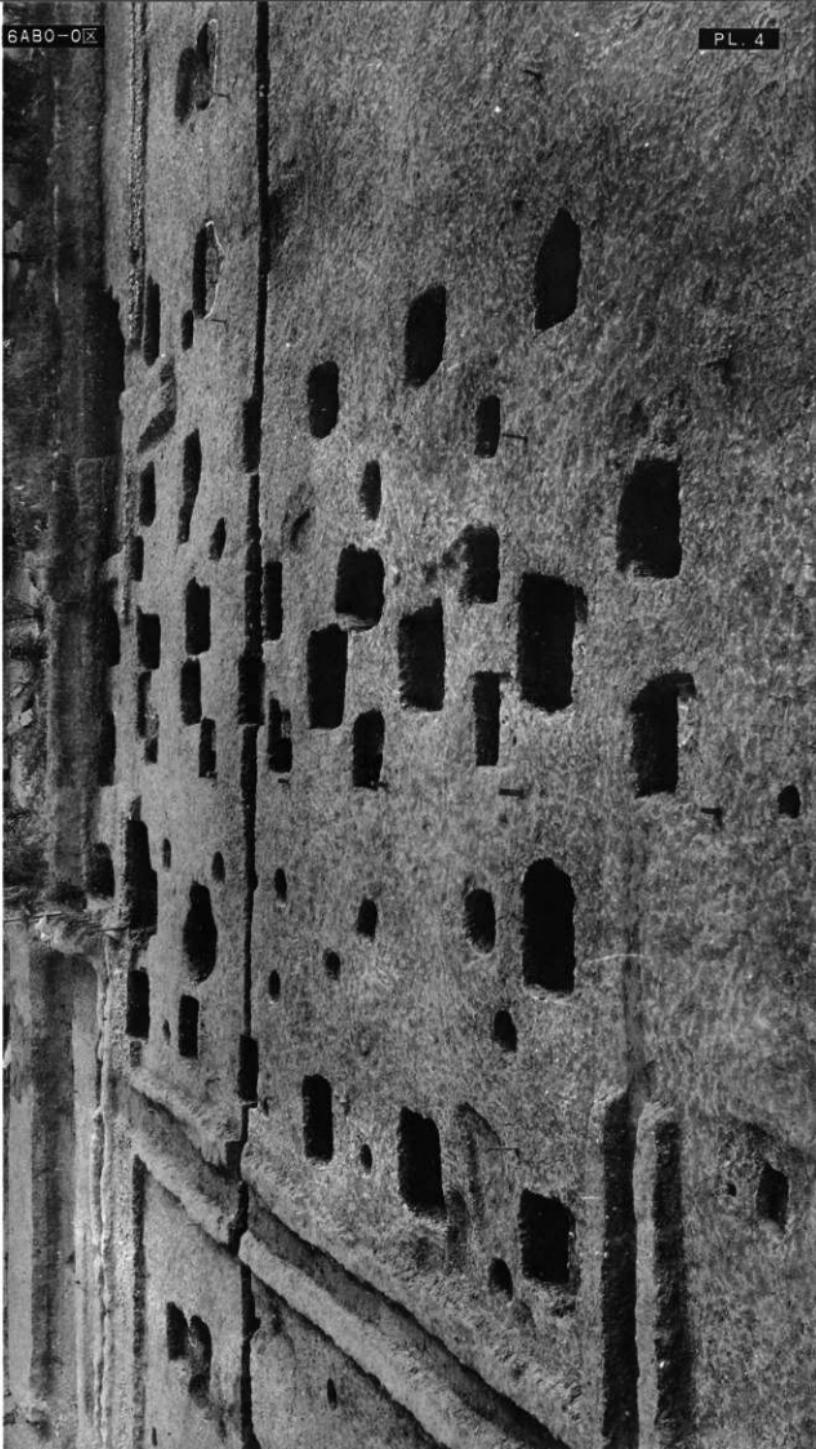


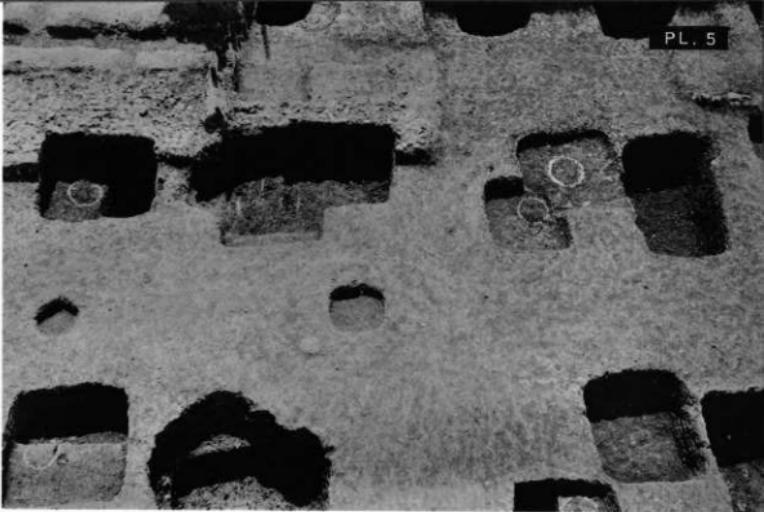
1



2

SB116遺物 1. 西北より 2. 南より





1. 柱穴重複状況
SB112-116建物
SA120-121・
I30構 北より



2. SB116-131建物
SA130石敷
東より



3. SB135建物
北より



1. SB116-131建物
SA130石敷面より



2. SB143建物
西北より



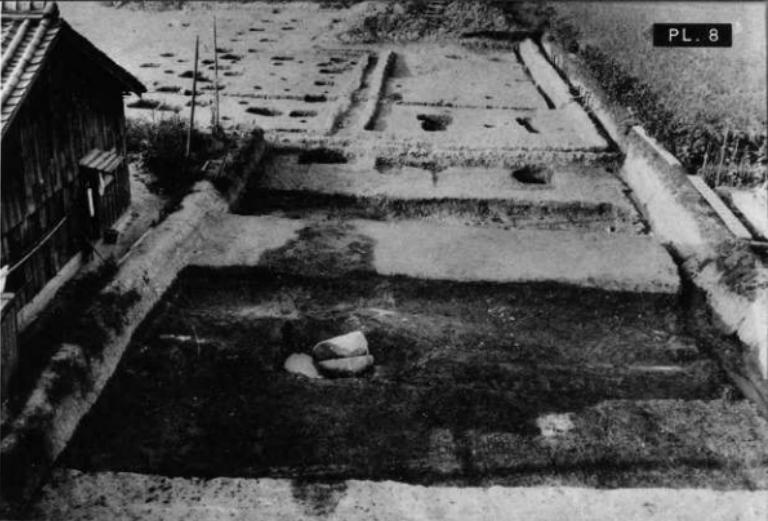
1. SB143建物
東南より



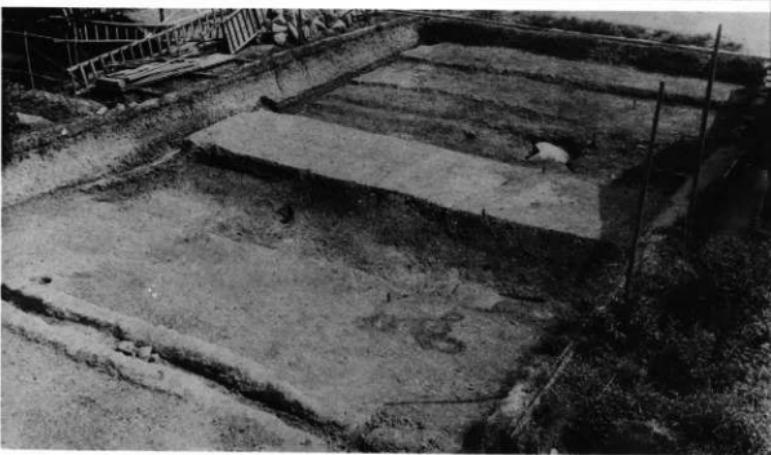
2. SB143建物
東より



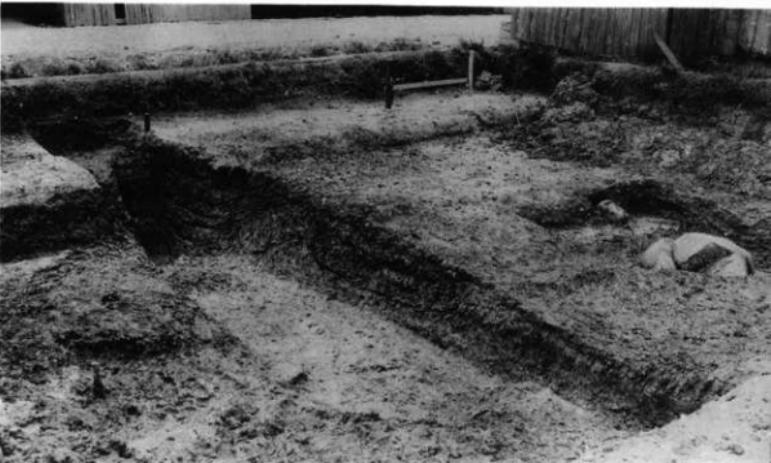
3. SB143建物
SK148土塁
南より



1. 全 景
南より



2. SA109土壠
北面より

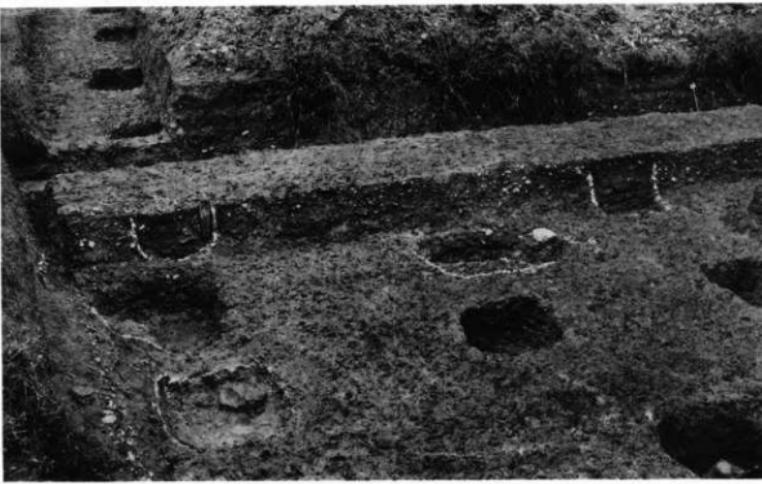


3. SD106溝
北東より

1. SB131建物
SB145建物
西より



2. SB145建物
SB146建物
南上り



3. SB146建物
西より





1. 全 景
北より



2. SB145建物
西より



3. SA109土壠
西南より

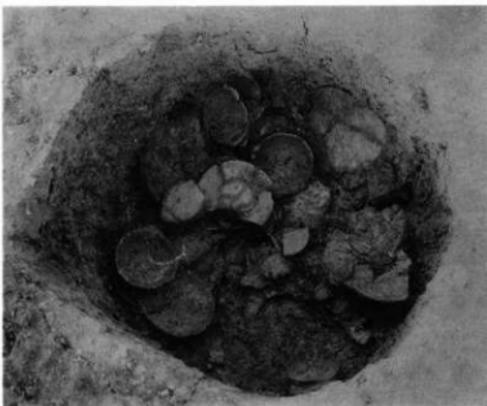
1. SK140土壤
全景 西より



2. SK140土壤
部分 東より



3. SK148土壤



4. SK134土壤





1



2

全量 1. 東北より 2. 南より



1. SB177建物 元東より



2. 柱穴重複状況 SB176・177建物



1. SB177建物
SG180池
西より



2. SB176建物
北より



3. SB176-177建物
南東より



1. SB194建物
西より



2. SD126溝
SB191-194建物
西より



3. SB191建物
SG180池
南より



1. SB170建物
西より



2. SB170建物
南西より



3. SB170建物と
SB176-177建物
南半の複合状況
東より



1. SB186建物
南より



2. SB186建物
東南より



3. SB186建物
西半部 北より



1. 全 景
東北より



2. SB182建物
SB113建物
北より



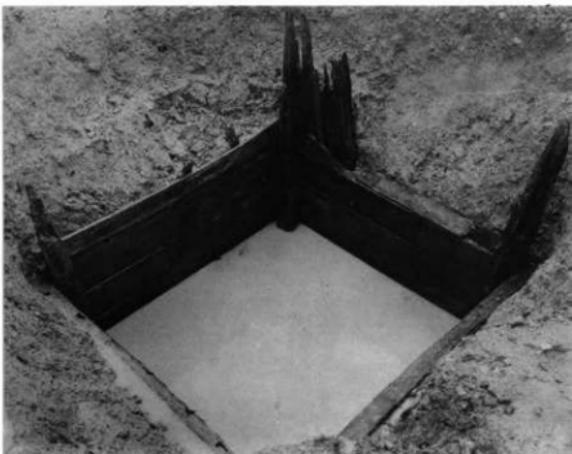
3. SB116建物
SA130石敷
西より



1. SE168井戸
西北より



2. SE168-C井戸
北より

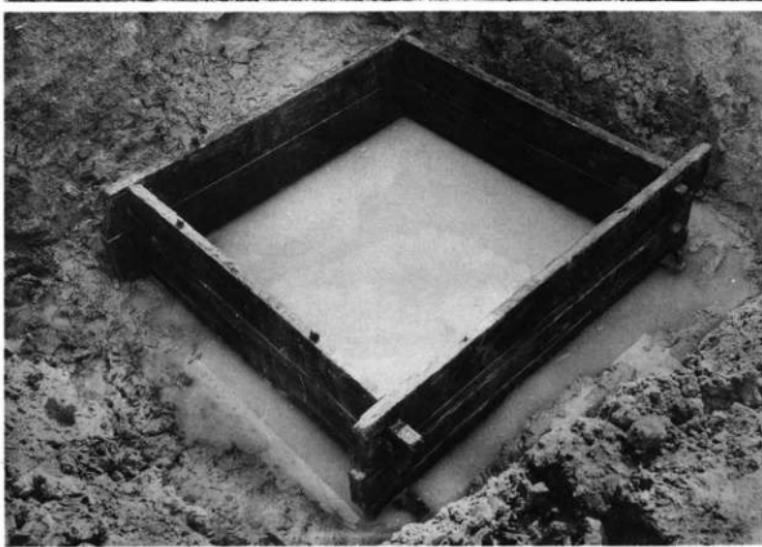


3. SE168-B井戸
北東より

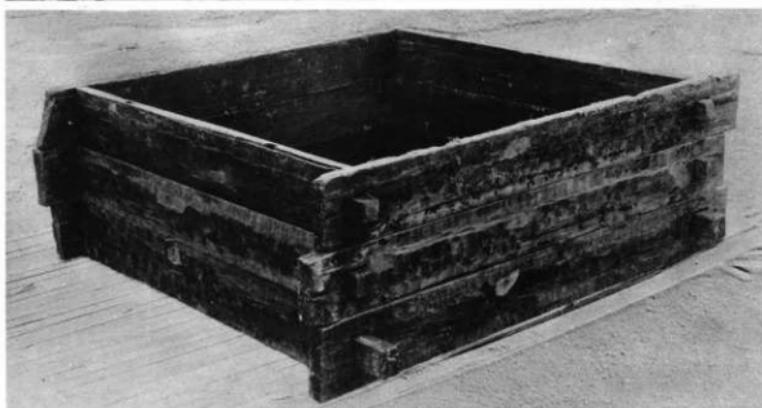
1. SE168-A井戸
北より



2. SE168-A井戸
東北より

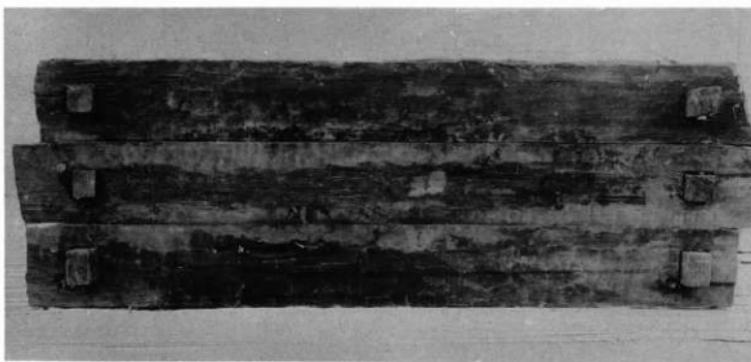


3. SE168-A井戸枠

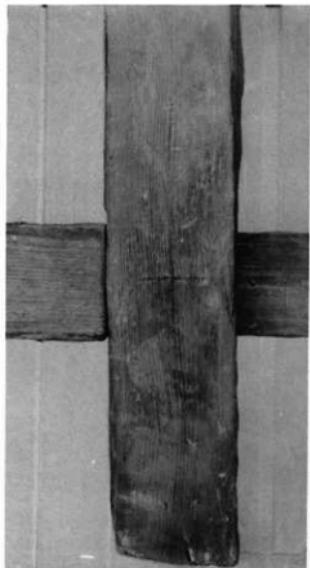




1. SE168-A井戸枠
西面



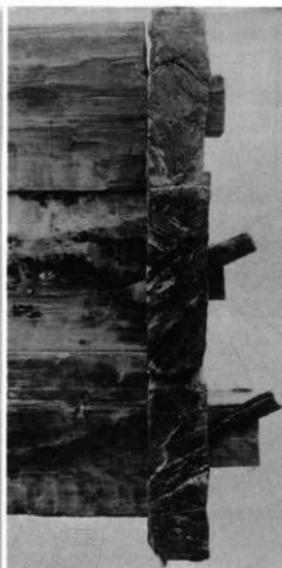
2. 同上南面



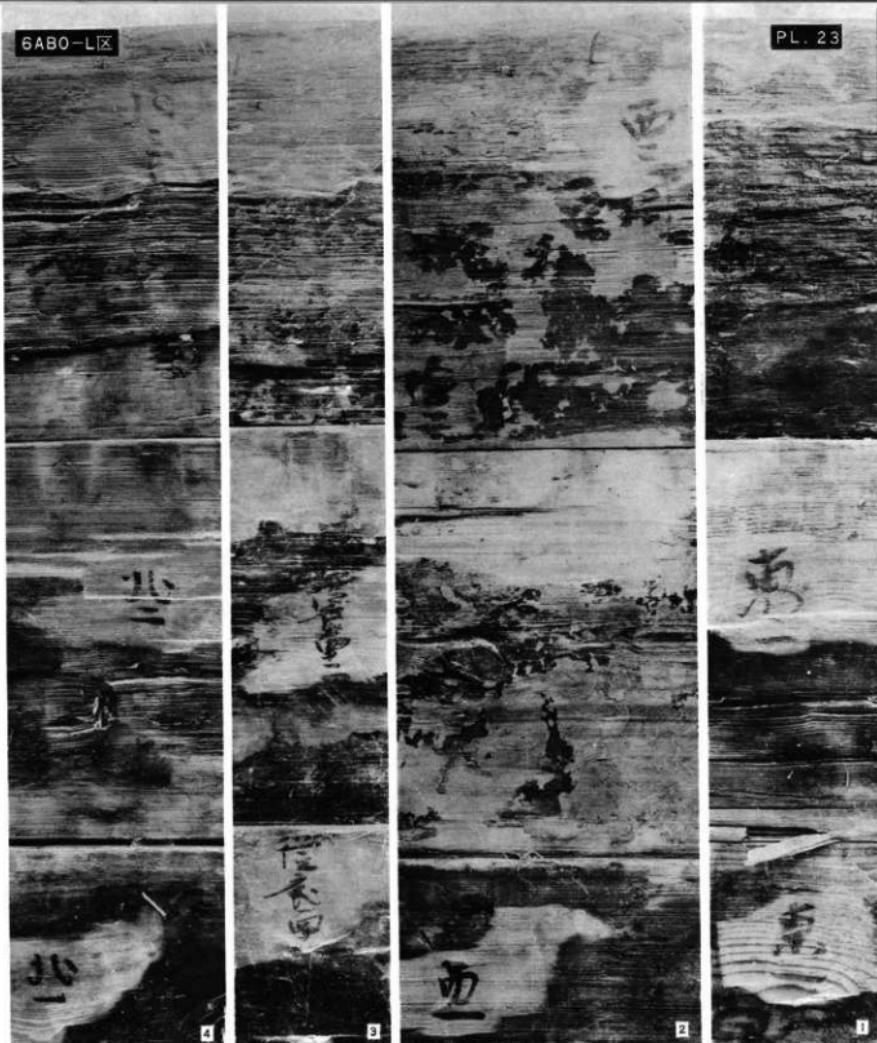
3. 枠上面の心墨



4. 井戸枠組固定状況a



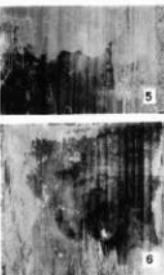
5. 井戸枠組固定状況b



井戸桟番付墨書き

1. ~ 4. 中央外面
5. 東3北端内西(北)
6. 西1北端内面(南)
7. 南1東端内西(東)
8. 南3西端内西(西)
9. 南2西端内西(西、合量31.0)
10. 北1東端内面(西)

1 : 3 - 5





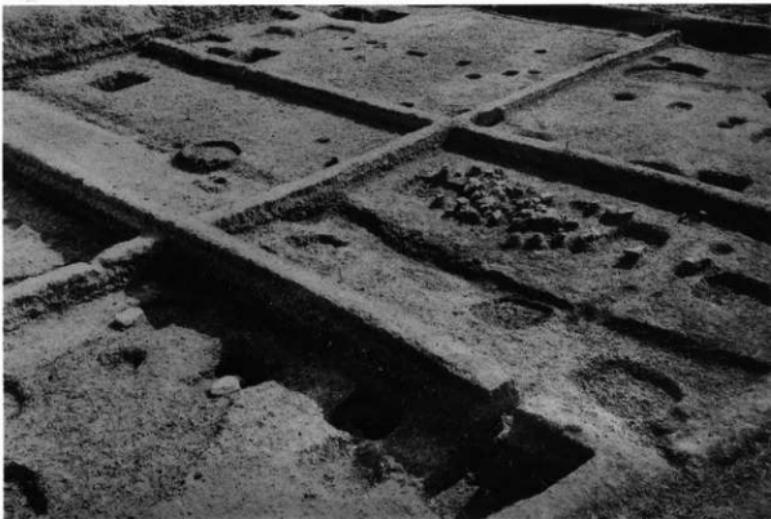
1. 全景

北より



2. 北半部全景

東より



3. SB205建物

西北より



1. SB211建物
東より



2. SB211建物
西より



3. SB211建物部分
西より



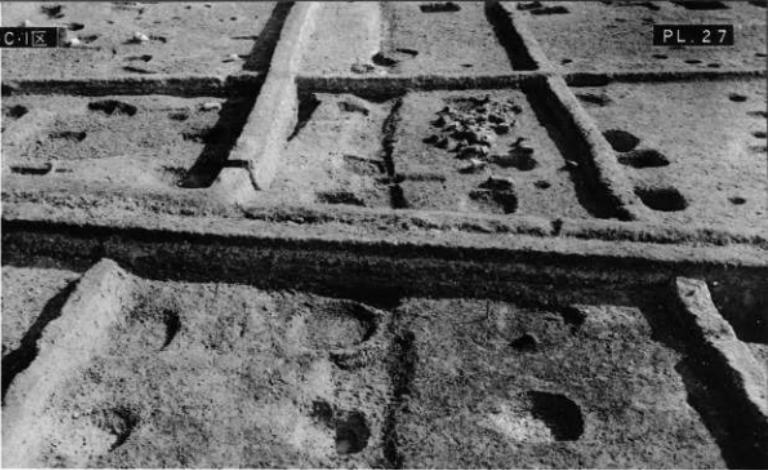
1. SK219土壤発
掘前 南西より



2. 同上発掘後
西より



3. 同上発掘後
北より



1. SD141溝
西より



2. SD126溝
西より



3. SA203構
東より



1. SA233構
北より



2. 同上南半部
西より



3. SB236建物
南より





33

30

32

3

1:1



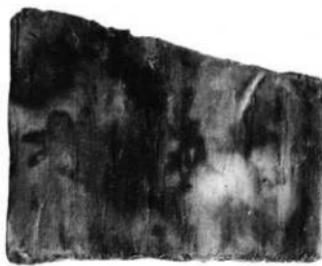
8

6

25

5

26





11



10

1:1



22



19



18



17



16



29



27



24



15

木札2

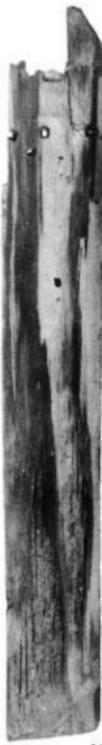
111



28



23



21



20

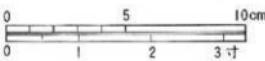
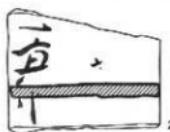


20

20・21 1 : 1.75

20・23・28 1 : 1

寺清
山豆二十
晉十五下
大床添
朱舊十
荷可墨止
用字于新同
之多
9



20



35



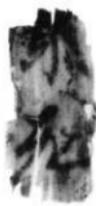
38



31



40



36



34



9



37



41



39



111



6282-B

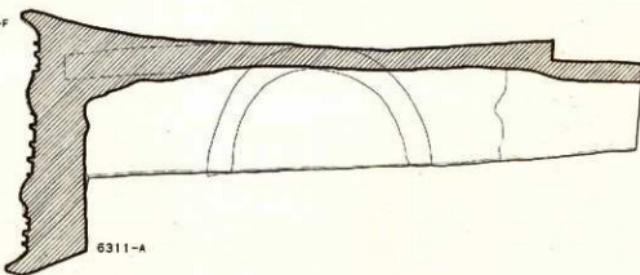
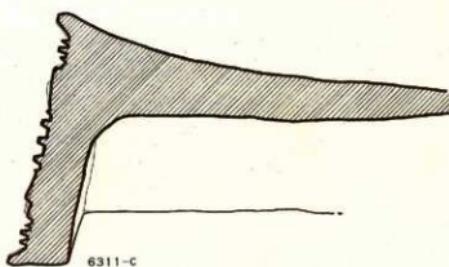
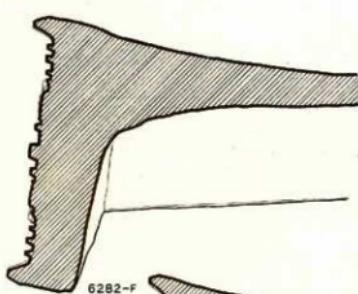
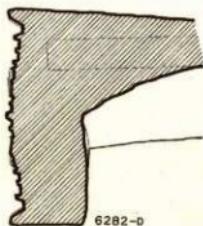
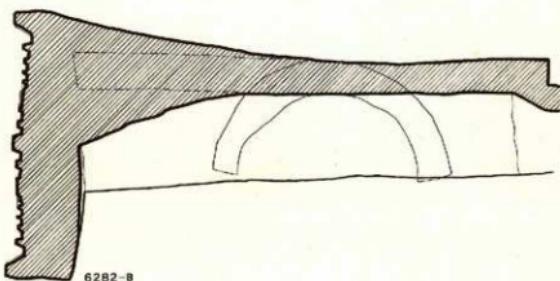
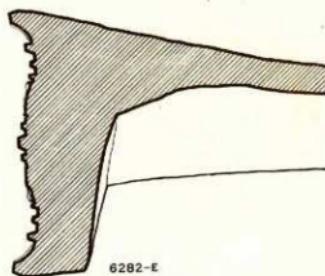
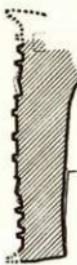
6721-G



6133-C

6732-A

1:2





6282-A



6281-C



6282-D



6282-B



6282-F



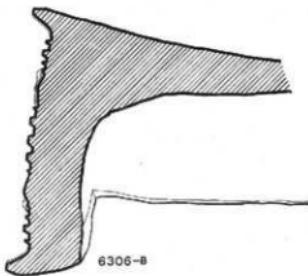
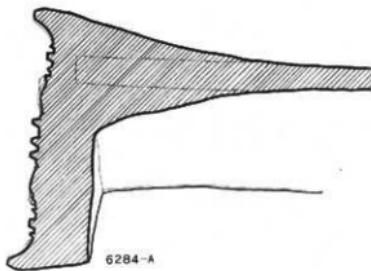
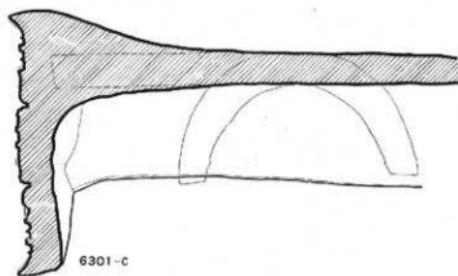
6282-E



6311-C



6311-A





6291-A



6301-A



6307



6303-A



6306-B



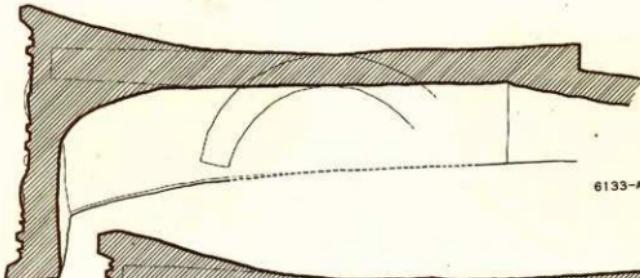
6304-A



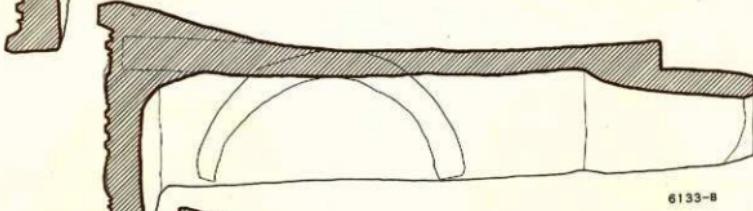
6284-B



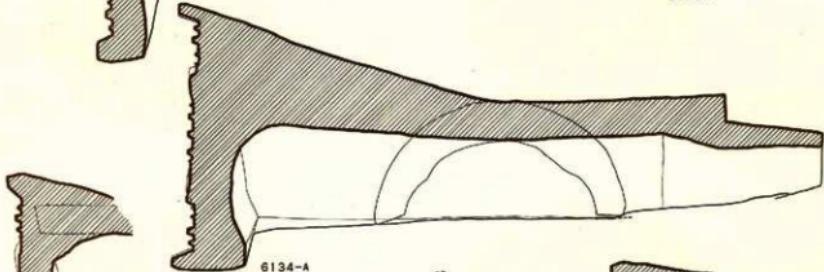
6284-A



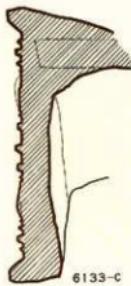
6133-A



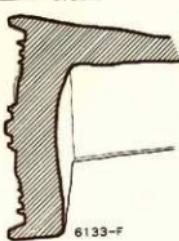
6133-B



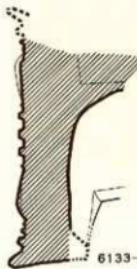
6134-A



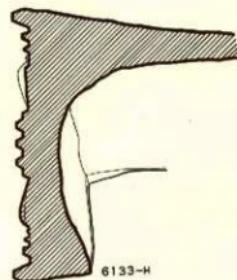
6133-C



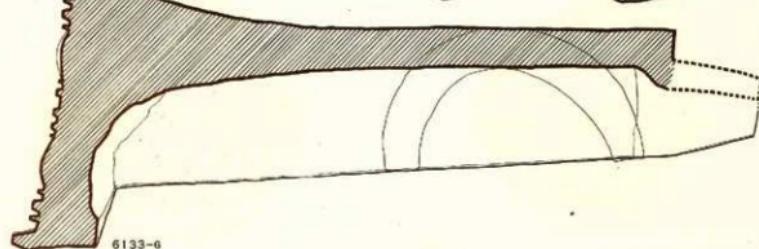
6133-F



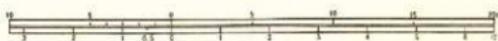
6133-G



6133-H



6133-G





6133-A



6133-C



6133-D



6133-B



6133-H



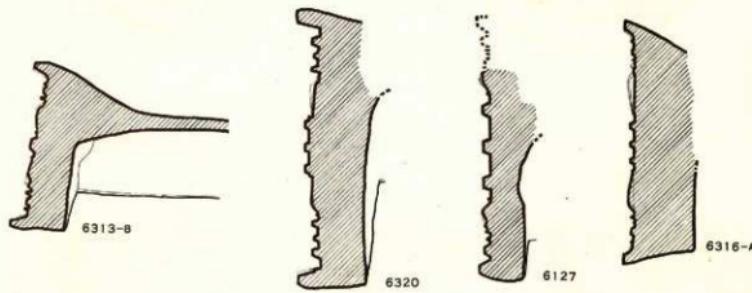
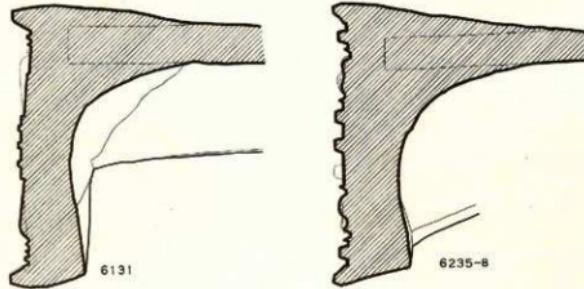
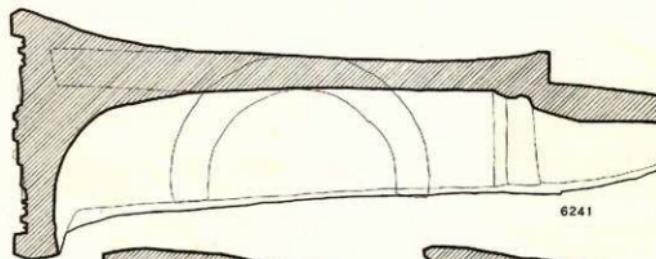
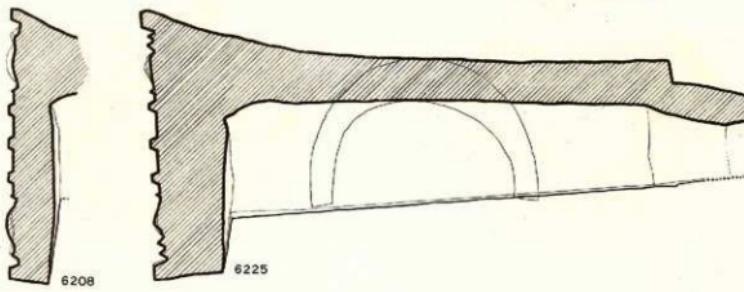
6133-G



6133-F



6134-A





6208



6225



6241



6225



6131



6320



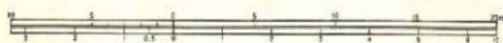
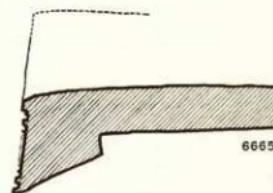
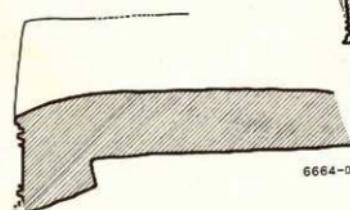
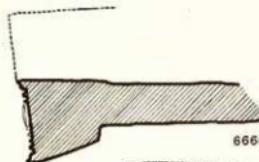
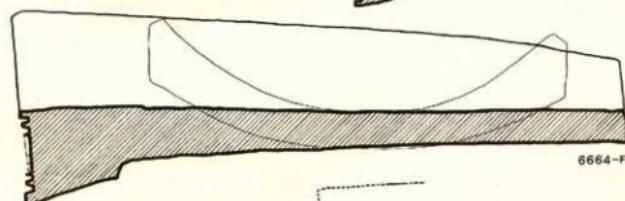
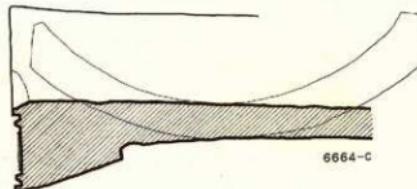
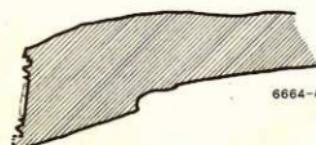
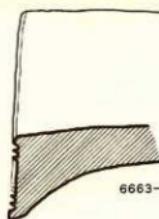
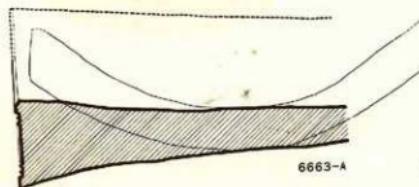
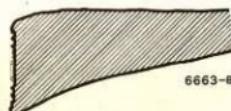
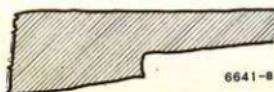
6127



6313-8



6316-A





6641-B



6641-E



6663-B



6663-A



6663-D



6663-C



6664-A



6664-C



6664-D



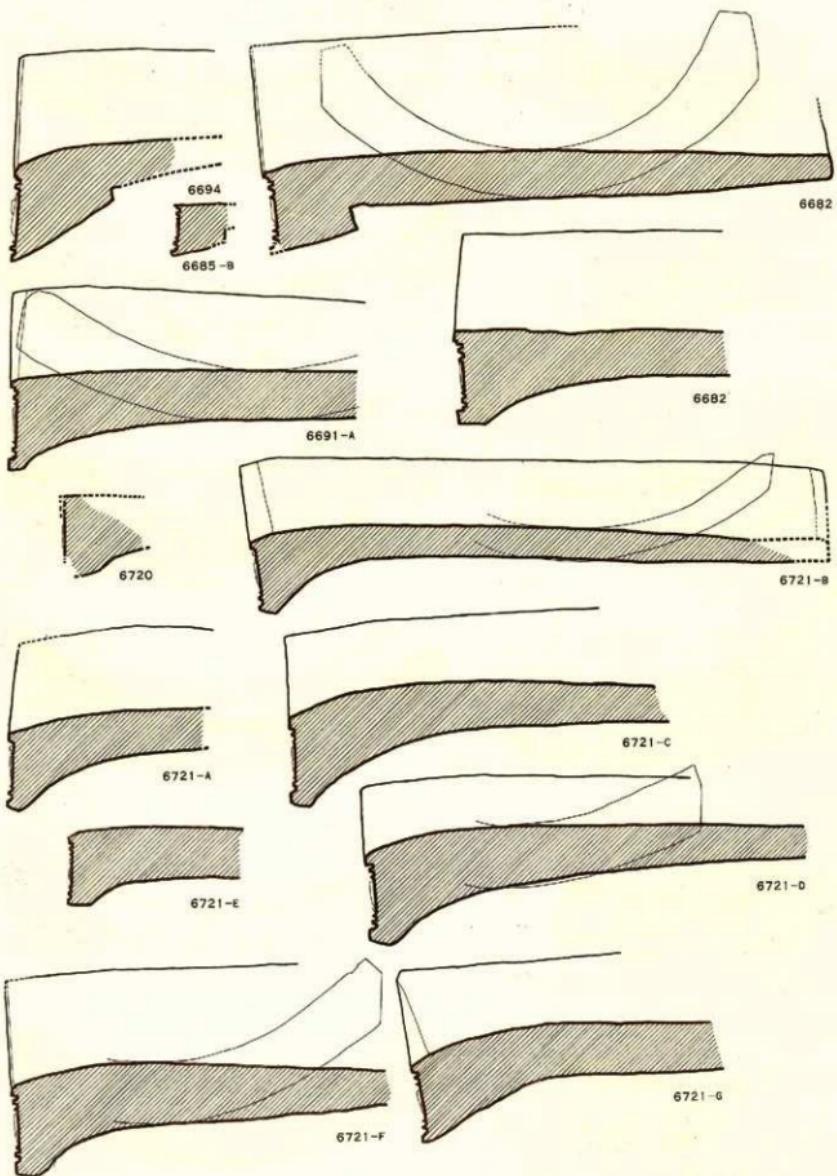
6664-F



6666



6665





6685-B



6682



6720



6691-A



6721-B



6694



6721-F



6721-A



6721-D



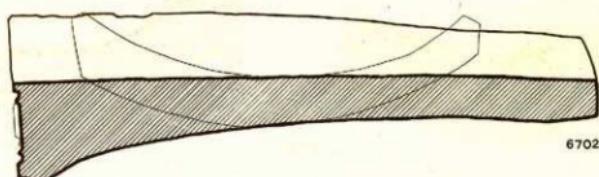
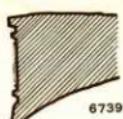
6721-C



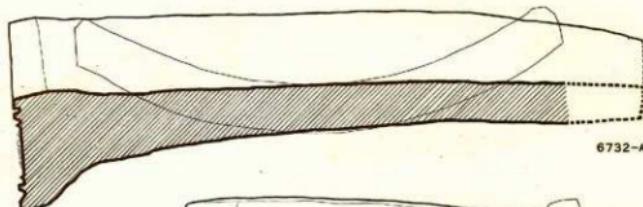
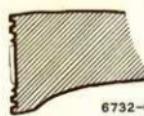
6721-E



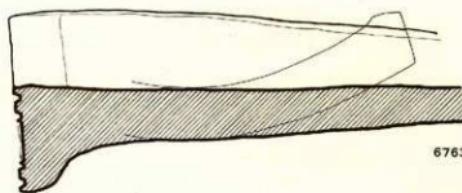
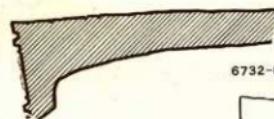
6721-G



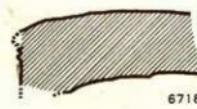
6702



6732-A



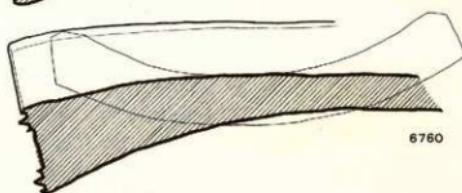
6763



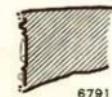
6718



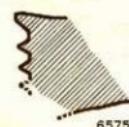
6801



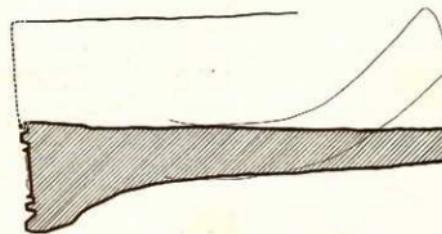
6760



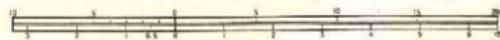
6791



6575



6761





6739



6702



6732-B



6732-A'



6732-C



6763



6791-B



6760



6718



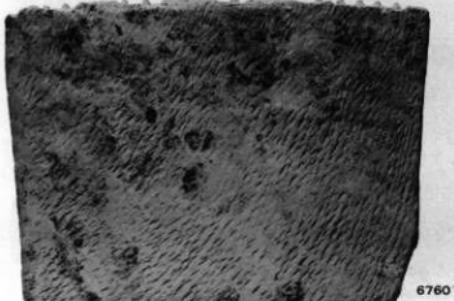
6761



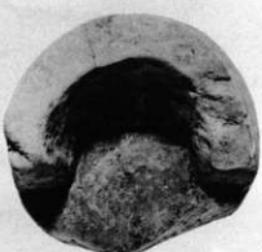
6575



6801

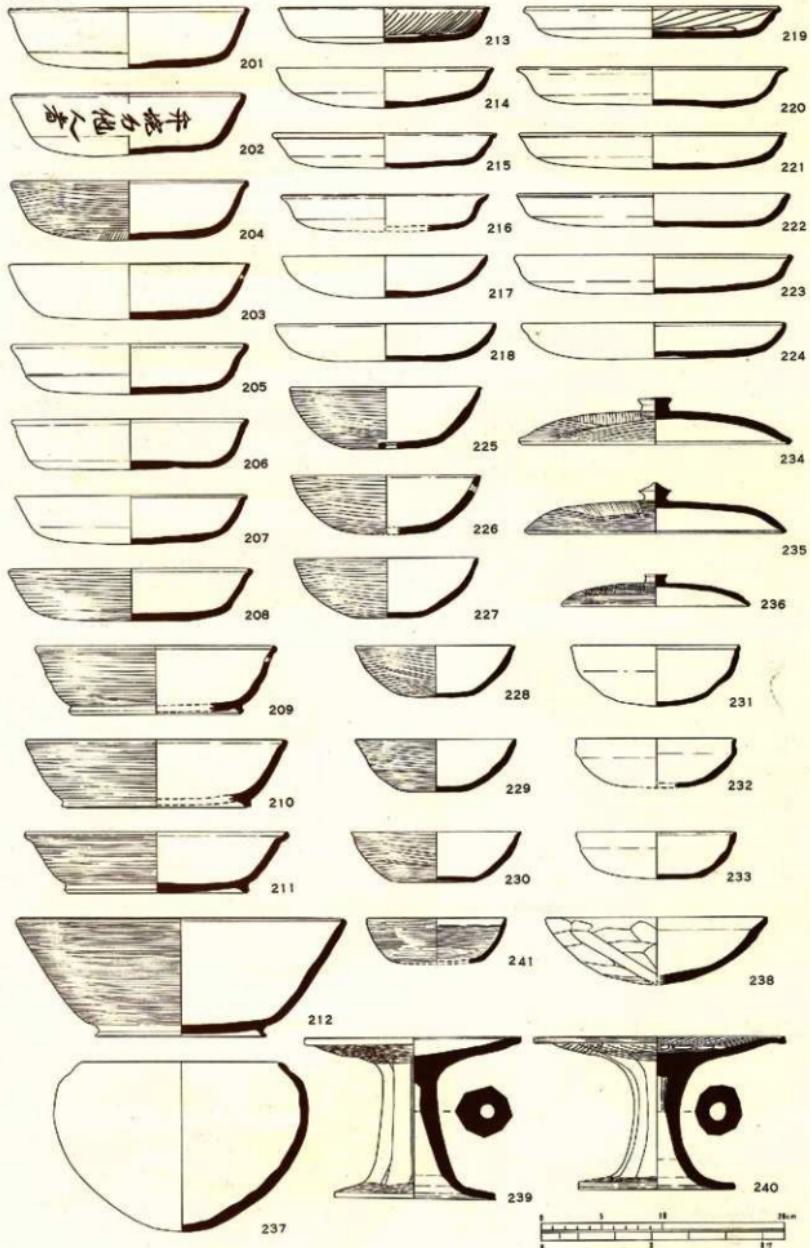


鬼瓦

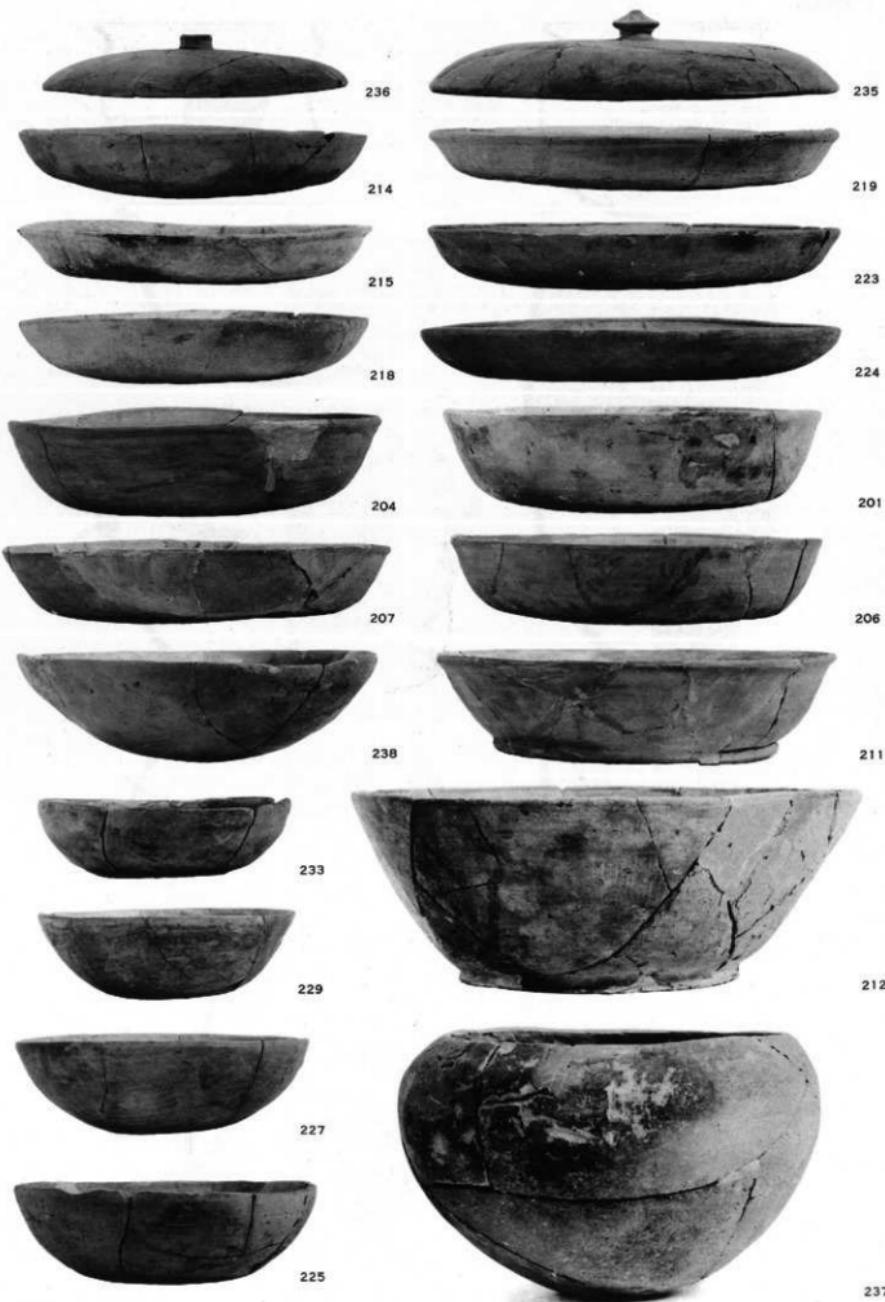


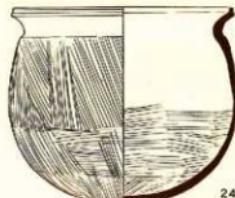
1:3

SK219

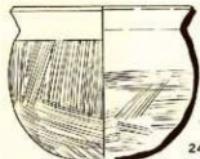


1 3 10 17 mm

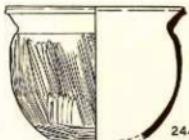




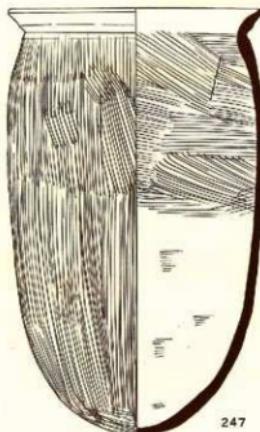
242



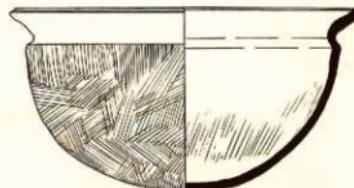
243



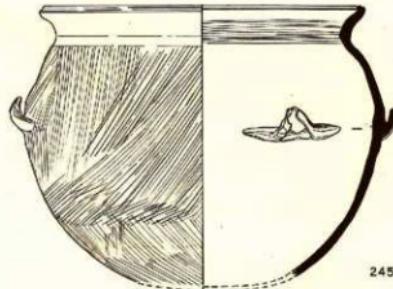
244



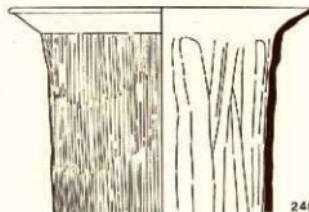
247



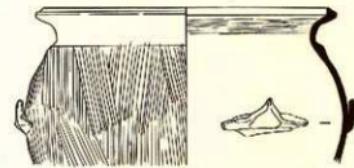
249



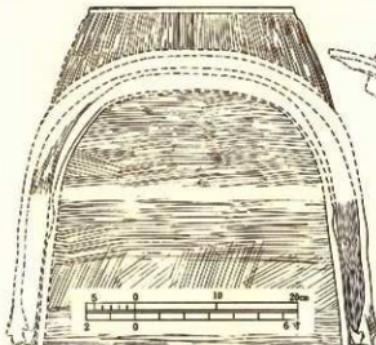
245



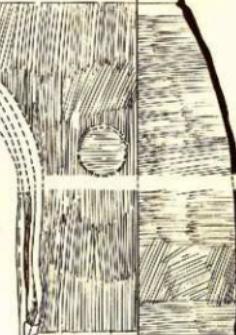
248



246

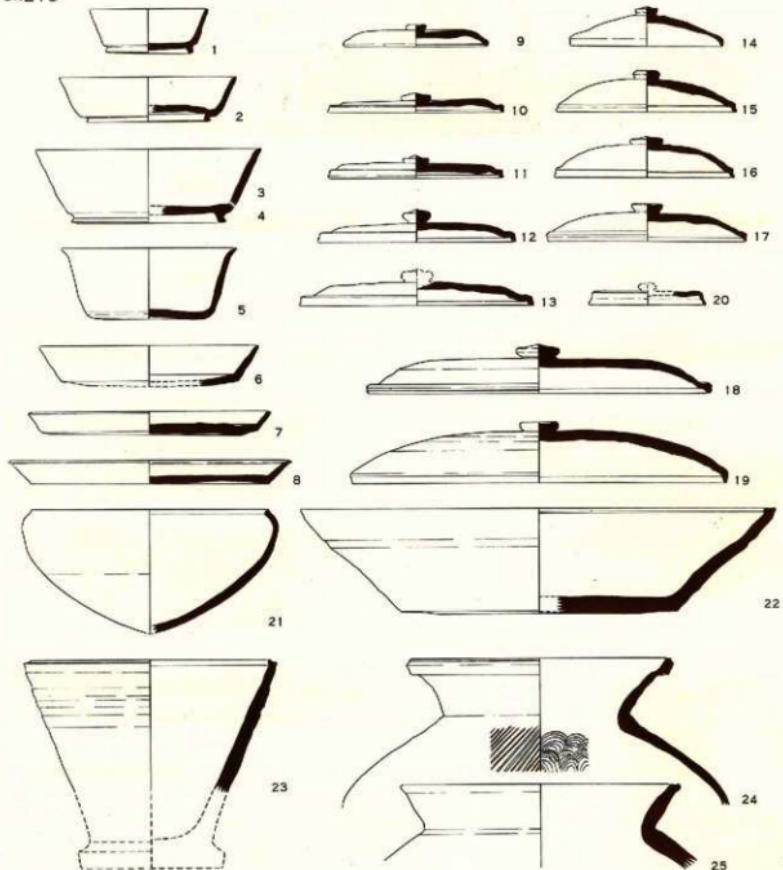


250

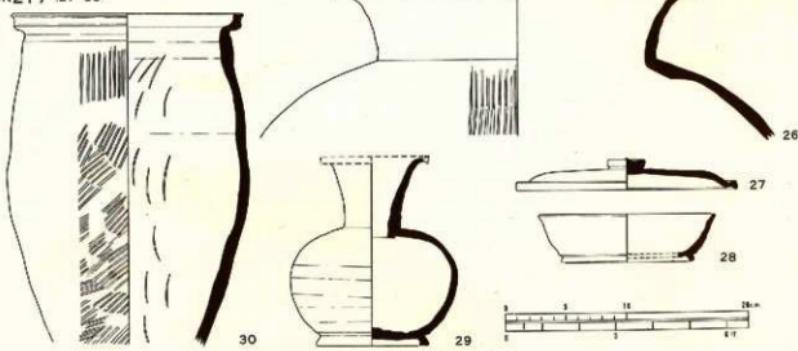




SK219



SK217 (27-30)



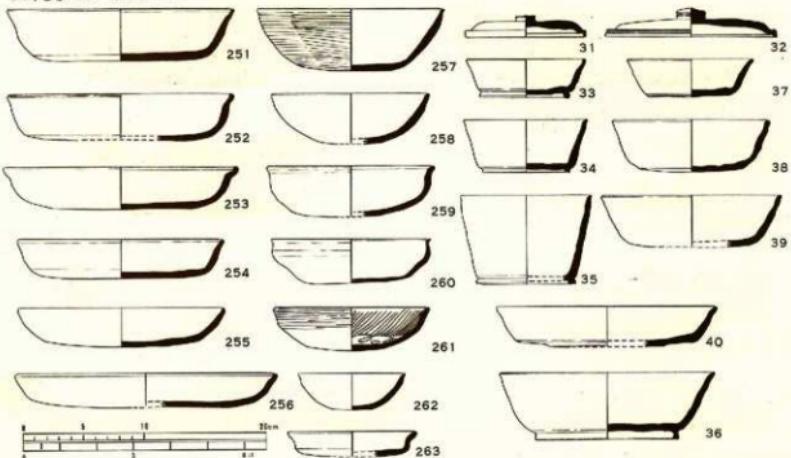


1~24-SK219出土

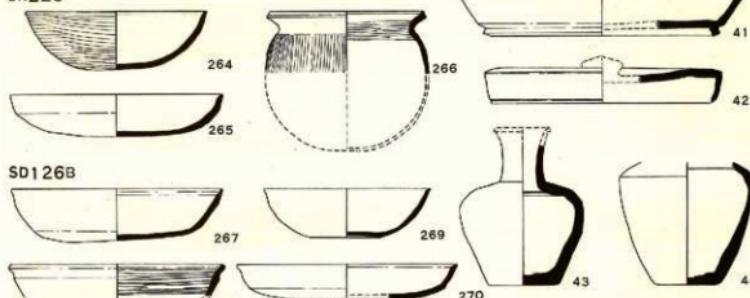
29-SK217出土

1~21 1:2

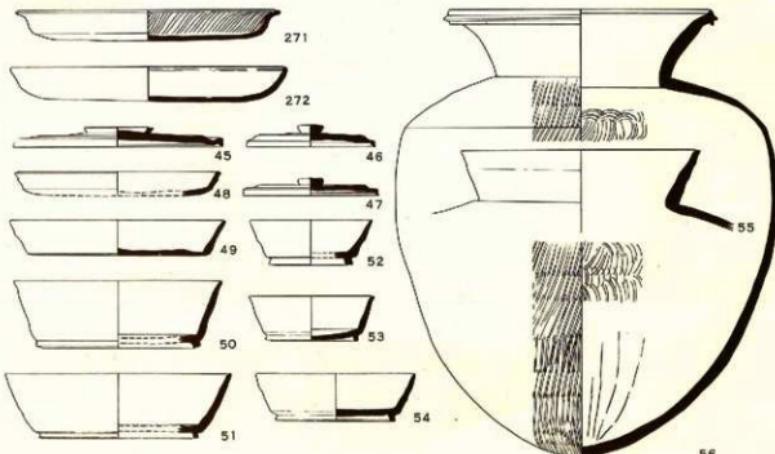
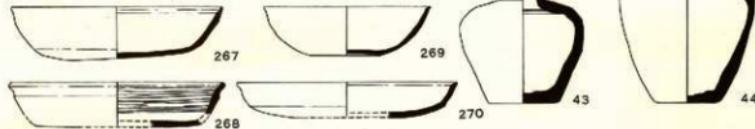
SG180 251~263 31~44



SK220



SD126B

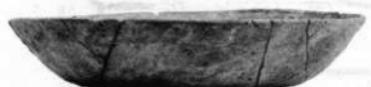




274



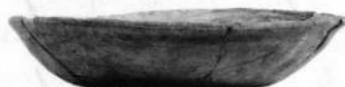
267



315



305



323



324



254



286



290



329



312



322



321



345



320



263



262



239

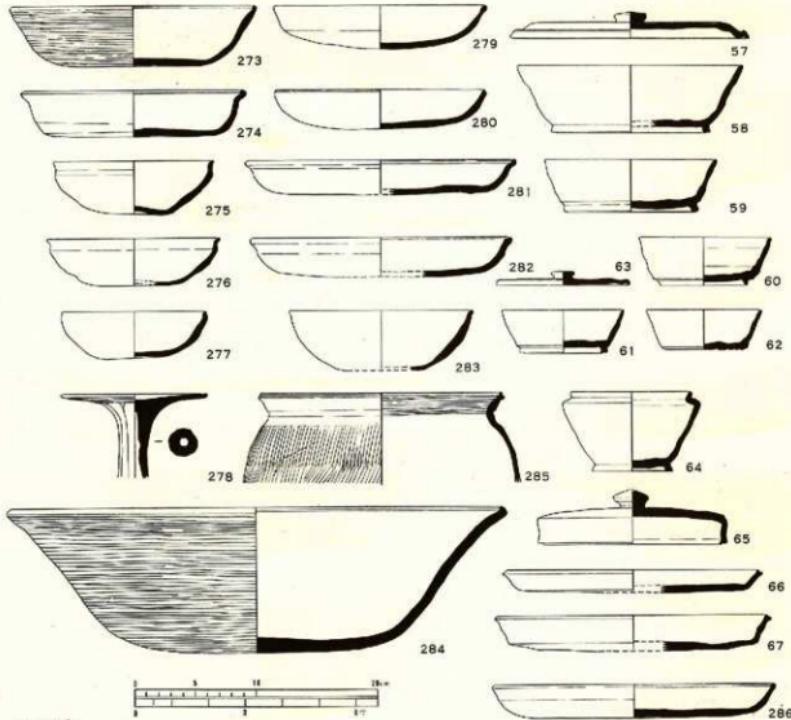


240

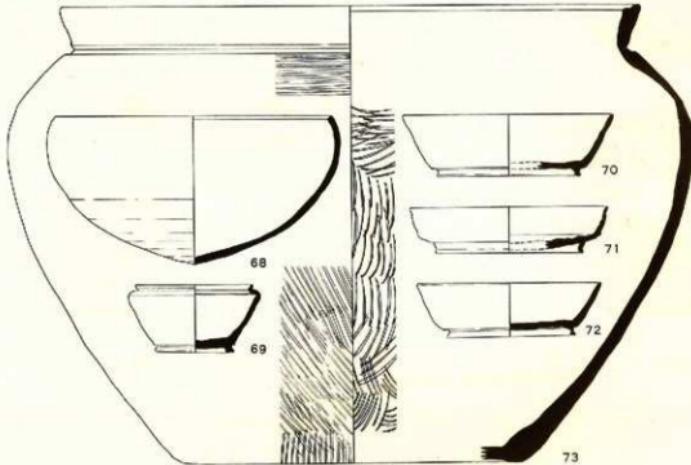


338

SK107



SD106





335



296



294



295



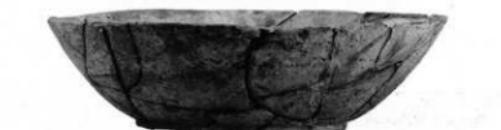
306



300



337



303



342



316



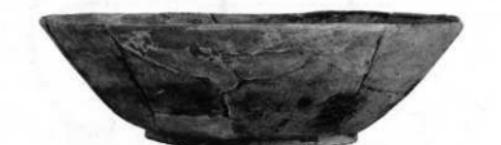
319



318



261



328



318



278



275

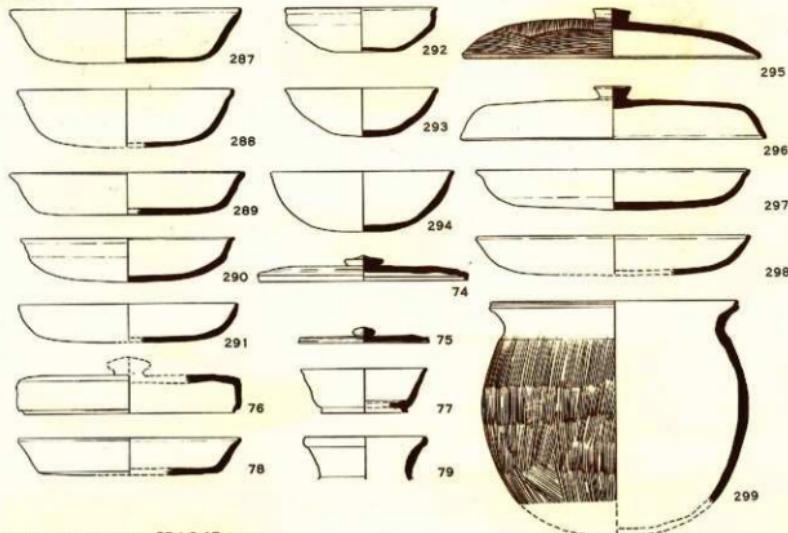


308

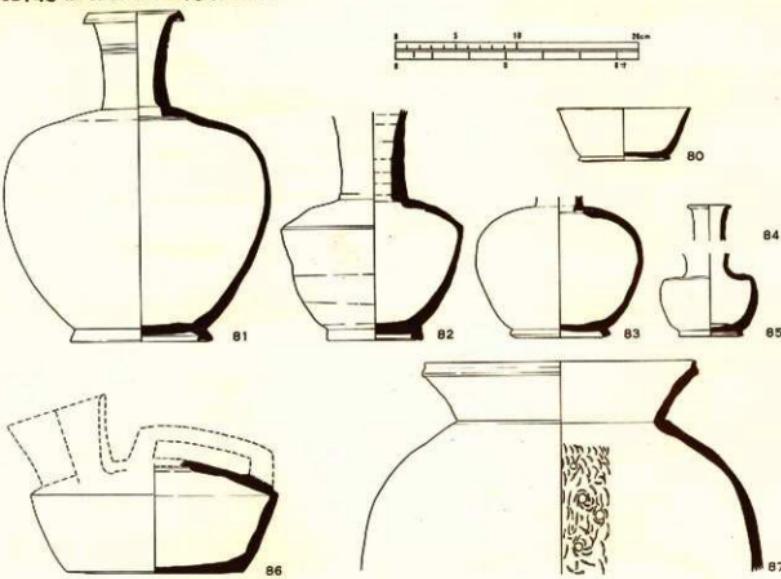


284

SK134



SB143 (81-82-84-87), SB194B (80-83)





94

75
7746
53

64



37



35



72



65



59



104



109



32



91



105



114



118

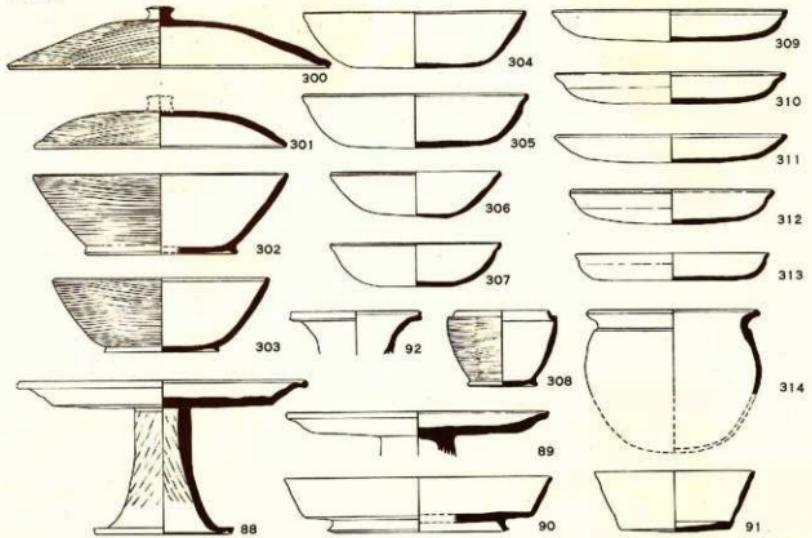


117

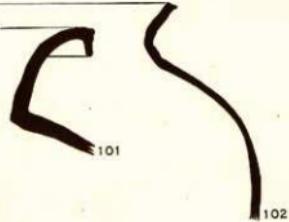
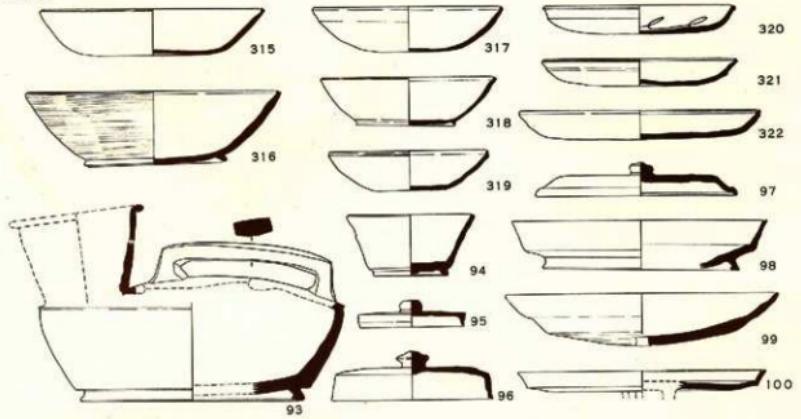


56

SB116



SK140





88



89



82

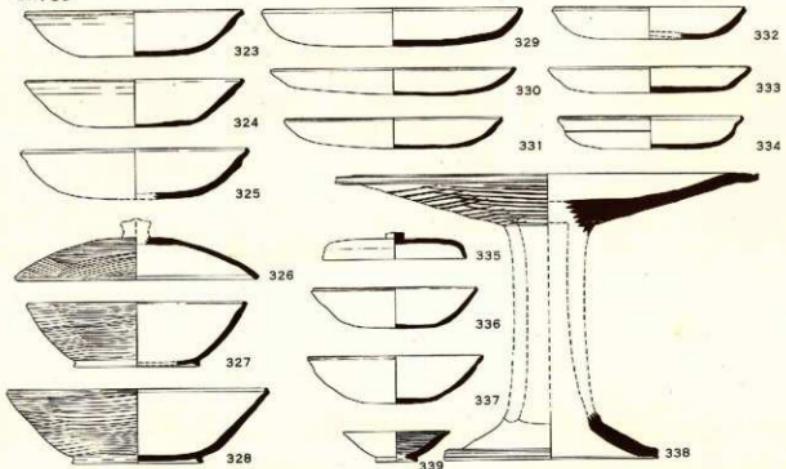


81

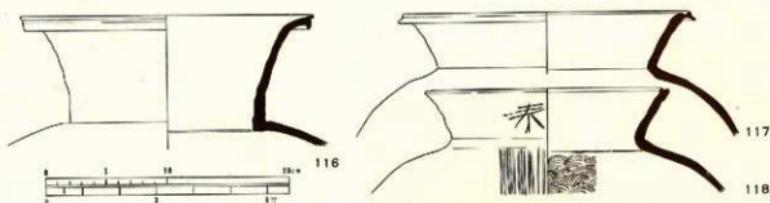
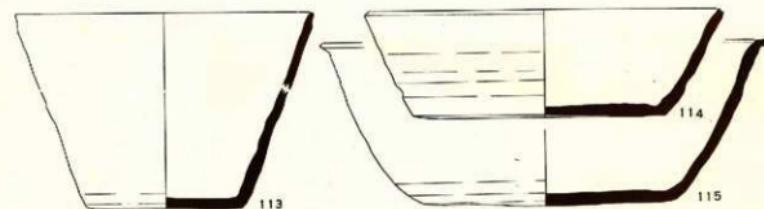
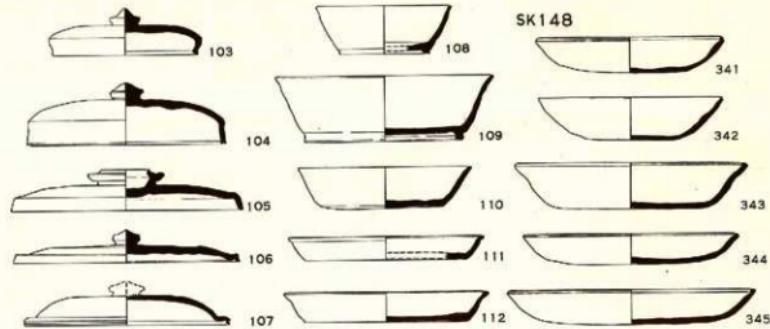


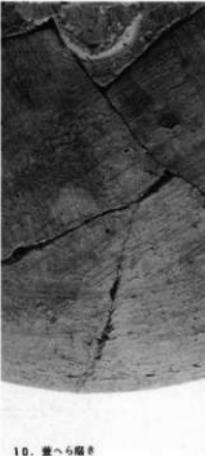
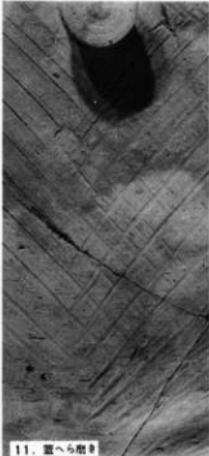
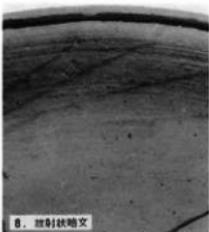
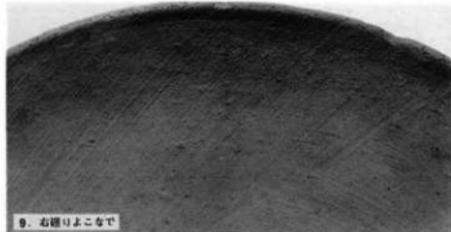
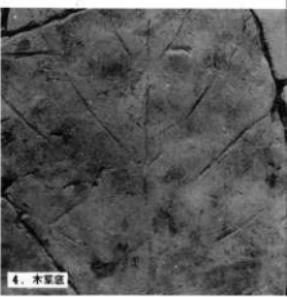
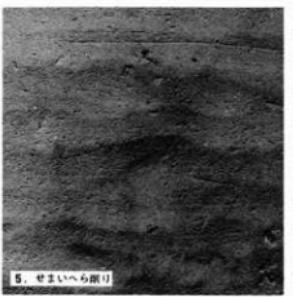
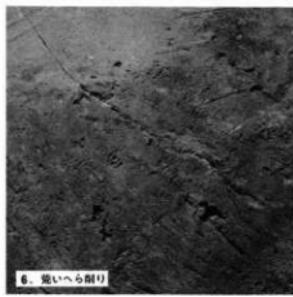
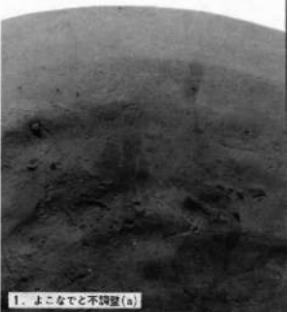
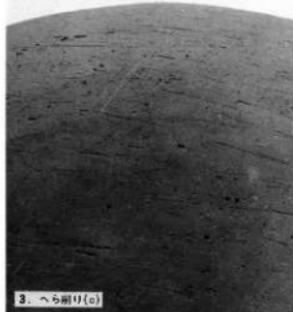
93

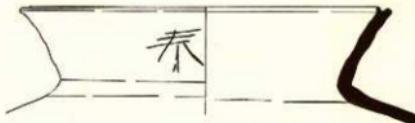
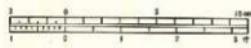
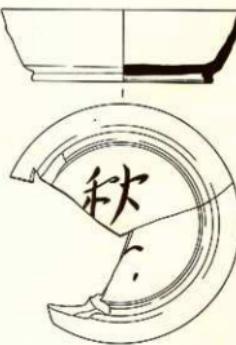
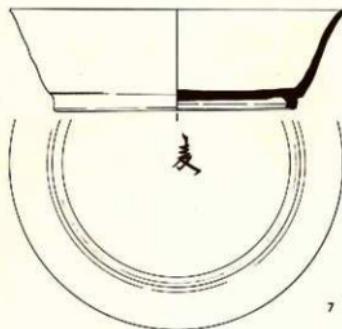
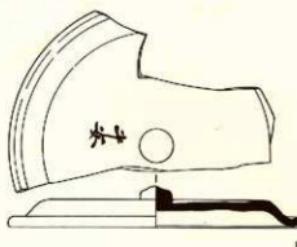
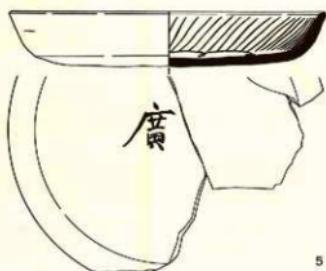
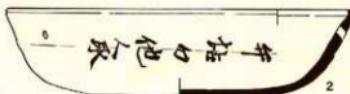
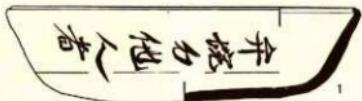
SA109

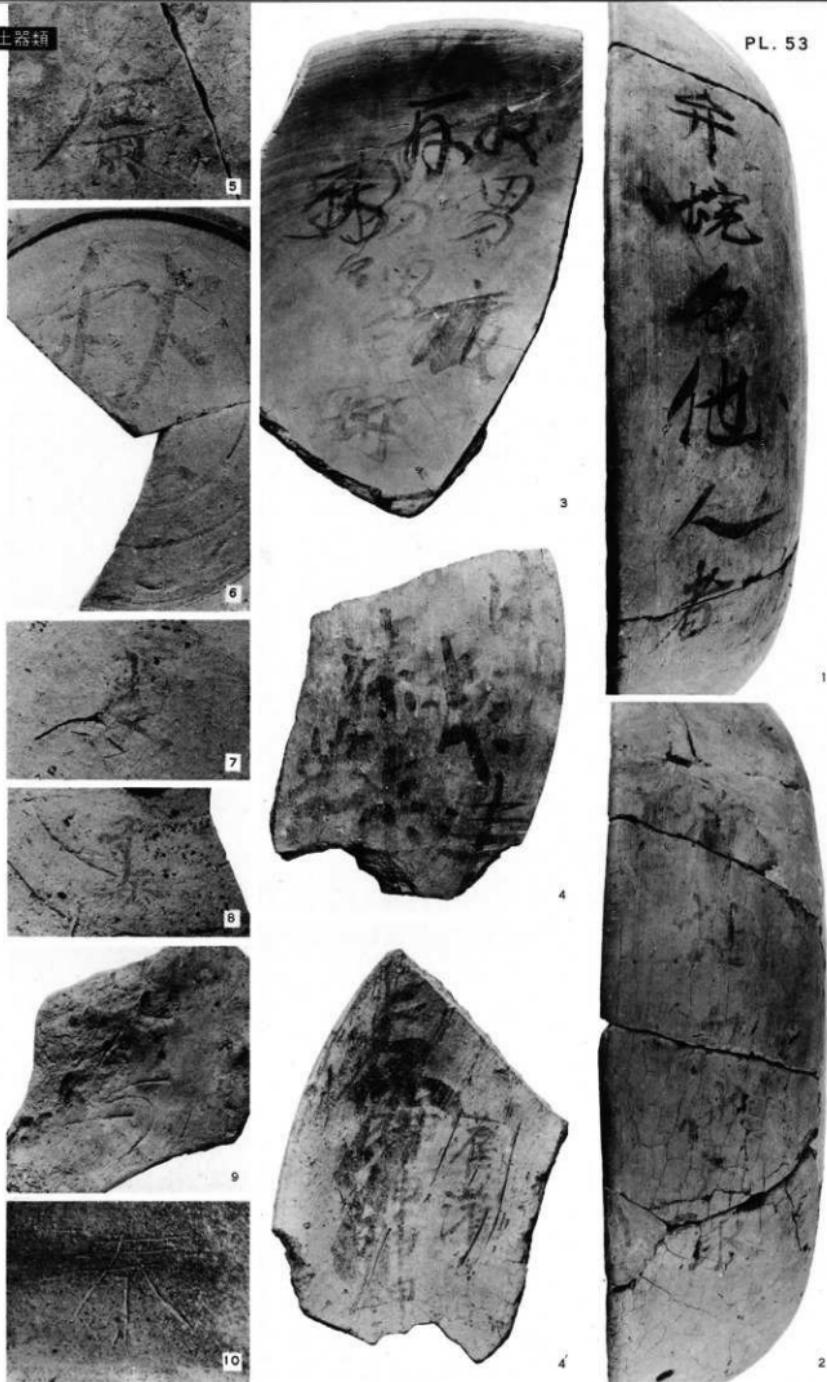


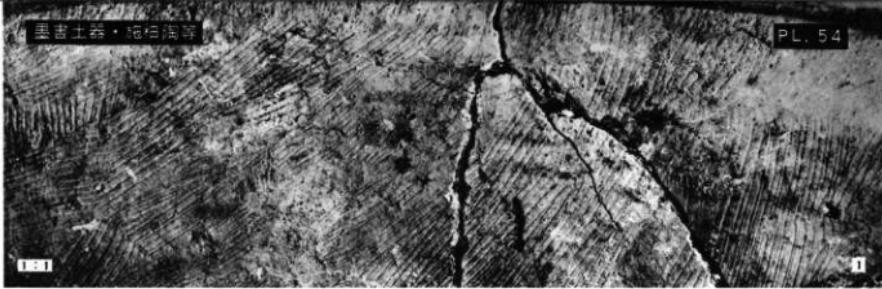
SK148



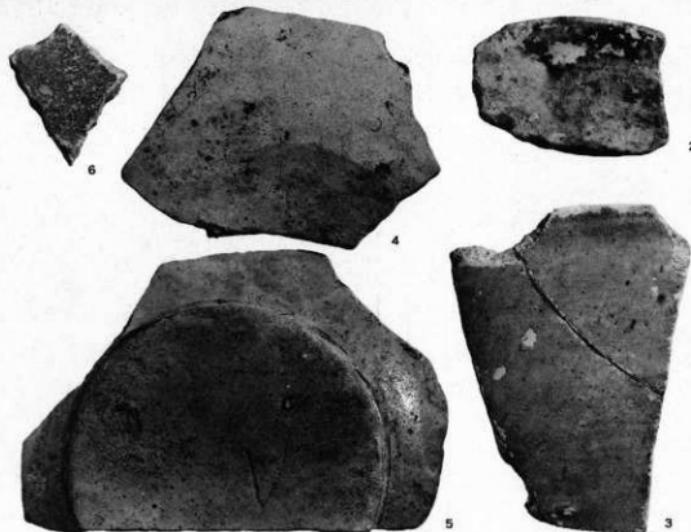








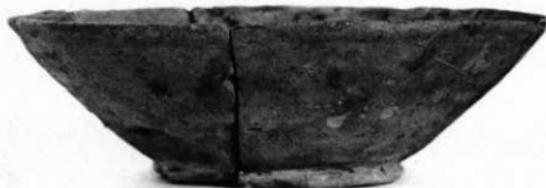
1. 墓吉土器



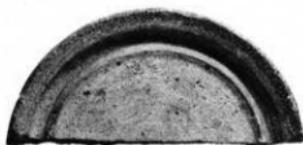
2. ~ 5.

綠釉陶片

6. 橙釉陶片 1:1.5



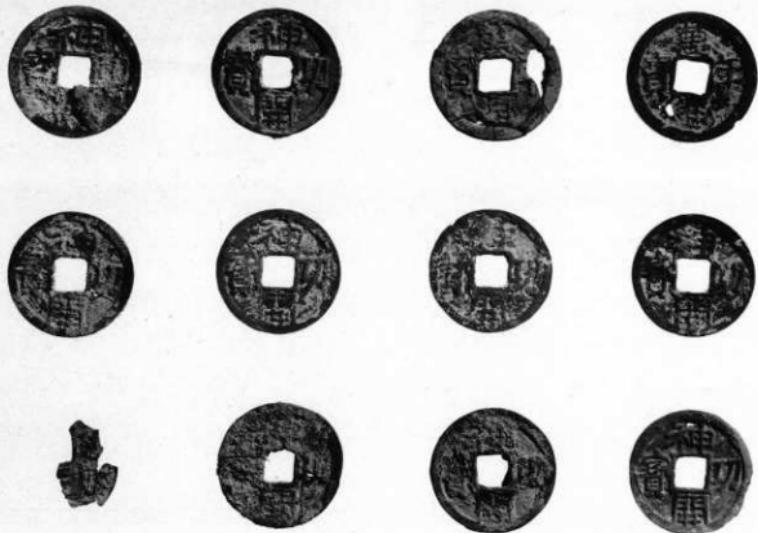
7. 綠釉陶器 1:1.5



8. 瓦規

1:1

8



万年通宝・神功開寶

1:1



1



2



同上出土時の状態

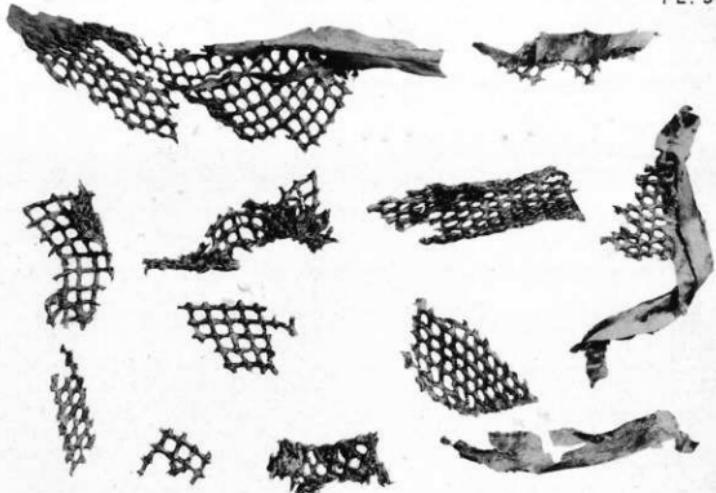
1:1



3

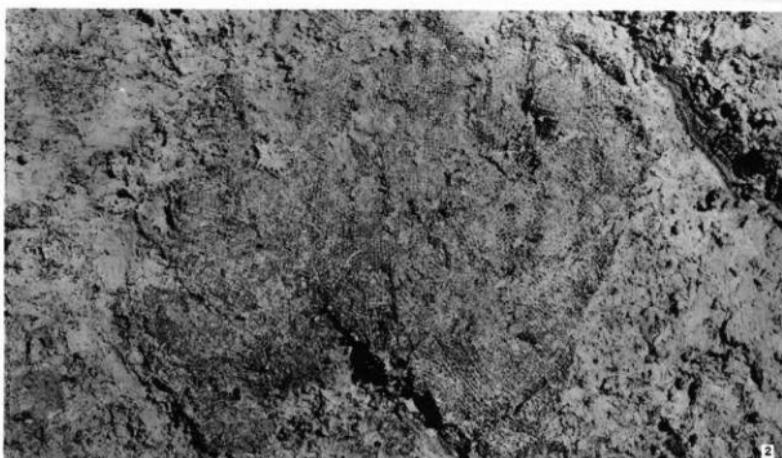


6



1. 漆製品

1 : 1

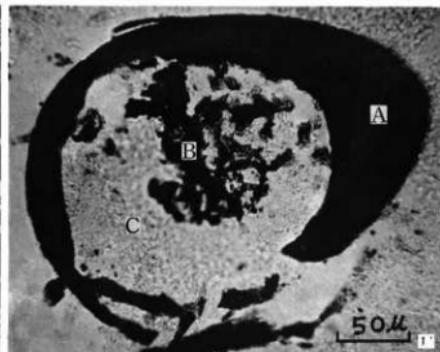


2. 麻布

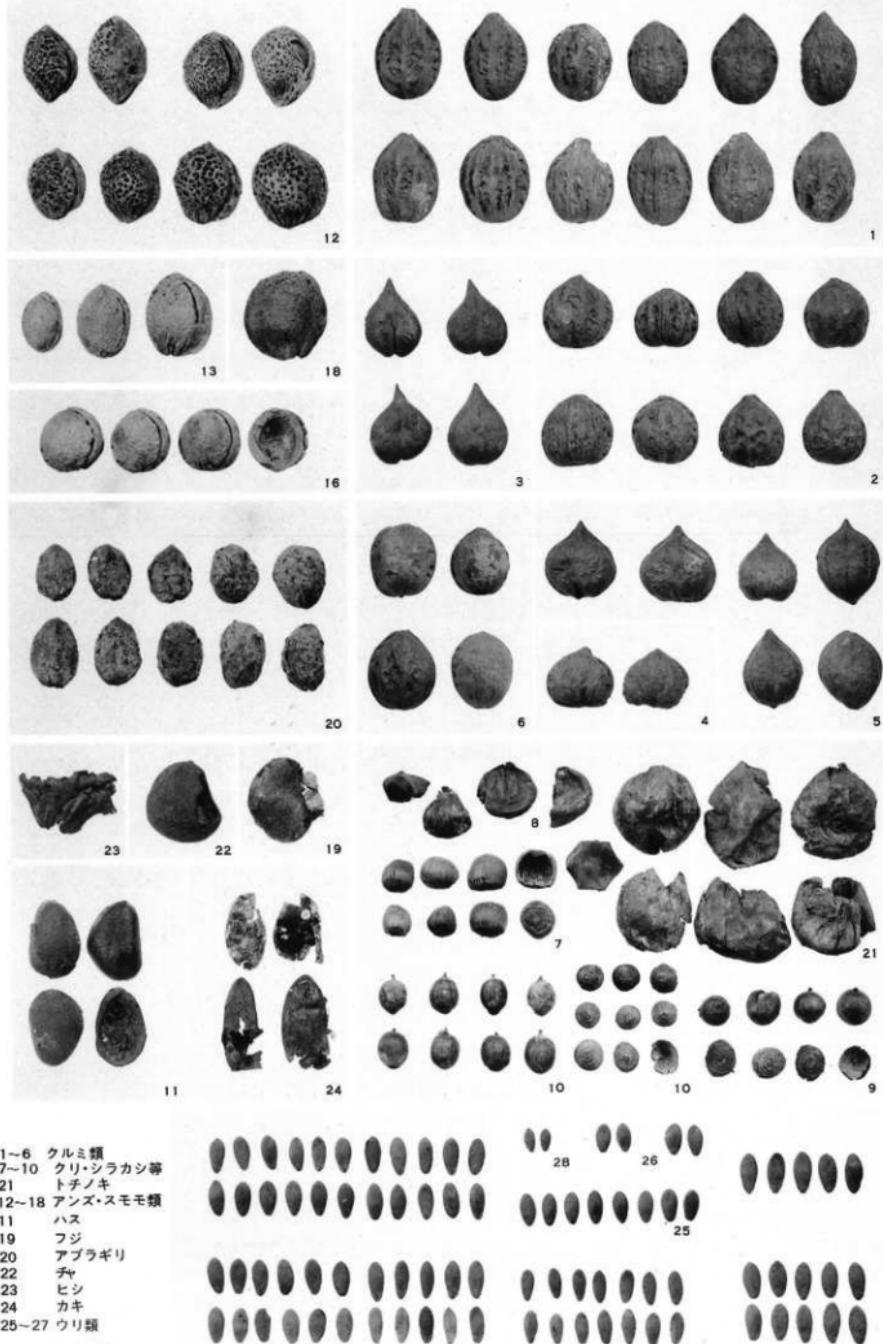
2



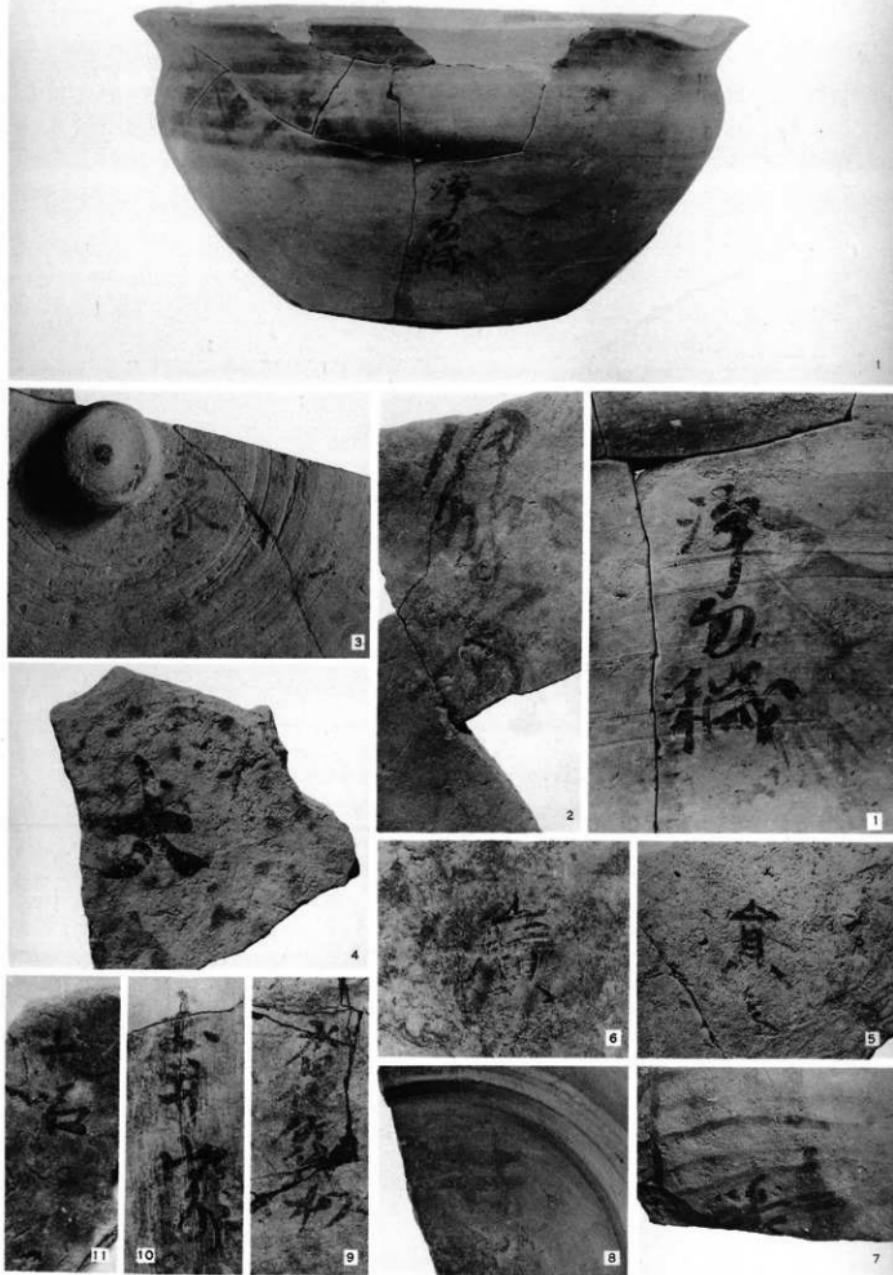
1 : 5



50μ



1~6 ケルミ類
7~10 クリ・シラカシ等
21 トチノキ
12~18 アンズ・スモモ類
11 ハス
19 フジ
20 アブラギリ
22 チヤ
23 ヒシ
24 カキ
25~27 ウリ類



大阪府柏原市船橋遺跡出土土器 1・3・8. 漢文器。2・4・5・7・9～11. 土器器

1・3～5・7・8. 松岡氏藏 2. 江谷氏藏 5・9～11. 大阪府教育委員会

昭和37年5月10日 印刷
昭和37年5月12日 発行

奈良国立文化財研究所10周年記念学報（学報第15）

平城宮発掘調査報告Ⅰ

—官衙地域の調査—

版 権 所有者 文化財保護委員会

編集者 奈良国立文化財研究所

印 刷 著 株式会社 菅 德 社
製本者 〒630 天理市川原城町388

発 行 者 奈良国立文化財研究所

